

咸宜園教育研究センター

研究紀要

第十三号

二〇二四年三月



「咸宜園の日」記念講演会 学制制定 150 周年記念「学制の制定と長三洲について」講師 関口直佑氏



令和4年度日本遺産子どもガイド（「咸宜園の日」記念講演会）

目次

口 絵

講演録 令和4年度「咸宜園の日」記念講演会
 学制制定一五〇年記念「学制の制定と長三洲について」
 早稲田大学先端社会科学研究所研究員 関口 直佑 …………… 一

研究ノート

廣瀬淡窓・咸宜園と疾病
 門下生「高松凌雲」と九級に達した門下生
 咸宜園の月旦評の変遷 廣瀬淡窓期【第一期】
 —文化十一年(一八一四)三月月旦評〜同十三年(一八一六)八月月旦評—
 大分県の寺子屋における「学科」の推移―『日本教育史資料(九)』より―
 深町浩一郎 …………… 一五
 原田 弘徳 …………… 三五
 秋吉紗耶香 …………… 四八
 渡辺 みか …………… 五八

咸宜園教育研究センター年報(令和4年度)

I. 教育普及事業(展示事業、講座・講演会等) …………… 1
 II. 調査研究事業 …………… 5
 III. 資料収集事業 …………… 7
 IV. 研究奨励事業 …………… 16
 V. 教育顕彰事業 …………… 16
 VI. その他 …………… 17
 VII. 世界文化遺産登録推進の取組 …………… 20
 VIII. 日本遺産の取組 …………… 24
 IX. 利用状況・日誌抄 …………… 28
 X. 各種委員会・職員名簿 …………… 29
 咸宜園教育研究センター要覧 …………… 30
 30
 40

※裏表紙の論文タイトル英訳は菊川一道氏(筑紫女学園大学)による。

「咸宜園の日」記念講演会 二〇一三年二月三日 於：日田市民文化会館（パトリア日田）小ホール

学制制定一五〇年記念

「学制の制定と長三洲について」

早稲田大学先端社会科学研究所研究員 関口 直佑

上州の片田舎から出てきた人間がですね、日田市の歴史的偉人を語るというのは、非常にプレッシャーを感じております。こちらでは、専門に研究をなさっている方々がいらっしやるだけでなく、三洲公出身の小学校では、特別に時間を設けて、授業に取り入れられていることを今朝教えていただきました。そこでですね、今回は学制ができた明治五年、一八七二年の一年間、この一年間に長三洲が何をしていたか、ということにしばってお話したいと思います。ただ、会場の中には、長三洲の名前は聞いたことがあるけれども、具体的にどんな人間か、ということをご存じない方もいらっしやるかもしれないので、一つだけ史料を紹介しまして、長三洲とはこういう人間だ、淡窓先生にこういう期待をかけられたんだ、というのを紹介させていただきたいと思えます。史料がお手元にあると思えますので、こちらをご覧ください。

こちらの史料で長三洲とはどういう人間か、淡窓先生にとつてどういう生徒であったのか、というのを②番の史料で読み取っていきたいと思えます。ここで一つ問題なのが、この時に使っていた名前の読み方ですね。当時の人は、ことあるごとに名前を変えてしまいますので、史料に書いてあります「世章」という字でこれが何と読むのか、ご存じの方いらっしやるでしょうか。なかなか名前の読みとというのは、歴史研究をやっていると難しく、当時の人たちはお互いに呼び合っていますから、いちいち書く時に、カッコをつけて読み方を書かないんですね。例えば吉田松陰の妹なんかも、文章の「文」と書いて、「ふみちゃん」なのか、「あやちゃん」なのか、長いことわからなかったり。佐久間象山は「しゅうざん」なのか「ぞうざん」なのか。地元でも、もめてる方がいたりしてですね、読み方ってなかなか難しいですね。長三洲の出身小学校などで勉強した方で、ご存じの方がいましたら、あとで「お前そんなことも知らないのか」という感じ

で教えていただければと思います。一応ここでは、「せしやう」じゃちよつと変なので。これは音読みで逃げるといいうのがあるんですけども、「イトウハクブン」みたいな形で。音読みで逃げるといいうり方があるんですけど、「ちよつせしやう」ではちよつとピンとこないの、「としあき」というふうに読ませていただきたいと思います。

世の中の「世」は「とし」と読めるので、「つゝあき」というより「としあき」の方がピタつとくるんじゃないかなって思えます。咸宜園を旅立つまでの約三年間、咸宜園で学んだあと長三洲が卒業するときの一八歳、ちよつと高校生ですね。皆さんも、「少年よ大志を抱け」みたいなことを先生に書いていただいて、「ありがとうございます」っていう感じで行く状況ですね。ただ当時と今とでは多少状況は違つてですね。長三洲は一八ですけども、淡窓先生は六九歳で、江戸時代に六九と言つたら、かなり高齢ですから、これが今生の別れになるかもしれない、というぐらゐの気持ちで、旅立つわけです。すつと新幹線で戻つてくるとかは、できませんからね。

では史料の②番。漢文で送り仮名がないんですけど、字面だけ、漢字だけちよつと目で追つていただければ何となくわかると思えますので、一行目から読みたいと思えます。

「人間う、神童後来、神ならざる者多し、畢竟これ何ものぞ。」

ある人が問いましたと。神童、つまり天才児、ギフトドとかいろいろ言い方がありますけれども、神童と呼ばれた少年の中で、「後来神ならざる者多し」。つまり大人になつて、その神童の力を持ち続けて、有名になつたり、力を発揮して人間というのは、あんまりいないと。「畢竟これ何物ぞ」と。これはどういうことなんでしょうか、というふうに、ある人が尋ねたんだと。すると「答えて曰く、内縁分を得、温水の水、二月中旬、巳に瓜を進む」と。なんのこつちや、という感じですけども、言葉をもらう方も教養がないとわからないので大変ですね。簡単に言えば、「二月の瓜」という言葉がありまして、「二月の瓜」、つまり、ウリ科の植物はキュウリとか、スイカっていうのは、夏のもですよね。それが二月、冬にできてくる。夏のものが、冬にできてくることで、早過ぎるっていうのは、あんまりよくないということなんです。早熟というのは、あんまりよくない。二月の真冬に夏のを食べると、体を冷やすわけです、そういうの

はよくないと一般的に言われていますね。

この「内園」とか「温水の水」っていうのは、たしか唐の玄宗皇帝が、愛人に俺はすごいんだぞ、っていうのを見せるためにですね、冬にわざわざお湯をガンガン沸かして、それを庭に引いたお湯の温度で、ウリを育てて、女性に見せて、俺にはこんな力があるんだぞっていう、そういう男のつまらない自尊心みたいなものから来ている「二月の瓜」という話なんです。これ一行目は一般論です。一般的には、早過ぎるのはよくない、っていうことを引用してるんですね。次に、「世章の如きは、誠の神なり。抑亦、庭訓の勤の由なり」。

接続詞を補うとすれば、でもね世章君は真の神だ、と。「神」っていうのは、神様お願いしますの神じゃなくて、神に与えられた力がある人間だ、っていうふうに言ってるんですね。その理由はですね、そもそもまた、理由の「由」という字がありまして、「庭訓の勤」だと。普通だったら、君が努力してるからとか、志があるからだ、つてくるんですけども「庭訓の勤」なりと。つまり、君の受けた家庭教育が最高だったからだと。お父さんお母さんの教育が素晴らしかったからだ、つていうふうに言うんですね。続きまして、「子曰く、孔子様はこうも言っている」と。

「賜は日に損じ、商は日に益す」。

賜君と商君という二人の人間がいて、「賜は日に損じ」は、賜君は日に日にバカになっていくと。そして商君は逆に、日々利口になっていくと。それはどうしてか。「賜は、己に若からざる者と処するを好み、商は、己に勝る者と処するを好む」からだ。

つまり賜君は、自分より能力が低い人間たちと一緒にいるのを好み、一方で商君は、自分より優れた人間たちと一緒にいるのを好むからだ、と。こういうわけですね。言う通りだと思います。皆さんのお知り合いにもいるかもしれません。自分よりモノ知らない人間とかですね、自分より社会的影響力がないと思う集団の中にわざわざ入って行って、言葉の節目節目に、「俺はすごいんだぞ」「私は特別なよ」ということを遠回しに言う人がいますが、それじゃ駄目だ、成長できないっていうのを、孔子の言葉をかりて淡窓先生が言ってるんですね。続けて三行目、

「才は、世章に勝るは、あるいは少なし」と。

才能の点において、世章君に勝てる者は、世の中には少ないかもしれない。文章を数回見ただけでぼつと暗記したり、一回読んだだけでぼつと理解する、頭の回転の速さのような、そういったものの才能の点において、君より勝っている者は世の中には少ないかもしれない。でも、

「然るに、年の高なり。学の博きなり。世事に長けたる、皆一長有り」と。

そういう才能がなくても、年齢を重ねてすばらしい経験を積んでいる人とか、勉強・学問を積んで、すばらしい学識を身に付けた人間。もしくは、世の中のことに精通していて、いろいろな人と人との間を取り持ちたりするような、そういう能力。皆それぞれ君より優れた能力を持った人間は、世の中にいっぱいいるんだと。最後の四行目、

「苟も益を求めん、少よりして壯、壯よりして老、日に就き、月に將む」と。

つまり、仮にも君が成長していこうとするのであれば、少年期から壮年期、壮年期から老年期へ、日進月歩で成長していくことができるだろうと。そして最後に「すなわち神をもって始まり、神をもって終わるは、我、世章に、これを見る」。神のような人間で始まり、神のような人間で終わる者を、僕はねえ、世章君、君という人間を通じて見ることになるだろう、と。こうくるわけですね。こんなこと一八歳の時に、天下の廣瀬淡窓先生に言われたら、もう死ぬまで頑張ります、っていう感じになりますよね。そういう期待を長三洲はかけられたわけですが、すごいのが、その通りになるんですね。決してリップサービスでもなくて、ちよつと世間に出ていく弟子を焚きつけるために、派手なこと言ってるやろうじゃなくです、さすが淡窓先生ですね。人間を見抜くのはやっぱり人間ですね。人間を教育するのが人間だなどというのは、ここからもわかるんですね。A Iとかタブレットでは、真の教育はできないというのが、あらためてわかりますね。

具体的にどういう人生を長三洲は歩んだのか、をやっていると一時間たつてしまいますので、一つ戻って、お手元の①番の史料、これも全部読んでいられないので、前から四行目。①番の史料の四行目から読みたいと思います。

「廣瀬旭莊の塾の塾長をつとめた。諸藩の志士と交遊し、尊王攘夷運動に参加。長州の奇兵隊に加わり、元治元年（一八六四）馬関で四国連合艦隊と戦った」と。

勉強のできる子が、そつちか、という人生を歩むわけですね。神童と程遠い私が言うのもなんですが、程遠い私が触れるのもおこがましいのですが、おおよそ天才児とか呼ばれてる少年であつても、その時代の政権が引いた線路の上の人生を普通は行くわけですね。例えば当時であれば、淡窓先生に推薦状でも書いてもらつてですね、幕府に仕官して、小役人あたりから始めて、小さい仕事をコツコツやつて、だんだん大きな仕事を任されてから三〇歳、これくらいになるとですね。お前もいい年だから、とか言われて、いいところのお嬢さんをもらつて、結婚して、そうして郡奉行あたりになれば御の字で、そろそろお金もたまつたし、五〇、六〇歳になつて隠居とかつて考え始めてですね。隠居して、趣味にはしろうか、私塾でも開こうか、天下り先にも移ろうか、とかいろいろ考えるんですね。そういう人生を、普通は天才というか、神童でも行くわけですけども、彼はそうじゃないんですね。引かれた線路の上を行くどころか、その線路そのものをぶつ壊して引き直すほうに、彼は突入して行くんですね。つまり、いわゆる長州という、幕府を倒そうというところの、ぶつ壊す方の、そのまた長州尊攘派というそのド中心、奇兵隊なんてところに身をおいて、時代はこつちだつていうふうに、まさに神童ですね、神眼のようなもので時代を見て、彼は歩んで行くんですね。

あまり話すと時間がないですので、そろそろ学制にいきたくないんですが、一つだけ言うと、例えば「奇兵隊に加わり」というこの一文ですね。彼は、心の中で人を差別するみたいなのは、ないんだなつていうのがわかりますね。御承知のように奇兵隊というのは、江戸時代に職業的に差別されている人たちが多く入つて編制されますから、先ほど、発表していた少女が言つていたようにですね、三奪法の咸宜園の教育が効いているんですね。志さえ一緒なら身分なんて関係あるか、というような感じで、彼は突入して行つたのだと思いますね。

ということ、紹介はここまでで終わりました、本題の学制にいきたくないと思います。明治五年、一八七二年、長三洲はこの一年間、何をしてたんだという話。話のきつかけとして、③番の史料をご覧ください。『学制一五〇年史』という本が、去年ちよつと学制がなされてから一五〇年目ですから、文科省から『学制一五〇

年史』という、そのものずばりの本が出ました。全部ネットで読むことができますが、総数一一六〇ページほどありますので、読む方は気合を入れて読んでみてください。では、お手元の史料を読んでみたいと思います。

文部省の創設。明治四年七月の廢藩置県は、幕藩体制を一掃して、統一国家体制を創出した、明治維新における最大の政治改革の一つであつたが、そのわずか四日後の七月一八日に文部省は設置された。従来の大学に代わつて設置された文部省の職務は、全国の教育事務を「総判」し大中小学校を「管」すること、学校を所管するだけでなく、全国の教育行政事務を総轄することと規定された。設置と同時に最初の文部大輔(後の文部事務次官に相当)に江藤新平が任命され、七月二八日に就任した初代文部卿(後の文部大臣に相当)の大木喬任と協力して、省内の職制や職掌の大綱等を定め新進有為の洋学を学んだ人材を集めて、文部省の基礎を固めた。(中略)

九州の皆さんはピンとくるのでしょうか。ちよつと実際にアンケートをしないとわかりませんが、江藤新平や大木喬任は佐賀藩ですね。佐賀のイメージはどうでしょうか。あまり触れないほうがいいのでしょうか。私の師匠も佐賀藩ですから余計なことは言いませんが、佐賀の人間が中心になつて学制をつくつていったつてことですね。続けて二段落目です。

文部省は直ちに全国規模の学校制度の構想の立案に着手した。欧米学校制度に関する法規や文献の翻訳・調査に従事する一方、四年二月箕作麟祥・内田正雄などの著名な洋学者を主体として、これに国漢学者の木村正辞、長茨(三洲)を加えた一二人の「学制取調掛」を任命して、学校制度法令の起草に当たさせた。

この最後の部分、長三洲がサブ役、脇役的に『学制一五〇年史』に、つまり現在の文科省は、そう思つてるんだつてことが分かるんですね。洋学者が主役なんだと書いてある。それを確認していただいて、最後の部分です。

その構成からしても、ここに立案される学校制度計画が欧米のそれをモデルとしていることは明らかであった。立案・起草は急速に進められ、翌明治五年八月我が国最初の全国規模の近代教育法令である「学制」として公布されるに至った。

というふうに文科省は、一五〇年前の自分たちの制度を見ているということ、この史料を紹介しました。その後、井上久雄先生という方がいて、『学制論考』という、六〇〇ページぐらいの研究書が一九六〇年代にできて、そのあとに、倉沢剛先生という方が、『学制の研究』という、これは一〇〇〇ページの研究書がありまして、その後にもまた、色々五〇〇ページぐらいの本が出まして、またそれらを補完するものが出るんですけども、問題は結論が一致していない部分がたくさんあるんですね。

何で結論が一致してないかっていうと、史料がないんです。つまり、早急につくらなきゃいけないから、今でいう議事録とか、一二名の学制作成メンバーがいて、こう発言したとかですね。例えば二二章でもめたけれども、決をとって、こっちのあれになったとかっていう史料もなく、書記もいなくてですね、その会議の史料がほとんどないんです。

会議の史料がないなら、他に何かあるだろうって、メモとか、俺はこう思うみたいなの日記とか、作成メンバーのものが、あってもいいじゃないかと思うんですけども、燃えちゃってるんですね。この数年後に、皇居でボヤがありまして、そのときに燃えて一回目。二回目は関東大震災で、文部省に火がついてですね、関係するものが燃えちゃったんですね。

だからその残された少ない史料から、ああでもないこうでもないと言って推定した部分を含めて、数百ページなんです。で、『学制一五〇年史』で文科省は、長三洲は、脇役だと言ってるわけなんです。ほんまかいなって話なんです。それで時間が、今もうあと三〇分しかありませんけれども、一つだけ、今回議論になってる、本当に長三洲は、脇役なのかということですね。

西洋学者、日本人の外国学者が本当に主役なのか、というその一点に絞って、これから紹介する史料で説明していきたいと思えます。もう一度言いますと、『学制一五〇年史』に書いてあるように、長三洲と学制と言いながら、長三洲はただ

の脇役で、ヨーロッパ学者、今でいう大学の文学部英語学科の教授とか、文学部フランス語の教授とか、オランダ語の教授とか、そういった日本人の洋学者がメインで、本当にやったのかというのを、あと残りの三〇分ほどでやっていきたいと思えます。

ということ、④番の史料ですね。④番の史料、明治五年、学制が出された年の、先ほど見ましたように八月に出されますから、一月二三日の史料ですね。この史料と次のもう一つも明治五年のものなんです。ですけど、その前に一つだけ、一つだけちょっと前提の知識が必要でして、日本史で歴史の教科書に書いてあるんですけども、「岩倉使節団」っていうのを聞いたことありますよね。これは、前提の知識として、一つだけ確認しておきたいんです。「岩倉使節団」というのは、明治のびつくり事件のベストファイブに入るぐらいのものでして、なぜかといえば、政府の首脳、半数以上が地球の裏側のヨーロッパ・アメリカに、行っちゃって、一二年そこで外遊して、また帰ってくるっていう、そういうことなんですよ。当時はもちろん飛行機ありませんよ、ちょっと、ロンドンまで一二時間だから明日の何時に着くとかいう話じゃなくて、ざっくり言えば船ですから、一カ月かかるんですね。一カ月、片道一カ月、現代で片道一カ月かかるところっていうと・・・、火星とかですね。そういう話なんです。

現在の例えで言うと、岸田内閣の総理大臣含め閣僚のほとんどが、アメリカさんが火星にコロニー作ったから、ちょっと見に行ってくるという感じで、宇宙船に乗って、火星まで片道一カ月かけて行って、そのコロニーに一二年、いろいろ見えてきて、それから一カ月かけて帰ってくるという、そういう話なんです。岩倉使節団というのは、その間日本どうすんだよとか、台湾問題どうするんだと。尖閣はどうすんだよって話ですけど、行っちゃうんですね。当時の中心、岩倉具視、伊藤博文、木戸孝允、大久保利通というですね。メジャーなメンバーは全部行ってしまった、となっちゃうんですね。

それですね、その合間の明治五年の一月に出したのが、この④番の史料で、長三洲が書いた木戸孝允宛ての書簡ですね。もう、肉声と言っているわけですかね、肉声と言っても、録音されているわけではないんですけども、長三洲が、地球の裏側にいる木戸孝允に対して書いたものですが、実際に木戸孝允が読むのは、

一カ月後とかそういう話ですね。候文きこうぶんですので、慣れてないと、ちよつと引つかかるかもしれませんが、何となく漢字の字面だけ追っていただけだと思います。

「去る二月七日、御一行ごいつが恙なく米国へ御着船の段は、新報中承知仕り候」無事にアメリカに着いたっていうのは、新聞で読みましたよっていう感じですね。「その後の御模様絶えて承らず、定めて、御清適にて」と。「今頃は必ず」、「紐」に教育の「育」と書いて、ニューヨークですね、「紐ニューヨーク育あたりへ御滞留か、もしくは大西洋をお渡りにて」、「竜」が「動」と書いて、ロンドン、「竜動ロンドンに御着なりやと遙かに想像仕り候」。手紙が明治で感じしますね。江戸時代、こんなニューヨークなんて書いて、幕府に見つかつたら、えらいことになりましたからね。

続きまして、「去年は東京も未曾有の寒気にて、今もつて、梅花も開き申せず、そうじて、世界中寒威、酷烈なりとの風評、これあり候」と。去年は東京も寒波で、寒くて梅もまだ咲いていませんと。そうして世界中寒波ですごいって言う話ですね。CNNでも見ているのかつて思うんですけど、おそらく開国して、西洋人がたくさん入つてきて、そういう話とか情報も入ってきたんでしょうね。

実際はこの三倍とか四倍の文量がありますので中略しまして、「小生無事奉職、何事もしでかさず、日々出勤のみ、仕りおり候、御安心くださるべく候」。無事文部省で働いてますよと、失敗もせずに出勤していますので、安心してくださいっていうんですね。

「この節の御壯遊、実に想像に堪えず、お留守中は、天下の事、何も相変わり候義、これなく。ただただ、人心も次第に開明に向かい候だけは、この上なく、至善に御座候」ということですね。一段落目は、多分、決まりの挨拶みたいなこと言ってますね。で、何も無いっていう手紙の決まり文句だと思えるんですけども、これがなかなか、「何も無いですよ」というのは、木戸孝允に対する重要な報告なんです。先ほど、岩倉使節団の話をしましたけど、一〇〇%政府の中心が行つ

たんじゃなくて、残った実力者がいるんですね。もちろん西郷隆盛も行っていません。残ったのが、どういった方々が多かつたかっていうと、佐賀閥ということですね。大隈重信、大木高任、江藤新平という人間が政権にいるわけですね。岩倉使節団の人間も、あんまり言うと言葉を選びますが、佐賀藩の人間を信用してないんですね。

信用をしてないので、「約定」をですね、その証文みたいな形で出発前に書かせるんですね。簡単に言えば、「俺たちがヨーロッパ行ってる間、何もするな」っていうのを書いた約定、今だと憲法とかですね、消費税とかつてそういうものは何もするな。どうしても変えるときは、連絡して、報告してからやるんだぞっていう約定、全員に名前書かして、ハンコまで押さして、何もしませんでしたという書かせたんですね。

それで大隈重信もやっぱり力がありますから、行つてらっしゃい、つてな感じですね。船の影が見えなくなると、この約定をビーと破いちやう。実際は破いてませんよ、破いてませんけど、でも破いたのと同じように、こんなもん関係ない、つていう感じで、やつていくわけですね。あの当時のことを、晩年大隈さんが老齢になつてから、インタビューした人がいて、「岩倉さんとの約定ありましたよね。やつちゃ駄目つて、判子押してますよね。どうしてやつちゃつたんですか？」つてこう聞いた人がいて、その答えは「あの時吾輩は、ええい、かまうものかやつてしまえ、と思つたのであります。」ですよ。本当にそう書いてあるんですよ、もうちよつと正確に言えば、私もヨーロッパに行つたことがあるから、帰ってくるまで、待つてる必要はないと思つて、「何かまうことはない、先まわりしてドシドシ改革を断行してしまえ」と、そう回想してるんですね。ただ逆にですね、やつぱり行く方も、ヨーロッパに行くほうも、幕末の風を受けてるだけあつて、約定にハンコ押させたところで、こいつらやるだろうなっていうのがあつたんですね。

それで佐賀藩も大木喬任、江藤新平といった一番の重鎮が、やつぱり教育が大それたのがわかつてますね。そして木戸孝允も学制作成に人材を入れ込むんですね。佐賀藩だけに学制やらせておいて、ええんじやろうかつていう感じで、木戸が考えて、誰か信用をおける奴いないかと。そこで長三洲がいるじゃないかつていうことで、文部省ができる前から、大木喬任の下につけて、やらせるんです

ね。そういう史料は辛うじて、残ってるんです。国会図書館の「大木文書」に、日付は書いてないんですが、明らかに大木喬任と長三洲がいろいろやって、文部省をこう作るうとか、学制をこういうふうにしようとか、大木と次官のようになって、やっていったという史料はあるんですね。

続きまして第二段落ですね。④番の史料の第二段落目。

「ただ、今日の急は文部省の任にて、天下を学に入れ候こと第一の急務と存じ奉り候ところ、とかくに相運び申さず」と。天下の学制を統一しようとしているのに、全然運んでませんと。「もとより、一朝に出来いたし候事には、これ無く候得共、とかく着手延引いたし候故、大いにあせり居り申し候」と。もちろんすぐにはできないことは知ってますけれども、全然延期延期で、進まないんですと。大いに焦っていますよ、木戸さんと言ってますね。続いて、「天下に及び候大規模は、且々仏学等の方法により相定め候得共、これも将来のところにて、眼前のところは先ずうち捨て置き候姿にて、心しきりに焦燥仕り候」と。「焦燥」も焦っちゃうって意味ですから、さすがの神童も、かつての神童もですね。もう木戸さん、助けてください。焦っちゃって全然進まないんですよ。それはそうです。この年の八月に出来ますから、一月で全然進んでないなんて言ったら駄目なんですよね。小学生の夏休みの宿題ではないですから、三二日までにやればいいのかそういう話じゃないんですから。八月に出すつてことは、いろいろあつたりしますからせめて六月とかね、七月ぐらいに出来てないといけなと思うんですね。もう半年ないつていうふうには全然進んでないつていうことですよ。

二段落目の最後ですね。「しかしながら、今春中には少々なりとも下手候様仕るべく、精々心配致し居り候」と。木戸さんのもとに、春までにはお届けできるかどうか心配してますと。「何分にも御在宿、これ無くては、時々お話し上げ候当りこれ無きには、しきりに残念に存じ奉り候」と。木戸さんがヨーロッパ行っちゃつてから、近くにいれば相談できるんですけど残念です、つて話ですね。

では三段落目。「西洋各国学制の全備いたし候を御目撃相成候はば、さぞさぞ御うらやましきことと存じ奉り候」と。ヨーロッパに行つて木戸さんに対して、

学制がそろつてるのを目撃できるのは、うらやましいですつて言っています。「何分今日のところにては、万事根本に帰し候論にこれ無くては、存じ込み居り候につき、文部のこと、なるたけ心配仕り見申すべく候間、御出立の節、相願ひ置き義、万宣希い奉り候」と。何とかお願いしますと。「その後、段々相い調べ見候ところ、仏、字」と。「字」はプロイセンですね。「フランス、ドイツ等の学制も大分、当方に来り居り候故」。学制が手元に来ましたと。「追々翻訳いたさせ見候て、今日は且々規制立たされ居り候得共、実地のところ一件、仕ずては、隔靴搔痒の心持ちいたし申し候」。段々とフランスやドイツのものが手元に来て、翻訳家へ翻訳させていますよと。でも手元には書類が届いたけれども、実際どう運用されているのかというのは見えないんで、何とも歯がゆいですと。「隔靴搔痒」は、靴の上から、かゆい足をかくような、歯がゆい気持ちですつていうことを言ってるわけですね。

さて、一番最後、「追々翻訳いたさせ」は、翻訳させますから、つて感じですからね。させてる立場は、何かちよつと長三洲が、上のイメージですよ。翻訳というのは、今ではグーグル翻訳でできますが、フランス語やドイツ語は長三洲読めませんから、翻訳させて、まとめてますつてことを報告しているわけですね。それから三か月後の⑤番の史料。どうなったのか、できたのか、進んでるのかという話ですね。三か月後の⑤番の史料は、明治五年四月二七日の同じく長三洲から木戸孝允にあてた書簡ですね。前半は中略しまして、「その後、ますます御清適にて、海外に御駐劄成らるべくと、遥賀奉り候。」元気にやつてらっしゃると思いますよ。次は「華」と「聖」と「東」で、ワシントンと読むんですね。

「華聖東よりの、御状ならびに小学教則書、かたじけなく落手仕り、早速、翻訳いたさせ候様申し付け候」と。ワシントンから小学校の教則書と、つまりアメリカ製の小学校の教則と、手紙をいただきました、ありがとうございますと。早速翻訳させていただきますからと。あれ、長三洲は脇役じゃないのか、つていう話なんですけど、続けます。

「小学校規則、その他、学制の議はあらし取調、当時正院伺中に御座候ところ、定額金の義、大蔵省において、急速に相運び申さず、異論多くはなはだ困り入り申し候」と。つまり、文部省のお金を大蔵省が出したからないんですよ、木戸さん、

と言っていますね。どこかの国と同じようなこと言っていますけれど、大蔵省が予算出したがらないんで進まないんですよ、っていうことを嘆いているんですね。続きます。

「前書にも申し上げ置き候通り」、先ほどの書簡ですね。「今日の急務は、学校のほかこれ無く候はば、万般は省略いたし候ても、文部の事業振興候様これなくては、眼前はともかくも、往行の目的は、これなく候間、政府はもちろん、大蔵においても、当今ぜひとも文部の事業のみにはまり入り候様、これありたくと懇願致し候」と。今、一番大切な教育だったということ、わかっていますよね木戸さん。あなた松下村塾ですから、筆頭ですから、そういう文脈なんですね。でも政府も動かないし、大蔵省も会話したからないと。大事な教育なのに。繰り返しますが、現在のどこかの国と一緒に感じますが、だから、もう本当に全然進んでないと。金も出さないと。さすがの神童もですね、さつき書簡で神童も焦ってましたけど、今回はもう切れ気味なんですね。この手紙から読み取れるのが、ちょっとどうにかしてください木戸さん、ということなんですね。

続けて、「ついでには、かれこれ、細小なる事件も多く候得共」、困ること多々ありますね、「筆紙には尽くしがたく候」、手紙には一々書けませんと。「ただただ大綱領なる文部の事業を盛大にする義は、御同意候はば、時々毎便に御申越くだされ候て、政府、大蔵とも奮発これあり候様、冀い奉り候」と。もうちょっと勘弁してくださいと、木戸さんも政府とかに手紙出してるでしょと。その都度全部言ってくださいと。政府と大蔵が動かないから、文部省、教育が一番大事なのに全然進まないから、はっぱかけて下さい、あなた維新の元勳でしょう、ぐらいな感じですね。木戸孝允に対して、一応手紙調ですから丁寧に書いてありますけども、ちゃんと書いてくださいっていうのを言ってるわけで、怒ってるわけですね。もうやばいと、もう進まなくて学制ができてないと。

次の二段落目に行きまして、「東京の形勢は日々開花に進歩いたし候得共」、東京は文明開化に進んでますけれども、「四方はまたまた中々開け申さず候」と、周りの地方は全然文明開化してませんと。「これまた学校の必ず無かるべからざるゆえんに御座候」、これは学校もなくて、学制もできてないからというわけ

す。「総じてこの事務、間断無き次第に好きほうに向かい候得共、文部のことのみ、いまだ一向開け申さず」、先が見えないと。「神祇省を廢せられ、教部省を置かれ候。これは、寺社奉行のごときものに御座候、ついでには教法上の義、だんだん議論もこれあり候」、文部省は先が見えないけれども一応政治は進んで、神祇省がなくなつて教部省なつたと。だからこのまま行けば、教法上の議論もあつて文部省のほうに本気になるんじゃないかと。つまり、教部省は宗教関係ですね。本来宗教つてのは道徳教育と一致するものですから、教部省、宗教関係が落ちついたら、一体である教育の文部省のほうに、制度全体が動いてくれればいいなっていう感じで書いてありますね。

最後の段落、「このたび伊藤と大久保二公帰国せられ候得共」、二人が帰ってきましたが、「その故は一向存知申さず」と。何で帰ってきたのか全然わかりませんと。「海外のことも、万端ご心痛と察し奉り候」と、何で帰ってきたかよくわかりませんが、海外は海外で、いろいろ大変なんですよと。「何とぞ思し召しどおり参り候て、速やかに、御帰朝奉り候なり」と。どうか早く帰ってきて下さい木戸さん、進まないんですよ。「春來は万事を擺脱し、文部のことのみにかかり候」と、春からもう文部省一本で全力でやりますと。「一向外事を聞き申さず候」と。外のこともなんか聞いてはけませんと。（中略）「吾輩は」、この長三洲は、「ただ公明正大なるを主とし候ほか、さらにこれ無しと存じ奉り候」、公明正大な心でやっていますと。「何とぞ、速やかに、御帰朝を待ち奉り候事に御座候なり」、木戸さん、早く帰ってきてください。学制できてませんということですね。で、ここ面白いですね。

「ただし前件申し上げ候事。学校教育事務は篤と大小本末の分、相分り候様、御筆紙を勞し、当路を御動し下さるべく候、なおその他ご情況、時々承り奉りたく候」。何を言っているかというのと、待ってるから早く帰ってきてね、というふうになるのではなくて、ただし、ちゃんと仕事をして帰ってきてください、と言ってるんですね。

一介の文部官僚とですね。天下の木戸孝允、維新の三傑の木戸孝允に向かつて、

ただし、ちゃんと仕事して帰ってきてくださいと。長三洲は言うんですよ。木戸孝允に対して「ただし」って言えるのは、吉田松陰か長三洲ぐらいですね。伊藤博文は言えませんね。彼は松下村塾で後輩の後輩みたいな立場ですし、大久保利道が言ったらケンカになりますしね。「ただし、「ちゃんと仕事して帰ってきてくださいって。つまり、三洲の中では、戦友という感じなんですよ。」

身分は一介の文部官僚と、雲の上の維新の元勳ですけども、同じ飯を食って、戦った中ですから、これだけ言えるんですよ。これだけ言える人間がはたして「脇役」なんですよ。ということ、今回の史料に限定すれば、今回ご紹介した二つの史料に限定すればですね。確かに、洋学者、西洋のものを翻訳した日本人の学者は仕事をしてました。仕事はしてましたが、その差配、役職を行ったリーダーは、今回の史料から判断すると、長三洲が中心になって、進めていったとして、論文の一本ぐらいいは書けるんじゃないかという話ですね。まあ推測になりまですけどね。これほど奇兵隊から一緒にいる人間ですから、長三洲のような大きな人間は言わないでしょうけど、そういうことはやらなくてはいけません。仮に、やろうとすればですね、木戸さんに言っただけで人事を変えるぐらいの力があるのではないのでしょうか。旧長洲、幕末の戊辰戦争も一緒に戦ってきた仲間ですからね。長三洲という人間は、そういう細かいことをやらないでいようけれども、言わないでいようけれども、やろうと思えば、それぐらいの力が普通に考えて、史料は無いですか、できたんじゃないでしょうか。

ですから、文部省の『学制一五〇年史』、先ほど洋学者を中心として、その構成から見ても、欧米のそれをモデルとして、要は洋学者を主体として、「主体」っていう意味ですね、いっぱい仕事したけれども、この書き方じゃ、最後に木村正辞と長三洲を加えたみたいなの、おまけでみたいな印象もありますので、あまり文科省の悪口も言わない方がいいですけども、もうちょっと考え直したほうがいいんじゃないでしょうか、という話ですね。

それで、大丈夫かな、あと残り一〇分行きましょう。それでですね、もう一点。長三洲は、ただ仕事を押し付けられて、はいわかりました、と学制をやっただけ

なのか。彼にはもつと、その神童というぐらいの、明治国家というビジョンがあって、その各論として学制に取り組んだんじゃないか、ということ、⑥番の史料でちょっと紹介したいと思います。

長三洲は同時並行ですごいことやってるんですね。「新封建論」というものを書いてまして、原稿用紙四〇〇字詰め、二〇枚ほどの文章ですね。この「新封建論」は木戸孝允と相談して、どうやらこれからは、「マスコミ」っていうものが重要らしいなっていうので、調査をして、『新聞雑誌』という名前の媒体を作っているんですね。こちらのほうも同時並行で、良く仕事しますね。さすが神童ですね。これについての史料を紹介します。

『長三洲行実』に曰く、明治三年冬頃には、既に廢藩の論起るあり」と。

つまり廢藩置県、明治維新で一番の功績を一つ挙げると言ったら大体この廢藩置県を指しますが、「長、また、しばしば木戸と、このことを論ず」、これについて相談したと。「しかして、薩藩のごときは維新の業には、極めて力を尽くせしにもかかわらず、廢藩にはすこぶる不同意にして、その他諸藩もまた多くこれに不平なり」と。そりゃそうですね。先君、徳川家康以来ずっと守ってきた自分の藩を、はい、じゃ朝廷にお返ししますって、それは返せないですよ。こちらの会場には、淡窓先生がいらっしゃる時代から代々同じ土地に住んでいる方がいらつしやると思いますけど、とりあえず今度政府が新しくなったから、家屋敷、一回全部返してって言われたら、ちよつといやだって話になりますよ。そういう気持ちだと思います。

続きまして、

「長茨ひか、すなわち新封建論をあらわし、大いに廢藩の必要を論ず」と。

廢藩置県やらなきや駄目なんだと。「これより先、長、木戸に会し、話し次に新聞のことに及び、その今日に欠くべからざるを論ず。長、そのことを担任し、一〇月中終に、時事を網羅せる小冊子紙数十四五枚、余りなるを發刊す。名づけて、新聞雑誌という」、マスコミというのは大変重要だから、『新聞雑誌』という、『新聞雑誌』は固有名詞ですね。新聞なのか雑誌なのかわかりづらいですが、どちらかというと新聞の性格のある出版物ですね。「けだし幕末には、新聞様のもの発

行ありしも、維新の変乱に際して、その跡を絶ちしに、ここにおいて、その挙あり、実に明治年間、新聞雑誌の嚆矢とす。「新封建論の成るや」、新封建論が完成すると、「長茨は、まずこれを西郷隆盛に示し、新聞雑誌第二号の発刊に及びて、これを其の付録として、数万部を印刷し、薩藩をはじめその他諸藩に配布せり」と。「廃藩後」、廃藩置県が無事終わった後、「木戸、長に語りて曰く、廃藩の容易に行われるを得たるは、新封建論の力、多きに居ると」。

本当かよと。学制よりこつちのほうが、長三洲の実績としてすごいんじゃないかと。学制ももちろんすごいですけど、廃藩置県っていうのは、よく言われるように、ヨーロッパで同じことをしようとしたら、数百年にわたる内乱が起るというほどのものですね。自分が代々受け継いできた土地も支配権も一気に返すっていうのは、なかなか厳しいというのが本当ですから、それがさーつと行われたっていうのは、明治維新の奇跡と呼ばれている。多くの人が維新のナンバーワンに取り上げるものですが、長三洲、それに一枚も二枚も関わっていると、学制ももちろんすごいですけど、こつちのほうがすごいんじゃないのって話ですね。ではちよつとその実際に、すごいと言われている「新封建論」の原文、⑦番の最後の史料ですね。四〇〇字詰め原稿用紙で二〇枚ほどありますので、ちよつとおいしいところだけ持ってきました。

「天下の勢、小あり大あり。天下の事、内あり外あり。封建は内を治むるの小勢にして外を御するの大勢に非ず」と。いわゆる封建制度っていうのは、鎖国をやつて、国内をまとめるには二七〇のばらばらの藩のほうが、治めるには治めやすいけれども、今やもう外国がやってくるときに、こんな封建制なんかやっちゃいけないと、統一国家でなきゃいけないっていうことを言っているんですね。

続きまして、「ヨーロッパの諸国、古は皆、籍土の制なりしもその今日の盛を致すゆえんは皆、その制を廃せしに起れり」と。昔のヨーロッパは自分たちの封建制みたいなことをやってたけれど、今日はそういうものをなくしてしまった。やっぱりヨーロッパが強いんだって言うんですね。次は、日曜日「日」と「耳」と「曼」で、ゲルマンですね。「日耳曼合衆国等のごときは、小国多く、その力を合し、その財を合す。その一邦を治むるは、各々その法制を異にすると雖も、

外国に交わり、外敵に戦うに至りては、これを總會、あるいは、統領権に委ね、律條を奉守して、以てその国を保つ。これを連邦といい、これを合衆という。多頭にしてなお、一頭なり」と。明治の初めに、よくこんなことを知ってますよね。連邦制ある多党制、つまり、ヨーロッパは、何かエマーゼンシーな、緊急なことがあると、それぞれがばらばらに普段はしているけれども、今のユーロと同じですね。代表を決めて、それぞれの軍政とか法律とかを捨てて、統一なものをつくつて、緊急の際には、一つになると。ここで次に、例えばね西郷さんと、入れて訳して補っていきましようか。第二段落、例えば、西郷さんこう考えてくださいよと。

「もし我が地球のほか、別に一地球ありて、その大力全威を奮い、もつて、我が地球を侵奪し、我地球を粉碎せば、我が地球の万国必ず將にその力を并わせ、その財を合わせ、その自主の権を棄て、兄ごとく、弟のごとく、連邦となり合邦となりて、以て一君主の命を聞き、以て他の地球の暴君を防がんとす。これ外を防ぐの勢、もとより合せざるを得ざる所なり」と。

ハリウッド映画に「インディペンデンス・デイ」というのがありますが、宇宙人が攻めてきている、地球人皆殺しにしてですね、資源だけ持っていくみたいなそういう連中、そういうことを想像してみてくださいね。明治の初期に、西郷さん想像してみてくださいよと。もし宇宙人が攻めてきたら、我が地球は、地球防衛軍をつくつて、連合で戦うでしょうと。想像してみてください、今は明治の学制から一五〇年ですから、一五〇年前の人間がですね、今の人間じゃないですよ、一五〇年前の人間が、想像してくださいよと。宇宙人がもし攻めてきたら・・・、つてこう来るんですよ。

さすが神童ですね、さつき神童も焦ってる、とか言つてごめんなさいって話ですけどね。今教育で広い視野を持ちましようとか、国際的視野を持ちましようと言つてますが、この長三洲、宇宙的視野で物を考えてますね。イーロン・マスクとか、そういう人間のような発想をしてるんですね。で、残り時間大丈夫かな、進めますとね、この中で言ってるように、まず長三洲は統一国家をつくらなきゃいけないというビジョンがあつて、その具体例として、学制とか税制とか、そういうものをつくらなきゃいけないっていう理念だつたと思われませんか。言わ

れた仕事、じゃあ学制を欧米の真似て早くつくります。じゃなくて、日本を守るためには、欧米列強の植民地にしないためには、統一的な国家をつくらなきゃいけない。それを具体的に税制であるとか、法制をやるとか、どうまとめたいかかっていうことが、次の段落に書かれています。

三段落目、

「朝廷天下の地租を一にせんと欲す、諸藩は則ち知るべからず」。

朝廷は天下の税金制度を一にしようとしているのに、諸藩は何もわかっていないと。「朝廷天下の田制」、土地制度を「一にせんと欲す。諸藩は則ち知るべからず。朝廷、天下の官制を一にせんと欲す」官僚制を一にしようとしたんですが、「諸藩は則ち同じからず。朝廷、天下の貨幣を一にせんと欲す、諸藩は則ち同じからず。ただ、同じからざるのみならず、あるいはまた、偽造贋造し、その損失をして朝廷に帰せしむ」と。

貨幣については勝手に、藩札と言いますが、お札刷って経済めちゃくちゃにしているというんですね。「朝廷、天下の学制を一にせんと欲す。しかしして諸藩は各々その制を以てす」。教育を一つにしなきゃいけないのに、ばらばらだから、学制が必要だってことを言ってますね。「朝廷の自ら制すること、能わざるところにして、一切の制度律令分裂して均しからず」。ばらばらで、このままじゃ、大きなビジョンが日本になきゃいけないのに統一国家、中央集権国家と言うのは簡単だけれども、実際は全然ばらばらじゃないかと言ってますね。

ですから長三洲が、ここからは推測ですけども、どういう方針で、学制を中心になって編纂していったかといえば、いち早く日本を中央集権にしなきゃいけないという目的がありまして、そのために、いち早く学校を、一番大事な教育を統一するために、どれが各分野で一番利用できるかと考えたと思うんですね。学制の最初では、全国を八大学学区に分けますけれども、これを一番利用できる、日本を一つにするために利用できるのは・・・、フランスの学区制が使えるじゃないかと。次に教育の行政制度をばーっと見て、アメリカの制度が使えるじゃないかと。そして小学校の進級制度、どれが一番いい、どれが一番使えるか・・・、我が古巣の咸宜園の月旦評があるじゃないかと、そういうふうを考えていったと思われませんか。

だからこれは、俺がいいと思うからこれにして、じゃなくて、まず大きなビジョンがあつて、そこから引つ張つてきて、じゃあどれが一番利用できるか、という視点で決めたんじゃないかと思うんですね。じゃ最後、この「新封建論」の結びの部分、一番最後の段落ですね。

「朝廷の意、郡県にあるか封建にあるかを問わず、ただ、封建の害たる所と、郡県の利たるところを熟知し、天下の力を一にし、天下の財を一にし、その身家の私を去り、その偏固の心を破り、日本政府のよく樹立して、もって自主自治の威を全うするを謀り、天下の人、人々その力に食み、遊食の徒無く、無用のこと無く、兵精しく財たり、物産日に多く、機工日に新に、學術日に進み、知識日に開け、以て皇化を助けて、これを万世に派し、これを海外に輝さんこと、これ固より朝廷の至意なり。これ固より、日本の急務なり。これ固より、日本人の義なり。これ固より、日本の国体なり」と。

こう結んでるんですよ。これは長三洲の名文の中に、ぐあーっと引き込まれますね。これを読んで西郷隆盛は、「おいどんは、心打たれもうした。」と言った・・・、かどうかはわかりませんが。と言ったという歴史的史料はありませんけれども、おそらくそれに近い感想を持ったからこそ、薩摩藩が中心となって、日本の奇跡、明治維新の奇跡と言われる薩摩置県がなされたのではないかと思えます。

すいませんちよっと、また、延長してしまいました。駆け足で行きましたが、多少なりとも長三洲理解の一助となりましたら幸いです。時間となりましたので終わりにさせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

①長三洲について（一八三三―一九五）

幕末・明治時代の漢学者、書家。本姓は長谷、名は茨（ひかる）。幼名は富太郎・光太郎・主馬。字は世章・秋史。三洲は号。天保四年（一八三三）九月二十二日豊後国日田郡合田村（大分県日田郡天瀬町）に生まれる。父は医者で漢学者の長梅外。広瀬淡窓の咸宜園に学び門下生の中で頭角をあらわし、のちに大阪に出て広瀬旭荘の塾の塾長をつとめた。諸藩の志士と交遊し、尊王攘夷運動に参加。長州の奇兵隊に加わり、元治元年（一八六四）馬関で四国連合艦隊と戦った。まもなく帰郷し、父や弟の黄（春堂）と協力して長州援助の同志を募ったが、幕吏に追われ、弟は捕われて獄死した。茨は長州に逃れ、幕府の征長軍と戦った。戊辰戦争にも従軍。木戸孝允の知遇を得て新政府に出仕し、大学少丞・文部大丞・文部省学務局長・正院一等編修官・侍読・宮内省御用掛などを歴任。この間、明治四年（一八七一）学制取調掛に任ぜられ、学制の制定に参画した。書画に巧みで、特に書家として名高く、習書御用掛として明治天皇に書道の指導にあたった。同十八年七月天皇が伊藤博文邸に行幸した際には、父梅外や他の書家とともに御前揮毫を行なった。同十八年三月十三日東京牛込の船河原橋幽立庵で病没。六十三歳。墓は東京都府中市の多磨墓地にある。著書には『新封建論』『書論』『三体千字文』『三洲居士集』などがある。（『国史大辞典』）

②「長世章乞言」『淡窓全集』中「淡窓小品卷上」

人問、神童後來、多不神者、畢竟是何物。答曰、内園分得、温湯水、二月中旬已進瓜。若世章、誠神矣。抑亦、由庭訓之勤也。子曰、「賜也曰損、商也曰益。賜好与不若己者处、商好与勝己者处。」才勝世章、或慙矣。然年之高也、学之博也、老於世事也、皆有一長。苟求益焉、自少而壯而老、日就月将。則以神始、以神終者、我於世章、見之矣。

③『学制百五十年史』「第一章近代教育制度の創始と整備」二〇二二、

文部省の創設明治四年七月の廃藩置県は、幕藩体制を一掃して統一国家体制を創出した、明治維新における最大の政治改革の一つであったが、そのわずか四日後の七月十八日に文部省は設置された。従来の大学に代わって設置された文部省の職務は、全国の教育事務を「総判」し大中小学校を「管」すること、つまり

学校を所管するだけでなく、全国の教育行政事務を総轄することと規定された。設置と同時に最初の文部大輔（後の文部事務次官に相当）に江藤新平が任命され、七月二十八日に就任した初代の文部卿（後の文部大臣に相当）の大木喬任と協力して省内の職制や職掌の大綱等を定め新進有為の洋学を学んだ人材を集めて、文部省の基礎を固めた。（中略）

文部省は直ちに全国規模の学校制度構想の立案に着手した。欧米学校制度に関する法規や文献の翻訳・調査に従事する一方、四年十二月箕作麟祥、内田正雄などの著名な洋学者を主体として、これに国漢学者の木村正辞、長茨（三洲）を加えた二人の「学制取調掛」を任命して、学校制度法令の起草に当たさせた。その構成からしても、ここに立案される学校制度計画が欧米のそれをモデルとしていることは明らかであった。立案・起草は急速に進められ、翌明治五年八月我が国最初の全国規模の近代教育法令である「学制」として公布されるに至った。

④ 明治五年一月二三日書簡

去一二月七日、御一行無恙米国へ御着船之段は新報中承知仕候処、其後之御模様絶不承、定而御清適にて、今頃は必ず紐育辺え御滞留か、若は大西洋を御渡りにて竜動に御着なりやと遙に想像仕候。去年は東京も未曾有之寒氣にて今以梅花も開き不申、総而世界中寒威酷烈なりとの風評有之候。（中略）小生無事奉職何事も不仕出、日々出勤而已仕居候。御安心可被下候。此節之御壯遊実不堪想像、御留守中は天下之事何も相変候義無之、只々人心も次第に開明に向ひ候丈けは無此上至善に御座候。（中略）

唯今日之急は文部省之任にて、天下を学に入れ候事第一之急務と奉存候処、兎角に相運ひ不申。固より一朝に出来致候事には無之候得共、兎角着手延引いたし候故、大にあせり居申候。天下に及び候大規模は且々仏学等の方法により相定候得共、是も将来之処にて眼前之処は先打捨置候姿にて、心頻に焦燥仕候。乍併今春中には少々なりとも下手候様可仕と精々心配仕居候。何分にも御在宿無之而は、時々御話し申上候当り無之には、頗残念に奉存候。

西洋各国学制之全備いたし候を御目撃相成候は、嘸々御羨布事と奉存候。何分今日之処に而は万事根本に帰候論に無之而はとは存込居候に付、文部之事成丈心配仕見可申候間、御出立之節相願置義万宣奉希候。其後段々相調見候処、仏学等之学制も大分当方に来り居候故、追々翻譯為致見候而、今日は且々規制被立居候得共、実地之処一見不仕而は隔靴搔痒之心持いたし申候。（以下略）

⑤ 明治五年四月二七日書簡

（中略）其後益御清適にて海外に御駐劄可被成と奉遙賀候。華聖東より之御状并小学教則書辱落手仕、早速

翻譯為致候様申付置候。小学校規則、其外学制之儀は荒増取調、当時正院伺中に御座候処、定額金之義大蔵省に於て急速に相運ひ不申、異論多く甚困り入居申候。前書にも申上置候通、今日の急務は学校之外無之候は、万般は省略いたし候而も文部之事業振興候様無之而は、眼前は兎も角も往行之目的は無之候間、政府は勿論、大蔵に於而も当今は非共文部之業而已に入はまり候様有之度と懇願いたし候。就而は彼是細小なる事件も多く候得共、筆紙には難尽候。只々大綱領なる文部之事業を盛大にする義は御同意候は、時々便毎に御申越被下候而、政府、大蔵とも奮発有之候様奉冀候。(中略)

東京之形勢は日々開花に進歩いたし候得共、四方はまた々々開け不申候。是亦学校之必無かるへからざる所以に御座候。総而之事務無間断次第に好き方に向ひ候得共、文部之事而已未た一向相開け不申。神祇省被廢、教部省被置候。是は寺社奉行之如きものに御座候。就而は教法上之義段々議論も有之候。(中略)此度伊藤、大久保二公被帰国候得共、其故は一向存知不申。海外之事も万端御心痛と奉察候。何卒思召通參り候而速に御帰朝奉待候也。春來は万事を擺脫し文部之事而已にかゝり居候処、一向外事を聞不申候。(中略)吾輩は只公明正大なるを主とし候外、更に無之と奉存候。何卒速に御帰朝を奉待候事に御座候。但前件申上候事、学校教育事務は篤と大小本末之分相分り候様、御筆紙を勞し当路を御動し可被下候。猶其地御情況時々奉承度候。(以下略)

⑥「新聞発行」『木戸孝允言行録』

『長三洲行実』に曰く、明治三年冬頃には既に廢藩の論起るあり。長亦屢々木戸と此事を論ず、而して薩藩の如きは維新の業には極めて力を尽せしにも拘はらず、廢藩には頗る不同意にして、其他諸藩亦多く之に不平なり。長其則ち『新封建論』を著し、大いに廢藩の必要を論ず。是より先、長、木戸に會し、話次新聞の事に及び、其今日に欠くべからざるを論ず、長其事を担任し、十月中終に時事を網羅せる小冊子紙数十四五枚余なるを發刊す。名つけて新聞雜誌と云ふ。蓋し幕末には新聞様のもの發行ありしも、維新の変乱に際して其跡を絶ちしに是に於て其挙あり、実に明治年間新聞雜誌の嚆矢となす。『新封建論』の成るや、長其先づ之を西郷隆盛に示し、新聞雜誌第二号の發刊に及びて之を其の附録として数万部を印刷し、薩藩を始めその他諸藩に配布せり。廢藩の後、木戸、長に語て曰く「廢藩の容易に行はるゝを得たるは『新封建論』の力多きに居る」と。

⑦「新封建論」

(中略) 天下ノ勢、小アリ大アリ、天下ノ事、内アリ外アリ、封建ハ内ヲ治ムルノ小勢ニシテ外ヲ御スルノ大勢ニ非ズ、(中略)「欧羅巴」ノ諸国古ハ皆籍土ノ制ナリシモ、其今日ノ盛ヲ致ス所以ハ皆、其制ヲ廢セ

シニ起レリ、「日耳曼合衆国」等ノ如キハ、小国多ク、其力ヲ合シ、其財ヲ合ス、其一邦ヲ治ルハ各其法制ヲ異ニスト雖モ、外国ニ交リ外敵ニ戦フニ至テハ之ヲ總會、或ハ統領権ニ委ネ、律條ヲ奉守シテ以テ其総國ヲ保ツ、之ヲ連邦ト云ヒ之ヲ合衆ト云フ、多頭ニシテ猶一頭ナリ、(中略)

若我地球ノ外、別ニ地球アリテ其大力全威ヲ振ヒ、以テ我地球ヲ侵奪シ、我地球ヲ粉碎セハ、我地球ノ万国必ズ將ニ其力ヲ合セ、其財ヲ并セ、其自主ノ権ヲ棄テ、兄ノ如ク弟ノ如ク連邦トナリ合邦トナリ、以テ一君主ノ命ヲ聞キ、以テ他ノ地球ノ暴君ヲ防ガントス、是外ヲ禦クノ勢、固ヨリ合セサルヲ得サル所ナリ

(中略)

朝廷天下ノ地租ヲ一ニセント欲ス、諸藩ハ則知ル可カラズ、朝廷天下ノ田制ヲ一ニセント欲ス、諸藩ハ則知ル可カラズ、朝廷天下ノ官制ヲ一ニセント欲ス、諸藩ハ則同ジカラズ、朝廷天下ノ貨幣ヲ一ニセント欲ス、諸藩ハ則同ジカラズ、唯同シカラザルノミナラズ、或ハ又偽造贗造シ其損失ヲシテ朝廷ニ歸セシム、朝廷天下ノ学制ヲ一ニセント欲ス、而諸藩各其制ヲ以テス、(中略) 朝廷ノ自ラ制スルコト能ハザル所ニシテ、一切ノ制度律令分裂シテ均シカラズ(中略)

朝廷ノ意、郡県ニ在ルカ封建ニ在ルカヲ問ハズ、只封建ノ害タル所ト郡県ノ利タル所トヲ熟知シ、天下ノ力ヲ一ニシ、天下ノ財ヲ一ニシ其身家ノ私ヲ去リ、其偏固ノ心ヲ破リ、日本政府ノ能樹立シテ以テ自主自治ノ威ヲ全フスルヲ謀リ、天下ノ人、人々其力ニ食ミ遊食ノ徒ナク無用ノ事ナク、兵精ク財足リ、物産日ニ多ク機工日ニ新ニ、學術日ニ進ミ知識日ニ開ケ、以テ皇化ヲ助ケテ之ヲ万世ニ派シ、之ヲ海外ニ輝サンコト是固ヨリ朝廷ノ至意ナリ、是固ヨリ日本ノ急務ナリ、是固ヨリ日本人ノ義ナリ、是固ヨリ日本ノ国体ナリ、

(1) はじめに

廣瀬淡窓は生来病弱な人で、感染症をはじめ様々な病気に一生涯苦しみ続けた人物である。そのため、日常はいつも臥床して過すような療養的生活を余儀なくされ、遠方の地へは旅行できなかったために、ほとんどを日田の地で暮らし、旅行などで活動できた範囲もわずかに北部九州のみであった。けれども、日頃から養生には非常に心遣いをし、当時としては長生きの七五歳の長寿を保っている。

しかしながら、このように、思うような日常生活が出来ない病苦というハルデイを抱えているながらも、淡窓は地道に精進を重ねて、教育者として近世最大規模の私塾「咸宜園」を主宰し、また江戸後期の三大漢詩人と称される漢詩人として活躍し、さらに敬天思想を唱えた儒学者として多くの著作を著し、それぞれに大きな業績を残しているのである。

淡窓が罹患し苦しんだ疾病の状況は実際にどのようなものであったのか、淡窓の記した回想記や日記等の史料によって見てみることにしたい。

また、咸宜園で学んでいた塾生も、当時流行した感染症などに罹った者も多く、何人かの塾生は勉学半ばにして亡くなっている。当時塾内で流行した疾病等の状況はどういったものであったのか、塾ではどのような対応を執っていたのかなど、同じく淡窓の記した史料で見ることとしたい。

ところで、当時の感染症をはじめとする疾病の名称は、日記等には単に「病・疾・宿疾」などと記されており、またとくに流行病は「疫・疫邪・疫癘」などとなっていて、現在のように明確に病名の判定を下すことが出来ないため、病気の症状の記述などによって現状ではその病名を推定するしかないものである。

ちなみに、当時は、感染症の原因がウイルスや細菌であるとはまだ発見されておらず、また普通一般の疾病についても名称が統一されては定まっておらず、それらが確定するのはのちの一九世紀以降のこと、つまり、明治時代以降のことである。

したがって、淡窓の回想記や日記等の記述のままを紹介し、病名等を推定できるものは推定して記すこととする。

(2) 感染症について

淡窓の生きた時代の疾病のうち、とくに感染症については「疫」などと記されているだけで当時はまだ原因自体が分からなかったのであるが、その流行については当時から非常に恐れられ、多数の死者が出るなどして大きな影響を及ぼしている。

ここ数年「新型コロナウイルス感染症」が全世界で大流行して、感染症への人々の関心が高まっているので、感染症の基本的知識について記してみた。

① 感染症の死者数など（とくに新型コロナウイルス感染症）

二〇二〇年から「新型コロナウイルス感染症」が世界的に大流行し、世界経済や日常生活に大きな影響を与えて、感染症の脅威が現実となった。

死者数で比べた場合、感染症の死者数は、地震等の自然災害や戦争（世界大戦を除く）の死者数よりも桁違いに多く、感染症は人類最大の脅威であるとされている。

ちなみに、死者数を見ると、一四世紀の中世ヨーロッパで大流行したペスト（黒死病）では、全人口の1/3にあたる二五〇〇万人〜三〇〇〇万人が死亡したといわれる。二〇世紀初頭に大流行したスペイン風邪では6億人が感染し四〇〇〇万人〜五〇〇〇万人が死亡したとされる。ところで一方、地震では、大正一二年の関東大震災で一〇万五千余人が死亡、平成二三年の東日本大震災では二万二二〇〇〇人が死亡、今後三〇年以内に七〇〜八〇%の確率で発生するとされる南海トラフ地震では最悪の死者数は三二万人と推定されている。また、戦争では、第一次世界大戦が世界全体で八五三万人、第二次世界大戦が世界全体で五五六五万人（うち民間人を含む日本人は三一〇万人）が死亡したとされる。

「新型コロナウイルス感染症」は、二〇一九年一二月に中国武漢市で発生して急速に全世界に感染拡大し、統計では（二〇二三年三月一日現在、米国ジョンズホプキンス大学発表）世界全体で約六億七六七万人が感染し

約六八八万人が死亡しており、日本でも（厚生労働省発表五月七日現在）三三八一万四二五人が感染し七万四九五人が死亡している。

現在日本では、二〇二三年五月八日から感染症法上の位置付けで季節性インフルエンザと同じ「五類」の感染症に移行してほぼ収まったとされるが、まだ当分は警戒が必要と言われている。

② 感染症とは何か

感染症とは、微生物（細菌・ウイルス・寄生虫など）が人や動物の体内に侵入・寄生・増殖して感染をおこすと、組織を破壊したり毒素を出したりして体に害を与え、一定の潜伏期間を経たのち病気になるものをいう。

伝染病とは、伝染性をもつ感染症のことで、連鎖的に感染が拡大するものをいう。

現在知られている主な伝染病は、ハンセン病（らい菌）、淋病（淋菌）、マラリア（マラリア原虫）、腸チフス（チフス菌）、結核（結核菌）、コレラ（コレラ菌）、ジフテリア（ジフテリア菌）、破傷風（破傷風菌）、ペスト（ペスト菌）、赤痢（赤痢菌）、梅毒（梅毒トレポネーマ）、麻疹（麻疹ウイルス）などであるが、その病原菌が発見されたのは、一九世紀後半になってからである（マラリア（一八八〇）、コレラ（一八八三）、結核（一八八三）、ペスト（一八九四）など）。

感染症対策として、抗生物質やワクチンが開発され人も免疫力を高めてきたが、病原体も耐性を獲得してさらに強い毒性を持つように変異するため、互いの競争が繰り返されることとなっている。

③ 感染症の歴史

感染症は、人間の歴史上、牧畜の開始（人と動物との密接な接触）とともに始まり、農業革命で人が定住し過密な集落を営むようになって広まり、さらに人口が増加し都市化した非衛生な環境になることにより広まり、戦争（一四世紀のモンゴルの遠征によるヨーロッパのペスト流行、一六世紀の新大陸発見による南米での天然痘流行など）や交易（一九世紀のインドとの交易によるヨーロッパでのコレラ流行など）によって人の移動が活発化して互いに各地に伝播し、産業革命以降、工業化都市化が進み、交通機関の発達による人々の交流活発化によりさらに拡大していった。

近年では、大規模な環境破壊（熱帯林の開発など）により、野生動物が生息地を追われ集落近くに侵入し、新しい感染力の強い病原体（エイズ、エボラ出血熱など）が出現している。

④ 日本における伝染病の歴史

明治四五年に著された富士川游著の『日本疾病史』は、日本の古記録や医書に載っている疾病を残らず網羅して、幾つかの疾病の種類に分類しているもので、現在となつては失われている古記録も多くあつて、これ以上に詳しい著述は望めないと言われる著作である。

この著作は「疾病史」と題されているが、内容は急性伝染病の歴史である。それによると、古記録の疾病で推定できるのは伝染病であつて、伝染病はその原因は分からないものの、発疹などその症状や病気の経過の違いによつて認識できていたためである。なお、現在のように一般的に疾病の区別がはっきり認識され独立の病名が確定するようになるのは、一九世紀以後のことである。

この著作で分類された伝染病の種類は、痘瘡（天然痘）、麻疹（はしか）、風疹（三日はしか）、虎列刺（コレラ・暴瀉）、流行性感冒（風邪・インフルエンザ）、腸チフス（傷寒）、赤痢（疫痢・痢疾）である。

痘瘡（天然痘）は、奈良時代の「続日本記」に天平七年（七三五）「もがさ（疫瘡）」として初出する。麻疹（はしか）は、平安時代の「栄花物語」に長徳四年（九九八）「あかもがさ」として初出する。風疹（三日麻疹）は、鎌倉時代以降の寛元二年（一二四四）に記録されている。虎列刺（コレラ・暴瀉）は、江戸時代の文政五年（一八二二）に初めて西国（長崎のオランダ商人）より全国に波及し、安政五年（一八五八）・文久二年（一八六〇）・明治二年（一八七九）・明治九年（一八八六）にも大流行している。流行性感冒（風邪・インフルエンザ）は、平安時代の貞観四年（八六二）に「しわぶきやみ（咳病）」として初出する。腸チフス（傷寒）は、江戸時代の延宝二年（一六七四）・元禄六年（一六九三）に「急性熱病」として記録されている。赤痢（疫痢・痢疾）は、平安時代の貞観三年（八六一）の「三代実録」に初出している。

⑤ 疫病に対する日本人の認識と対応

感染症は、その原因がウイルスや細菌であるとはまだ発見されておらず、

原因が全く不明の疾病のため疫病（疫癘・えやみ、高熱を伴う悪性の流行病）と呼ばれて大いに畏れられ、それに対する日本人の認識と対応は、時代によつてさまざまに変化してきた。

①古代は、疾病は神の祟りによるとされた。崇神天皇の五年には、その疫病神とされた大物主神を御諸山に祭つた記事がみられる。②飛鳥・奈良時代は、疾病は仏教思想で説く因果応報によるとされた。仏の威力による読経・まじない（禁厭）・巫呪などを行なつた。さらに、改元や恩赦などの措置を執っている。また奈良時代は、鬼神（疫神や疫鬼）の仕業とされ、祭祀・祈祷などが行なわれた。③平安時代から鎌倉・室町時代は、死者の靈魂が疫神となつて疫病を振りまくと信じられた「御霊信仰」が流行した。節分での追儼（鬼やらい）、祇園会（京都の祇園祭、貞観十一年（八六九）創始）に代表される御霊会などの行事が行なわれた。符咒（お札）を貼つたり厄除けを門口に掲げたりした。④江戸時代にも、さまざまな邪氣・悪気が身体に入つて起るとされた。このころから、伝染性の病氣との認識（橋本伯寿「断毒論」（一八一〇刊）など）も広まり、隔離（遠慮（外出禁止））、薰蒸（室内消毒）などの予防法がとられた。

（3）日田における疫病の流行（『懐旧楼筆記』による）

日田における疫病の流行を、回想記『懐旧楼筆記』より書き抜いてみることにする。「痘」「痲瘰」「風邪」などと病名を記しているものもあるが、「疫癘」「疫癘」と記して病名が分からないものも多い。流行の年が、『日本疾病史』などに記載されている全国流行の記事と合致するものもある。

『懐旧楼筆記』には、疫病の流行または死亡の記録を記している箇所は四〇数箇所あり、とくに天保九年（淡窓五七歳）のときの「疫癘」では、半分の二〇数箇所の死亡の記事がある。

天保七年（一八三六）から天保九年（一八三八）の記事にある「疫癘」は、淡窓も天保八年六月に「近来、疫癘流行、漸ク甚ダシ。凶年ノ後ハ必ズアルコトナリトゾ」と記しているように、天保四年（一八三三）から天保一〇年（一八三九）（とくに天保七年（一八三六）が厳しかった）にかけて起つた「天保の大飢饉」の後の疫病の流行と思われる。

文政七年（一八二四）の「麻疹」流行の記事に「予二十二歳ノ時、麻疹天下ニ行ハレ・・・此ニ至ツテ二十二年ナリ。俗説ニ、此ノ症必ズ二十二年ニ一タビ行ハルト云ヘリ。実ニ然リ」とあるが、これは前回の流行の時に罹つた者には免疫ができており再び罹らないため、ほぼ一世代後の二〇〜二三年後に再び大流行することを言っているものと思われる。

淡窓は、疫病によつて親族や親しい知人を亡くしている。その主なものは、天明九年（一七八九）淡窓八歳の時に弟の莊三郎（三歳）を、寛政一一年（一七九九）淡窓一八歳の時に従姉イサとその夫の館林（相良）文之進を、文化二年（一八〇五）淡窓二四歳の時に妹秋子（二三歳）を、天保六年（一八三五）淡窓五四歳の時に孫娘のヨミ（一歳）を亡くしている。

以下、『懐旧楼筆記』の疫病流行の記事を、推定を含む病名とともに記してみる。

天明九年（一七八九）（淡窓八歳）痘（天然痘）

・此歳、痘大ニ行ハル。妹アリ（五歳）初メニ病ミタリ。発スルコト頗ル多シ。然レドモ順痘ニシテ心遣ハナシ。次ニ、予其症ニ染ム。順痘ニシテ且発スルコト少ナク極テ安穩ナリ。同時ニ（弟の）莊三郎ヤム。難痘ニシテ死ス。莊三郎三歳ナリ。

寛政四年（一七九二）（淡窓一歳）痲瘰

・去年ノ比ヨリ小瘡ヲ病ム者、家内ニ満チタリ。是ハ、妹（八歳）ガ遊ブ所ノ近隣ノ女童其病アリシガ、妹ニ伝染シ、其内ニテ王母（祖母）ノ症、最重カリシガ、当春ニ至リテ、予モ亦病ミタリ。生来ノ大病ナリ。六七十日ノ間、其身臥蓐ニ粘着シテ少シモ動クコト能ハズ。痛痒交々起リテ、困苦言語ニ断エタリ。然レドモ、其毒尽ク外ニ発シタル故ニ、内行ノ患ナク生命ニハ心遣ヒナシ。八九分癒エテ後、行イテ天ヶ瀬ノ温泉ニ浴シ、一月余滞留シテ全快ヲ得テ帰レリ。

寛政一一年（一七九九）（淡窓一八歳）疫癘（赤痢？）

・（二月）筑前（亀井塾）ヨリ帰リシ時、館林文之進病ニ臥シテ危篤ナリ。去年ノ春、其兄東岳、疫ヲ病ンデ没セリ。文之進為ニ其家事ヲ經紀セリ。是ニ至ツテ一年、其身モ亦疫症ニ染ミタリ。文之進ノ妻（イサ）、先ツテ疫ヲ病メリ。

是ニ至ツテ略癒エタリ。而シテ文之進病起レリ。予行キテ問ヒシニ、已ニ言フコト能ハザリシ。予家ニ歸リテ、数刻ニシテ訃音至レリ。

・五月、予、二子(館林清記・衛藤牛四郎)ヲ携ヘテ筑前(龜井塾)ニ赴ク。(中略)時ニ彼ノ地、疫邪盛ニ行ハレタリ。塾生ニ其症ニ染ミシ者アリ。予、病身ナルヲ以テ其伝染ヲ恐レ、塾ニ留ルコトニ旬程ニシテ、二子ヲ彼ノ地ニ留メ置キ(六月)日田ニ歸レリ。

・予、筑ヨリ歸リ家ニ留マルコト百余日、時ニ我郷疫邪至ツテ盛ナリ。島屋源助此ノ時ヲ以テ没ス。(中略)幾モ無クシテ其孫善吉ガ妻、疫ニカカリテ死ス。幾モ無ク亦其孫女、嘗テ左仲ガ妻タリシ者、亦同ジ症ニテ死セリ。已ニシテ清記ガ母(イサ)、亦其ノ症ヲ病ンデ没セリ。

享和三年(一八〇三)(淡窓二三歳) 麻疹(全国流行)

・此年ハ麻疹天下ニ流行シタリ。二十二・三歳ヨリ以下ノ者ハ尽ク其ノ症ニ染ミタリ。予モ五月末ヨリ六月初メマデ其症ヲ病ミタリ。伏枕ノ日数ハ僅ニ半月ニ足ラザリシカドモ、病勢猛烈ニシテ苦惱ツヨシ。病イアントスル時ニ臨ンデ、小便閉塞スルコト二日一夜ナリ。其ノ時ハ甚ダ危急ヲ覺エシナリ。(中略)此病、日数短シトイエドモ、庚申(寛政一二年)ノ大病以後ノ一厄ナリ。

文化二年(一八〇五)(淡窓二四歳) 傷寒(腸チフス)

・此ノ年ノ七月十七日、妹秋子(二二歳)、京師ニ於テ病ンデ没セリ。初メ兵衛左君(風早局)四月ノ比ヨリ外邪ニ感ジタマフ。陰性ノ傷寒ナリ。秋子、其傍ニ看侍シテ朝夕暇アラズ。病久シキヲ経テ、六・七月ノ間ニ至リ終ニ没シタマヘリ。(中略)已ニ葬ヲ送リテ、菱屋源兵衛ガ家ニ歸リ、其夜ヨリ病ニ臥ス。亦、傷寒ノ症ナリ。十日ホドヲ経テ、彼ノ宅ニ終レリ。

文化四年(一八〇七)(淡窓二六歳) 疫癘(傷寒?)

・此年ノ秋頃ヨリ我ガ郷ニ疫癘盛ニ行ハレタリ。時ニ予ハ魚町ノ宅(広瀬家)ト桂林園トノ間ヲ往来シテアリシガ、十一月上旬ニ至リツヒニ其症ニソミタリ。始ハ南家ニアリテ病ニ伏セリ。中頃ヨリ病勢転々重キニヨリ北家ニ転ジ、家人相集リテ看病セリ。十二月中旬ヨリ快方ニ趣キ、翌年正月ニ至リテ全快ヲ得。二月ニ八門ヲ出ツルニ至レリ。此病、庚申(寛政一二年)ノ大病ノ以後ノ一大厄ナリ。(中略)此度ノ疫邪ニカカリ命ヲ失ヒシ者、予ガ所識ニハ長善寺ノ住持僧、僧田明、伊予久右衛門ノ妻ナドナリ。

文化一三年(一八一六)(淡窓三五歳) 痢(赤痢)

・七月九日、古田豪作、桂林園ニ於テ歿セリ。歳二十二。諸生、塾ニ死スル者是人ヲ以テ初トス。是ヨリサキ六・七日以来、塾中、痢ヲ病ムモノ多シ。豪作モ其一ナリ。(中略)廁ヨリ返リ眩暈シテ倒レシガ、其ママニ開カズトナリ。発病以来七・八日ナリ。

文政四年(一八二一)(淡窓四〇歳) 風邪(全国流行) 疫邪(?)

・此春正二月ノ際、風邪大ニ流行ス。予ガ家ヨリ内外諸生ニ及ブマデ一人ノ病マザルモノナシ。因ツテ講業ヲ廢スルコト半月ニ及ベリ。予二十四ニシテ垂帷ノ業ヲ始メシヨリ此ニ至ツテ十七年、始メテ此事アリ。已ニシテ近村ヨリ市中ニ及ブマデ其症流行セリ。後二聞キシニ天下一同ノコトニテ、・・・実ニ百年來未曾有ノ珍事ナリ。然レドモ、重症ニシテ死ニ至ルモノハ曾テナシ。是亦、奇ナリト云フベシ。

・七月十一日、病ンデ塾ニ僧大聚歿セリ。此月ノ初ヨリ疫邪ニ感セシガ、数日ノ後、頓ニ重症トナリ。・・・始メハ西樓ニアリテ病ヲ得シカドモ、他人ニ伝染センコトヲ懼レ、中比ヨリ是ヲ東塾ニ移セリ。東塾ハ講業ノミノ処ニシテ止宿スルモノ無キガ故ナリ。此処ニ至ツテ、終ニ起ツコトヲ得ズ。(中略)二十六日、水岸寺老僧ヲ招イテ、大ニ塾中ヲ禳フ。疫氣ヲ驅リ除カンガ為ナリ。

文政六年(一八二三)(淡窓四二歳) 痢疾(赤痢)

・八月、痢疾大ニ行ハル。小兒死スルモノ尤モ多シ。我輩、生來見ル所ナリ。但シ、我塾及ビ村中ニハ行ハレズ。天幸ト云フベキナリ。其稀有ノ事ナルヲ以テ此ニ録セリ。

文政七年(一八二四)(淡窓四三歳) 麻疹(全国流行) 風邪(全国流行)

・正月十日比ヨリ、塾生麻疹ヲ病ム者多シ。二月ニ至ルマデ其症ニカカル者凡二十三ナリ。外来生オヨビ疹後ニ至リテ入塾セシ者ハ其外ナリ。予二十二歳ノ時(享和三年)、麻疹天下ニ行ハレシコト既ニ前ニ出セリ。此ニ至ツテ二十二年ナリ。俗説ニ、此ノ症必ズ二十二年ニ一タビ行ハルト云ヘリ。実ニ然リ。但シ、前度行ハレシ時ニ比スレバ、其症極メテ輕シ。往年、予ガ病ミシ時ハ、小便閉塞シテ已ニ危ク、外ニモ亦死スル者アリシガ、此度ハ曾テ其事ナシ。

・此月(三月)風邪大ニ流行シ、家人ヨリシテ塾ニ及ブマデ一人ノ病マザル

者ナシ。在塾生凡四十余人、一時二枕ニ臥セリ。中旬ニ至ッテホボ癒エタリ。予、去冬ニ當ッテ病アリ。春ニ入りテハ、塾中ニ麻疹行ハレ、之ニツグニ風邪ヲ以テス。因ッテ休講百余日ニ及ブ。從來無キ事ナリ。

天保二年(一八三一) (淡窓五〇歳) 疫邪(風邪? 全国流行)

(十一月)十四日、橋本出雲ヲ招イテ家内ヨリ塾中ニ至ル迄ヲ禳ヘリ。近頃、疫邪盛ニ行ハレタリ。故ニ之ヲ禳ヒタリ。此夜、(長野)謙作、叔父ノ家ニテ死セリ。是叔父ノ外孫ナリ。塾ニテ病ヲ得シガ遂ニ起タズ。亦疫邪ナリ。

天保三年(一八三二) (淡窓五一歳) 痘(天然痘)

(五月)六日、塾生、僧善調痘ヲ病ンデ死セリ。善調ハ天草ノ人ナリ。天草ノ俗、痘ヲ避クルヲ以テ、今年二十二載、未ダ此症ヲ患ヘズ。当時我郷、痘盛ニ行ハル。(中略)終ニ此難ニカカレリ。哀哉。初メ病ム時、藤兵衛ノ家ニ移リ、終ニ彼宅ニテ歿セリ。

天保六年(一八三五) (淡窓五四歳) 痘(天然痘)

(四月)二十六日、謙吉ガ妻、其女ヲ携ヘテ筑後ニ歸寧ス。女胎毒ヲ以テ瘍ヲ生ズ。時二痘、村中ニ行ハル。両症一時ニ発センコトヲ畏ル。故ニ之ヲ避クルナリ。

・閏(七)月十一日、孫女ヨミ痘ヲ病ンデ死セリ。去ル四月ニ産マレ、此ニ至ッテ一年半ヲ経タリ。先頃痘ヲサケテ筑ニ至リシガ、近日帰郷、忽チ此症ニカカリシコト恨ムベキノ至リナリ。

天保七年(一八三六) (淡窓五五歳) 疫邪(麻疹? 全国流行)

(十月)二十七日、村人儀右衛門死セリ。(中略)儀右衛門ハ、年 四十二満タズ。疫ヲ病ンデ歿セリ。二十八日、橋本出雲ヲ招イテ祈禳ノ法ヲ行フ。疫氣ヲ除カンガ為ナリ。此時、疫邪頗ル流行セリ。

天保八年(一八三七) (淡窓五六歳) 疫邪(?)

(六月)十九日、橋本出雲ヲ招イテ、我家ヨリ諸塾ニ至ル迄ノ為ニ疫氣ヲハラヘリ。近來、疫邪流行。漸ク甚ダシ。凶年ノ後ハ必ズアルコトナリトゾ。
・(八月)近來、疫ヲ病ンデ死スル者多シ。今、一二ヲ此ニ録ス。長尾玄珉、有田ノ人、予ガ旧門生ナリ。重富丈庵、筑後ノ人、旧識ナリ。仕立屋甚七、魚屋武八、豆田ノ人、童幼ヨリ目ノ熟スル所ナリ。其他數ヘ尽クシ難シ。

天保九年(一八三八) (淡窓五七歳) 疫邪(痘瘡? 全国流行)

(四月)晦日、足立可仲歿セリ。年ハ四十余ナルベシ。本、中風ヲ患ヘシガ、亦疫症ニカカレリ。余ガ門生ノ中ニテ、医術ハ頗ル長ゼリ。惜哉。去年來、疫邪ニカカリテ死スル者、拳ゲテ數フベカラズ。人ニ聞クニ、永山官府ノ管内ニテ、去年來死スル者二萬人ニ及ベリ。口數六分ノ一ヲ減ゼリ。

(五月)九日、宜貫、病癒エテ來リ見ユ。十日、宗俊、病癒エテ來リ見ユ。近日、疫邪極メテ盛ナルニ、我家人ヨリシテ數十ノ塾生ニ及ブマデーノ病ム者ナシ。兩僧ハ外宿セシガ、其症ニカカレリ。然レドモ輕症ニシテ速ニ癒エタリ。実ニ天助アリト謂フベシ。

(五月)十七日、此日、三松元達歿セリ。歳ハ、三十五・六ナリ。亦疫邪ナリ。(中略)去年、余危急ノ時、此人來ッテ周旋セシガ、半年ヲ出デズシテ其身厄ニカカレリ。哀哉。此度ノ疫癘ニヨリテ當県ノ醫師死スル者多ク、医ノ數暫ク減ジタリ。

この年は、このほかに多くの疫邪を病んで没した知人を記録している。その記事によつて氏名を抜き出すと、一月四日に松本龍山、二月五日に城内村長俊治の母、二月二十五日に熊谷見順、三月二三日に阿皆の妹の薩、三月二六日に阿皆の末妹の達、三月二七日に加峯礪梁(小関亨)、四月一〇日に魚屋清助、四月一七日に俵屋安兵衛、四月晦日に魚屋清助の妻、閏四月二日に椋野元魂、酢屋儀平、閏四月四日に湊屋嘉助、閏四月九日に升屋儀左衛門、閏四月一〇日に篠崎多聞、閏四月一八日に京屋小三郎、伏見屋嘉左衛門、閏四月二六日に城内村長俊治、五月六日に鍛冶屋新五郎、その母、五月一二日に魚屋利兵衛、五月二〇日に浄満寺大淳の妻の雪、七月一六日に旧僕嘉助、八月九日に魚屋長八の妻、が記録されている。

嘉永三年(一八五〇) (淡窓六九歳) 風邪(全国流行)

・十二月二日、詩抄講ヲ廢ス(塾生、疾多キ故ナリ)。三日、孝之助及ビ婢疾有リ。炊婢ヲ雇フ(塾生、風邪ヲ患フ者大半ナリ。終ニ吾家ニ及ブ。亦、稀有ノ事ナリ)。四日、妻、疾ニ臥ス(風邪、是ニ於イテ家中疾ノ者三人)。…七日、是日、頭痛痰咳、風邪ヲ感ズニ似ル。藥ヲ服ス(範治ノ調葉)。夜、苦惱シ寐ヲ失ス。

嘉永四年(一八五一) (淡窓七〇歳) 疫邪(?)

・五月二十六日、壽七、疾二興シ郷ニ還ル（症、疫邪ニ類ス。其家来迎ス）。橋本矢庭ヲ招キ、家内諸塾ヲ祈禳ス。疫氣ヲ除クナリ（凶年ノ後、或ハ疫邪有り。故ニ、先ニテ之ヲ禳フ）。二十七日、元亨、疾二興シ郷ニ還ル（壽七ト同ジ症ナリ）。

(4) 塾生の病死の記録（『懐旧樓筆記』による）

『懐旧樓筆記』等には、塾生の病死の記事が記されている。それは、淡窓の塾主時代（ほぼ五〇年）を通じて一〇人ほどである。多いときには常時一〇〇人近い塾生の学んでいた規模の大きな塾としては、病死者数は頗る少ないと言つてよいであろう。

塾としては、職任として典藥（医事衛生係）を置くなど十分な衛生管理及び健康管理をしていたものと思われる。

伝染病については、発病した病者を、誰もいない塾舎または外塾（借宿舎）を病室として確保して隔離している。また、病者を無理して帰省させず、なるべく塾で養生させる一方、父兄に連絡し来てもらつてそれに託している。さらに、伝染病流行の際には、疫氣を除くため、神社の神主や寺院の僧侶を招いて、塾中を祓っている。

また、不幸にして塾で亡くなった後には、病死した塾生を廣瀬家の菩提寺の大超寺に葬り手厚く供養している。

以下『懐旧樓筆記』等によつて、病死した塾生名とその死亡の記事を記してみる。

文化二三年（一八一六）（淡窓三五歳）

古田豪作（文化二三年三月入門、佐伯の人）、赤痢

・七月九日、古田豪作、桂林園ニ於テ歿セリ。歳二十二。諸生、塾ニ死スル者是人ヲ以テ初トス。是ヨリサキ六・七日以来、塾中、痢ヲ病ムモノ多シ。豪作モ其一ナリ。時ニ、予小恙アリ。桂林園ニ行カズ。往来スル者ニ豪作ガコトヲ問ヒシニ、憂フルニ足ラズトイヘリ。此日ノ暮ニ及ンデ、令助走り来ツテ豪作ガ病急ナリト報ズ。驚キ走ツテ行イテ見シニ、已ニ事キレタリ。廁ヨリ返リ眩暈シテ倒レシガ、其ママニ開カストナリ。発病以来七・八日ナリ。

文政四年（一八二一）（淡窓四〇歳）

僧大聚（文政四年四月入門、府内の人）、疫邪

・七月十一日、病ンデ塾ニ僧大聚歿セリ。此月ノ初ヨリ疫邪ニ感ゼシガ、数日ノ後、頓ニ重症トナリ。始メハ西樓ニアリテ病ヲ得シカドモ、他人ニ伝染センコトヲ懼レ、中比ヨリ是ヲ東塾ニ移セリ。東塾ハ講業ノミノ処ニシテ止宿スルモノ無キガ故ナリ。此処ニ至ツテ、終ニ起ツコトヲ得ズ。（中略）其病始メハ重症ニ非ザルニ似タリ。医、下劑ヲ施セシニヨリ、遂ニ重クナリシ様ニ覺ユ。（中略）二十六日、水岸寺老僧ヲ招イテ、大ニ塾中ヲ禳フ。疫氣ヲ驅リ除カンガ為ナリ。

文政八年（一八二五）（淡窓四四歳）

秋山勘次郎（文政六年五月入門、周防の人）、脚氣

・此年ノ夏ヨリ、塾生ニ脚氣腫ヲ病ム者アリ。当県ノ人ニモ往々アレドモ、旅人・在塾スル者尤モ多シ。（中略）塾生ノ中、秋山勘次郎、其症最モ重シ。故郷ニ報ゼシニ、初メ其ノ叔父来リ、次ニ其ノ父来リテ看視セリ。終ニ此地ヲ発セシガ、行クコト一里半ニシテ石坂ヲ登ルニ及ンデ忽チ衝心ノ症発ス。塾生道マデ送りシ者、介抱シテ伏木村ニ至リテ里正ノ宅ヲ借りテ薬用ヲ加ヘシガ、遂ニ其夜ヲ以テ歿シタリ。時ニ七月十二日ナリ。

積冷秋（文政七年五月入門、中津の人）、脚氣

・七月晦日、積冷秋、我塾ヲ去ツテ豊前ニ歸ラントシテ中摩村ニ至リテ歿シタリ。是モ脚氣ノ症ナリシガ、軽症ノ由ナリ。・・・軽症ナル故、誰モ貪着スル者ナク、其スル所ニ任セ置キシガ、途中ニテ衝心ヲ発セシコト、少シモ勘次郎ニ異ナルコトナシ。

渡邊椿載（文政五年五月入門、備後の人）、脚氣

・八月二日、渡邊椿載、塾ニ於テ歿セリ。是モ脚氣症アリシガ、椿載頗ル医事ニ曉リ、塾ノ典藥タリ。因ツテ、自ラ薬ヲ調シテ之ヲ用ヒタリ。冷秋モ塾ニ在リシ時ハ椿載ガ薬ヲ服セリ。一昨晦日、冷秋道ニ死シタル事キコエケレバ大ニ驚キ、其ヨリ病頓ニ重シ。然レドモ、昨朔日ノ朝マデ人ノ為ニ薬ヲ調シタリ。午後、漸ク衝心ノ症ヲ発ス。是ニ於テ諸医ヲ乞ヒ治ヲ尽スト雖モ、終ニ効無クシテ終レリ。

・其明四日、予、大超寺ニ於テ、勘次郎、冷秋、椿載、三子ノ為ニ追善ノ法事ヲ修シ、百二十余人ヲ供セリ。予、門生ヲ教授スルコト二〇年、四方ノ士

塾ニ来リ留ル者多シ。然レドモ死喪ノコトハ至ツテ少シ。前ニ豪作、後ニ大聚ガコト有ノミナリ。人皆、天福有リト云ヘリ。然ルニ、此ニ至ツテ一朝ニシテ三子ヲ亡ヘリ。其人、皆俊才ニシテ後進ノ領袖タルモノナリ。嗟嘆ノ至、何ヲ以テカ之ニ加ヘンヤ。

天保三年（一八三二）（淡窓五一歳）

僧善調（文政一二年一〇月入門、天草の人）、痘（天然痘）

・（五月）六日、塾生、僧善調、痘ヲ病ンデ歿セリ。善調ハ天草ノ人ナリ。……今年二十二載、未タ此ノ症ヲ患ヘズ。当時我郷、痘盛ニ行ハル。人之ニ帰郷スルコトヲ勸メシニ、死生命有リ学ヲ怠ル可カラズト云ツテサラザリシガ、終ニ此難ニカカレリ。哀哉。初メ病ム時、藤兵衛方家ニ移リ、終ニ彼宅ニテ歿セリ。

天保八年（一八三七）（淡窓五六歳）

権藤於菟太郎（天保四年二月入門、筑後の人）、吐血の症（疫邪）

・（一月）十九日、権藤於菟太郎歿セリ。塾ニ在リシニ旬日前ヨリ吐血ノ症アリ。……兩三日、其症漸ニ悪シ。今朝ニ吐アリ、昏絶セシガ、遂ニ開カズ。嗚呼哀哉。歳八十七・八ナルベシ。……其ノ歿セシ所ハ鍛冶屋楼上ナリ。

天保一三年（一八四二）（淡窓六一歳）

酒井晋（天保一一年三月入門、天草の人）、外邪

・正月二十一日、晋歿セリ。……終ニ外邪ニ犯サレテ大病ヲ得タリ。村ノ喜作方家ニ僑居シ、彼処ニテ終レリ。年二十ナリ。（中略）晋、人ト為リ良善且ツ篤志アリ。……遂ニ志ヲ齎シテ死ニ至レリ。嗚呼哀哉。

嘉永六年（一八五三）（淡窓七二歳）

小野蘭哉（嘉永六年四月二日入門、芸州の人）、瘧（疫邪）

・八月十一日、是ヨリ先、蘭哉疾有リ（外宿、鍛冶屋ニ寓ス）。此ニ至リ漸ク劇ス。故ニ往イテ之ヲ家ニ告ゲシム。十二日、巳牌、蘭哉鍛冶屋ニ於テ歿ス（屋後ノ小舎）。……夜、蘭哉ヲ大超寺ニ於テ葬ス。範治、孝之助以下送者數十人（嗚呼哀シイ哉。彼四月ヲ以テ入門シ、在塾四月ニ過ギズ。然ルニ勤学倦マズ、毎月級ヲ加フ。是ヨリ先、山澤瘧ヲ患フ。之ガ為メ周旋尽力ス。又、其ノ友筑ニ在ル者ノ疾ヲ訪フ。終ニ其ノ症ニ染ム。蓋シ交誼ニ於テ厚キ者ナリ。嗚呼哀シイ哉）。

嘉永六年（一八五三）（淡窓七二歳）

釈清冲（嘉永六年五月一三日入門、皇都嵯峨鹿王院）、劳咳

・十二月二十九日、是日、清冲ノ疾ヲ訪フ。夜深ク、遂ニ歿ス（清冲、鍛冶屋別店ニ在リ。劳ヲ病ミテ歿ス。哀シイ哉）。

（5）淡窓の疾病（『懐旧楼筆記』による）

廣瀬淡窓は、生来病弱な体質で、その『日記』を読むと、日常、常に風邪気味で、次々と様々な病気の症状に悩まされていることが記されている。その症状は、悪寒・発熱・嘔吐・下痢・咳痰・鼻詰・眼疾・目眩・発疹・腫瘍・足痛・歯痛・痔疾・尿不利・大便不通・睡眠不足など、さまざまである。

その外にも、しばしば重い大病に遭って非常に苦しんでいる。とくに、淡窓が「余、生来三大厄アリ。一ハ、十九歳ノ時ノ疝ノ患ナリ。二ハ、二十六歳ノ時ノ疫症ナリ。三ハ、此度（四十四歳）ノ病ナリ。三ツノ内、今般最重シ。其ノ余患、十余年ヲ歴テ猶ホ患ヲナセリ。」と述べているように、自身が「三大厄」と呼ぶ、死線を彷徨うような大病に生涯に三度（一九歳・二六歳・四四歳）も遭っている。そして、これらの大病は後々まで身体に悪影響を遺している。

このように淡窓は、いつも床に臥しがちで、十分に思うような日常生活が送れていない。ほとんど一生が病気に苦しんだ生涯であった。ある学者によると、「淡窓の生涯は病気の連続であり、七五年の三分の二すなわち五〇年間は病気がび睡眠のために寢床の上で費やされたと見てよいのではあるまいか。」（古川哲史東大教授『広瀬淡窓』）と語っているほどである。

しかしながら、よく自省養生して、当時としては長生きの七五歳の長寿を保っている。さらに、健康を願うなどの意味もあつて、善の行為の実践（『万善簿』の記録）を行なうなど、勤勉で誠実な生き方を心がけている。

このように病気に苦しんだ淡窓は、ほとんど一生涯を日田の地で生活せざるを得なかった。遠方への旅行が困難なため、旅行した範囲は北部九州（本州はわずかに下関のみ）のみであった。

以下に、『懐旧楼筆記』（六五歳以降は、日記『再修録』『甲寅新曆』による）から、淡窓の病気に関する重要な記事を抜粋して記すこととする。

天明七年(一七七八)ころ(六歳)癩疾

・余、極幼ノ時ヨリ吉井ノ舅家(母の兄弟の家・母の実家)ニ往来スルコト屢ナリ。四・五歳マデノコトハ朦朧タリ。六歳以後ハ分明ナリ。(中略)吉井ノ西二里ホドニシテ小田ト云フ処アリ。其ノ地ニ小児科ノ医アリ。余、幼ヨリ癩疾アリ。王父(祖父)之ヲ携ヘテ彼ノ地ヘ行キ、診視ヲ乞ヒ、家ニ歸ツテ後、暫ク其ノ藥ヲ服セリ。五・六歳ノ間ト覺ユ。

天明九年(一七八九)(寛政元年)(八歳)痘(天然痘)

・此歳、筑前ノ宝珠山ニマウデタリ。先妣(母)ニ從ツテ行ケリ。同行者、親族ヨリ奴隸ニ至ルマデ二・三十人ニ及ベリ。是ハ、安痘ノ祈リノ為ナリ。(中略)此歳、痘大ニ行ハル。妹アリ(五歳)初メニ病ミタリ。発スルコト頗ル多シ。然レドモ順痘ニシテ心遣ハナシ。次ニ、予其ノ症ニ染ム。順痘ニシテ且発スルコト少ナク極テ安穩ナリ。同時ニ(弟)莊三郎(三歳)病ム。難痘ニシテ死ス。莊三郎三歳ナリ。

寛政四年(一七九二)(一一歳)疱瘡

・去年ノ比ヨリ小瘡ヲ病ム者、家内ニ滿チタリ。是ハ妹(八歳)ガ遊ブ所ノ近隣ノ女童其病アリシガ、妹ニ伝染シ、其内ニテ王母(祖母)ノ症最重カリシガ、当春ニ至リテ、予モ亦病ミタリ。生来ノ大病ナリ。六七十日ノ間、其身臥蓐ニ粘着シテ少シモ動クコト能ハズ。痛痒交々起リテ、困苦言語ニ断エタリ。然レドモ、其毒尽ク外ニ発シタル故ニ、内行ノ患ナク生命ニハ心遣ヒナシ。八九分愈エテ後、行イテ天ヶ瀬ノ温泉ニ浴シ、一月余滞留シテ全快ヲ得テ歸レリ。

寛政五年(一七九三)(一二歳)眼疾

・予、十一・二ノ比、眼疾アリ。朝田ニ安元某ト云フ眼医アリ。暫ク其ノ治ヲ受ケタリ。(母の実家の吉井の)東光寺ニ留リ輿ニテ毎度彼宅ニ往来ス。二三旬モ経テ癒エタリ。予、幼ヨリ眼疾屢ハ起リシガ、終ニ修身ノ憂ト成レリ。寛政九年(一七九七)(一六歳)風邪

・此ノ年ノ冬、余(福岡の亀井塾の)幽蘭舎ニアリ。風邪ニ感ジタリ。大熱アリテ譫語ヲ発シタリ。其症頗ルハゲシカリシガ、程ナク愈エタリ。若シ家ニアリテコレ等ノ症ヲ病ミナバ、余程ノ心ツカイアルベキニ、少年且ハ旅中ノ事ナレバ何ノ貪着モ無クシテ事スミタリ。

寛政一〇年(一七九八)(一七歳)

・余、已ニ(二月の亀井塾の火災の後)福岡ヨリ歸リテ後、姑ク家ニ留マレリ。(中略)初メ余、七・八歳ノ頃マデハ極メテ多病ナリ。十歳頃ヨリ漸ク壯健ニナリ、十四歳佐伯ニ遊ビシ頃ハ一年中少ノ病モナシ。十五・六ヨリ又漸クニ病ヲ生ジ、此ノ年ニ至リテハ伏枕ノ日大半ナリ。其ノ源ヲ推スニ、懶惰安逸ヨリ生ズルモノナリ。(中略)此ノ年多クハ秋風庵ニアリ。其ノ楼上ニ居タリシナリ。

寛政一一年(一七九九)(一八歳)肺病

・予、一・二・三年來病多シ。此年ノ(九月上旬に福岡亀井塾に復学したが)冬ニ至ツテ稍ク甚シ。一身熱ヲ生ジ、潮熱ノ症ナリ。自汗盜汗アリ。其症、勞瘵ニ似タリ。是ニ於テ、心中恐レヲ生ズ。傍ノ人モ皆、家ニ歸リ保養スルニ如カジト云フ。是ニ於テ、十二月上旬彼ノ地ヲ發シテ故郷ニ歸レリ。是レ大歸ナリ。予、十六ノ春ヨリ先生ノ塾ニ入り、是ニ至ツテ三年、終ニ大歸セリ。素志ハ五・六年モ彼地ニ留リ、其後ハ四方ニ漫遊セント思ヒシニ、筑ノ逗留モ実ハ二年ニ滿タズ。其後終ニ四方ノ事ナシ。歎息スルニ余リアリ。

寛政一二年(一八〇〇)(一九歳)大病(三大厄の一つ)

・正月二十三日ノ夜、家人月待チノ会ヲナシテ近隣ヲ会スル事旧例ナリ。(中略)余、スコシク倦ムコトヲ覺工樓ヨリ下リシニ、家人夜食ヲ進メタリ。余、数椀ヲ吃シ終リシニ、忽然トシテ胸塞ガリ、嘔氣ヲ生ジ頭痛ミ目眩ジタリ。已ニシテ全身惡寒ヲ生ジ、四肢厥冷シテ氣息モ絶工絶工ニ成レリ。家人大ニ驚キ、介抱ヲ加ヘシ所、漸々トヨリ合ヒタリ。是レ病大ニ動クノ始リナリ。二月ノ末、病大ニ動キシヨリ後ハ其勢極テ盛ナリ。第一ノ患、嘔吐ニアリ。飲食ヨリシテ藥物ニ至ル迄、随テ用フレバ随ヒテ吐ス。腹ニ留マルコトナシ。且、種々ノ穢濁ノ物ヲ吐シタリ。一身羸瘦シ腹ハクボリテ背ニツキ、手足ハ細クシテ麻殻ノ如シ。且、寒熱往來アリ。熱スル時ハ、一身煩燥シテ殆ンド譫語ヲ發セントス。冷ユル時ハ、四肢厥冷シテ氣息奄々タリ。但シ、其内ニ天幸アリ。

嘔吐ノ証六・七日モアリテ、其後ハ暫ク息ムコトアリ。飲食藥物モ納マリテ、気色モヨシ。此ノ如キ事、四・五日ニシテハ嘔吐又發シ、諸症亦随テ起ル。其容体、二月末ヨリ四月中旬マデ相續キタリ。若シ、中間ニ少シヅツノ快時

ナクンバ、トテモ活路ハアルマジキニ、此ノ如クナリシ事、天幸ト云フベシ。
・三・四月ノ間ニ至ツテ、肥後ヨリ倉重湊ト云フ医師、当県ニ来レリ。是ハ
本当県竹田村ノ人ナリ。養家ニ行キ肥後ノ人トナレリ。其ノ母存命セルヲ以
テ、時々当県ニ帰省セリ。(中略)遂ニ湊ヲ乞ウテ予ガ病ヲ診察セシム。(中略)
湊、已ニ診察終リ、又従前ノ処方ヲ聞キテ云ヒケルハ、此ノ病至ツテ重シト
雖モ、治スベキノ道ナキニ非ズ。・・・若シ、病家定見アリテ他医ノ言ニ惑
ハズ、亦少々ノ変症ニ驚カズ、始終ヲ某ニ託シタマハバ、必ず成功アラント
云ヘリ。家人、相聚マリテ評議セシニ。・・・家人皆、湊方議論、確乎トシテ
動ク可カラザルノ状アルヲ見テ依頼ノ思ヲナシ、遂ニ治ヲ湊ニ乞ヘリ。湊、
又灸治ヲ施スベシト云フ。人皆、予ガ体ノツカレタルヲ見テ、是ヲ危ブメリ。
湊、聴カズ。遂ニ灸治ヲ施スコト日々ナリ。(中略)閏四月上旬ニ至リテ苦
惱尽ク除キ、門ヲ出ツル程ニナリタリ。・・・閏月ノ末ニ至リテ、全ク平常
ニ復セシナリ。

・予ガ庚申(寛政二二年)ノ疾ハ予ガ終身ノ一大厄ノミニ非ズ。誠ニ我家ノ
一大厄ナリ。(中略)嗚呼、ワレ家ニ於テ一点ノ功ナクシテ、尊長骨肉ノ心
ヲ傷マシムルコトハ此ノ如ク莫大ナリ。後年遂ニ其ノ萬一ヲモ報ルコト能
ハズ。・・・此ノ事ヲ追思スレバ、タダ悲嘆胸ニ逼ルノミニナリ。

享和二年(一八〇二)(二二歳) 宿疾

・此年十二月ハジメニ至リ、予、宿疾大ニ動キタリ。寒熱往来、自汗盗汗ノ
症アリ。又、少シク咳嗽ヲ帯ビタリ。ココニ於テ大ニ恐レ、百事ヲ謝絶シテ、
保養ヲ専ニシタリ。・・・南家後園ノ土蔵ノ中ニ独居シテ、専ラ持咒ヲ事ト
シ齋食シテ日ヲ送レリ。カクノ如クニシテ、コノ冬ヨリ明年ノ春夏ノ間ニ至
レリ。

享和三年(一八〇三)(二三歳) 麻疹

・此年ハ麻疹天下ニ流行シタリ。二十二・三歳ヨリ以下ノ者ハ尽ク其症ニ染
ミタリ。予モ五月末ヨリ六月始マデ其症ヲ病ミタリ。伏枕ノ日数ハ僅ニ半月
ニ足ラザリシカドモ、病勢猛烈ニシテ苦惱ツヨシ。病イェントスル時ニ臨ン
デ小便閉塞スルコト二日一夜ナリ。其時ハ甚ダ危急ヲ覺エシナリ。病既ニ癒
エテ後モ種々ノ余症アリ。久シキヲ経テ常ニ復セシナリ。此病、日数短シト
イヘドモ、庚申(寛政二二年)ノ大病以後ノ一厄ナリ。

文化四年(一八〇七)(二六歳) 疫癘(腸チフス)(三大厄の一つ)

・此年ノ秋頃ヨリ我ガ郷ニ疫癘盛ニ行ハレタリ。時ニ予ハ魚町ノ宅(広瀬家)
ト桂林園トノ間ヲ往来シテアリシガ、十一月上旬ニ至リツヒニ其症ニソミタ
リ。始ハ南家ニアリテ病ニ伏セリ。中頃ヨリ病勢軋々重キニヨリ、北家ニ転
ジ、家人相集リテ看病セリ。十二月中旬ヨリ快方ニ趣キ、翌年正月ニ至リテ
全快ヲ得。二月ニ八門ヲ出ツルニ至レリ。此病、庚申(寛政二二年)ノ大病
ノ以後ノ一大厄ナリ。予、従来虚弱ニシテ風邪ニ感スルコト多ク、一年ノ中、
半ハ風邪ナリ。然レドモ重症ニ遇フコトナシ。病ノ初発、イツモ鼻フサガル
ヲ以テ外邪ニ感ズルノ候トス。然ルニ此度ハ曾テ其症ナシ。只、頭痛ツヨク
悪寒甚シウシテ背上ニ水ヲソソグ如ク覺エシナリ。(中略)是ニ於テ醫師下
劑ヲ投ジタリ。其時ハ快キ様ニ覺エシニ、一兩日ヲ過ギテ病勢大ニ進ミタリ。
熱甚シク飯食一切ススマズ、頗ル危篤ヲ覺ユ。是ニ於テ、椋野元春ニ治ヲ乞ヒ、
其ノ後江藤養泰ヲ秋月ヨリ招キタリ。終ニ江藤ガ薬ヲ以テ全快ニ至レリ。

・文化五年戊辰、正月ハ猶ホ病癒ニアリ。二月以降、外出スルコトヲ得タリ。
去冬病ヲ得テヨリ生徒ヲ謝絶シ桂林園ヲ閉チタリ。此ノ年ノ三・四月ニ至リ、
復々桂林園ヲ開イテ生徒ヲ置キタリ。但シ、予ハ魚町南家ヲ居処ト定メ、毎
日桂林園ニ出浮テ業ヲ講ジ、課程終レバ魚町ニ歸ル。ソレヨリ後十年ホドノ
間、大抵此ノ如クニシテ過ギタリ。

文化六年(一八〇九)(二八歳) 眼疾(慢性結膜炎)

・五月、筑前須惠ニ赴ク。去冬ヨリ逆上甚ダシク、常ニ面熱シテ火ノ如クナ
リシガ、今春ニ至リ眼疾ヲ発セリ。コレ去々冬疫邪ノ余殃ナルベシ。且ツ、
幼ナキ時ヨリ眼疾数々起レリ。従来ノ眼力薄キ所ヨリ此ノ症ヲ発セシナラ
ン。(中略)是ニ於テ、須惠ノ田原(養伯)氏、眼科ノ大医タルヲ以テ彼ノ
地ニ赴ケリ。(中略)翌朝、田原氏ヲ訪ウテ診察ヲ受ケタリ。・・・養伯云ハ
ク、貴君ノ眼疾、身体虚弱ヨリ起レリ。急ニ癒ユベキモノニアラズ、又急
ニ進ムノ患ナシ。シカズ本料ノ医ニ託シテ基本ヲ調理センニハト云ヘリ。
是ニ於テ点薬数員ヲ乞得テ彼ノ地ヲ去レリ。(中略)是ニ於テ九月下旬、又
再ビ発シテ須惠ニオモムク。(中略)予、須惠ニ留マルコト三十日、病勢依
然トシテ進退スルコトナシ。是ニ於テ辞シテ家ニ歸ル。
・予、此ノ病ヲ得シヨリ、今ニ至ル迄四十年、病勢ススマズ退カズ。田原ガ

預メハカリシガ如シ。但シ、寒氣ニ赴ク時ハ逆上シテ病重リ、暖ヲ得テハ漸ク退クコト常例ノ如シ。然レドモ、病動ク度ゴトニ全ク旧ニ復スルコト能ハズ。漸々ニ衰ヲ覺エタリ。今ハ病眼ト老眼ト交々相催シタリ。其ノ衰フルモ亦宜ナルカナ。

・予、此病ヲ得シヨリ、唐本ヲ讀ムコトヲ得ズ、細字ヲ書クコトヲ得ズ、燈下ニ書ヲ看ルコトヲ得ズ。其ノ眼力ヲ用フルコト少シク度ニ過グレバ忽チ祟リヲナセリ。是ヲ以テ半生ノ學業、依然トシテ進ムコトヲ得ズ。是、天ノ予ヲ限ルナリ、嗚呼悲イカナ。抑モ予、此ノ病アルヲ以テ撰養頗ル慎メリ。飲食情欲、常ニ節約ヲ加ヘタリ。保生ノ道ニ於テハ、得ル処少カラズ。是、造物者ノ乗除ナルベシ。

文化九年(一八二二)(三二歲)宿疾

・此年春夏ノ間、余、宿疾頗ル動ケリ。(母の)喪中、不快ノコト多カリシニヨリ、諫山安民ヲ招キテ灸治ヲナセリ。此ニヨリテ瞑眩シ、心下拘攣シテ痛ムコト甚シ。旬日ヲヘテ故ニ復シタリ。其ノ後ハ恐レテ灸治ヲ施サザルコト數十年ナリ。

文化一二年(一八一四)(三三歲)脱肛 宿疾

・予、從來脱肛ノ患アリ。毎々起レリ。此年ノ五月、其症發セシニ醫師点藥ヲ与ヘタリ。輕粉鷄卵等ノ物ヲ調和スルナリ。是ヲ用ヒシニ痒ヲ發シタリ。肛門ノ傍一面ニ広マリテ堪フベカラズ。……是ヨリ數日ノ間、日夜呻吟シテ過セリ。少シモ眠ルコト能ハズ。……(外科の小関)亨ヲ招キテ治ヲ請ヘリ。六・七日ヲ過ギテ全快ヲ得タリ。

・八月下旬、予疾ヲ得タリ。初メハ風邪ニ感ゼシガ、後、午飯ノ後ニ當ツテ少シク眠リシニ、午食停滞シテ胸膈ニ逼リ、嘔氣ヲ催セリ。吐セズ瀉セズ、其苦ミ甚シ。又惡寒發熱ノ症アリ。頗ル庚申ノ年(寛政一二年)ノ大病ニ類セリ。……半月余ヲ歷テ平愈ヲ得タリ。……此病、二十六年(文化四年)疫ヲ疾ンデヨリ以後ノ一厄ナリ。

文政四年(一八二二)(四〇歲)宿疾

・正月二日、初去冬ヨリ心下ヨリ臍ニ連ナリ拘攣シテ痛ヲナセリ。此日、其証頗ル甚シ。是ヨリ後、今年ノ内シバ起レリ。

文政五年(一八二二)(四一歲)脱肛(手術) 小便閉塞

・(六月)五日夜、惡寒シテ胸腹苦満ス。翌六日ニ至リ、瀉下スルコト十餘行、七日ニ至リ、痔疾大ニ發シ、脱肛収マラス。八日ニ至リ小便閉塞シ、苦ミ言フベカラズ。(岡)研介ニ命ジ、手術ヲ以テ脱肛ヲ収ム。ソノ苦ミニ堪ヘガタク中ニシテ止メントス。(中略)意ヲ決シテ治ヲ受ケタリ。脱肛既ニ収マリ、小便モ亦通利セリ。數日ニシテ本ニ復セリ。

文政六年(一八二三)(四二歲)宿疾(二年後の大病の緒)

・(一月)、余、去冬ヨリ病アリ。其症、筆端ニ尽シガタシ。是、乙酉(二年)後の文政八年の(大病)漸クソノ緒ヲ顯セシモノナリ。諸医、皆、其ノ所因ヲ察スルコト能ハズ。

・夏秋ヨリ冬ニ及ビ、所患連綿トシテ絶エズ。諫山安民、治ヲ主リ、又佐藤玄猷ノ処劑ヲモ用ヒタリ。時ニヨリテ少シク間ナルコトアレドモ、病根ハ日ヲ追ツテ深ク、終ニ乙酉ノ年(二年後の文政八年)ニ至ツテ大患ヲナセリ。

文政八年(一八二五)(四四歲)傷寒? (三大厄の一つ)

・二月九日ヨリ二十日頃マデ風邪ニカカレリ。諫山安民、治ヲツカサドレリ。曰ク、陰症ノ傷寒ニチカシト。是ニ於テ大ニ畏レ戒メタリ。(中略)幾何モナクシテ痊ユルヲ得タリ。

・(八月)(脚氣を病んで亡くなった三塾生の追善法事を行なったころ)時ニ予ガ大病、已ニ發セリ。……此ノ節ノ事ニ至ツテ大ニ發セリ。

・余、生来三大厄アリ。一ハ十九歳ノ時ノ疝ノ患ナリ。二ハ二十六歳ノ時ノ疫症ナリ。三ハ此度(四四歲)ノ病ナリ。三ツノ内、今最重シ。其ノ余患、十余年ヲ歷テ猶患ヲナセリ。誠ニ生涯ノ一大劫ナリ。此般ハ世人モ必死セント思ヘリ。然ルニ、天幸アリテ免ルルコトヲ得タリ。若シ此時ニ死セバ、一生ノ事業成就スル所、今ノ半ニ及ブコト能ハズ。死後、又一人ノ知ル者モナカルベシ。嗚呼、天地神明ノ佑護ノ恩、親戚朋友ノ看侍ノ力、豈少シモ忘ルベケンヤ。

・疾ノ初發ヨリ加峯(礪梁)父子ニ治ヲ託シ、殆下半年ニ及ベリ。其ノ力ヲ勞スルコト少ナカラズ。然レドモ成功ナシ。全ク権藤(直)ガ力ニヨリテ活命ヲ得タリ。但シ、権藤ニ治ヲ託スルコト加峯ガ勸ニヨレリ。(中略)彼ニ治ヲ託スベシヤ否ヤ、評議マチマチナリ。時ニ余ト権藤ト同庚ニシテ四十四歳ナリ。俗習、四ノ字ヲ忌ム。是ヲ以テ疑ヲナス者アリ。先考、之ヲ判ジテ

曰ク、是病人シアワセ、医者シアワセナリ、必ず成功アラント。果シテ其ノ言ノ如クナリシナリ。

・此般ノ病、親族ノ心ヲ勞スルコトハ言語ニ絶シタリ。(中略)塾生門人前後ノ勞苦言ニ尽クシ難シ。余ガ十九歳庚申(寛政一二年)ノ大病ノ時、人力ヲ勞セシコト前二記セリ。此度ハ又其ノ時ニ数倍セリ。

文政九年(一八二六)(四五歳)尿道閉塞(手術) 宿疾

・三月朔日ヨリ以後、苦惱漸々減ジ、精神益復シタリ。医師ヨリシテ看侍ノ人ニ至ルマデ皆、余ニ勸ムルニ心ヲ平ニシ氣ヲ養フヲ以テス。余、是ニ於テ病ヲ忘ルルノ方ヲ思ヒ、一ツノ書齋(淡窓)ヲ経営セント思立テリ。其ノ事ヲ久兵衛ニ託ス。(中略)経営ノ事アルニヨリ三月九日、終ニ甦強シテ褥ヲ離レ、東塾ニ至リテ其ノ事ヲ指揮シタリ。是、病来戸ヲ出ツルノ始メナリ。四月ニ至リ、終ニ病褥ヲ離レ、(書齋の)淡窓ニ移リ住セリ。

・余、春夏ノ間ヨリ漸ク病苦ヲ免ルト雖モ、尿口狭小ニシテ通利便ナラズ。

点滴時ヲ移シテ止マズ。一昼夜ノ内、半ハ便所ニ日ヲ送レリ。是ニ於テ、初冬ノ頃カト覚エシ、又榎藤直ヲ招イテ、刀ヲ用ヒテ之ヲ決開セリ。其事大抵今春ト相同ジ。又、悪寒・発熱・悪心ノ諸症サシ起レリ、数日ヲ経テ旧ニ復セリ。刀ヲ用フルコト此時ニ止マレリ。其後、通利ヤヤ宜シ。然レドモ常人ニ比スベキニ非ズ。小水ノ余瀝内ニ在ッテ害ヲナシ、毎々諸症ヲ発シタリ。

・此年、臘月下旬ノ頃ヨリ、余ガ病、大ニ発シタリ。腫物生ジ、起居スルコト能ハズ。悪寒・発熱勁ク、飲食少シモ進マズ。其症、三月下旬ニ発セシ者ト相似タリシガ、来正月ニ至リ、膿潰シテ瘡ユルコトヲ得タリ。是皆小水淋瀝スルニヨリ、其余湿、内ニ留リテ害ヲナス者ナリ。家人、又宿疾再発セシナラントテ心ツカイセシナリ。凡ソ悪寒発熱アルモノハ、必ず膿潰ス。苦痛アリト雖モ、翻花ノ患ナシ。深ク懼ルルニ及バズ。又、医師ハ之ヲ往年ノ殘毒ト云ヘリ、是レ大ニ謬レリ。全ク小水余瀝ノ毒、然ラシムルナリ。

これ以降、同様の症状(悪寒・発熱・悪心・嘔吐・吐瀉・頭痛・霍乱・腫瘍・膿潰)の宿疾が、時に重く突発する。病因は、尿道閉塞により水毒が内部に滞留して害をなすと淡窓は推測している。この後、淡窓が宿疾で特に苦しんだことを記した記事を引用すると

文政一〇年(一八二七)(四六歳) 宿疾 六月

・六月ノ頃ト覚エシ、腫物又発シタリ。平臥スルコト十余日ニシテ膿潰ヲ得タリ。去春ヨリ此ニ至ッテ凡ソ発スルコト三度、イツモ心下逼迫シテ飲食進マズ。睡眠ヲ得ズ。苦痛頗ル甚シ。皆、小便不利ニヨッテ水氣内ニ滞リ害ヲナスモノナリ。此般ヨリ漏ノ症ヲナセリ、此後ハ腫物発スルコト間遠クナレリ。

・去々冬、麻薬ヲ用ヒシ後、悪寒、発熱、悪心、嘔吐ノ症アリ。其ノ後割截スルコトアレバ、必ず其ノ症ヲ発ス。今年ニ至ッテ平日モ亦屢バ発レリ。其ノ初、忽然トシテ悪寒ヲ生ジ、戦慄甚シク、既ニシテ又発熱甚シク、心下逼迫シテ嘔吐ニ至ル。大抵兩三日ニシテ旧ニ復ス。吐シテ癒ユルコトアリ、発汗シテ癒ユルコトアリ、或ハ三旬、或ハ五旬ニ一タビ発ス。医師曰ハク、此ノ症、瘡ニ近シ、食瘡ト云フモノノ類ナラント。畢竟、皆、水毒ノ害ナリ。今年春夏ノ頃、シバシバセシガ、秋冬ニ至ッテ斯ク止ミタリ。

文政一二年(一八二九)(四八歳) 宿疾 八月

・八月九日、予、疾アリ、宿痼又動クナリ。月末ニ至ッテ略癒ユ。重陽(九月九日)ニ及ンデ又大ニ発ス。二十五日ニ至ッテ又発ス。始メハ下部ノ痛ミナリ、後ハ食鬱ニ類セリ。病原ハ、皆小水不利ニヨリ生ズ。

天保二年(一八三一)(五〇歳) 宿疾 四月、八月、一〇月、一二月

・四月二日、予、昨日ヨリ下部腫レ痛メリ。是ニ至ッテ益々甚シ。四日ニ至ッテ膿潰シ、痛減ジタリ。(中略)十八日、漏口痛ヲ発ス。十九日・二十日ニ及ンデ益々甚シ。之ガ為ニ神ニ祈ルニ至ル。二十三日ニ至リ樓ヲ下ルコト能ハズ(時ニ予夫妻棲居ス)。二十四日、膿潰スルニ由ッテ癒ユルコトヲ得タリ。

・八月十八日、病起ル。発熱、悪寒、譫語ヲ発スルニ至ル。心下苦悶甚シ。吐セント欲シテ吐セズ。志氣昏暝、昼夜ヲ弁ゼズ。夜ニ入ッテ発汗スルニ因ッテ漸ク解ケタリ。数日ニシテ常ニ復ス。予、春來此ノ症ヲ発スルコト三回、此ノ度最モ重シ。

・九月二十九日ヨリ十月二十五日ニ至ルマデ二日曆ヲ廢セリ。此ノ比、病多シ。悪寒、衝逆、頭痛ノ諸症、屢バ起レリ。故ニ、日曆ヲ記スルニ暇アラズ。

・十二月二十日、疾興ル。悪寒、悪心、諸症並ビ起リ、終日絶食ニ及ベリ。

二十三日ニ至リ略癒エタリ。

天保三年(一八三二)(五一歳) 宿疾 一月、四月、八月

・一月十六日、病起レリ。胸膈シ腹滿シ四肢困倦シ、神魂蒙昧タリ。二十五日ニ至リ、略癒エタリ。(中略) 晦日ニ至ッテ病復起ル。症、前ト同シ。七日ニ至ッテ癒エタリ。

・余、四月八日ヨリ恙アリ。悪汗、発熱、悪心ノ諸症ヲ発ス。数日ニシテ常ニ復セリ。

・八月四日、病発ス。悪寒、悪心、頻ニ発シ、嘔吐スルモノ十余回ニ及ベリ。霍乱ノ症ナリ。数日ヲ経テ漸ニ痊エタリ。其ノ後モ亦、残毒アリテ往々崇リヲ為セリ。

天保四年(一八三三)(五二歳) 宿疾 一月

・一月十九日、暮ニ及ンデ悪寒ノ症発ス。(中略) 悪寒ノ時ハ、手足戰慄スルコト瘧疾ノ如シ。発熱スルニ至ッテハ嘔氣大二作ル。然レドモ終ニ吐セズ。唇焦レ舌燥キ、雪ヲ齧ミ氷ヲ食フニ至ル。二十四日以降、疾稍癒エタリ。二月ノ初メニ至リテ、浮腫ヲ覚ユ。面部手足皆腫氣アリ。十日比ニ至ッテ癒ユルコトヲ得タリ。昔年ノ大病以後、小便通利宜シカラズ。水毒内ニ滯ルモノ多シ。若シ、飲食小シク度ヲ失ヘバ、忽チ此ノ症発ス。前後毎々ニシテ、今度頗ル甚シ。

天保四年(一八三三)(五二歳) 便道閉塞(重症)、腫物

・九月二十三日、朝飯後、心下停滯、因ッテ悪寒ヲ生ズ。春来屢発セシ症ト相類セリ。医薬ヲ服スルニ其功ナシ。七・八日ヲ歴テ精神困倦益甚シ。是ニ於テ、始メテ春来ノ症ト同ジカラザルコトヲ知ル。十月初ニ至リ、腫物アリ、股間ニ発ス。是モ亦、五・六年前ノ症ト相似タリ。因ッテ、往日ノ悪寒発熱之ガ為ナルコトヲ知ル。既ニシテ、便道閉塞、便時熱湯ヲソソガガ如シ。苦痛言ニ尽クシ難シ。便時ニ及ベバ、一身汗出ツルコト湯ニ浴スルガ如シ。憔悴益甚シ。七・八日ノ間ニ當ッテ腫物潰エタリ。之ヨリ小便快利シ、苦痛除クコトヲ得タリ。然レドモ、一身羸甚シク、起臥モ人ノ助ケヲ受ケタリ。十一月末ニ及ンデ漸ク病瘳ヲ離レタリ。此病、乙酉(文政八年)大病以後ノ重症ナリ。腫物膿潰ノ後、猶患フル所アリ。一ハ足ニ腫氣アリ。二ハ下部腫レ痛ミタリ。三八眼疾大ニ起レリ。(中略) 余、此度ノ病ニ於テ死ヲ慮ルノ心大

ニ發セリ。病、漸ク愈ユルニ及ンデ、病床ニ於テ、遠思樓詩抄ノ編纂ヲ思立テリ。(中略) 後年上木ノコト、実ニ此ノ時ニ淵源セリ。

・十二月十五日、腫物ハレ痛メリ。十六日ニ至リ益甚シ。(中略) 二十一日、頭痛加ハル。二十二日、権藤直、隈町ニ来ルニ因ッテ我家ニ来ッテ診視ス。因ッテ(諫山)安民、(相良)泰庵、(足立)可仲ヲモ招イテ會議セシム。此ノ日、痛ミ益甚シ。悪寒、発熱、便時ノ苦痛堪ヘ難ク、全身ヨリ汗ヲ発ス。殆ンド先日ノ症ト相類セリ。二十三日、腫物膿潰、楚痛頓ニ減ズ。悪寒、発熱ノ諸症皆止ム。(中略) 二十六日、病益進ム。晦日ニ至リ、楚痛益甚シ。其ノ中ニテ便時ノ痛ミ、并ニ夜中痛ンデ睡ルコト能ハズ。此ノ兩事尤モ苦ム所ナリ。夜ニ更ノ時ヲ過ギテ忽然トシテ潰エタリ。此ヨリ苦痛ヲ忘ル。家内皆喜ビ春ヲ迎ヘタリ。

天保五年(一八三四)(五三歳) 漏口閉塞

・一月十日、諫山氏ノ薬ヲ止メ、再ビ鷄湯ヲ服ス。其ノ後、漏口腫レ痛ミ、膿汁時々滴リ出ズ。大苦痛ナシト雖モ、端坐スルコト能ハズ。快步スルコト能ハズ。大抵枕ニ伏シテ日ヲ過セリ。是ヲ以テ日曆ヲ録セズ。

・三月朔、初メ二月ノ比ヨリ腫物時々発シ、近日ニ至ッテ頗ル悪シ。

・四月二十三日、予ガ宿疾発シ、漏口痛ミヲ生ズ。此ヨリ数日病床ニアリ。二十六日ニ至リ、漏口ヨリ出血ス。其ノ色、赤黒ナリ。此ヨリ腫痛稍ク減ジタリ。

・七月朔、宿疾発ス。漏口腫レ痛メリ。三日ニ至ッテ、膿潰シ楚痛減ジタリ。

天保六年(一八三五)(五四歳) 漏口閉塞、眼疾

・二月十五日、予、小便不利ノ症アリ。漏口閉塞スル故ナリ。十六日、(相良)泰庵、(諫山)安民ヲ招イテ治ヲ托ス。十七日、漏口開ケ、小便快利スルコトヲ得タリ。大昨年(天保四年)十月ノ病ヨリ病症一変シ、痲漏トナレリ。尿管斂縮スレドモ、外ニ漏洩ノ道アル故、急迫ノ苦少シ。因ッテ身体少シク安キコトヲ得タリ。

・六月九日、漏口腫レ痛ム。数日ノ後益甚シ。十七日ニ至ッテ腫レタル処ヤブレ、楚痛減ジタリ。此頃モ頗ル病多カリシナリ。

・十一月五日、眼疾大ニ動ケリ。寒中ニハ必ず上衝ノ症アリテ眼疾動ケリ。今冬最モ甚シ。

天保七年（一八三六）（五五歳）宿疾

・二月五日、病起ル。心下煩悩、寒熱交モ起ル。発汗スルニ因ツテ略癒エタリ。殆下半年ニシテ常ニ服セリ。

天保八年（一八三七）（五六歳）眼疾 尿道閉塞（手術）

・二月九日、眼疾大ニ作ル。四勿ヲ作り、座右ニ銘シタリ。「暖ヲス勿レ、暖ヲ過セバ氣ヲ上ス。飽ヲ過ス勿レ、飽ヲ過セバ氣ヲ塞グ。厚味ヲ食スル勿レ、厚味ハ毒ヲ醸ス。名利ヲ營ム勿レ、名利ハ命ヲ促ス。」

・七月二十五日、予、先日ヨリ小便不利ノ憂アリ。田邊元春ニ葉ヲ調セシメテ服シケルガ、此ノ日ニ至ツテ又諫山安民ヲ招イテ治ヲ托セリ。乙酉（文政八年）ノ大病以後、尿口斂縮ニ因ツテ小便淋瀝シ、湿氣ヨリシテ毒瘡ヲ生ズルコト毎々ナリ。其ノ事已ニ前ニ記セリ。五年前（天保四年）大ニ発セシ後、尿管ノ側ニ一ノ漏孔ヲ生ズ。所謂淋漏ナルモノナリ。其ノ後ハ、小便両口ヨリ通利スルニヨリ、反ツテ毒ヲ貯フルノ憂ナク身体安健ナリ。然ルニ近日、漏口塞ツテ通ゼズ。小便、只正管ヨリ通ズルノミ。此ニ於テ苦渋甚シ。昼夜頻數ニシテ起居安カラズ。通利ノ藥ヲ用フルト雖モ、斂縮ヲ救フコト能ハズ。二十七日ニ至リ、加峯盤龍秋月ヨリ招カレテ来リ、安民ト相議ス。盤龍曰ク、尿口斂縮、今之ヲ切り開クコト容易ニ非ズ、試ニ緩和剤ヲ用ヒテ内ヲ緩カニセン、トテ甘草粉蜜湯ヲ与ヘタリ。二十九日ニ至リ、藥効見ハレ通利宜シキヲ得タリ。然レドモ、根治スルニハ非ズ。終始不利ヲ免レズ。又腫物ヲ生ジタリ。

・十月二十一日、初メ予、七月ノ頃ヨリ尿管斂縮、小便苦渋ノ患アリ。其事已ニ前ニ出セリ。十九日、味爽ニ及ンデ小便忽然トシテ閉塞ス。旧例ニヨリ甘草粉蜜湯ヲ服セシニ暫クアリテ通利ヲ得タリ。午後ニ至ツテ又塞ガル。再ビ前方ヲ服ス。効アラズ。夜ニ入ツテ起ルコト十四・五度也。翌二十日、苦渋益甚ダシ。粉蜜湯及ビ五苓散ヲ用フ。皆効ナシ。但シ、少シツツノ点滴アリ。暮ニ及ンデ全ク閉塞シ点滴モ又ナシ。二更ニ及ンデ少シク通ズ。其ノ後又塞ガル。絶エテ一滴ナシ。小腹充滿、内極メテ急迫ナリ。苦痛言フ可カラズ。呼号シテ曉ニ達ス。時ニ、謙吉玖珠ニユケリ。人ヲ遣シテ之ヲ召ス。又久兵衛・伸平ヲ招イテ後事ヲ托シ自ラ必死ヲ期ス。只速ニ死セザルヲ以テ憂トセリ。・・・醫師皆来会スレドモ、奈何トモスルコトナシ。・・・二十一日、

午後稍ク衝心ノ症アリ。是、小便下ニ利セザル故ニ上ツテ心ニ迫ルナリ。諸医以為ラク、衝心スル時ハ必ズ急変アルベシト、皆懼ルルコト甚ダシ。因ツテ、（医師の（児玉）玄龍（三松）元達・（田邊）元春、相議シテ試ニ手術ヲ施セリ。左久理ト云フモノヲ用ヒテ漏口ヲ探リ、又禹功管ヲ用ヒ、又須保伊都ヲ用ヒテ之ヲ導ケリ。此時、尿管斂縮極メテ急ニシテ力ヲ用ヒ難シ。故ニ漏口ノ塞ガリタルヲ強テ探リ求メテ手ヲ入レタリ。須保伊都ヲ深く入レ、之ヲ引出スニ及ンデ、忽然トシテ小便迸リ出デタリ。其ノ勢、小流水ト云フモノヲ以テ、水ヲツクガ如シ。數間ノ外ニ飛ンデ屏障ニ瀉ギ、四面ニ淋漓タリ。是ニ於テ、鬱閉忽チ開キ、苦惱頓ニ除ケリ。家人ヨリ医師ニ及ブマデ皆手ヲ打ツテ狂喜セリ。此夜安睡ス。其ノ後、通利旧日ニ越エタリ。

・此ノ疾、発リシ源ヲ按ズルニ、穢濁ノ物、内ニ満チタルヨリ通利宜シカラズ。秋来ノ症ヲ発シタリ。此ノ度ノ急変ハ、粉蜜湯頗ル崇リヲナセシモノ也。小便迸リ出タル時、皆蜜汁ナリ。數度ノ通利ヲ経テ後、蜜氣始メテ尽キタリ。緩和剤ニテ一旦ハ効ヲ得タレドモ、蜜性粘着スルモノナレバ、尿管ニ塞リタルナリ。以後ハ深く戒メテ、決シテ蜜ヲ飲ムコトナシ。・・・是後ハ、尿管ハ永ク塞ガレリ。只漏口ヨリ通ルノミ。初メ尿管斂縮スルコトノミヲ憂ヘテ、漏口ニ力ヲ用フルコトヲ知ラザリシ故、カク困迫ニ及ビシナリ。（中略）今日ニ至ツテハ、我死生ノ命ハ全ク漏口ノ通塞ニ因レリ。懼レズンバアル可カラズ、慎マズンバアル可カラズ。

・予、生来大病ヲ受クルコト多カリシドモ、苦痛此度ノ如キハ前後ノ無キ所ナリ。誠ニ一生ノ大厄、死ニ至ルマデ忘ル可カラザルモノナリ。但シ、乙酉（文政八年）ノ大病以後、通利宜シカラザルニ因リ、水氣内ニトドコホリ、数々下部ニ腫物ヲ生ズ。シカノミナラズ、惡寒ヲ発シ、寒熱往来、瘧ニ類セシ疾數々発レリ。其事前ニ録セリ。此度ノ厄ヲ経テ後ハ、通利宜シキヲ得、水氣内ニ滯ラズ、惡寒腫物ノ諸症大抵退キ、一身安康ヲ得タリ。

淡窓は、五六歳のこの尿道閉塞の手術以来、尿の通りが良くなり、それとともに悪寒・発熱・嘔吐・腫瘍などの宿疾となっていた諸症状もほとんど無くなり、ほぼ小康状態となっている。この状態は、この後六四歳頃まで続き、そのため少し遠方の旅行も可能となり、この間、天保二一年一〇月（五九歳

(に妹ナチの居る玖珠郡に遊び、天保一二年八月(六〇歳)に浪華に帰る弟謙吉(旭莊)に同行して下関旅行をし、天保一三年三月(六一歳)に師の亀井昭陽七回忌墓参に福岡に遊び、天保一三年九月(六一歳)及び弘化二年二月(六四歳)に大村藩に招聘されて大村及び長崎に赴き、天保一五年九月(六三歳)及び弘化二年五月(六四歳)に府内藩に招聘されて大分に赴いている。

また、この間に淡窓の主要著作も著されている。天保九年(五七歳)に『析玄』、天保一一年(五九歳)に『迂言』、天保一二年(六〇歳)に『義府』を著し、さらに弘化三年(六五歳)に『遠思楼詩抄 第二編』の稿を完成している。

以下に、引き続き『懐旧楼筆記』等の病気の記事を引用する。

天保一四年(一八四三)(六二歳) 眼疾、中風(變急の患)

・一月十九日、初メ、予、西遊(肥前大村行)ヨリ帰りシニ、家事山ノ如ク二積メリ。又、数日ニシテ(幕府より苗字帯刀の)恩命ノ事アリ。諸方ノ賀客晝夜トナク群リ至リ、加フルニ飲宴ヲ以テセリ。予、応接ニツカレ精神困乏セリ。従来ノ眼疾モ亦大ニ起ル。故ニ、此日ヨリ事務ヲハブキ保養ヲ専ラトセリ。又、手指剛バリ、左手ノ中指、屈シテ伸ビザルコト多シ。少シ中風ノ症ニ類セリ。

・八月十日、杖立ニ行ク。温泉ニ浴センガ為ナリ。春来手腕及び指、變急ノ患アリ。湯治然ルベシト謂フニ因ツテ存ジタテリ。(中略)温泉ニ至リテ浴セシニ、夜ニ入り發熱煩躁セリ。齎ス所ノ藥、數貼ヲ服ス。深更、心下苦悶セリ。格致、按腹シテホボ愈エタリ。

十一日、疾アルヲ以テ、敢テ湯ニ浴セズ。十二日、人ヲシテ温泉汲マシメ手足ノ變急セシ処ヲ慰シ、或ハ是ヲ灌ケリ。一日凡ソ四五回セリ。身ニ熱アリテ入浴シ難キ故ナリ。此ノ日腹痛復起ル。格致、按腹ヲ施セリ。十三日、初浴ノ時ヨリ痰喘ヲ發ス。此ニ至ツテ益々甚シ。十四日、此ノ日又湯処ニ至ツテ入浴ス。夜、腹痛瀉下ス。格致按腹シテ癒エタリ。十五日、早朝杖立ヲ發ス。

天保一五年(弘化元年)(一八四四)(六三歳) 宿疾

・十月朔、(招聘先の府内で)夜、旅館ニ歸ル。恙アリ。頭痛、鼻塞、悪寒、胸鬱ス。蓋シ、応接甚ダ多ク精神困倦スルニ因レリ。伊織ガ藥ヲ服ス。且ツ

上ニ告グルニ明日ノ帰りヲ延ブルヲ以テス。二日、田吹玄珠来リテ病ヲ診ス。其藥ヲ用ヒタリ。来リ訪フ者多シ、皆辞シテ見エズ。(中略)四日、病少シク痊エタリ。客ヲ謝シテ見エズ。五日、益々痊エタリ。明日ヲ以テ發スベキニ定マル。客ヲ謝シテ見エズ。六日、辰時、府内ヲ發ス。

・十一月十七日、予病アリ。十八日ニ至ツテ益甚シ、心下逼迫、背上悪寒ス。諫山安民ガ藥ヲ服ス。夜半、微似汗ヲ得テ、少シク癒エタリ。二十日ニ至リテ益々癒エ、起坐スルコトヲ得タリ。二十七日ニ至リ病又興ル。其症略前時ト同ジ。但シ少シク異ナル症ナリ。

塾ニテ大黃劑ヲ調シ、瀉下數行セリ。已ニシテ略癒ユ。十二月七日ニ至ツテ、病又發ス。数日ニシテ癒ユルコトヲ得タリ。僅力ニ二旬ノ間ニシテ病發スルコト三たび、其症大抵相似タリ。八年前(天保八年)小便閉塞ノ變アリシ後ハ、宿疾寂然トシテ動カズ。通利宜シキガ故ナリ。今ニシテ此患アリ。其根ヲ推スニ飲食ヨリ生ズルニ似タリ。謹マズンバアルベカラズ。

弘化二年(一八四五)(六四歳) 宿疾

・五月十二日、(再度招聘の府内で)日暮、海浜ニ散歩ス。夜、予、疾アリ。霍乱ニ類ス。暴瀉數行ニ及ベリ。十三日、暴瀉ヤムト云ドモ困憊甚ク、胸塞ガリテ食ハズ。田吹玄珠ノ藥ヲ服ス。・十四日、病少シク痊ユルコトヲ得タリ。・十五日、病益々痊エタリ。(中略)二十三日、此ノ日、旅館ニテ病ヲ得タリ。下痢數行、夜、心胸苦滿、号叫シテ曉ニ徹セリ。二十四日、病ニ因ツテ出デズ田吹玄珠ガ藥ヲ服セリ。・二十五日、病昨ノ如シ。・二十六日、病昨ノ如シ。二十七日、(府内)公ヨリ小川春陸ヲ使イトシテ病ヲ訪ハシメ、且ツ針治ヲ施セリ。・二十九日、病痊エタリ。(中略)六月三日、辰時、府内ヲ發ス。

・予、十一月八日ノ夜ニ當ツテ病ヲ得タリ。痰咳頭痛アリ。心苦悶甚シ。十一・十二日、病漸ク愈エタリ。十三日ニ至ツテ又發ス。十四・十五日ニ至リ少シク愈エタリ。十六日、又大ニ發ス。モト飲食ヨリ起リ、胸塞リ頭痛ミ、心下苦悶、食事進マズ、夜眠ルコトアタハズ。予、五十六歳(天保八年)小便閉塞ノ變アリシ後ハ、宿痼頓ニ減ジ、此ニ因ツテ書ヲ著シ、又、四方ニ遊歴シテ頗ル平生ノ所願ヲ遂グルコトヲ得タリ。然ルニ、近日病患相連ナリ、殆ド昔年ノ症ヲ復セントス。恐ルベキノ至リナリ。謹マズンバアルベカラズ。

其源ヲ推スニ、前月以来、屢々宴会ニ赴キ、帰後必ず渴シテ多ク茶水ヲ飲ミ、生菓ヲ食ヒ、因ツテ溜飲ヲ生ズルナリ。口ヲ慎マンカナ。

嘉永二年(一八四九)(六八歳) 霍乱の症

・閏四月二十八日ノ夜、既ニ寝テ且ツ睡ル。蓬然トシテ覚ム(蓋シ夜半ニ当ル)。心胸逼迫シ苦悶ス。妻、呻吟ヲ聞キテ起キ来タリテ問フ。吐瀉各十余度、曉ニ及ビ稍ク止マル。蓋シ臍乱ノ症ナリ。二十九日、吐瀉全ク止マル。心下猶ホ苦悶ス。四肢困甚ダシ。渴シテ食セズ。午牌、諫山東作来診シ、薬ヲ与フ。既ニシテ安民亦タ来視ス。二日、始メテ飯ヲ食ス。三日、医方ヲ改ム。

嘉永三年(一八五〇)(六九歳) 霍乱の症 脱肛

・八月晦日、午牌疾興ル。始メ悪寒、既ニシテ發熱悪心、夜ニ向カイ吐瀉各数回、臍乱ノ症ナリ。諫山安民ヲ招キ其ノ薬ヲ服ス。深更ノ後、稍ヤ穩ナリ。九月朔朝旦疾復タ動ク。吐セント欲シテ吐セズ。微力ニ瀉ス。淋疾、脱肛並ビ興ル。午後、嘔氣既ニ収マル。始メテ小食ヲ得ル。二日、疾小々減ズ。脱肛大ニ苦シム。神ニ祈リ一千善ヲ捨テ以テ過ヲ償フ。乃チ定ム。三日。淋疾愈ク。心下猶ホ痞工、腹中ニ熱有リ(嘔吐未タ全テ了クサザルヲ以テ)。

嘉永四年(一八五一)(七〇歳) 眼疾 霍乱

・二月十六日、眼疾大ニ動ク。十七日、眼疾益急ナリ。洗薬ヲ用ユ。十八日、眼疾、昨ノ如シ。洗薬ヲ改ム。十九日、行徳元遂来タリテ疾ヲ診ル(眼疾ヲ以テ来診ヲ乞フ)。眼疾、昨ノ如シ。二十日、疾、昨ノ如シ。

・六月十四日、夜、曉ニ向ツテ疾作ル。心下逼迫シテ苦悶堪工難シ。家人皆起キル。良哉ヲ呼ビ按腹シ針ヲ施ス(疾ハ停食ヲ生ズ。霍乱ニ似テ微ナルモノ)。

嘉永六年(一八五三)(七二歳) 風邪

・二月五日夜、喉痛ミ鼻塞ガル。睡寐ヲ得ズ。富五郎ヲシテ之ヲ診セシム。曰ク、風邪ナリト。其ノ薬ヲ服ス。六日、益甚ダシ。夜、胸膈ノ苦満ル。困悶殊ニ極ム。然ルニ汗出デズ。八日、咳嗽大ニ發シ、痰洩交々溢ル。病勢又振フ。自後数日、進ム似ク退ク似シ。

十二日ニ至リ、諫山安民ヲ招キ、其ノ薬ヲ服ス。疾猶ホ退カズ。常ニ夜臥

スニ胸逼ルヲ以テ、眠睡ヲ得ズ、苦ト為ル。精神困倦ス。目眩ミ足倒ルニ至ル。三四日来、兼用方ヲ服シ、始メテ眠睡ヲ得ル。(予、数年来康強ニシテ、此ノ事有ルコトナシ。今ニシテ此ノ若ク、衰微ヲ知ルベシ。抑モ理ノ勢ヒ自然ニシテ怪シムベキ者ナシ。)

嘉永七年(安政元年)(一八五四)(七三歳) 眼疾 下痢 宿疾

・五月十二日、眼疾大ニ進ム。(二十八歳始メテ眼疾ヲ得テ、此ニ至ツテ四十七年、患フ所愈エズ。然ルニ、節約シテ之ヲ用ヒ、事ニ於イテ害ナシ。此ニ至ツテ始メテ昏暈ヲ覚ユ。専ラ眼鏡ヲ用フ。顧ミルニ天数ニ限り有リ。命ニ安ズルノミ、分ニ随フノミ。)

・六月二十一日、胸膈シ腹滿ツ。微力ニ困悶ヲ覚ユ。範治ノ薬ヲ服ス。二十三日、瀉下六行。二十四日、瀉止ラズ。飲食纔ニ畢ル。腹痛ミ廁ニ上ル。二十五日、午後、始メテ諫山安民ヲ招キ其ノ薬ヲ服ス。二十六日以降、瀉止ミ、食進ム。然ルニ、胸腹、洒然タル能ハズ。水氣洋溢ス。食物味少ナシ。氣力困倦シテ、久シク座ル能ハズ。

・前月(十月)十日来、病勢稍ヤ進ミ、形神稍ヤ疲ル。痰咳已マズ。胸膈痞工梗ク。飲食味ナシ。夜臥スニ睡レズ。小便頻數シ、便時苦痛シ、大便通ジズ。暮夜悪寒ス。四・五日ニ及ビ来リ、諸症稍ヤ衰フ。草野元秀ヲ招キ疾ヲ診ル。相良文敬ヲ招キ疾ヲ診ル。大便秘スルヲ以テ、蜜線方ヲ施スモ効カズ。

安政二年(一八五五)(七四歳) 腰痛 宿疾

・九月二十二日、夜、足ヲ失ヒ樓梯ニ從ヒテ墜ツル。腰ヲ傷メ痛ミ甚ダシ。樓ヲ去ツテ東家ニ歸臥ス。二十三日、田邊元春ヲ乞ヒ診視ス。蒸薬膏薬ヲ用フ。諫山安民ヲ乞ヒ煎湯ヲ服ス。是日、腰痛減ゼズ。起臥スル二人ヲ待ツ。困甚ダシ。講ヲ罷メル。

・十一月十六日夜半後ニ当リ、忽チ悪寒發ス。唇乾キ舌焦ル。食事進マズ。文靜ノ薬ヲ服ス。十七日以後、易講ヲ休ム。

安政三年(一八五六)(七五歳) 逝去(急性肺炎)

・この年は病のため講義を全廢する(塾政を養子の範治に任せる)。

(三月以降の日記は記せず)

・三月五日、夜廁に往キ、忽然右手不随、言語不能となる。六日、手を以て書して曰ク、病勢急ならず、唯言ふ能はざるのみなりと。七日以来病勢漸次

減退する。

- ・十月二十三日、悪寒があり、二十五日、危篤となる。
- ・十一月一日逝去する。

淡窓の病気については、医学博士河村敬吉著『広瀬淡窓の疾病』という書があつて、廣瀬宗家発行の廣瀬八賢顕彰会「教聖廣瀬淡窓と廣瀬八賢」の中で紹介されているので、この書で、病名を推定している箇所などをそのまま略記することとする。

- ・七・八歳頃までは極めて多病で、又神経質でしばしば瘰癧をおこしていた。痘瘡にも感染したが幸いに軽く済んだ。
- ・十一歳頃、疥癬がうつり、そのために六・七十日間悩んだ。
- ・十一・二歳頃の眼疾は、慢性結膜炎かトラホームと思われる。二十八歳の時には特に悪化した。
- ・十八歳の冬の症状は肺門淋巴腺か肺炎浸潤であつたろう。帰郷して養生に専念したとき、胸部疾患の外に急性胃加答兒をも併発して大いに苦しみ、こんな病状が十九歳まで続いた。この胸・胃の病気は二十一・二歳まで続いた。
- ・二十二歳で麻疹に罹り小便閉塞し一時は危かつた。この閉塞は腎疾患或いは膀胱結石の如きものか。
- ・二十六歳に日田に疫病（腸チフス）が蔓延し、淡窓もついにこれに罹つた。
- ・三十一歳、宿疾つまり胃病が屢々起つた。
- ・三十三歳、始めは例の胃病であつたが、後には結核性の腹膜炎か腸間膜の淋巴腺腫脹の如きものであつたようである。
- ・四十歳、屢々胃の激痛起る。胃痙攣と思われる。
- ・四十一歳、痔疾を患う。
- ・四十二歳には原因不明の病気に罹り、諸医の診断もついにその原因を見出すことが出来ず、何病であつたか全然わからぬ。
- ・四十四歳、淡窓は此年、尖圭コンヂロームと思われる病患の手術を行なう。爾後十数年間、淡窓はこのために尿道閉塞などで殆ど毎年悩まされている。
- ・五十歳、腎盂炎を起す。

・五十二歳、先年の腎盂炎が腎盂腎臓炎に変わったのではないだろうか。浮腫を生じる。

・五十四歳、いつもの尿道閉塞、腎盂炎等で苦しむ。又、眼疾大いに動く。

・五十六歳、眼疾大いに動く。又、小便不利のため手術を行なう。以後は通利よろしく一身安泰を得た。

・六十二歳、一月頃には精神を労すること多く、そのため軽い脳溢血に罹つたのであろうか。中風の症に類すと書いてあるが何とも断じ難い。手足不随などは遺さなかつた。

・六十五歳、持病の胃腸カタル、小便不利、全身発疹。

・六十九歳、小便不利。

・七十一・二歳、特筆するものはないが、風邪、歯痛、眼疾、痰咳、腹下瀉下、尿管硬痛、気管支カタル等。

・七十三歳、浮腫、昏暈、頭痛は老人性の腎疾患によるものと思われる。

・七十四歳、九月二十二日夜、足を失して樓梯より墜ち、腰を傷つけ痛み甚しいとある。

・七十五歳、三月五日夜、便所に往つた時、突然右手不随、言語不能となつた。中風症であるが、軽度のためその後快復した。十月二十三日、突然悪寒襲来、急性肺炎をおこし、十一月一日遂に死亡した。

(6) 咸宜園門下生の代表的な医師

咸宜園門下生で、医師となつたものは多く、塾生の中では、僧侶に次いで医家の子弟の数が多かつたといわれている。これは、当時の医学書は漢文で書かれたものが多く（洋医学書も漢文に翻訳されていた）、その医学書を読むのに必要な漢文の素養を学ぶためであつたと思われる。

塾生は、入門前に医学塾で医学を学んでいた者が多く、そのため年齢も高い者が多かつたが、比較的学力が高く優秀な成績を修めた者が多い。

在塾中も、医学知識を生かして「典業（衛生係）」の職任を務めたものが多く、ときには淡窓の病状も診察したり薬を調剤処方している。また、医師となつて後、淡窓の主治医や診察医を務めた者も多くいる。退塾した後に、本格的に、著名な漢方医や蘭方医の塾に入門し学んでいる者が多い。

医師として著名であった主要な門下生を、以下、「漢方医」と「蘭方医」に分けて紹介する。

①漢方医

・諫山安民

豆田の医師諫山道生の子。長福寺学寮で開塾したときの最初の門人（一七歳）。成章舎の始めての月旦評で最上位の一等級。のち、日田で開業し淡窓の主治医を務めた。

・麻生伊織（相良伊織）

相良文之進の子。長福寺学寮で開塾したときの最初の門人（一二歳）。成章舎の始めての月旦評で最上位の一等級。医を学び、後、玖珠の麻生春畦の養子となる。淡窓の妹那智が嫁した。

・兒玉有台（兒玉茂）

隈町の医師相良東嶽の子。成章舎に一二歳で入門。詩才があり五子の一人。新原の医師兒玉玄龍の養子となり家を継いだ。

・加峯礪梁（小関亨）

柚木村の医師小関玄圭の子。長福寺学寮時代入門。成章舎の初めての月旦評で最上位の一等級。詩文に長じ五子の一人。後、秋月藩医の外科医加峯礪梁に医を学びその養子となって謙亮のち礪梁を名のる。

・小林安石

文化二年四月に入門（一二歳）。後、肥後を初め諸国を遊歴して医を学び、泉州堺で開業した。旭荘が堺で開塾した際に世話をした。淡窓の『遠思楼詩抄』の出版に尽力した。

・佐野東庵

筑前甘木の人。文化五年八月に佐野善太郎で入門。詩に長じ『梅西舎詩集』がある。

・辛島春帆

豊前宇佐の人。天保五年二月、中島雁三郎（一七歳）で入門。九級に至り都講となる。中津の辛島正庵の養子となり、中津藩医となった。

・玉井養純（玉井忠田）

豆田の人。文化一三年四月、玉井助作で入門。都講となる。のち、医を学び筑後浮羽隈上で開業。久留米藩医学館（好生館）の教授となった。

・諫山菽村

諫山安民の長子。天保八年一月、諫山与吉（一三歳）で入門。八級に進み、のち亀井塾で学ぶ。医を肥後の深水玄門、京都の山本大和守に学び、父の業を継いだ。官府の典医となった。維新後、日田県知事松方正義に「養育館」の設置を提言し、多くの孤児を養育した。のち咸宜園第九代塾主を務めた。

②蘭医

・坪井信道

準門人。美濃の人。若い頃から諸国を巡って医を学び、のち宇田川玄真に蘭方医学を学び、さらに長崎のシーボルトについて蘭医学を究め、江戸で開業して、伊東玄朴・戸塚静海とともに三大蘭医と評された。緒方洪庵など門人を育成した。伊東環という名で、淡窓の友人の日田の医師三松齋寿に寄寓して医を学んでいたとき、淡窓のもとにしばしば往来し詩文を学んでいる。

・岡研介

周防の人。安芸で蘭学者中井厚沢に学んだ後、文政二年四月に入門（二二歳）。のち亀井塾に学び、長崎に出てシーボルトの「鳴滝塾」蘭医学を学び、初代塾長になっている。大坂で開業の後、郷里に帰り岩国藩の藩医となった。

・高野長英

陸奥国水沢の人。養父の伯父高野玄斎に蘭医学を学び、江戸で学んだ後、長崎に遊学しシーボルトの「鳴滝塾」で蘭医学を学ぶ。のち、江戸で開業し、渡辺崋山らと「尚歯会」で学術研究をした。「戊戌夢物語」を書いて幕府を批判したため、蚕社の獄で永牢の処分を受けるが、放火脱獄して各地を潜行し、江戸青山にいたるところを幕吏に襲われて自殺した。シーボルト事件で難を逃れているとき、日田に来て淡窓に学んだといわれる。水沢の長英記念館前の碑に、門下であったことが記されている。

・大村益次郎（村田宗太郎）

周防国の人。周防の蘭医梅田幽齋に学んだ後、天保一四年四月、村田宗太郎（二〇歳）で入門。在塾二年で退塾後、緒方洪庵の適塾で学び塾長となる。

郷里に帰り開業し、のち宇和島藩に迎えられ西洋兵学書の翻訳などをする。やがて長州藩に帰藩し兵学を講じ兵制改革を進め長州戦争などを指揮した。王政復古後上京して、戊辰戦争を指揮し、維新後は兵部大輔となり兵制の近代化に尽力した。

・武谷祐之

筑前鞍手郡の人。蘭医の父の武谷元立は亀井昭陽の門人。天保七年二月に入門（一七歳）。九級に至り都講となる。のち、緒方洪庵に学び、帰郷後福岡藩主の侍医となり、医学校「贊生館」（九州大学医学部の前身）を設立した。種痘の草分けをして、医師として有名であった。

・高松凌雲

筑後久留米の人。天保一四年九月入門（一四歳）。九級に至っている。江戸に上り、蘭学と医学を学び、幕府奥詰医師に抜擢された。徳川昭武の欧州派遣に随行し、医学を研究した。のち「同愛社」を組織し貧民治療につとめた。

・矢田淳

別府石垣村出身。文政一二年一〇月入門（一六歳）。のち長崎に遊学しシンボルトに蘭医を学び、帰郷後郷里で開業したが、大坂に行き緒方洪庵に蘭学を学び、再び郷里に帰り開業した。安政五年のコレラ流行の際に蘭方医の治療法で多くの人を助けたという。父の連、弟の孝次、希一も皆咸宜園で学んでいる。

・松下元芳

筑後久留米出身。天保一五年三月入門（一四歳）。九級に至り都講に任せられた。大坂の緒方洪庵の適塾に入門し塾頭を務めた。淡窓が少年の頃学んだ松下西洋の曾孫である。

・緒方拙斎（西鶴太郎）

泉州堺出身。嘉永四年一月入門（一八歳）。位次は八級に至る。のち、大坂の敵塾に学び、洪庵の四女を娶り養子となって緒方拙斎と称した。

(7) まとめ

淡窓の時代の日田でも、当時、全国同様にさまざまな疫病が流行し、人々が苦しみ、多くの人が亡くなっていることが淡窓の記録からも分かる。

咸宜園では、塾生が感染しないように隔離するなど、出来るだけの対応がとられていたものと思われ、大規模な私塾としては、塾生の感染者や病死者は頗る少ない。これは、塾生に医師を目指しすでに医学的知識を持っていた者が少なからず存したことに因るのかもしれない。塾生で医師となった者はかなりの数いるのである。

淡窓は、生来病弱な体質で、「三大厄」とよばれる、死線を彷徨うような大病に生涯に三度（一九歳・二六歳・四四歳）も遭っているほか、流行病などしばしば重い大病に遭って非常に苦しんでおり、さらに、『日記』によると、日常でも常に風邪気味で、悪寒・発熱・嘔吐・下痢・眼疾・腫瘍・痔疾・尿不利・大便不通など、次々と様々な病気の症状に悩まされている。このように、淡窓は、いつも床に臥しがちな生活を余儀なくされて、ほとんど一生を病気に苦しみ、病氣と闘った生涯であった。

しかしながら、自分の天職は有為の人材を育てる教育にあると覚悟して、地道に精進を重ねて、教育者として近世最大規模の私塾「咸宜園」を主宰し、また江戸後期の三大漢詩人と称される漢詩人として活躍し、さらに敬天思想を唱えた儒学者として多くの著作を著し、それぞれに大きな業績を残した度努力の人であった。そして、常に自省養生を怠らず、当時としては長生きの七五歳の長寿を保ったのであった。

このように病氣というハンディがあつたために、淡窓は、活動できた地域も北部九州の範囲を出ておらず、ほとんど一生涯を日田の地で生活せざるを得なかったのである。

だが、このことは、逆説的であるが、日田の立場から見ると幸いであつたといえよう。もし淡窓が、当初の志望どおりに江戸や大坂などに遊学し、そこで学者などとして活躍し多少とも有名な人物となつたとしていたならば、日田には私塾「咸宜園」は存在していなかつたし、日田で学んだ多くの優秀な卒業生もいなくなつたことになる。日田が教育遺産の地として知られることはなかつたこととなるのである。

われわれは、淡窓が、病苦という大きなハンディを抱えながらも、日田の地を離れずに、自分の天職として人材教育に生涯にわたって精進努力をしたことの賜物であることに、感謝しなければならぬと思うのである。

参考文献

- 「懐旧楼筆記」『淡窓全集』上巻 日田郡教育会 思文閣
「再修録」『淡窓全集』下巻 日田郡教育会 思文閣
「甲寅新暦」『淡窓全集』下巻 日田郡教育会 思文閣
富士川游『日本疾病史』(東洋文庫) 平凡社
新村拓編『日本医療史』 吉川弘文館
酒井シヅ『日本の医療史』 東京書籍
磯田道之『感染症の日本史』(文春新書) 文芸春秋
石弘之『感染症の世界史』 洋泉社
古川哲史『広瀬淡窓』 思文閣
井上義巳『広瀬淡窓(人物叢書)』 吉川弘文館
廣瀬八賢顕彰会『教聖廣瀬淡窓と廣瀬八賢』 廣瀬宗家

表1 廣瀬淡窓の疫病等の年譜（『懐旧楼筆記』による）

和暦	西暦	年齢	淡窓の疾病の記事	備考	疫病流行の記事	塾生関係の記事
天明2年	1782	14	4月豆田魚町の博多屋広瀬家に生まれる			
" 9年	1789	8	痘に罹る（弟・莊三郎(3歳)痘で死去）		痘（天然痘）流行	
寛政4年	1792	11	春、疱瘡を病む（60～70日間）	大病	疱瘡流行	
" 5年	1793	12	眼疾			
" 9年	1797	16	冬、亀井塾にて厳しい風邪			
" 11年	1799	18	冬、亀井塾にて熱病 12月大帰する		疫邪（赤痢？）流行	
" 12年	1800	19	1～2月大病 3～4月倉重湊の治により閏4月治癒	庚申の大病（三大厄の一つ）		
享和2年	1802	21	12月宿疾 独居す			
" 3年	1803	22	5～6月麻疹に感染	大病	麻疹流行	
文化2年	1805	24	3月長福寺学寮で開塾 7月妹・秋子(22歳)京都で病没			
" 4年	1807	26	11月疫病に感染 江藤養泰(秋月)を招き2月に治癒	大病（三大厄の一つ）	疫癘（腸チフス）流行	11～3月閉塾
" 6年	1809	28	5月眼疾 田原養伯(須恵)の診察 9月眼疾再診察			
" 9年	1812	31	春・夏の間、宿疾(灸治) 2月母ユイ(48歳)没			
" 11年	1814	33	5月脱肛 8月宿疾	大病		
" 13年	1816	35			赤痢流行	7月古田豪作病没
" 14年	1817	36	2月堀田村に咸宜園を開塾			
文政4年	1821	40			風邪流行	7月僧大聚病没
" 5年	1822	41	6月脱肛 岡研介の手術 小便閉塞			
" 6年	1823	42	1月宿疾 2月風邪		痢病（赤痢）流行	
" 7年	1824	43			麻疹流行、風邪流行	3月から100日間休講
" 8年	1825	44	2月風邪 8月大病 権藤直(久留米)を招き12月治癒	乙酉の大病（三大厄の一つ）		7～8月秋山勘次郎、釈冷秋、渡邊椿載 脚気で病没
" 9年	1826	45	春・夏の間、尿道閉塞 初冬、権藤直(久留米)を招き手術	天保8年(56歳)ごろまで尿道閉塞の症状続く		
天保2年	1831	50			病邪（風邪？）流行	
" 3年	1832	51			疫（天然痘）流行	5月僧善調病没
" 4年	1833	52	9～11月便道閉塞	重症		
" 5年	1834	53	10月父三郎右衛門(84歳)没			
" 6年	1835	54	11月甚だしい眼疾 閏7月孫娘ヨミ(1歳半)痘で病死		疫（天然痘）流行	
" 7年	1836	55			疫邪（麻疹？）流行	
" 8年	1837	56	2月眼疾 10月尿道閉塞の手術(児玉玄龍ら)、手術成功	大厄	疫邪流行(天保大飢饉のあと)	1月権藤於菟太郎病没
" 9年	1838	57			疫邪大流行、死者多数	
" 13年	1842	61	9月大村藩招聘で大村へ赴く 12月幕府より恩命			1月酒井晋病没
" 14年	1843	62	1月(大村藩招聘と恩命の後に)精神困倦、眼疾、中風			
弘化元年	1844	63	10月 府内藩招聘、(府内で)宿疾			
" 2年	1845	64	2月大村藩再招聘 5月 府内藩再招聘(府内で)宿疾(霍乱) 11月宿疾			
嘉永2年	1849	68	4月霍乱			
" 3年	1850	69	8～9月霍乱、脱肛		風邪流行	
" 4年	1851	70	2月眼疾 6月霍乱		疫邪流行	
" 6年	1853	72	2月宿疾			8月小野蘭哉病没 12月釈清冲病没
安政元年	1854	73	5月眼疾(大いに進む) 10月宿疾			
" 2年	1855	74	9月樓梯より墜下し腰痛			
" 3年	1856	75	10月悪寒、危篤 11月1日逝去			

門下生「高松凌雲」と九級に達した門下生

原田 弘徳

はじめに

令和4年度の咸宜園教育研究センター秋季企画展のテーマは、「江戸時代の医師・医療と咸宜園」であった。新型コロナウイルス禍もあり、疫病や医療に関する関心の高まりから、流行病に対して咸宜園や江戸時代の社会ではどのように対応したのかという視点から、展示では、江戸時代の社会と医師・流行病との闘い・医師となった咸宜園門下生・廣瀬淡窓と病・咸宜園と交流のあった医師等を紹介し、公開講座もテーマに連動した内容で実施した。

咸宜園のちに医師となった門下生を多く輩出した。咸宜園出身とされる医師で著名な人物の一人に「高松凌雲」がいる。中野範編著『咸宜園出身八百名略伝集』（廣瀬先賢顕彰会、一九七四）（以下、略伝集）において、「高松凌雲」が門下生のひとりとして紹介されている。

〈略伝集の記載〉

「○筑後久留米吉田町の人 凌雲の入門は天保十四年九月五日で筑山文哉の紹介である。時に年十四。旧門生高松衛門の子で、幼名を権平後、雪二郎と改め九級にまで至っている。」

高松凌雲は、緒方洪庵の適塾で蘭学・医学を修め、のちに一橋家の奥医師となり、徳川昭武の訪欧使節団に随行医として従った。箱館戦争では旧幕府軍側の医師として、箱館病院の院長となり、戦傷者を敵味方かわらず治療を行い、この行動は日本で初めての赤十字の活動であったとされる¹⁾。

先述の略伝集では、出典に「懷旧楼筆記」と『三井郡読本』を示し、高松凌雲について説明されている。しかしながら、これまで知られている高松凌雲の事歴において咸宜園で学んだことは触れられてはいない。実際に咸宜園で学んだのであれば、事歴においても触れられてもよさそうである。

本稿では、高松凌雲は咸宜園で学んだのかという疑問を契機とした調査の成果と調査の過程で得られた知見について取り上げてみたい。

史料調査

門下生の高松凌雲とされる人物について、その根拠となった「懷旧楼筆記」の記述を紐解いてみると、日田郡教育会編『淡窓全集』上巻（一九二五）（以下、全集）には、

〈天保一四年の項〉①「井上栄、高松凌雲、川原孫太郎（筑後人）」
②「凌雲後二雪二郎ト改ム。旧門生衛門カ子ナリ。九級ニ至レリ。」

とあり、「高松凌雲」という氏名で入門した門下生がいたように記されている。

①部分

之助三田。僧僧讓。僧僧圓。杉全謙初。牟田都之助肥前。土屋栄。女三門。杉田房吉日向人。橋本三穂吉原。僧僧法。佐々木哲三郎久留米。宮副文作諱早。井上榮。高松凌雲。川原孫太郎筑後。原謙齋豊前。僧僧浩。吉川習説肥後。岡田耿助加賀。相良新吾佐賀。草場善司成。富大策佐賀。土屋睦之助豊前。副島良仙佐賀。僧僧祐。僧僧常。廣瀬孝之助諱吉。

②部分

方大カ孫ナリ。森太郎後ニ次郎八ト改ム。文哉ハ舊門生元衛カ弟ナリ。鐵吉後ニ昇太郎ト改ム。元占菊田啓藏ノ子ナリ。謙初ハ健甫カ子ナリ。榮ハ直次郎カ子ナリ。九級ニ至リ。都講ニ任ス。凌雲後ニ雪二郎ト改ム。舊門生衛門カ子ナリ。九級ニ至レリ。泰音・祐音皆一向宗ノ僧ナリ。津輕ヨリ五六百里ヲヘテ來ルコト。諸生中ノ尤遠來ナル者ナリ。

ところが、当該門下生の入門簿を確認すると、

「筑後久留米吉田町 高松凌雲十四歳
入門天保十四年癸卯九月五日 紹介築山文哉」

とあり、「凌雲」ではなく、「凌雪」と記されている。

（以下、引用史料は公益財団法人廣瀬資料館所蔵である。）

(右) 写真1・2 日田郡教育会編『淡窓全集』上巻「懷旧楼筆記」天保14年の項（該当部分）

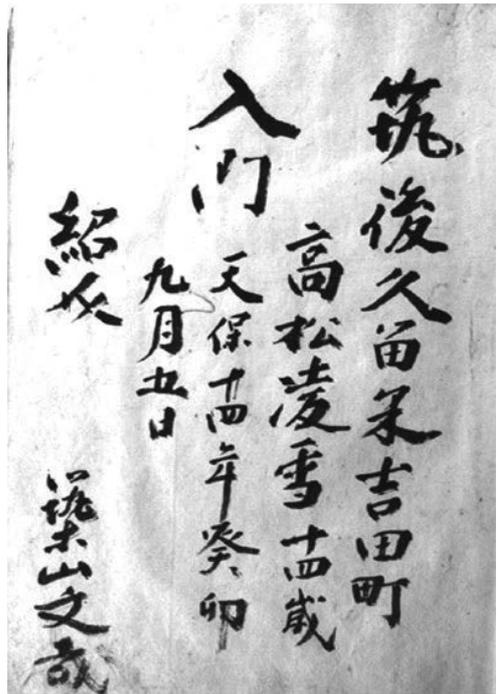


写真3 咸宜園入門簿続編巻十
「高松凌雪」

ここで、改めて「懐旧楼筆記」の記述を公益財団法人廣瀬資料館（廣瀬家）に残されている「稿本」及び「浄書本」で確認すると、次のことが判明した。

①部分 「稿本」では「陵雪」と記載されているが、「浄書本」では「凌雲」と変化している。そのまま全集においても「凌雲」と記載。

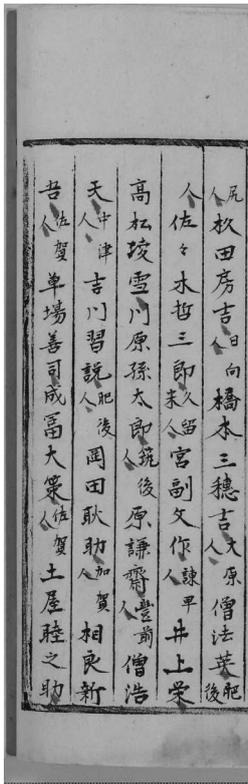


写真4 「懐旧楼筆記」(稿本)
①該当部分

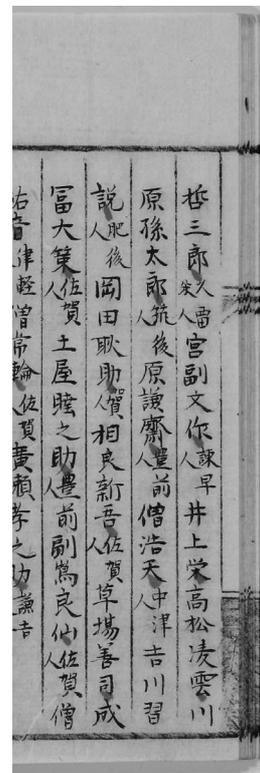


写真5 「懐旧楼筆記」(浄書本)
①該当部分

②部分 「稿本」、「浄書本」とともに「陵雪」と表記されているが、全集では「凌雲」と記載。

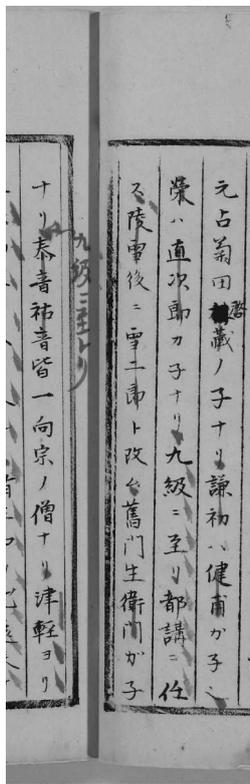


写真6 「懐旧楼筆記」(稿本)
②該当部分

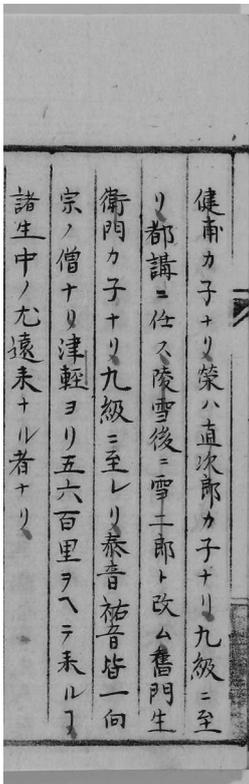


写真7 「懐旧楼筆記」(浄書本)
②該当部分

このように、本来「凌（陵）雪」であったものが、全集に収録する段階で「凌雲」と誤記された可能性がある。

つまり、「略伝集」の記述が全集の「懐旧樓筆記」にある「高松凌雲」の記載をもって、同姓同名の高松凌雲が咸宜園で学んだとしているのであれば、実際に咸宜園で学んだ門下生は「高松凌雲」であったことから、高松凌雲が門下生とする根拠にはならない。

「懐旧樓筆記」以外の史料の記述はどうだろうか。全集に収録されたいわゆる「淡窓日記」においては、入門以来「凌雲」で記載されている。後に「雪次郎」と名を変える直前の天保一五年（一八四四）八月六日条では唯一「凌雲」と記載されているが、廣瀬家に残る日記の原本では「凌雲」と記されており、こちらも全集収録の際に誤記されたものと考えられる。

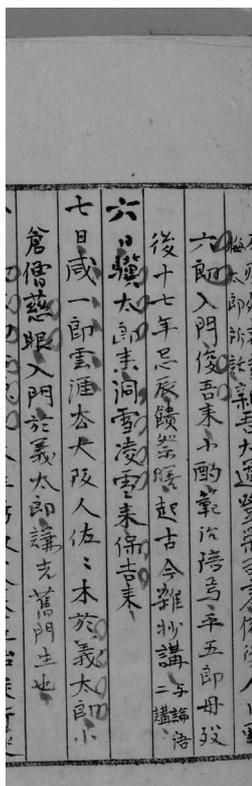


写真8 「淡窓日記」巻30
天保15年8月6日条

次に、淡窓の著述に見える凌雪の親族関係からアプローチしてみると、高松凌雪は旧門下生の高松衛門の子であり、その高松衛門は門下生矢野春朴（樸）の弟とされる。

父・高松衛門は入門簿によると、「筑後御井郡仁王丸村 高松 衛門 入門 文化丁丑八月十六日 紹介 豊嶋 亘」とあり、その兄・矢野春朴は入門簿によると、「筑後竹野郡吉田町 矢野 春朴 入門 文化七庚午年五月十日 紹介 池尻幸十郎」とある。

筑後御井郡仁王丸村とは現在の福岡県久留米市北野町仁王丸であり、筑後竹野郡吉田町は、凌雪の出身地「筑後久留米吉田町」と同じく現在の福岡県久留米市田主丸町吉田町と考えられる。また、凌雪の弟・養貞も咸宜園門下

生であり、入門簿には「筑後竹野郡吉田町 高松衛門二男 高松養貞 年十七 入門嘉永己酉五月四日 紹介 北藤 俊治郎」とあり、凌雪と同じく竹野郡吉田町出身である。

加えて、咸宜園入門簿において、高松凌雪が紹介者となっている例がある。「筑後久留米鍛冶屋町 江上継斎 伴 江上興太郎 嘉永二年正月二十三日 十四歳 紹介 高松凌雲」* 中野範編著『咸宜園出身八百名略伝集続編(一) 咸宜園出身二百名略伝集』(廣瀬先賢顕彰会、一九七五)では、紹介者を「高松凌雲」としている。江上興太郎は嘉永五年十月の月旦評では三権七級上に至り、翌六年正月に大帰している。『宜園百家詩』中の一人で、第二編に江上蒼の名でその詩が収録されている。

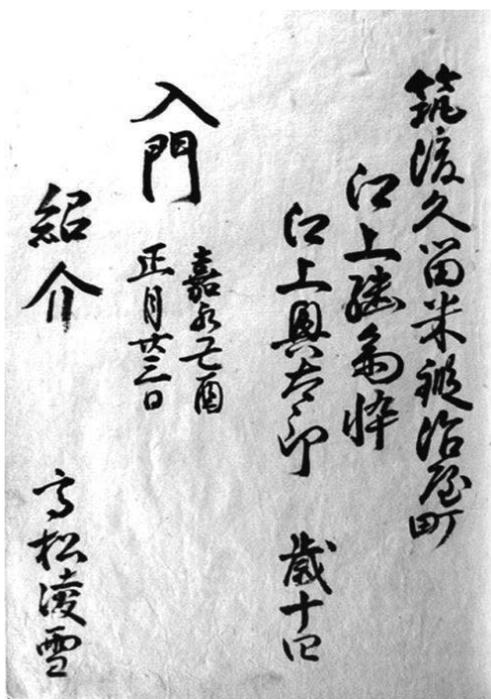


写真9 咸宜園入門簿続編卷二十
「江上興太郎」

この「江上興太郎」の入門簿の紹介者は「高松凌雲」と読める。

また、高松凌雪(雪次郎)の咸宜園入門時の紹介者は、筑山文哉(文翁)である。略伝集での紹介は以下の通りである。「筑後三瀬郡大善寺村宮本の人 名は穆、字は士清、号は清水。天保一四(一八四三)年七月六日、一九歳 筑山

文齋」の名で淡窓の門に入った。旧門生元衛の弟で、研学すること六年。後、旭莊に従って大阪に行き塾長となった。後、帰郷して医を開き、傍ら漢籍を導いた。安政六年正月に没した。年三六であった。宜園百家詩の一人で、三編の五及び六巻の算評者でもある。」

この筑山文齋は、凌雪（雪次郎）が入門する二か月前に入門した門下生である。現在の福岡県久留米市出身で、凌雪と同じく久留米藩領出身者である。加えて、筑山文齋は、高松凌雪と同日に入門した井上栄（筑後久留米日比生村）現在の福岡県久留米市北野町大城出身・後述）・川原孫太郎（筑後久留米夜明村）現在の福岡県久留米市大善寺町夜明出身）の紹介者でもある。

高松凌雲と高松凌雪

ここで、幕府奥医師となった高松凌雲の事歴を調べてみると、筑後御原郡古飯村（現在の福岡県小郡市）の庄屋・高松與吉の三男として生まれ、幼名を権平、後に莊三郎、その後凌雲と改めた。次男の高松勝次（後の古屋佐久左衛門）は幕臣・兵学者として知られている。親族も咸宜園門下生とは異なることがこのことから理解される。

また、高松凌雲は天保七年生まれであり、天保一四年には七、八歳ということになるが、高松凌雪の入門簿には「十四歳」と記載されている。つまり、高松凌雪の方が高松凌雲より年長者であることがわかる。

高松凌雪と高松凌雲はともに筑後国出身で、かつ、久留米藩領出身ということが共通しているが、親族構成や年齢など、様々な角度から見ても、高松凌雲は咸宜園で学んだとは言えず、氏名の酷似した高松凌雪（雪次郎）が咸宜園門下生であったと言える。表1は両者を比較したものである。

御原郡古飯村（現在の福岡県小郡市古飯）と凌雪の父・衛門の出身地である筑後御井郡仁王丸村（現在の福岡県久留米市北野町仁王丸）は、距離にして約5kmほどしか離れておらず、徒歩で一時間ほどの距離である。同じ久留米藩領であり、名前も酷似していることから誤認が生まれたのかもしれない。（図1参照）

表1 高松凌雲・高松凌雪比較表

項目	高松凌雲	高松凌雪（咸宜園門下生）	備考（出典等）
名前の変遷	幼名：権平→莊三郎→凌雲	凌雪→雪二（次）郎	
生年	天保7年（西暦1836年）	文政13年・天保元年（西暦1830年）	咸宜園入門簿
咸宜園入門年月日		天保14年（1843）9月5日	咸宜園入門簿
適塾入門年月日	文久元年（1861）4月21日		適塾姓名録
出身地（当時）	筑後御原郡古飯村	筑後久留米（藩）吉田町	咸宜園入門簿
出身地（現在）	福岡県小郡市古飯	福岡県久留米市田主丸町（吉田町）	
父	高松與吉（村庄屋）	高松衛門（咸宜園門下生）	懐旧楼筆記・淡窓日記等
父の出身地（当時）	筑後御原郡古飯村	筑後御井郡仁王丸村	咸宜園入門簿
父の出身地（現在）	福岡県小郡市古飯	福岡県久留米市北野町仁王丸	
兄弟	兄・高松勝次（古谷佐久右衛門） （幕臣・兵学者）	弟・高松養貞（咸宜園門下生）	淡窓日記等

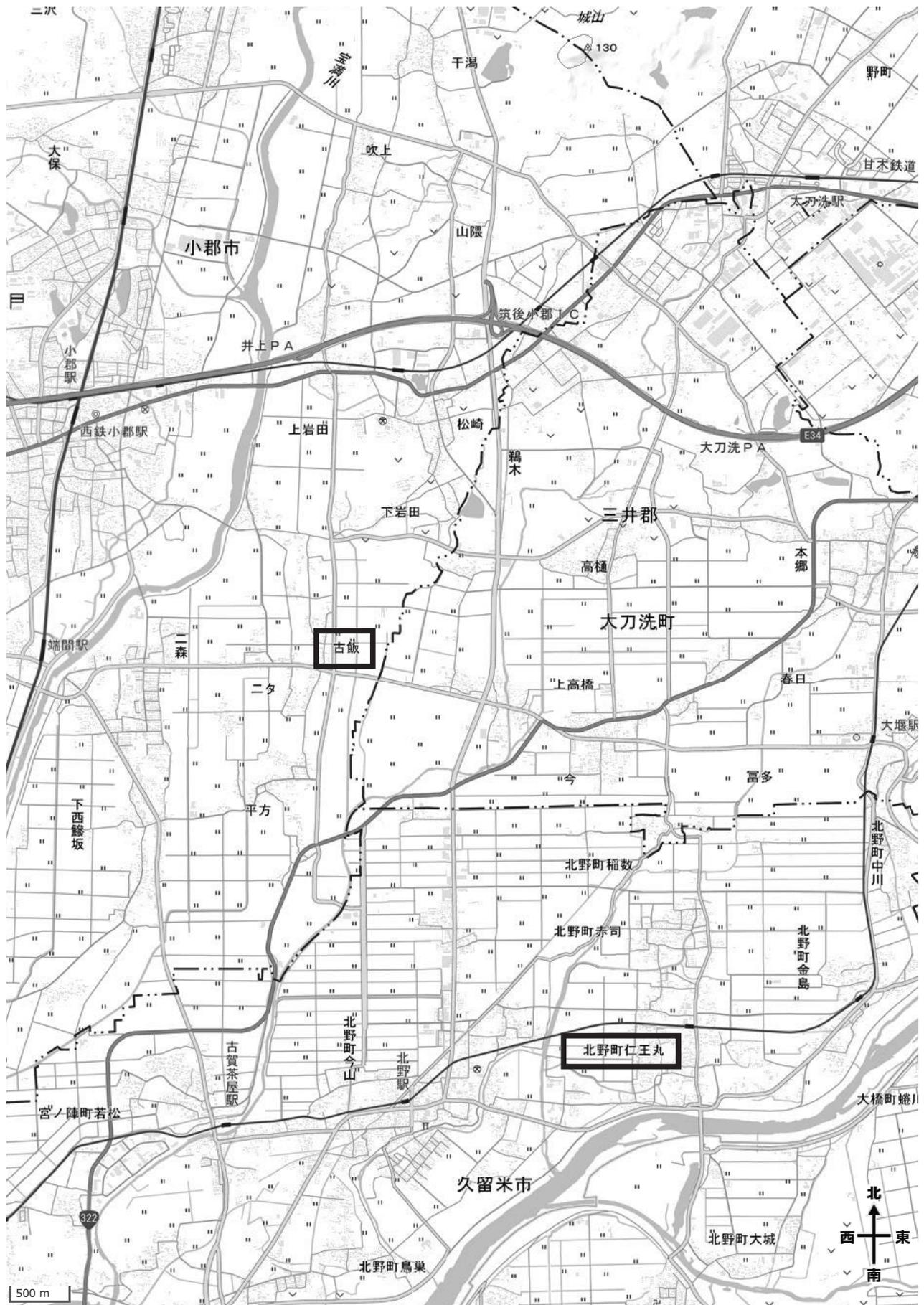


図1 現在の小郡市古飯と久留米市北野町仁王丸の位置関係
 (国土地理院地図に該当箇所を強調して掲載)



写真 10 小郡市古飯の生家敷地内の「高松凌雲顕彰碑」



写真 11 久留米市北野町仁王丸 仁王丸天満宮及び公民館



写真 12 久留米市田主丸町 吉田町公民館

九級に達した門下生

「懐旧樓筆記」によると、高松凌雪（雪次郎）は九級にまで達した優秀な門下生であった。大歸（卒塾）時、淡窓の日記に次のように記されている。弘化四年（一八四七）八月一〇日条

雪次郎去。大歸也。位次至九級下。俊才瀧治亞匹也。

（雪次郎が去った。大歸である。月日評の位は九級下にまで至った。並はずれて優れた才能は、瀧治と対等、または匹敵する。）

このように淡窓はその才能を高く評価しており、ここにある「瀧治」とは、門下生石井南橋^③のことである。つまり、高松凌雪（雪次郎）は石井南橋に匹敵する俊才と評価された。

ここで、「瀧治」について淡窓の日記を拾い上げてみると、表記は「瀧治」であったり「瀧次」であったり一定しない。「瀧二」と表記されることもあった。日記の原本を確認すると「瀧」ではなく「滝」の字で表記されているものもある。同一人物を指していると考えられるものの、その表記がバラバラであることは、同音異字の記載について、比較的緩やかな捉え方だったようだ。高松凌雪の例のように、「雪」が「雲」に変化するような誤りとは言えないだろう。

また、石井南橋は、九級まで達した門下生でも特に若くして九級に達した人物としても知られている。その南橋に匹敵する俊才とされた高松凌雪（雪次郎）のことに触れる前に、淡窓時代から林外時代にかけて九級に達した門下生の一覧と推定到達年齢について詳しく見ていく。

表2は、一覧にまとめたうえで、九級到達年齢が特に一〇代である門下生に網掛けをしたものである。最も早い時期に十代で九級に達したのは石井南橋で、次に一〇代のうちに九級に達したのが高松凌雪（雪次郎）であった。その後に一〇代で九級に達した者を概観すると、廣瀬林外（孝之助）・田代潤卿（俊次）・長三洲（光太郎）は「宜園三才子」に挙げられる著名な門下生で、米谷春里（辰次郎）は、私塾「青莪堂」を開いた儒学者として知られる。横井古城（忠直）は、私塾「培養舎」を主宰のち、陸軍大学教授・陸軍編修官となり、日清・日露戦争に従軍して両戦史の編纂にあたった。赤松連城

は、真宗僧侶として初めて英国留学し、その後浄土真宗本願寺派の要職に就いた門下生として知られている。

このように一〇代のうちに九級に達した咸宜園門下生は、いずれも優秀な人物で、卒塾後の活躍も知られている。しかしながら、高松凌雪（雪次郎）は、淡窓から「石井南橋に匹敵する俊才」と評価されながら、これまでその後の動向が知られていない。

淡窓の日記に見える石井南橋と高松凌雪の進級過程について整理した。石井南橋が四年と三か月で九級に達しているのに対し、高松凌雪（雪次郎）は、三年と九か月で九級に達している。このことから淡窓が凌雪（雪次郎）を高く評価した理由がうかがえ、十代で九級に達したことも特筆される。

加えて、高松凌雪と同日に入門し、同じく九級に達した人物に井上栄（昆江）がいる。三名の進級過程を比較したものが（表3）である。入門時一七歳で、高松凌雪よりも年長であった井上栄は、三年と一か月で九級に達し、舎長や都講に任じられている。所要期間だけでいうと石井南橋や高松凌雪よりも早い進級であった。井上栄は、日比生村（現在の久留米市北野町大城）出身で、高松凌雪の父・衛門の出身地である仁王丸村に近い土地の出身でもあった。

高松凌雪（雪次郎）とは何者か

引き続き、優秀な門下生であった高松凌雪（雪次郎）の大歸（卒塾）後の動向について調査を進めた。

『久留米医師会史』（久留米医師会、一九七〇年）によると、「明治三年（一八七〇）年、久留米藩庁は在医会頭の任命を発令し、在医会頭はわずか二人扶持であるが、藩内各地区の有力な医家があげられているので、町医の取締役か、今の郡市医師会長といった役目ではないかとされている。同年一月、薬師寺冬堂、高松凌雪を在医会頭に任じ、同年閏一〇月には、石橋慎齋、山本耕雲、平野宗山、中田三折の在医会頭を免じ、新たに工藤寛齋、山本春洋、薬師寺嘉齋、中野淳良に会頭を申し付けている。なお、高松凌雪は高松凌雪の誤りではなく、全く別人である（鶴久二郎氏の教示）」としている。

また、鶴久二郎・古賀幸雄編『久留米藩幕末維新史料集（上下）』（一九六七

表2 咸宜園九級到達門下生一覧表
(網掛けは10代で九級到達者)

	姓名	入門 年齢	入門年月日	9級到達年	期間(年)	9級到達時 年齢	備考
1	村上 姑南(慎治)	17	天保5(1834) 3.29	天保11年(1840)	6	23	第7代塾主
2	廣瀬 青邨(範治)	16	天保5(1834) 9.4	天保10年(1839)	5	21	第3代塾主
3	武谷 祐之	17	天保7(1836) 2.18	天保11年(1840)	4	21	
4	藤崎 熊一郎	23	天保8(1837) 11.1	※1	不明		
5	劉 冷窓(三郎)	13	天保8(1837) 12.23	弘化2年(1845)	8	21	
6	三木 鼎(鸞五郎)	20	天保9(1838) 8.5	天保11年(1840)	2	22	
7	青木 益太郎	13	天保10(1839) 3.20	弘化4年(1847)	8	21	
		18	天保15(1844) 10.23再入門		3	21	
8	谷口 藍田(韓介石)	17	天保10(1839) 7	天保14年(1843)	4	21	
9	穴井 祝次(萊蔵)	17	天保11(1840) 5.22	弘化4年(1847)	7	24	
10	安国 元八(文蔵)	20	天保11(1840) 9.27	弘化1年(1844)	4	24	
11	原 春圃(顯蔵)	17	天保12(1841) 1.3	弘化3年(1846)	5	22	
12	山口 格致(麟兮)	19	天保12(1841) 4.22	弘化3年(1846)	5	24	
13	徳隣(岐岨 良蔵)	18	天保12(1841) 11.4	弘化1年(1844)	3	21	
14	石井 南橋(瀧次)	12	天保13(1842) 7.25	弘化3年(1846)	4	16	
15	秦 韶(春甫)	15	天保13(1842) 7.25	弘化4年(1847)	5	20	
16	宮副 文作	21	天保14(1843) 9.4	嘉永4年(1851)	8	29	
17	井上 榮(昆江)	17	天保14(1843) 9.5	弘化3年(1846)	3	20	
18	高松 凌雪(雪次郎)	14	天保14(1843) 9.5	弘化4年(1847)	4	18	
19	廣瀬 林外(孝之助)	8	天保14(1843) 12.22	嘉永3年(1850)	7	15	*宜園三才子 第4第塾主
20	田代 潤卿(俊次)	12	天保15(1844) 2.28	嘉永3年(1850)	6	18	*宜園三才子
21	松下 元芳	14	天保15(1844) 3.6	嘉永3年(1850)	6	20	
22	山田 主一郎	18	弘化2(1845) 2.13	嘉永3年(1850)	5	23	
23	小栗栖 蓮舶(大蔵)	15	弘化2(1845) 2.15	嘉永3年(1850)	5	20	
24	長 三洲(光太郎)	13	弘化2(1845) 10.21	嘉永3年(1850)	5	18	*宜園三才子
25	末田 廉(直馬)	22	弘化3(1846) 10.4	嘉永4年(1851)	5	27	
26	秋吉 崎太郎	14	弘化4(1847) 3.6	嘉永6年(1853)	6	20	
27	佐野 甘城(文洞)	14	弘化4(1847) 3.6	嘉永6年(1853)	6	20	
28	小栗 布岳(大珍)	不明	弘化4(1847) 4.4	嘉永6年(1853)	6	不明	
29	米谷 春里(辰次郎)	15	弘化4(1847) 7.25	嘉永4年(1851)	4	19	※註(4)
30	櫻井 清(彝太郎)	22	嘉永3(1850) 2.20	嘉永5年(1852)	2	24	
31	池上 秦川(儀蔵)	18	嘉永3(1850) 11.27	安政4年(1857)	7	25	
32	友石 子徳(晴之助)	22	嘉永4(1851) 2.15	嘉永6年(1853)	2	24	
33	岡 徳太郎	18	嘉永5(1852) 1.30	安政1年(1854)	2	20	
34	吉富 復軒(亀次郎)	18	嘉永6(1853) 1.11	安政2年(1855)	2	20	
35	横井 古城(忠直)	12	安政3(1856) 9.9	文久1年(1861)	5	17	※註(5)
36	赤松 連城	16	安政3(1856) 12.6	安政6年(1859)	2	18	※註(6)
37	釈 謙承	17	安政4(1857) 6.22	文久1年(1861)	4	21	
38	大渡 又三郎	18	安政7(1860) 3.18	慶応1年(1865)	5	23	
39	清浦 奎吾	16	慶応1(1865) 8.9	不明	不明		
40	柴 秋邨	不明	旭荘門下の後、日田咸宜園に入門	安政5年(1858)	不明		

※ 藤崎熊一郎は天保8年11月1日に23歳で咸宜園に入門した。草場佩川の縁類で、佩川門下中の秀才であった。半年あまり淡窓の塾に在ったが、月旦評は仮の九級下に置いたことが淡窓の記録に見える。

参考文献：吉田博嗣「咸宜園と月旦評～九級に達した門人たち～」
日田市教育委員会2017『図説咸宜園 - 近世最大の私塾 -』P66 - 68

表3 高松凌雪・井上栄・石井南橋進級比較表

項目	高松凌雪 (入門時14歳) 進級表			井上栄 (入門時17歳) 進級表			石井南橋 (入門時12歳) 進級表		
	年	年月日	進級の記述	年月日	進級の記述	到達級	年月日	進級の記述	到達級
1	天保十三年						天保13 (1842) 7月25日	入門	
2							天保13 (1842) 7月26日	入門	
3							天保13 (1842) 8月14日	加一級下	一級下
4							天保13 (1842) 9月29日	(三超) 加二級上	二級上
5						天保13 (1842) 10月24日	加三級下	三級下	
6						天保13 (1842) 12月12日	加真三級上	三級上	
7						天保13 (1842) 12月24日	加権四級下	権四級下	
8	天保十四年					天保14 (1843) 3月16日	加権々四級上	権々四級上	
9		天保14 (1843) 9月5日	入門	天保14 (1843) 9月5日	入門				
10		天保14 (1843) 9月26日	入席、加権一級下、加真一級下	天保14 (1843) 9月26日	(超) 加真一級上	一級上	天保14 (1843) 9月26日	加権五級下	権五級下
11		天保14 (1843) 閏9月25日	加真二級下 (超)	天保14 (1843) 閏9月25日	(三超) 加権三級下	権三級下			
12		天保14 (1843) 10月26日	加真三級下	天保14 (1843) 10月26日	(超) 加権四級下	権四級下			
13		天保14 (1843) 11月26日	(超選) 加真三級上	天保14 (1843) 11月26日	(超) 加二権五級下	二権五級下			
14		天保14 (1843) 12月22日	加権四級下	天保14 (1843) 12月22日	加三権五級上	三権五級上	天保14 (1843) 12月22日	加権五級上	権五級上
15	天保十五・弘化			天保15 (1844) 2月25日	加三権六級下	三権六級下			
16		天保15 (1844) 3月25日	加二権四級上	天保15 (1844) 3月25日	加四権六級上	四権六級上			
17	元年						天保15 (1844) 4月25日	加権六級下	権六級下
18		天保15 (1844) 5月26日	加二権五級下	天保15 (1844) 6月26日	加五権七級下	五権七級下			
19							天保15 (1844) 10月25日	加権六級上	権六級上
20									
21				天保15 (1844) 11月25日	加六権八級下	六権八級下			
22		弘化元 (1844) 12月20日	加二権五級上						
23	弘化二年			(12月2日改元)			弘化2 (1845) 3月26日	加七級下	七級下
24		弘化2年 (1845) 9月25日	加四権六級上				弘化2 (1845) 10月25日	加二権七級上	二権七級上
25									
26				弘化2 (1845) 11月25日	加六権八級上	六権八級上			
27		弘化2年 (1845) 12月20日	加四権七級下				弘化3 (1846) 5月1日	加三権八級下	三権八級下
28	弘化三年						弘化3 (1846) 6月25日	加三権八級上	三権八級上
29							弘化3 (1846) 10月25日	加四権九級下	四権九級下
30				弘化3 (1846) 10月25日	加三権九級下	三権九級下	弘化3 (1846) 10月25日	加四権九級下	四権九級下
31				(入門から3年1か月)			(入門から4年3か月)		
32	弘化四年			弘化3 (1846) 11月26日	任春長準部職				
33		弘化4 (1847) 1月25日	加五権八級上	弘化4 (1847) 1月8日	大鼎也*2	二権九級下			
34				弘化4 (1847) 1月25日	追任部職 (新例)				
35		弘化4 (1847) 4月25日	任権春長	弘化4 (1847) 2月25日	除名				
36		弘化4 (1847) 6月25日	加五権六級下						
37				(入門から3年9か月)					
38		弘化4 (1847) 8月10日	去、大鼎也*1						
39	嘉永元年	弘化4 (1847) 8月25日	除名				嘉永元 (1848) 5月25日	除名	

*1「位次至九級下。俊才瀧治亞匹也・」 *2「栄至二権九級下。春長準部職、在塾生徒、是為大成。可謂難得。」

年、鶴久二郎)には、次の記載がある。

明治三年在医会頭任免氏名

高木新太郎弟子帳面

薬師寺 冬堂

牛島養朴右同

高松 凌雪

右之者共在医会頭可相勤候

依之勤役中二人扶持ツ、被下置候事

明治三年正月十五日

平木碩斎厄介

石橋 慎齋

山本恒太郎家族

山本 耕雲

実藤享節弟子帳面

蒲池 純巳

高木信太郎弟子帳面

平野 宗山

中田 三折

在医会頭被免候事

明治三年閏十月廿九日

松下文吉弟子帳面

工藤 寛齋

牛島養朴弟子帳面

山本 春洋

高木信太郎弟子帳面

薬師寺 嘉齋

中野 淳良

右之者在医会頭申付候事

明治三年閏十月廿九日

ここで高松凌雪は「在医会頭」に任じられ、「牛島養朴弟子帳面」とされている。牛島養朴は、松下養安(初代元芳)の弟であり、弘化三(一八四六)年、大坂の緒方洪庵の適塾に入門し、その後久留米藩における奥詰医師の一人に挙げられている。松下養安(初代元芳)の祖父は淡窓の少年期の師である松下西洋であり、養安も文政四(一八二二)年に咸宜園に入門し、久留米藩の名門医家である松下家を継いだ。二代元芳は、牛島養朴の子で養安の養子となり、天保一五(一八四四)年に咸宜園に入門。九級に至り、都講となった。その後、嘉永七(一八五四)年、適塾に入門。その後上京して慶應義塾に学んだとされる。⁷⁾

つまり、高松凌雪の師・牛島養朴は、淡窓の師・松下西洋の孫で、養安(初代元芳)の弟、二代元芳の実父である。(図2参照)咸宜園で学んでいないものの、咸宜園ゆかりの人物と言える。久留米藩の医学界において重要な地位を占めていた牛島養朴の弟子であった高松凌雪も蘭方医だったのだろうか。

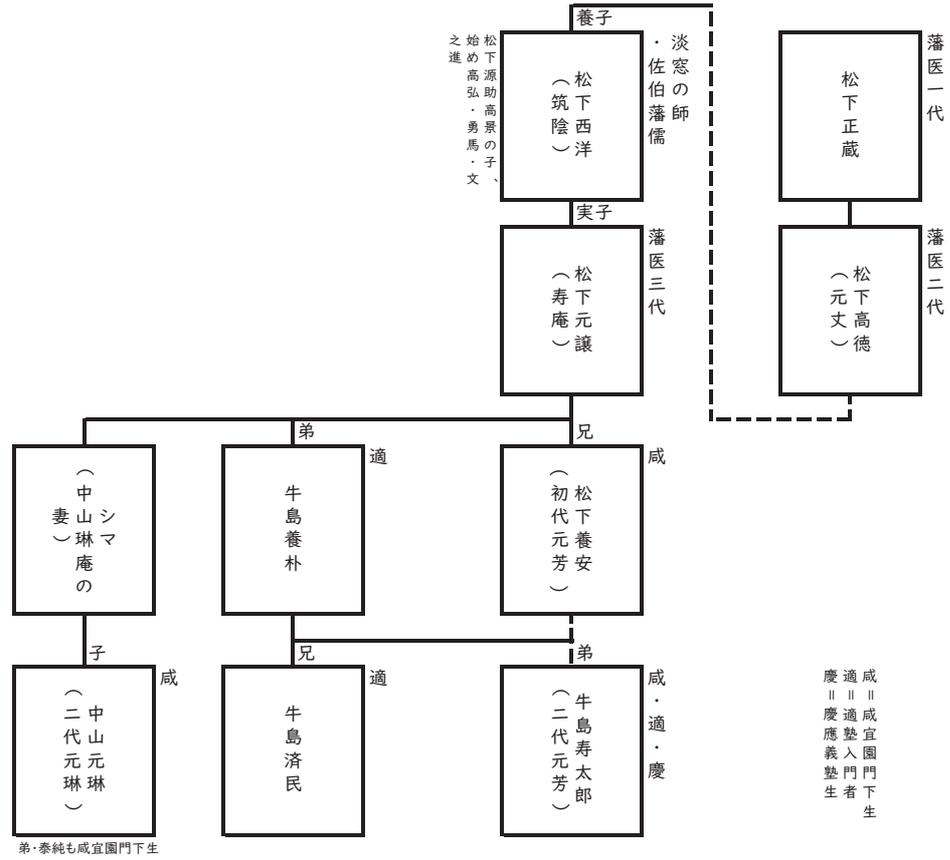
加えて、同書掲載の(有馬)「頼永時代の領内医者吟味表」には、

老医にて名も通り功者 仁王丸村 高松 春台

という記述があった。久留米藩第一〇代藩主有馬頼永は天保一三(一八四四)年から弘化三(一八四六)年にかけて藩主を務め、一方、高松凌雪は天保一四(一八四三)年に一四歳で咸宜園に入門している。仁王丸村(現・久留米市北野町仁王丸)は、父・高松衛門の咸宜園入門簿における出身地であり、この時期に「老医」とあることから、衛門の父、つまり凌雪の祖父が「春台」ではないかと推察される。明治初期に高松凌雪も医師となっていたことから、高松家は代々医者の家系だったのではないか。

以上のことから、幕府奥医師となった高松凌雪と同じく、高松凌雪も医師となったことが明らかとなった。ただ、高松凌雪の具体的な活躍や没年などその後の動向は、現段階では判明していない。

図2 松下家・牛島家関係図



おわりに

高松凌雲は咸宜園門下生ではなく、同じ久留米藩領出身の氏名が酷似した高松凌雪という優秀な門下生が存在したことが明らかとなった。高松凌雲は若くしてその才能を淡窓から認められた。咸宜園において一〇代で最上級の九級に達した門下生はいずれも後に名を成した人物であるが、唯一この高松凌雪だけは動向が不明であった。

高松凌雲は、大婦（卒塾）後、医師となり、明治の初めに久留米藩から「在医会頭」に任じられた。推測の域を出ないが、仁王丸村にいた高松春台が高松衛門の父（高松凌雪の祖父）と仮定すると、高松家は代々医者の家系ではなかっただろうか。久留米藩の藩医には高松姓の名前が見られないが、在地の医師（町医者）として活躍したのだろうか。引き続きその動向を追ってほしい。高松凌雲に関する新たな情報があれば、咸宜園教育研究センターまでお寄せいただければ幸いである。

【附記】

末筆ながら、本稿を成すにあたり、久留米市文化財保護課の水原道範氏、高松凌雲顕彰会顧問の高松駿一氏、久留米郷土研究会の秋山正信氏並びに久留米郷土研究会会員の皆様より多大なご教示とご協力を得ました。記して深謝申し上げます。

註

(1) 詳しくは、『小郡市史』第二巻 通史編 中世・近世・近代 小郡市史編集委員 会編 二〇〇三 七一―七五三頁 特論・高松凌雲 等参照。なお、現在の福岡県小郡市にある生家は「高松」家であるが、本稿では、一般に通用している「高松」で論を進める。

(2) 淡窓の日記に見える高松凌雪(雪次郎)の記述は以下の通り。(いずれも全集より)

天保一四年(一八四三)

九月五日 高松凌雪入門。(衛門之子)

九月二六日 凌雪入席。加権一級下、加真一級下。

閏九月二五日 凌雪加真二級下。(超)

一〇月二六日 凌雪(超遷)加真三級下。

十一月二六日 凌雪(超遷)加真三級上。

十二月二二日 凌雪加権四級下。

十二月二四日 凌雪還郷。

天保一五年・弘化元年(一八四三)

一月九日 会門生而觴之。凡五十七人。(凌雪)

一月一日 凌雪入塾。

二月一四日 凌雪之田主丸。

二月二三日 凌雪帰塾。

三月二五日 凌雪加二権四級上。

五月二六日 凌雪加二権五級下。

七月一二日 凌雪去。(こ)までは「凌雪」と表記)

八月六日 凌雲来。(全集では「凌雲」と表記)

※日記原本では「凌雪」(全集に収録される際に誤記載か)

(この間に凌雪から雪次郎へ名が変化している)

十二月二〇日 雪次郎加二権五級上。

十二月二六日 雪次郎去。

天保一六年・弘化二年(一八四五)

一月一六日 雪次郎来。

二月一日 会弟子後來者、而觴之。凡二十五人。(雪次郎)

六月二八日 雪次郎去。

七月二五日 雪次郎来。

九月二五日 雪次郎加四権六級上。

十二月二〇日 雪次郎加四権七級下。

十二月二四日 雪次郎去。

弘化三年(一八四六)

一月二七日 礼謁五十五人。(雪次郎)

一月二七日 雪次郎来。

七月二九日 雪次郎去。

八月一六日 雪次郎来。

八月二三日 午牌散歩。範治、益太郎、雪次郎、修元従行。謁龍馬森祠

至横屋。出三本松、謁莊手菅祠(是日菅祠祭也)

過浄明寺。至新原村口。却謁黒男祠而帰。與諸子飲。

日入而散。是日天微陰無風。

八月二四日 雪次郎去。

八月二七日 雪次郎来。

十二月二七日 諸生守歳於塾者四十六人。(雪次郎)

弘化四年(一八四七)

一月一六日 会門人而觴之。凡七十五人。(雪次郎)

一月二五日 雪次郎加五権八級上。

四月二五日 雪次郎・周策任権舎長。

五月二四日 雪次郎去。

六月四日 雪次郎来。

六月二五日 雪次郎加五権九級下。

七月二六日 夜待月於心遠処、会者、範治、春甫、雪次郎、周作、良蔵、

俊治、養貞、虎蔵、次郎、孝之助、春洞(凡十一人)

飲酌移時。残夜霧起、月高而始知。是日晴。是日眼疾大動。

(汗入目故)

八月一〇日 雪次郎去。大帰也。(位次至九級下。俊才瀧治亞匹也。)

嘉永二年（一八四九）

一月二〇日 高松雪次郎来訪。

(3) 石井南橋（一八三二～一八八七）江戸後期～明治期の儒学者・漢詩人。筑後国生葉郡吉井の人。天保一三（一八四二）年七月、一二歳で入門。弘化三（一八四六）年には九級下に進んだ。帰郷してからは、家業の大庄屋を継ぐ。田主丸に慶応四（一八六八）年、咸宜園門下生の倉富篤堂を講師に招き、弘道館を開設した。明治四（一八七二）年、東京で明治政府の内務省などに出仕。その後、咸宜園門下生が中心となり結成した詩社玉川吟社に加わる。さらに新聞「明治日報」を刊行するなどした。

(4) 米谷春里（一八三二～一八九〇）筑後国生葉郡山春村の人。字は李和。通称は元善。幼名は辰次郎。号は春里。天保三年一〇月に生まれ、幼くして安元蘆湾の門に入り、後、弘化四（一八四七）年七月、「筑前生葉郡原口村、米谷藤吉悱 年十五 米谷辰次郎」で淡窓の門に入った。嘉永四（一八五二）年には位次九級下に及び、都講に任ぜられた。帰郷の後、私塾「青莪堂」を起こし子弟を導いた。明治一九年東京に出て儒者として名を挙げた。明治二三年四月東京で没した。年五十九。著書には「詩韻含英」その他詩文集がある。

(5) 横井忠直（一八四五～一九一六）豊前国下毛郡の出身。安政三（一八五八）年一二歳で咸宜園に入門した。一七歳の時に月旦評は九級下に進み、権都講を務めた。大帰後、大坂・江戸に遊学するも、父の病により帰郷。文久三（一八六三）年、一九歳の時に中津萱津町にて私塾「培養舎」を開いた。維新後、明治一三年（一八八〇）秋月新太郎の推薦で陸軍省に勤務。陸軍大学教授・陸軍編修官となり、日清・日露戦争に従軍して両戦史の編纂にあたった。

(6) 赤松連城（一八四一～一九一九）幕末～明治期の僧侶（浄土真宗本願寺派）。連城は安政三年（一八五六）一二月に咸宜園に入門し、廣瀬青邨に学んだ。同六年七月の月旦では四権九級下に昇級しているが、大帰日は不明。明治四年（一八七一）には英国に留学し、帰朝後は神仏分離や宗門の独立に尽くし、さらに仏教大学総理など本願寺派の要職に就いた。

(7) 中山茂春「適塾の塾頭をした筑後久留米藩医松下元芳」（『日本医師学雑誌』第四四号 一九九八）及び 勝間田三千夫「魅せられて綴る藩文学（五）藩

学「四教堂」と先哲『佐伯史談』一八八号 二〇〇一）等参照。

咸宜園の月旦評の変遷

廣瀬淡窓期【第一期】—文化一二年（一八一四）三月月旦評—同一三年（一八一六）八月月旦評—

秋吉 紗耶香

はじめに

月旦評は廣瀬淡窓が考案した成績表のことである。月旦評とは『後漢書』（許劭伝）に所収される人物評論の古事にちなんだ用語で、毎月一日に郷里の人物の批評を行い、それを月旦評と呼んだことに由来する。淡窓は、成章舎で教授していた文化二年（一八〇五）八月から月旦評を始めた。入門した者は月旦評の最下級である「無級」に入り、日々の学習の成果を塾主が評価して昇級した。この実力主義ともいえる月旦評の制度は、咸宜園の特徴といえる。

現在、月旦評は辛卯二月席序（天保二年（一八三一）二月）、辛卯四月席序（同年四月）、嘉永戊申六月月旦（嘉永元年（一八四八）六月）、慶應二年丙寅四月月旦（慶應二年（一八六六）四月）、明治四年辛未四月月旦評（明治四年（一八七二）四月）、明治四年辛未十月月旦（同年一〇月）が現存し、かつてあったことが確認できる月旦評は四枚ある。¹⁾さらに、安政三年（一八五六）四月から万延元年（一八六〇）一月までの月旦評の動きを記した『月旦録』が公益財団法人廣瀬資料館に所蔵されており、これらの資料と日記の記述から月旦評を窺い知ることができる。しかし現存する月旦評の数が少ないため、使用している記号の意味等不明な点がある。これまでは現存する月旦評の時期を中心に調査していたが、日記に月旦評を記述し始めた文化一一年（一八一四）二月二十九日から淡窓が亡くなる安政三年（一八五六）

一二月までの期間、『淡窓日記』²⁾等から月旦評の動きを調査した。本稿は文化一一年三月月旦評から同一三年（一八一六）八月月旦評（文化一一年二月二十九日—同一三年七月二十八日）の期間について述べる。この調査によって昇級や除名の流れが判明し、新たな知見が得られることを望む。

執筆にあたり、『淡窓日記』では塾生の名前が同音異字で記されたり改名したりする場合があるが、本稿では入門簿に記された名前を用いるものとする。

1 これまでの月旦評研究

淡窓は体調不良等の理由がない限り、翌月の月旦評を前月末の日記に記している。そのため、文化一一年二月二十九日に記した月旦評の評価は、「文化一一年三月月旦評」に反映される。また月旦評で使用される用語について、「入席」とは月旦評に名前が加わることを表し、入門とは異なる。「除名」とは、月旦評から名前を除くという意味である。

現存する月旦評の中で最も古いものは、二代目塾主廣瀬旭壯が塾主を務めていた時期の辛卯二月席序である。辛卯二月席序の最上級は「五」と記されており、当時の『淡窓日記』の記述と照合した結果八級に該当した。再び淡窓が咸宜園の塾主になると天保一〇年（一八三九）三月二十六日に月旦の法を改め、最上級を九級、最下級を無級とした。翌年の九月二日には「真権の法」を導入した。それまでは課業³⁾と試業⁴⁾の加点方式で評価していたが、各階級で設けた課程が未了の塾生には「権」の字が加えられ仮昇級扱いとなったため、昇級が困難なものとなった。権を消すことで昇級できることから、「消権」ともいう。真権の法については『懐旧樓筆記』に記されている。

◆『懐旧樓筆記』巻四十二 天保一一年九月二二日より一部引用

月旦評ニ於テ。始テ真権ノ法ヲ立タリ。昔年ヨリ。上等ノ諸生。専試業ヲ以テ。甲乙ヲ定メ。階級ヲ加ヘタリ。此ニ至テ。其階級ニ應シテ。課程ヲ定メ。讀書若干。詩文若干ト定タリ。加級スト雖モ。課程満サルヲ権トシ。満ルヲ眞トス。課程多ク滞ル者ハ。二権三権等ノ目アリ。中下等モ。會讀輪講等ノ外ニ。其句讀ヲ檢閲シテ。眞権ヲ立テタリ。

現存する月旦評のうち嘉永戊申六月月旦等、真権の法導入後の月旦評には「権」の記述がみられる。四代目塾主廣瀬林外の時期の現存する月旦評は、慶應二年丙寅四月月旦、明治四年辛未四月月旦評、明治四年辛未十月月旦がある。この時期になると一枚の月旦評に複数月を記すようになったため、記号を用いたり名前を赤線で消して昇級した位に名前を書き加えたりした特徴

がある。

塾生の増加に伴い、月旦評の最上級の変更や真権の法を導入して昇級を困難なものにする改良を行っている。このことから淡窓が試行錯誤の末に月旦評の形を作ったことが窺える。

2 調査方法

月旦評の昇級等は主に『淡窓日記』に記されているため、調査では『淡窓日記』から月旦評の記述を抜き出して表にした。

淡窓は文化一〇年（一八一三）八月二三日から日記を始めたが、月旦評について日記に記し始めたのは文化十一年二月二九日からで、それ以前の月旦評の動きは不明である。また月旦評に関する『淡窓日記』の記述は、昇級者、客席に加えられた者、新たに月旦評に加わった者（入席）、除名、在塾生の人数のみで、毎回階級ごとに全員の名前を記してはいない。さらに、淡窓が体調を崩していた期間は『淡窓日記』を記しておらず、その間の月旦評の動きは不明である。淡窓が日記を記していない期間のうち、旭荘や林外の日記に月旦評の記録がある場合は、そこから月旦評の動きを確認して表に加えることとする。しかし、全ての月の月旦評が記されているわけではないため、表は不完全なものとなっている。月旦評の動きが不明な塾生もいるが、除名や昇級の旨が『淡窓日記』に記されていない場合は、そのままの階級で表に残すこととする。

調査では、文化十一年から安政三年までの期間を、月旦評の最上級と真権の法導入期に基づき左記のように八つに分けた。【第一期】は最上級が四級の期間と五級の期間が短いため一つにまとめる。八級が最上級の期間である【第四期】・【第五期】と、真権の法を導入した期間である【第七期】・【第八期】は長期にわたるため、それぞれ二期に分ける。

このうち、本稿では【第一期】の文化十一年（一八一四）三月月旦評から同一三年（一八一六）八月月旦評（文化十一年二月二九日～同一三年七月二八日）を紹介する。

【第一期】 特徴：四～五級最上級

文化十一年（一八一四）三月月旦評～同一三年（一八一六）八月月旦評

（文化十一年二月二九日～同一三年七月二八日）

【第二期】 特徴：六級最上級

文化十三年（一八一六）九月月旦評～文政三年（一八二〇）五月月旦評
（文化十三年八月三〇日～文政三年四月二六日）

【第三期】 特徴：七級最上級

文政三年（一八二〇）六月月旦評～同九年（一八二六）一月月旦評

（文政三年五月二五日～同八年（一八二五）二月二日）

【第四期】 特徴：八級最上級①

文政十一年（一八二八）二月月旦評～天保五年（一八三四）一月月旦評

（文政十一年一月二六日～天保四年（一八三三）二月二日）

【第五期】 特徴：八級最上級②

天保五年（一八三四）二月月旦評～同一〇年（一八三九）三月月旦評

（天保五年一月二八日～同一〇年二月二五日）

【第六期】 特徴：九級最上級

天保一〇年（一八三九）四月月旦評～同一一年（一八四〇）九月月旦評

（天保一〇年三月二六日～同一一年八月二六日）

【第七期】 特徴：真権の法導入①

天保十一年（一八四〇）一〇月月旦評～嘉永元年（一八四八）一月月旦評

（天保十一年九月二一日～弘化四年（一八四七）二月二〇日）

【第八期】 特徴：真権の法導入②

嘉永元年（一八四八）二月月旦評～安政三年（一八五六）一月月旦評

（嘉永元年一月二五日～安政三年一月）

3 月旦評 【第一期】 概要

現在、淡窓が文化十二年八月に月旦評制度を始めてから日記に記し始めるまでの間は、月旦評に関する資料が存在しない。そのため、月旦評の【第一期】は淡窓が月旦評の記録を始めた文化十一年二月二九日（三月月旦評）から始め、翌月の月旦評の昇級等を付け足していく。

【第一期】は淡窓が桂林園で教授していた時期で、毎月平均して五七人が在塾

しており、多い月は七〇人が在塾していた。一級から五級をそれぞれ上下に分け、これに客席と無級を加えた一二階級で塾生を評価している。客席とは、文化一一年六月一日から設けた階級で、始めは四人の塾生が客席に加えられた。一度塾を去って再び入塾した塾生や、塾内の職務である「職任」で要職を務めた塾生、しばらく帰郷する塾生等を留めた階級である。【第一期】中、月旦評に名前が記された塾生は一三五人で、そのうち二三人は一度も昇級せずに除名している。

文化一三年三月四日に古田豪作と、のちに塾内一の秀才と称せられた中嶋益多^⑤が入門する。二人は入席後順調に月旦評を昇級していたが、豪作は入門した年の七月九日に桂林園で亡くなったため、同月二十七日に除名となる。淡窓は豪作について温良な人物で、塾内で亡くなった最初の塾生であると述べている。

この時期の月旦評の最上級は不明だが、『淡窓日記』の文化一二年二月二十九日に佐野善太郎、同年六月一日に荻野玄伯が四級上に昇級、同年九月一五日に秋好亘、同月二十七日に釋海藏が四級下に昇級した。翌年三月一日には佐野善太郎、同月二十八日に荻野玄伯が五級下に昇級し、文化一三年二月二十七日に釋海藏が五級下に昇級した。左記は【第一期】最上級の五級に昇級した三人の情報である。

◇【第一期】五級に昇級した塾生

〈佐野 善太郎〉

出身地…當郡豆田町（現 大分県日田市豆田町）

入門日…文化五年（一八〇八）八月一六日

入門簿の出身地は日田市豆田町だが、生まれは筑前甘木（現 福岡県朝倉市甘木）である。在塾中に名前を宏と改め、卒業後は東庵と称した。善太郎について淡窓は、「医ヲ善クシ最モ詩ニ長セリ。」と評価している。著書に『梅西舎詩集』がある。

〈荻野 玄伯〉

出身地…小笠原大膳大夫 内（小倉藩主）

入門日…文化八年（一八一二）八月一日

父は小倉藩官医の荻野恭伯。玄伯は入門後、名前を肩吾と改め、塾長を務

めた。玄伯について淡窓は、「玄伯頗ル才辯アリ。早ク没セリ。」と記している。兄弟の荻野闊次も同日に入門している。

〈釋 海藏〉

出身地…豊前國中津古城村（現 大分県中津市古城）

入門日…文化一〇年（一八一三）二月一九日

正行寺の末寺の僧。文化一二年（一八一四）三月三日の『淡窓日記』と『懐旧楼筆記』の記述を照合した結果、『淡窓日記』では寛卿、『懐旧楼筆記』では海造と記されていた。このことから入門後、海藏は寛卿に改名したことが判明した。海藏について淡窓は、「頗ル才氣アリ。早ク没ス。」と記している。

おわりに

今回、文化一二年二月二十九日から同一年七月二十八日の月旦評をリスト化した。その結果、毎月昇級する塾生と、入席後一度も昇級せずに除名した塾生を比較することが可能となった。また、同一人物が疑わしかった同音異字の塾生が、月旦評の昇級の動きから同一人物であると判明した場合もあった。【第一期】は月旦評や塾生の情報が少ないため、特定することが困難な塾生がみられる。それらの特定を今後の課題としたい。

(1) かつてあったことが確認できる月旦評は、文政十一年(一八二八)一月(『淡窓日記』)、嘉永元年(一八四八)二月(大塚富吉(一九四九)、明治元年(一八六八)一月(中島市三郎(一九三五)、明治三年(一八七〇)七月(大塚富吉(一九四九))の四枚である。

(2) 淡窓の日記は『淡窓日記』・『遠思樓日記』・『欽斎日曆』・『醒斎日曆』・『進修録』・『再修録』・『甲寅新曆』とあるが、本稿では『淡窓日記』と記す。

(3) 咸宜園門下生の武谷祐之が記した「南柯一夢」によると、課業とは無級から四級の課程で、輪読・素読・聴講・輪講・書会・復文・算術・会講の八つがある。そのうち算術は加点数なし。

(4) 前掲(3)によると、試業とは五級から九級の課程で、文章課題・書会・詩課題・句読切・復文の五つがある。

(5) 中嶋益多(一八〇一〜一八三四)。名は益多・増太、字は大賚、子玉・米華・如玉・古香外史と号する。文化一三年(一八一六)に佐伯藩の命により同藩の古田豪作とともに学資を給されて桂林園に入門した。淡窓は「余人ヲ教ヘシヨリ以来。人才此人ヲ以テ第一トス。」と評価している。卒業後は福岡の亀井塾に学び、佐伯藩藩校の四教堂の教授となる。

【参考文献】

- 『懐旧楼筆記』(公益財団法人廣瀬資料館蔵) 写一・一・一
 『淡窓日記』(公益財団法人廣瀬資料館蔵) 写二・一・一
 『月旦録』(公益財団法人廣瀬資料館蔵) 写五・三・五
 大塚富吉『咸宜園入門百家小傳』(大分縣郷土文化研究会 一九四九)
 中島市三郎『増補訂正 教聖・廣瀬淡窓の研究』(第一出版協会 一九三五)
 日田市教育委員会編『増補淡窓全集 上巻』(思文閣 一九七二)
 日田市教育委員会編『増補淡窓全集 中巻』(思文閣 一九七二)
 日田市教育庁世界遺産推進室編『廣瀬淡窓と咸宜園―近世日本の教育遺産として―』(日田市教育委員会 二〇一三)

◇月旦評 表1 凡例

表1は、文化十二年二月二十九日から同十三年七月二十八日までの月旦評の一覧である。『淡窓日記』で月旦評の記述があった日を評価日とし、昇級等で名前が記された塾生を一覧にした。人物が特定できない場合、「―(ハイフン)―」を記す。

・月旦評名は『淡窓日記』で、月旦評の評価日に記された名前である。改名や同音異字(例、二と次)で記された場合、その新たな名前を表に加えていく。但し、旧字体と新字体の場合(例、藏と蔵)は追加しない。

・入門名は入門簿の名前を記す。入門簿は無いが、日記等で名前が判明した場合、その名前を記す。

・旧国名は入門簿の出身地を記す。入門簿に旧国名ではなく郡名等が記されている場合、旧国名に置き換える。また、日記等で出身地が判明した場合は、その旧国名を記す。

・入門日は入門簿の入門日を記す。一月に入門した塾生は入門日を「正月」と記す場合もあるが、表では「一月」で統一し、また干支の記述は省略する。入門した年のみ入門簿に記されている場合、「(入門年)年―(ハイフン)月―(ハイフン)日」と記す。日記等で入門日が判明した場合は、その日付を記す。

・昇級は評価日と、月旦評の階級、入席・除名を記す。また第一期の最上級である四級または五級に到達した場合、昇級の位を塗りつぶす。

・備考は飛び級や改名、「※(米印)」、客席から元の階級に復したことを記す。米印の詳細は表2に記す。一度除名した塾生が再び入席した場合、備考に「再入」と記す。

◇月旦評 表2 凡例

表2は、表1の備考に「※(米印)」がついた塾生の一覧である。同時期に同名の塾生が入門しており人物の特定ができない場合や、入門簿が無い、または入門簿はあるが入門情報が一部欠落している塾生が『淡窓日記』等で入門情報の確認ができた場合、その旨を記す。

表1 【第1期】文化11年(1814)2月29日(3月月旦評)～同13年(1816)7月28日(8月月旦評)

	月旦評名	入門名	旧国名	入門日	西暦	昇級	備考
1	善太郎 宏	佐野善太郎	豊後	文化5年8月16日	1808	文化11年2月29日 文化12年3月1日 文化12年10月26日	4級上 5級下 客席 宏に改名
2	海藏 寛卿	釋海藏	豊前	文化10年2月19日	1813	文化11年2月29日 文化11年9月27日 文化12年3月1日 文化13年2月27日	3級上 4級下 4級上 5級下 寛卿に改名
3	亘 俊太郎	秋好亘	豊後	文化4年8月1日	1807	文化11年2月29日 文化11年9月15日 文化12年3月1日 文化13年1月26日	3級上 4級下 4級上 客席 俊太郎に改名
4	崇旭	釋崇旭	豊後	文化10年12月9日	1813	文化11年2月29日 文化11年4月29日 文化11年7月1日 文化12年6月26日 文化13年1月26日	1級上 2級下 2級上 3級下 3級上
5	本三郎 勇 多聞	篠崎元三郎	豊後	文化10年5月16日	1813	文化11年2月29日 文化12年1月28日 文化12年9月29日	1級下 1級上 2級下 勇に改名 多聞に改名
6	亨 玄吾	楠原亨	豊前	文化11年2月8日	1814	文化11年2月29日 文化11年3月29日 文化11年6月1日 文化11年10月28日 文化12年3月28日 文化12年4月26日 文化13年5月27日 文化13年6月28日	入席 1級下 1級上 2級下 2級上 3級下 客席 除名 玄吾に改名
7	善市	松本善市	豊後	文化6年1月10日	1809	文化11年2月29日	入席
8	養甫	戸原陽甫	筑前	文化10年3月21日	1813	文化11年2月29日	除名
9	大解	大解	筑後	文化7年6月4日	1810	文化11年2月29日	除名
10	五郎左衛門	清澄五郎左衛門	豊前	文化10年2月29日	1813	文化11年2月29日	除名
11	物助	澄川物助	筑前	文化11年3月2日	1814	文化11年3月29日 文化11年10月28日	入席 除名
12	義山	釋義山	肥前	文化11年3月25日	1814	文化11年3月29日 文化11年6月1日 文化11年7月30日 文化12年3月28日	入席 1級下 1級上 除名
13	超海	釋超海	肥前	文化11年3月25日	1814	文化11年3月29日 文化12年3月28日	入席 除名
14	法城	釋法城	筑後	文化11年3月25日	1814	文化11年3月29日 文化12年4月26日	入席 除名
15	義燈 成憲	釋義燈	豊後	文化9年12月5日	1812	文化11年3月29日	除名 成憲に改名
16	慈徳	慈徳	豊後	文化7年3月9日	1810	文化11年3月29日	除名
17	大寂	—	—	—	—	文化11年3月29日	除名 ※1
18	養之助	板井養之助	豊後	文化10年4月17日	1813	文化11年3月29日	除名
19	三位	役三位	豊前	文化10年5月28日	1813	文化11年3月29日	除名
20	玄海	—	—	—	—	文化11年4月29日 文化11年6月1日 文化12年3月28日	2級上 客席 除名 ※2
21	潤二	荻野潤次	豊前	文化8年8月11日	1811	文化11年4月29日 文化12年5月27日	2級下 除名
22	俊介 俊助	鹿毛俊助	筑後	文化9年9月14日	1812	文化11年4月29日 文化11年9月27日 文化12年5月27日	2級下 2級上 除名
23	慈観	慈観	豊後	文化9年2月-日	1812	文化11年4月29日 文化12年3月1日 文化13年4月28日 文化13年6月28日	2級下 2級上 客席 2級上 故位の2級上に復する
24	茂	松田茂	豊後	文化9年4月5日	1812	文化11年4月29日 文化11年9月27日 文化12年11月28日	1級下 1級上 除名 ※3
25	三益 章助	渡辺三益	豊前	文化11年4月3日	1814	文化11年4月29日 文化11年7月1日 文化12年6月26日 文化12年9月29日	入席 1級下 1級上 2級下 章助に改名
26	重五郎	小山重五郎	豊後	文化11年4月9日	1814	文化11年4月29日 文化12年1月28日 文化13年3月27日	入席 1級下 除名

	月旦評名	入門名	旧国名	入門日	西暦	昇級	備考	
27	健推	長野健推	豊前	文化11年4月20日	1814	文化11年4月29日 文化11年7月30日 文化12年4月26日 文化12年7月27日 文化12年9月29日	入席 1級下 1級上 2級下 2級上	
28	策太郎 作太郎	手島策太郎	豊後	文化11年4月10日	1814	文化11年4月29日 文化12年4月26日	入席 除名	
29	胖	牛島胖	筑後	文化11年4月26日	1814	文化11年4月29日	入席	
30	大喜 瑞雲	釋大喜	豊後	文化10年2月25日	1813	文化11年4月29日 文化11年7月1日 文化12年7月27日 文化13年5月27日	除名 入席 1級下 除名	再入、瑞雲に改名
31	灌頂 觀潮	釋灌頂	豊後	文化10年2月25日	1813	文化11年4月29日 文化11年9月15日 文化11年11月28日	除名 入席 除名	再入
32	沱電	釋法電	豊後	文化10年9月5日	1813	文化11年4月29日	除名	
33	靈如	役靈如	豊前	文化10年5月27日	1813	文化11年4月29日	除名	
34	吞龍	釋吞龍	豊後	文化10年4月13日	1813	文化11年4月29日	除名	
35	玄伯 肩吾	荻野玄伯	豊前	文化8年8月11日	1811	文化11年6月1日 文化12年3月28日 文化13年7月28日	4級上 5級下 客席	肩吾に改名
36	瑞仙	上原瑞仙	筑後	文化10年3月13日	1813	文化11年6月1日 文化11年7月30日 文化11年12月27日	1級上 2級下 除名	
37	玄海	—	—	—	—	文化11年6月1日 文化12年1月28日 文化12年6月26日	1級上 2級下 2級上	※2
38	幸十郎	池尻幸十郎	筑後	文化6年5月4日	1809	文化11年6月1日 文化12年1月28日	客席 除名	
39	梅之助	草野梅之助	豊後	文化6年8月1日	1809	文化11年6月1日 文化11年9月27日	客席 除名	
40	百作 百策	足立百作	豊後	文化6年7月26日	1809	文化11年6月1日 文化11年11月28日 文化11年12月27日 文化12年5月27日 文化12年10月26日 文化13年3月27日	客席 2級上 3級下 3級上 客席 除名	客席から2級上に転じる
41	幸吉	井邊幸吉	肥前	文化10年4月18日	1813	文化11年6月1日	除名	
42	貞吉	末光貞吉	豊後	文化10年7月21日	1813	文化11年6月1日	除名	
43	秀太郎	棕野秀太郎	豊後	文化10年2月18日	1813	文化11年7月1日 文化12年1月28日 文化12年5月27日 文化13年2月27日	1級上 2級下 2級上 3級下	
44	秀五郎 琢磨	江藤秀五郎	筑後	文化10年閏11月10日	1813	文化11年7月1日 文化11年9月15日 文化11年11月28日 文化12年9月9日 文化13年1月26日	除名 入席 1級下 1級上 2級下	再入 琢磨に改名
45	司馬太	相良司馬太	豊後	文化9年4月15日	1812	文化11年7月30日 文化12年3月28日 文化13年2月27日	1級下 1級上 2級下	
46	義策	合谷義策	豊後	文化8年1月20日	1811	文化11年7月30日 文化13年2月27日	入席 除名	
47	政太郎	財津政太郎	豊後	文化8年1月22日	1811	文化11年7月30日 文化11年12月27日 文化12年5月27日	入席 1級下 除名	
48	圓鏡	圓鏡	豊後	文化11年7月18日	1814	文化11年7月30日 文化12年9月29日	入席 除名	
49	鼎	矢野鼎	豊後	文化11年7月22日	1814	文化11年7月30日 文化12年12月22日 文化13年3月27日	入席 1級下 1級上	
50	茂助	井上茂助	豊後	文化10年1月24日	1813	文化11年7月30日	除名	

	月旦評名	入門名	旧国名	入門日	西暦	昇級		備考
51	大響	釋大響	豊前	文化9年8月25日	1812	文化11年7月30日 文化12年3月1日 文化12年5月27日 文化13年5月27日	除名 入席 1級上 除名	再入 飛び級
52	堯臣	—	—	—	—	文化11年7月30日 文化11年9月15日 文化11年11月28日 文化11年12月27日	除名 入席 1級上 除名	※4 再入 飛び級
53	大椿	役之大椿	豊前	文化10年8月22日	1813	文化11年7月30日	除名	
54	隆策	日野隆作	豊後	文化10年4月17日	1813	文化11年7月30日	除名	
55	熊介	早川熊介	—	—	—	文化11年9月15日 文化12年3月1日	3級下 3級上	※5
56	植太郎	片山植太郎	豊後	文化8年8月8日	1811	文化11年9月15日 文化12年10月26日	1級上 2級下	完吾に改名
57	文伯	今井文伯	筑後	文化11年9月4日	1814	文化11年9月15日 文化11年9月27日 文化11年10月28日 文化12年3月1日	入席 1級下 1級上 除名	
58	月桂	月桂	豊後	文化5年-月-日	1808	文化11年9月15日 文化12年4月26日	入席 除名	
59	弥介	山崎弥助	—	文化11年6月26日	1814	文化11年9月15日 文化11年12月27日	入席 1級上	飛び級
60	惠照	釋惠照	豊前	文化9年9月4日	1812	文化11年9月15日 文化12年3月1日 文化12年3月28日 文化12年6月26日	入席 1級上 2級下 2級上	飛び級
61	左膳	川邨佐膳	豊後	文化11年8月5日	1814	文化11年9月15日 文化12年9月9日 文化12年9月29日	入席 除名 入席	再入
62	令助	諫山令介	筑後	文化11年8月24日	1814	文化11年9月15日 文化12年3月28日 文化12年10月26日 文化12年11月28日 文化13年2月27日	入席 1級下 1級上 2級下 2級上	
63	大月	大月	豊後	文化11年8月26日	1814	文化11年9月15日 文化12年3月28日	入席 除名	
64	周策	津留周策	筑後	文化11年9月4日	1814	文化11年9月27日 文化12年3月1日	入席 除名	
65	壮三郎	小柳莊三郎	筑後	文化11年9月16日	1814	文化11年9月27日 文化12年3月28日	入席 除名	
66	七三郎	壇七三郎	豊後	文化11年9月16日	1814	文化11年9月27日 文化12年11月28日 文化13年4月28日	入席 1級下 客席	
67	潤二	和田潤二	筑前	文化11年9月16日	1814	文化11年9月27日 文化12年3月28日 文化12年4月26日 文化12年5月27日 文化12年9月29日 文化12年10月26日	入席 1級下 1級上 2級下 2級上 3級下	
68	大策	—	—	—	—	文化11年10月28日 文化12年3月28日	1級下 除名	
69	亘	豊嶋亘	筑後	文化11年10月19日	1814	文化11年10月28日 文化12年3月1日 文化12年5月27日 文化12年11月28日 文化13年6月28日	入席 1級下 1級上 2級下 客席	
70	謙亭	吉井謙亭	豊後	文化11年10月7日	1814	文化11年10月28日 文化12年3月28日 文化12年4月26日 文化12年5月27日 文化13年4月28日	入席 除名 入席 1級下 除名	再入
71	説誠	説城	豊後	文化11年7月20日	1814	文化11年10月28日 文化13年5月27日 文化13年6月28日	入席 1級下 除名	
72	惠禅	惠禅	豊後	文化6年5月1日	1809	文化11年10月28日	除名	
73	木太郎	舛野木太郎	豊後	文化10年1月11日	1813	文化11年10月28日	除名	
74	大了	大了	豊後	文化7年4月11日	1810	文化12年1月28日 文化12年6月26日	入席 除名	

	月旦評名	入門名	旧国名	入門日	西暦	昇級	備考	
75	秀惠 琇惠	琇惠	豊前	文化7年8月14日	1810	文化12年1月28日 文化12年3月28日 文化12年5月27日 文化12年10月26日 文化13年4月28日	除名 入席 3級上 客席 除名	再入 飛び級
76	凌雲 協	原凌雲	筑前	文化9年2月20日	1812	文化12年3月1日 文化12年4月26日 文化12年5月27日 文化12年11月28日 文化13年5月27日	入席 3級下 3級上 4級下 4級上	協に改名 飛び級
77	竜現	釋龍現	筑後	文化10年5月9日	1813	文化12年3月1日	除名	
78	其順	池尻其順	筑後	文化12年3月16日	1815	文化12年3月28日 文化12年4月26日 文化13年1月26日	入席 1級下 除名	
79	勤吉	浅井勤吉	筑後	文化12年3月16日	1815	文化12年3月28日 文化12年6月26日 文化13年3月27日	入席 1級下 1級上	
80	伯栄	飯田伯栄	筑前	文化12年3月16日	1815	文化12年3月28日 文化12年9月29日 文化13年1月26日	入席 1級下 1級上	
81	覚明	覚明	肥後	文化11年12月20日	1814	文化12年3月28日	入席	
82	道順	平川道順		文化12年3月5日	1815	文化12年3月28日 文化12年9月9日	入席 除名	
83	竜天	釋竜天	筑後	文化10年12月15日	1813	文化12年4月26日	1級下	
84	雅亮	釋雅亮	豊後	文化12年4月8日	1815	文化12年4月26日 文化13年1月26日	入席 除名	
85	懐澄	釋懐澄	豊後	文化12年-月-日	1815	文化12年4月26日 文化12年5月27日 文化12年7月27日 文化13年1月26日	入席 1級下 1級上 除名	※6
86	杉亭	藤本杵亭	豊後	文化12年4月1日	1815	文化12年4月26日 文化12年10月26日 文化13年7月28日	入席 1級下 1級上	
87	大潤	釋大潤	豊後	文化12年4月8日	1815	文化12年4月26日 文化13年5月27日	入席 除名	
88	大山	釋大山	豊後	文化12年4月8日	1815	文化12年4月26日 文化13年5月27日	入席 除名	
89	竜雲	橋本龍雲	肥後	文化12年4月21日	1815	文化12年4月26日 文化12年6月26日 文化12年11月28日 文化13年3月27日 文化13年6月28日	入席 1級下 1級上 2級下 2級上	
90	大音	釋大音	豊後	文化12年4月8日	1815	文化12年4月26日 文化13年4月28日 文化13年7月28日	入席 除名 入席	再入
91	圓重	釋圓重	筑後	文化12年4月26日	1815	文化12年4月26日	入席	
92	法含	釋法含	筑後	文化12年4月26日	1815	文化12年4月26日 文化13年7月28日	入席 除名	
93	圓純	釋圓純	筑後	文化10年4月10日	1813	文化12年4月26日 文化13年5月27日	除名 1級下	再入後、1級下に加える
94	主計	三俣主計	豊後	文化12年5月8日	1815	文化12年5月27日 文化12年9月9日 文化13年2月27日	入席 1級下 1級上	
95	法巖	釋法巖	筑後	文化12年5月16日	1815	文化12年5月27日	入席	
96	連	郡司掛連	豊前	文化12年7月14日	1815	文化12年7月27日 文化13年5月27日	入席 除名	
97	知増	智増	肥後	文化11年11月2日	1814	文化12年7月27日 文化13年4月28日	入席 除名	
98	法鎧	釋法鎧	肥後	文化12年7月24日	1815	文化12年7月27日 文化13年3月27日	入席 除名	
99	海藏	中村海藏	豊後	文化12年8月18日	1815	文化12年9月9日	入席	
100	金八	諫山金八	豊後	文化12年9月12日	1815	文化12年9月29日	入席	※7

	月旦評名	入門名	旧国名	入門日	西暦	昇級		備考
101	遷喬	釋遷喬	長門	文化12年9月26日	1815	文化12年9月29日 文化13年3月27日	入席 除名	
102	尹	黒木尹	筑後	文化12年10月13日	1815	文化12年10月26日 文化13年4月28日	入席 除名	
103	法城	釋法城	豊後	文化12年10月7日	1815	文化12年10月26日	入席	
104	直太郎	古後直太郎	豊後	文化12年11月12日	1815	文化12年11月28日	入席	※8
105	謙吉	—	豊後	—	—	文化12年11月28日	入席	※9
106	連	矢田連	豊後	文化12年10月2日	1815	文化12年11月28日	入席	
107	和太郎	橋本和太郎	豊後	文化12年11月18日	1815	文化12年11月28日	入席	
108	一惠	釋一惠	筑後	文化12年12月9日	1815	文化12年12月22日 文化13年4月28日	入席 除名	
109	左仲	逸惠 小野左仲	筑後	文化12年12月9日	1815	文化12年12月22日 文化13年4月28日	入席 1級下	
110	弥六郎	井上弥六良	筑後	文化12年12月9日	1815	文化12年12月22日 文化13年1月26日 文化13年4月28日 文化13年5月27日	入席 1級下 1級上 2級下	
111	松吉郎	中村松吉郎	豊後	文化13年1月20日	1816	文化13年1月26日 文化13年5月27日 文化13年6月28日	入席 1級下 1級上	
112	歳作	諫山歳作	豊後	文化13年1月21日	1816	文化13年1月26日	入席	
113	増吉	諫山増吉	豊後	文化13年1月21日	1816	文化13年1月26日	入席	
114	大振	釋大振	豊後	文化10年8月27日	1813	文化13年1月26日 文化13年4月28日	除名 入席	再入
115	亨	山本亨	筑後	文化8年8月19日	1811	文化13年2月27日	1級上	入席後、故位(1級上)に復する
116	春桂	石橋春桂	筑後	文化13年2月2日	1816	文化13年2月27日	1級下	入席後、1級下に加える
117	岩尾	熊抱岩尾	筑後	文化13年2月6日	1816	文化13年2月27日 文化13年5月27日	1級下 1級上	入席後、1級下に加える
118	公胤	釋公胤	筑後	文化13年2月1日	1816	文化13年2月27日	入席	
119	大有	大有	豊前	文化13年2月13日	1816	文化13年2月27日	入席	
120	丹保	大塚丹保	伊勢	文化13年2月15日	1816	文化13年2月27日 文化13年5月27日	入席 除名	
121	増太	中嶋益多	豊後	文化13年3月4日	1816	文化13年3月27日 文化13年4月28日 文化13年5月27日 文化13年6月28日	1級下 1級上 2級下 2級上	入席後、1級下に加える
122	豪作	古田豪作	豊後	文化13年3月4日	1816	文化13年3月27日 文化13年4月28日 文化13年5月27日 文化13年6月28日 文化13年7月28日	1級下 1級上 2級下 2級上 除名	入席後、1級下に加える 同年7月9日に亡くなったため除名
123	節山	厨節山	筑後	文化13年3月12日	1816	文化13年3月27日 文化13年4月28日 文化13年5月27日 文化13年6月28日	入席 1級下 1級上 2級下	
124	直	佐藤直	筑後	文化13年3月23日	1816	文化13年3月27日	入席	
125	東海	釋東海	筑後	文化13年4月4日	1816	文化13年4月28日	入席	
126	大惠	釋大惠	筑後	文化13年4月4日	1816	文化13年4月28日	入席	
127	助作	玉井助作	豊後	文化13年4月26日	1816	文化13年4月28日	入席	
128	真成	真成	—	文化13年4月14日	1816	文化13年4月28日	入席	※10
129	蘭溪	—	—	—	—	文化13年4月28日	入席	
130	元長	末松元長	豊前	文化13年5月14日	1816	文化13年5月27日	入席	
131	丹治	長主丹治	豊前	文化13年5月1日	1816	文化13年5月27日 文化13年6月28日	入席 1級下	
132	此江	梅原此江	豊後	文化13年4月13日	1816	文化13年5月27日	入席	
133	元亨	田淵元亨	豊前	文化13年5月15日	1816	文化13年5月27日 文化13年7月28日	入席 1級下	
134	圓快	釋圓快	筑後	文化13年4月29日	1816	文化13年5月27日	入席	
135	屯	塩山屯	肥後	文化13年6月22日	1816	文化13年6月28日	入席	

表2 【第1期】月旦評 備考一覧

※	名前	備考
1	大寂	同時期に正観寺(大分県由布市)大寂(文化7年(1810)6月15日入門)と、西玄寺(大分県日田市)大寂(文化8年(1811)2月3日入門)の2名が在塾している可能性があるため、特定不可。
2	玄海	同時期に常福密院(福岡県北九州市)玄海(文化9年(1812)10月12日入門)と、長善寺(大分県日田市)玄海(文化10年(1813)1月9日入門)の2名が在塾している可能性があるため、特定不可。
3	茂	『淡窓日記』の文化12年(1815)11月28日の記述に「岡茂除名」とある。岡茂については、文化11年(1814)3月23日に『淡窓日記』で「岡茂」と記された人物が、同日の『懐旧楼筆記』では「松田茂」と記されている。よって松田茂(文化9年(1812)4月5日入門)が岡茂となり、除名した。
4	堯臣	堯臣の入門簿は不明だが、『淡窓日記』の文化12年(1815)9月8日に「佐藤堯臣自秋月帰寧」と記されているため、苗字は佐藤と思われる。
5	熊介	入門簿不明。『淡窓日記』の文化13年(1816)12月12日に「早川六郎來別。六郎初称熊介。」とあり、熊介から六郎に改名している。『懐旧楼筆記』によると、熊介は三河口の元占筆頭早川兵内の第三子である。
6	懐澄	『淡窓日記』の文化12年(1815)4月4日の記述に「佐伯僧懐澄來見」とあることから、懐澄の入門日は文化12年4月4日頃と思われる。
7	金八	金八の入門簿には入門日について「文化12年」のみ記されている。『淡窓日記』の文化12年(1815)9月12日の記述に「諫山金八入門」とあることから、金八の入門日は文化12年9月12日である。
8	直太郎	直太郎の入門簿には入門日について「文化12年」のみ記されている。『淡窓日記』の文化12年(1815)11月12日の記述に「古後直太郎入門」とあることから、直太郎の入門日は文化12年11月12日である。
9	謙吉	咸宜園の2代目塾主廣瀬旭莊である。入門簿は不明だが、『懐旧楼筆記』の文政6年(1823)2月13日に「十歳比ヨリ。余ニ従ツテ業ヲ受ク。」とあることから、文化12年(1815)には淡窓の下で学んでいた。
10	眞成	入門簿不明。『淡窓日記』の文化13年(1816)4月14日に「山國僧眞成入門」と記されている。

大分県の寺子屋における「学科」の推移

— 『日本教育史資料(九)』より —

はじめに

渡辺 みか

寺子屋とは、近世日本において、庶民の子どもたちに初歩的な読み書きやそろばん等を教えた民間の教育施設である。大分県の寺子屋において開講された学科はどのように推移したのか。先行研究では、石川謙が昭和四七(一九七二)年に刊行した著書『日本庶民教育史』において、全国を対象とした総括的な研究成果を示している¹⁾。石川は、『日本教育史資料』の調査年代を基準とし、教科目²⁾の沿革を調査した。その成果として、江戸時代初期の寺子屋は読み書きを主とした単純な寺子屋が存立していたことや、享保年間(一七一六〜一七三五)になると、新たに多数科併設の寺子屋が勃興してきたことを明らかにした。さらに、この傾向から民衆の文化的要求が漸く多面的になったこと、寺子屋が庶民の初等教育機関である資格を具備したことを指摘している。また、地方別に基づく教科目の変異について、近畿、関東、四国は算術科中心の寺子屋が優勢で、奥羽、中部、中国、九州は読書、習字だけを教えたものが七・八割を占めていることを明らかにしている。

本稿では、寺子屋の開校数ではなく、各学科(講義)が開かれた数字として、「開講数」を主軸として、執筆を行うものとする。調査対象は『日本教育史資料(九)』に掲載された大分県の寺子屋とし、学科について開塾年を基準としたグラフを作成及び分析することで、その推移を明らかにしたい。

『日本教育史資料』の概要と留意点

『日本教育史資料』は、明治一六(一八八三)年に近代の学校制度導入前における私塾や寺子屋等の教育施設に関する資料を当時の文部省が編纂したものである。資料の収集は、全国から旧藩主家に及び、網羅的に実施されている。編纂された資料は九つに分冊され、明治二三(一八九〇)年から二五(一八九二)年にかけて順次刊行された。本稿で基礎資料とした「寺子屋一覧表」は、第八巻・第九巻に「私塾一覧表」と併せて別別に掲載され、大分

県の寺子屋は第九巻に収録されている。

本資料は、日本の教育史において貴重な資料であるが、扱う際には留意すべき点が大きく三つある。一つ目は、収録されていない地域があることである。収録されていない地域は、岩手県、茨城県、埼玉県、奈良県、香川県、愛媛県、沖縄県の七県である。なお、北海道は「函館県」の記録が掲載されている。二つ目は、未掲載の寺子屋が多くあることである。一つ目の未収録の地域の他にも報告や調査に漏れた寺子屋が多くあり、このことは筆小塚³⁾等の先行研究において指摘されている。三つ目は、寺子屋と私塾の線引きの問題である。寺子屋は主に子どもが読み書きを習う初等教育機関であり、「手習い塾」とも呼ばれる。一方、私塾は「学問塾」とも呼ばれることから、漢学・国学・洋学・医学など、寺子屋よりも専門的な学問を扱う教育機関であることが知られている。しかし、その線引きを明確にすることは難しい。「往来物」と呼ばれる学科書はあっても、その数は七千種を超えと言われる。さらに個人が開いた寺子屋や私塾においては、師匠や塾主によって独自の教材を用いたことや、それにより提供された教育レベルの幅が異なることが考えられる。また、一つの教育施設で寺子屋と私塾の両面的な学びを実施していた場合は尚のこと線引きの問題が残る。

大分県の寺子屋における「学科」の開講数

『日本教育史資料』において、大分県の寺子屋は四八二件掲載されており、学科は「習字、読書、算術、諸礼、術算、素読、漢学、裁縫、礼式、俳歌、詩作、作文、俳道、謡曲、小謡」の一五学科に分類されている。各学科の開講数は【図表1】のとおりである。単学科で最も多く学ばれたのは、「習字」であり、次いで「読書」、「算術」と続く。その次に「諸礼」となるが、三番

【図表1】学科別開講数
調査対象：大分県の寺子屋482件

学科	開講数
1 習字	460
2 読書	258
3 算術	155
4 諸礼	10
5 術算	6
6 素読	5
7 漢学	3
8 裁縫	2
9 礼式	1
10 俳歌	1
11 詩作	1
12 作文	1
13 俳道	1
14 謡曲	1
15 小謡	1

目に多く開講された「算術」と比較しても、その差は大きく「算術」の一〇パーセントにも届かない。このことは、「読み、書き、そろばん」の能力が当時の社会において、日常生活の基礎能力として恒常的に需要が高かったこと、「諸礼」やその他の文化的な学科は地域や年代など限定的な需要であったことを示している。当時、寺子屋が多く開業された江戸時代は町民らを中心とした社会が発展した。商人が帳簿を付けたり、商いに関する記録や書簡を書いたりするのは勿論のこと、農民らも高札や門張り^④を読むなど、日常生活を送る上で読み書きや算術を習得する必要性や利便性の高さがあった。

さらに、寺子屋での「習字」は、ただ単に文字の習得という意味合いだけに留まらなかつたようである。詳しくは、石川松太郎が昭和五三（一九七八）年に刊行した著書『藩校と寺子屋』において、「習字の教育的意義」^⑤と題して記している。以下、要約する。「字を上手に書く、器用にしたためるという意義だけでは留まらず、「手習う」ことを通して「ものを読む」ことを教えた。「手習い読む」ことによつて、その文字や文章の意味を理解させようとした。硯の扱い方、筆の処理の仕方、墨の擦り方、書くときの姿勢、師匠や兄弟子に指導してもらふときの態度、そのほか、こまごまとした礼儀作法が教えこまれた。つまり、師匠は「習字」という学習作業を通して、生活百般にわたる道徳的な躰けをも実施していたのである。このように「習字」には庶民における礼儀作法としての学科的側面が備えられていた。このことは寺子屋において「習字」が最も多い開講数に繋がった要因であると考えられる。

推移を見るにあたって〈凡例〉

学科の推移を見るにあたって、「**【図表2】** 学科開講数の推移」と「**【図表3】** 寺子屋一軒における設置学科数の推移」、二つのグラフを作成した。開塾年を基準としたグラフを作成するため、対象は『日本教育史資料』に掲載された四八二件の大分県の寺子屋の内、「**【図表2】**」については開塾年が判明する【二〇八件】の寺子屋を対象とし、「**【図表3】**」については開塾年と設置学科数が判明する【二〇五件】の寺子屋を対象とした。さらに、推移の区切りとしては、元号で区切ると期間の長短による影響を受けるため、一〇年ごとに

区切った。なお、「一五八〇年～一六四九年」の七〇年間と「一六九〇年～一七三九年」の五〇年間については開講数がゼロであったため、まとめて記載した。また、『日本教育史資料』の「寺子屋一覽表」の開閉塾年の項に「年間」や「初頭」と記載のものは元年とし、「末年」と記されたものは元号の末の年として数えた。

【図表2】においては、一五の学科について「①読書・素読・漢学 ②習字 ③算術・術算」と、寺子屋の基本学科とされる「①読み ②書き ③そろばん」に則した三つのカテゴリーに分類し、開講数がわずかであった「諸礼・俳歌・裁縫」はグラフ外として表中に記載した。なお、「礼式・詩作・作文・俳道・謡曲・小謡」の六学科は開塾年が記載されていなかったため除いた。

【図表3】においては、寺子屋一軒における設置学科数について、「①一学科、②二学科、③三学科」の三項目に分類した。また、四学科開講した寺子屋が一軒在ったため、グラフ外として表中に掲載した。以上を踏まえて、次項より明らかにになった点を記す。

学科開講数の推移（**【図表2】** 参照）

①読書・素読・漢学 ②習字 ③算術・術算、三つのカテゴリーの開講数を全体的に見ると、一五七〇～一七七九年の間は多くても四講ほどの開講数であり、推移の変化は少ない。しかし、一七八〇～一七八九年に入ると開講数は大きく増え、ほぼ右肩上がりに増える。一八三〇～一八三九年にはピークを迎え、大分県の寺子屋の最盛期となる。その後は段階的に減少していくものの一八五〇年～一八五九年までは高い水準を保っている。次に各カテゴリーの推移を見ていく。

まず、「①読書・素読・漢学」の推移である。「読み」に関連するこれらの学科は、一五七〇～一七七九年までは一～四講程度の開講数であり、推移の変化は少ない。一七八〇年～一七八九年に入ると、開講数は前一〇年の一〇倍にまで増え、一七九九年までは、「習字」と同じような推移で増減している。一八〇〇年～一八〇九年からは「習字」の開講数と差ができ始め、一八一〇～一八一九年には「習字」の三分の一程度の開講数となった。その後も差が埋まることはなく、最も開講数が増えた一八三〇～一八三九年にも

二倍以上の差が生じている。また、一八五九年にかけては、その他の学科は増減があるのに対して、推移の変化が少ないという特徴が見られ、一八六〇～一八六九年には最盛期の半分以下の開講数となった。

次に、「②習字」の推移である。「書き」に関連する学科の開講数は、一五七〇～一七九九年までは「読み」に関連する学科と同じような推移である。一八〇〇～一八〇九年に入ると、その他の学科を上回るようになる。全年代を通して、「習字」の開講数がその他の学科を下回ることとはなく、大分県の寺子屋の主要学科であることを示している。最も開講数が増えた一八三〇～一八三九年以降は、段階的に開講数が減少する。

最後に、「③算術・術算」の推移である。「そろばん」に関連する学科の開講数は、一五七〇～一八二九年までは一六講程度の開講数であり推移の変化は少ない。最も多く開講数が増加したのは、一八三〇～一八三九年である。開講数は前の年代の二倍以上に増え、需要の高まりを示している。一八四〇～一八四九年には一度減少するものの、一八五〇～一八五九年には再び増加している。

寺子屋一軒における設置学科数の推移 (【図表3】参照)

大分県の寺子屋一軒における設置学科数は、一学科が五九軒、二学科が九七軒、三学科が四八軒、四学科が一軒であった。全年代を通しては、二学科設置する寺子屋が最も多く、一、三、四学科と続く。次に各設置学科数の推移を見ていく。

一学科を設置する寺子屋は一七八〇～一七八九年に登場し、一八〇〇～一八〇九年に少し増加する。一八一〇～一八二九年は一学科の寺子屋が他の設置学科数の寺子屋を上回るようになるが、最盛期である一八三〇～一八三九年には二番手となり、以降二番手または三番手となる。

二学科を設置する寺子屋は一六五〇～一六五九年に登場し、一八二〇～一八二九年までは一〇軒以下の増減で推移していく。推移に変化が見られるのは、一八三〇～一八三九年のことである。この時期からは二学科設置の寺子屋が最も多くなり、以降その傾向が続く。また、一、三学科設置の寺子屋は前一〇年から二倍程度の増加であるのに対し、二学科設置する寺子屋

は五倍以上も増加しているという特徴が見られる。

三学科を設置する寺子屋は一五七〇～一五七九年に登場し、一六六〇～一六六九年に四軒と、比較的早い時期から見られる。全年代を通して、一〇軒以下の増減で推移していく。また、最盛期である一八三〇～一八三九年にも、他の設置学科数の寺子屋は過去最多の数であるのに対し、三学科設置する寺子屋は、前の年代からは二倍となったものの、最多となったのは、一八五〇～一八五九年のことである。このことから、三学科設置する寺子屋は、寺子屋の隆盛による影響をあまり受けていないことが見受けられる。

四学科を設置する寺子屋は、今回の調査対象では一軒のみであり、その推移を追うことはできないが、登場したのは一八〇〇～一八〇九年である。

おわりに

本稿は、『日本教育史資料(九)』に掲載されている「寺子屋一覧表」に基づき、大分県の寺子屋で開講された学科を開塾年でグラフ化することで、開講数と設置学科数の推移を明らかにした。しかし、推移に変化をもたらした背景を追うことはできていない。今後は、『日本教育史資料(九)』未収録の寺子屋について情報収集を行い、「学科」以外の視点からも当時の寺子屋や私塾等の庶民教育の実態を明らかにしたい。

註

- (1) 第四編第五章「寺子屋の学科の発達に関する研究」(三〇五～三二五頁)
- (2) 石川は著書において、「教科目」と記しているが、本稿では『日本教育史資料』の「寺子屋一覽表」の項目に基づき、「学科」と記載する。
- (3) 川崎喜久男氏は著書『筆小塚研究』で、房総半島の寺子屋について、筆小塚を中心とした悉皆調査を実施した成果を報告し、それを踏まえて『日本教育史資料』の問題点を挙げている。例として、天羽郡の寺子屋は、幕末から明治初期の寺子屋師匠のみの列挙であることや、郡中央部の寺子屋が取り上げられていないことを指摘している。
- (4) 免状が下付された際に、庄屋がその年の免を村民に周知徹底させるため、門前に提示したもの。(『江戸時代の村方文書―村の生活と文書―』より)
- (5) 「習字の教育的意義」「教材・学科書と学習過程」「藩校と寺子屋」(二一〇～二二一頁)

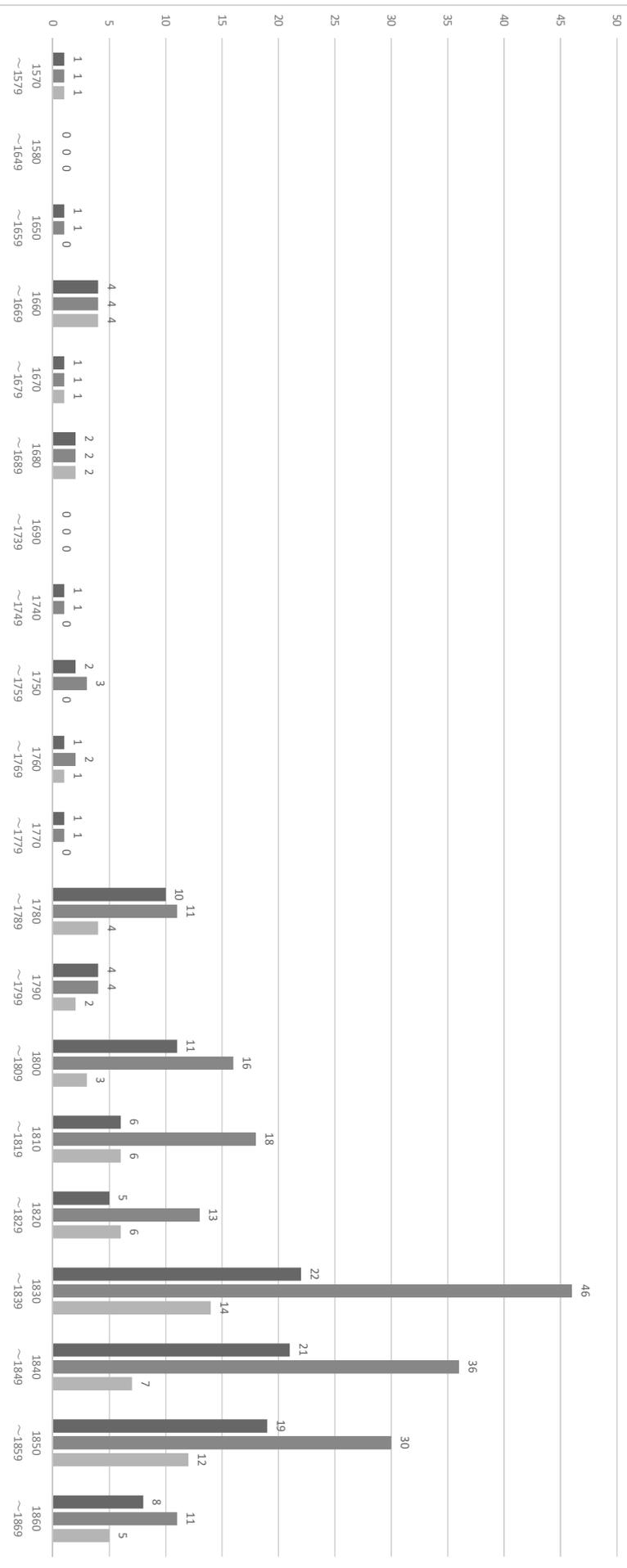
【参考文献】(発行年順)

- 石川謙『教育の名著10 日本庶民教育史』(一九七二、玉川大学出版部)
- 石川松太郎『藩校と寺子屋』(一九七八、教育社)
- 鹿毛基生『大分県教育史』(一九八四、思文閣)
- 川崎喜久男『筆小塚研究』(一九九二、多賀出版)
- 『江戸時代の村方文書―村の生活と文書―』(一九九三、広島県立文書館)
- 『学びの発見・寺子屋・私塾・郷校』(二〇〇七、広島県立博物館編)
- 「第三章 類似資産との比較研究」『廣瀬淡窓と咸宜園 近世日本の教育遺産として』(二〇一三、日田市教育委員会)
- 辻本雅史『江戸の学びと思想家たち』(二〇二一、岩波書店)

【図表2】学科開講数の推移

調査対象：開塾年が判明している大分県の寺子屋208件

■ 読書・素読・漢学 ■ 習字 ■ 算術・術算



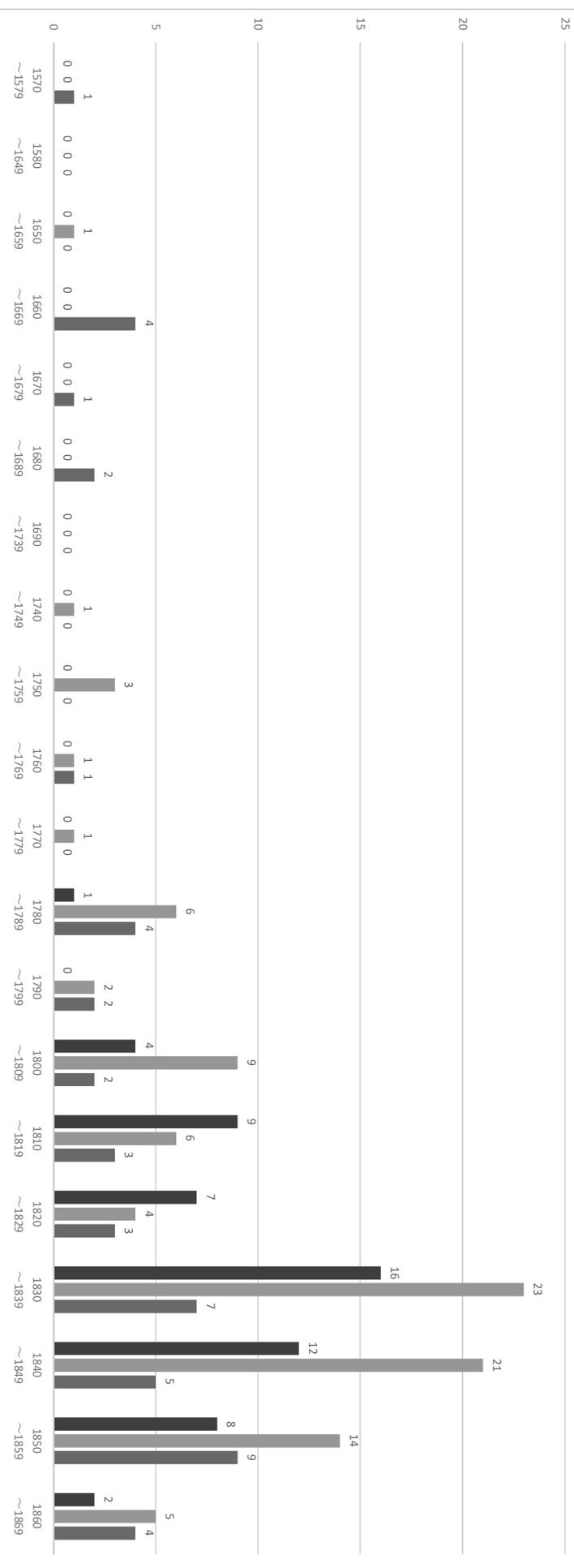
開塾年	読書・素読・漢学	習字	算術・術算
1570	1	1	1
1579	0	0	0
1580	0	0	0
1589	1	1	0
1590	4	4	4
1599	1	1	1
1600	1	1	1
1609	0	0	0
1610	1	1	0
1619	2	2	2
1620	0	0	0
1629	1	1	1
1630	1	1	0
1639	2	3	0
1640	1	2	1
1649	10	11	4
1650	4	4	4
1659	11	16	3
1660	6	6	6
1669	6	6	6
1670	5	13	6
1679	22	22	14
1680	36	21	7
1689	19	19	7
1690	30	12	8
1699	8	11	5
1700	11	11	5
1709	11	11	5
1719	11	11	5
1729	11	11	5
1739	11	11	5
1749	11	11	5
1759	11	11	5
1769	11	11	5
1779	11	11	5
1789	11	11	5
1799	11	11	5
1809	11	11	5
1819	11	11	5
1829	11	11	5
1839	11	11	5
1849	11	11	5
1859	11	11	5
1869	11	11	5
全年代	120	201	68

(グラフ外)

開塾年	諸札	伴歌	裁縫
1570	0	0	0
1579	0	0	0
1580	0	0	0
1589	0	0	0
1590	0	0	0
1599	0	0	0
1600	0	0	0
1609	0	0	0
1610	0	0	0
1619	0	0	0
1620	0	0	0
1629	0	0	0
1630	0	0	0
1639	0	0	0
1640	0	0	0
1649	0	0	0
1650	0	0	0
1659	0	0	0
1660	0	0	0
1669	0	0	0
1670	0	0	0
1679	0	0	0
1680	0	0	0
1689	0	0	0
1690	0	0	0
1699	0	0	0
1700	0	0	0
1709	0	0	0
1719	0	0	0
1729	0	0	0
1739	0	0	0
1749	0	0	0
1759	0	0	0
1769	0	0	0
1779	0	0	0
1789	0	0	0
1799	0	0	0
1809	0	0	0
1819	0	0	0
1829	0	0	0
1839	0	0	0
1849	0	0	0
1859	0	0	0
1869	0	0	0
全年代	0	0	2

【図表3】寺子屋 軒における設置学科数の推移
調査対象：開塾年と設置学科数が判明している大分県の寺子屋205件

■ 1学科 ■ 2学科 ■ 3学科



	1570 ~1579	1580 ~1649	1650 ~1659	1660 ~1669	1670 ~1679	1680 ~1689	1690 ~1739	1740 ~1749	1750 ~1759	1760 ~1769	1770 ~1779	1780 ~1789	1790 ~1799	1800 ~1809	1810 ~1819	1820 ~1829	1830 ~1839	1840 ~1849	1850 ~1859	1860 ~1869	年代 学科合計
1学科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	9	7	16	12	8	2	59
2学科	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	6	2	9	6	4	23	21	14	5	97
3学科	1	0	0	4	1	2	0	0	0	1	0	4	2	2	3	3	7	5	9	4	48

(グラフ外)

4学科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

大分県の寺子屋一覧表 (『日本教育史資料 (九)』より)

大分県の寺子屋一覧表 (『日本教育史資料 (九)』より)

通し番号	都道府県	郡区	旧藩(領)	所在地	塾名	読書	算術	習字	礼式	俳歌	詩作	作文	俳道	漢学	裁縫	諸礼	素読	格算	謡曲	小謡	開塾(元号)	開塾(年)	開塾(西暦)	開塾(元号)	開塾(年)	開塾(西暦)	男教師	女教師	身分	設立・経営者(習字師氏名)	男生徒	女生徒	調査年代(元号)	調査年代(年)	調査年代(西暦)
1	大分	西国東郡	延岡	横内村	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	堀本善造	27	27	1859		
2	大分	西国東郡	延岡	白野村	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	堀本善造	25	25	1855			
3	大分	西国東郡	延岡	領崎村	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	渡邊(渡辺)真澄(真澄)	47	47	1851			
4	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	山田忠隆	40	5	1839			
5	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	山田忠隆	37	11	1819			
6	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	山田忠隆	48	8	1819			
7	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	山田忠隆	37	3	1819			
8	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	山田忠隆	25	-	1869			
9	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	伊藤利平	11	-	1854			
10	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	小畑八左衛門(八左衛門)	25	4	1858			
11	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	兒島十郎	37	3	1869			
12	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	山澤増蔵(増蔵)	67	11	1871			
13	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	野中了観(了観)	27	5	1870			
14	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	大畑榮米(栄米)	15	3	1868			
15	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	河野三郎治	30	10	1871			
16	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	永松金蔵	25	5	1871			
17	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	河野治郎右衛門(治郎右衛門)	50	20	1871			
18	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	上谷直重老	30	10	1871			
19	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	白谷三蔵(三蔵)	28	3	1871			
20	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	永田徳山	49	3	1871			
21	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	山田徳山	16	2	1871			
22	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	葛田(葛田)賢光	22	6	1871			
23	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	安部又吉	52	11	1871			
24	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	安部又吉	17	2	1872			
25	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	田邊(田辺)泰蔵(泰蔵)	50	8	1865			
26	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	河野泰蔵(泰蔵)	20	5	1869			
27	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	渡多九郎右衛門(九郎右衛門)	40	8	1866			
28	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	片多忠平	80	22	1840			
29	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	大波多新十郎	45	9	1870			
30	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	重藤小八郎	40	5	1871			
31	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	重藤信一郎	30	5	1839			
32	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	嵐年重道(重道)	20	5	1871			
33	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	松竹門大	20	5	1871			
34	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	龍守大雪	50	5	1861			
35	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	野上多賀夫	40	5	1871			
36	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	桑原本吉	50	5	1863			
37	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	近藤七左衛門(七左衛門)	30	3	1808			
38	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	桑原金米	32	5	1871			
39	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	安部平左衛門(平左衛門)	20	5	1839			
40	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	大島淳八郎	64	16	1871			
41	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	清原(清原)永八郎	68	17	1871			
42	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	大畑順考	53	-	慶応(明治)	9(6)	1873	
43	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	野村隼人	71	2	天保	9	1838	
44	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	百原秀造	23	12	天保	8	1837	
45	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	野村幸右衛門(幸右衛門)	185	7	天保	5	1834	
46	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	國田南運	15	-	明治	4	1871	
47	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	藤島吉行	15	-	明治	4	1871	
47	大分	西国東郡	延岡	築林寺	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	里正	重光順造(順造)	25	-	明治	4	1871	

通し 番号	郡道 番号	郡・区	旧管 村(町)	所在地	聖名	読書 簿	算術	習字	礼式	俳歌	詩作	作文	佛道	漢 字	裁 縫	諸 礼	素 読	術 算	謡 曲	小 説	開塾 (元号)	開塾 (年)	開塾 (西暦)	開塾 (元号)	開塾 (年)	開塾 (西暦)	男 教師	女 教師	身分	設立・経営者 (習字師氏名)	男 生徒	女 生徒	開塾年代 (元号)	開塾年代 (年)	開塾年代 (西暦)
48	大分	西国東郡	梓葉	釜口村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文久(慶応)	7(3)	1867	元治	1	1864	1	-	重正 樋田玄應	37	1	元治	1	1864	
49	大分	西国東郡	梓葉	俣見村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	弘化	2	1845	文久	3	1863	1	-	僧 久保朝海	5	-	文久	3	1863	
50	大分	西国東郡	梓葉	俣見村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	僧 久保正隆	13	-	弘化	1	1844		
51	大分	西国東郡	梓葉	俣見村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	僧 久保正隆	14	-	文久	12	1829		
52	大分	西国東郡	梓葉	下野多方 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	天保	4	1833	明治	2	1869	1	-	重正 大塚權六(權六)	9	-	明治	2	1869
53	大分	西国東郡	梓葉	波多方村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	天保	13	1842	明治	4	1871	1	-	重正 馬場伊平	32	-	明治	4	1871
54	大分	西国東郡	梓葉	波多方村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文政	1	1818	天保	3	1832	1	-	重正 馬場伊左衛門(伊左衛門)	55	-	天保	3	1832
55	大分	西国東郡	梓葉	俣見村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	天保	10	1839	慶応	1	1865	1	-	医 重光胤	30	-	慶応	1	1865
56	大分	西国東郡	梓葉	白木原村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	天保	1	1830	明治	4	1871	1	-	重正 重光進六	40	-	明治	4	1871
57	大分	西国東郡	梓葉	俣見村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	嘉永	6	1853	明治	4	1871	1	-	重正 長谷達半三	11	-	明治	4	1871
58	大分	西国東郡	梓葉	相原村	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	嘉永	3	1850	明治	5	1872	1	-	平民 吉田達士	64	1	明治	4	1871
59	大分	西国東郡	梓葉	相原村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文政	10	1827	文久	1	1861	1	-	重正 吉田傳兵衛(伝兵衛)	25	5	安政年間	1~6	1854~ 1859
60	大分	西国東郡	梓葉	藤村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文政	7	1824	慶応	1	1865	1	-	重正 柏木正平	35	-	慶応年間	1~3	1865~ 1867
61	大分	西国東郡	梓葉	池部村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	天保	10	1839	明治	3	1870	1	-	重正 財前村太	38	-	明治	1	1868
62	大分	西国東郡	梓葉	蕪村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	平民 永松柳左衛門(柳左衛門)	70	-	文政	2	1819		
63	大分	西国東郡	梓葉	上野村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	重正 渡部源治兵衛(源治兵衛)	30	-	弘化	1	1844		
64	大分	西国東郡	梓葉	長吉原村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	天明	4	1784	明治	5	1872	1	-	医 佐藤文貞	120	15	明治	1	1868
65	大分	西国東郡	梓葉	大刀村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	延享	1	1744	天保	13	1842	1	-	僧 大畑誠身(誠身)	20	5	天保	13	1842
66	大分	西国東郡	梓葉	松行村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	寛文	1	1661	明治	4	1871	1	-	重正 桑原五人郎	20	5	明治	4	1868
67	大分	西国東郡	梓葉	梁地村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	寛政	1	1789	明治	2	1869	1	-	重正 桑原新八	20	4	明治	1	1868
68	大分	西国東郡	梓葉	大刀村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	天保	1	1830	慶応	2	1865	1	-	重正 荒海重人(重人)	20	4	慶応	2	1865
69	大分	西国東郡	梓葉	荒尾村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	天明	2	1752	明治	2	1869	1	-	僧 渡邊忍能	25	-	明治	1	1868
70	大分	西国東郡	梓葉	長吉原村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	安政	7	1860	明治	4	1871	1	-	重正 山口尺八郎	20	5	明治	1	1868
71	大分	西国東郡	梓葉	荒尾村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	貞享	2	1685	明治	4	1871	1	-	重正 北崎佐左衛門(佐左衛門)	30	5	安政年間	1~6	1854~ 1859
72	大分	西国東郡	梓葉	佐古村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	医 渡邊(渡辺)玄仲	68	12	文化年間	1~14	1804~ 1817		
73	大分	西国東郡	梓葉	真村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	僧 靈山寺賢應(賢応)	90	30	文化年間	1~14	1804~ 1817		
74	大分	西国東郡	梓葉	見目村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文政	3	1820	元治	1	1864	1	-	重正 松成四郎兼(四郎兼)	40	-	元治	1	1864
75	大分	西国東郡	梓葉	見目村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文化	9	1812	慶応(明治)	4(1)	1868	1	-	僧 堂山天庵	10	7	明治	2	1869
76	大分	西国東郡	梓葉	見目村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	僧 舟五郎淳淳	40	-	慶応(明治)	4(1)	1868		
77	大分	西国東郡	梓葉	見目村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	医 末延善太郎	7	3	明治	1	1868		
78	大分	西国東郡	梓葉	香々地村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	重正 江本佐左衛門(佐左衛門)	20	10	享和	1	1801		
79	大分	西国東郡	梓葉	香々地村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	商 堤勘三郎	30	10	明治	2	1869		
80	大分	西国東郡	梓葉	香々地村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	重正 瀧三郎右衛門(三郎右衛門)	20	10	慶応	1	1865		
81	大分	西国東郡	梓葉	高田村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	組頭 役 是永義郎	13	8	明治	1	1868		
82	大分	西国東郡	梓葉	高田村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文政	1	1818	文久	2	1862	1	-	医 金谷立庵	271	75	文久	1	1861
83	大分	西国東郡	梓葉	芝崎村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	安永	9	1780	天保	11	1840	1	-	医 通實(通実)馬順	50	-	天保	11	1840
84	大分	西国東郡	梓葉	高田村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	嘉永	5	1852	慶応(明治)	4(1)	1868	1	-	医 山田玄雄	30	18	慶応年間	1~3	1865~ 1867
85	大分	西国東郡	梓葉	高田村	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	神官 安綱教人	100	20	文化	10	1813		
86	大分	西国東郡	梓葉	小野村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	天保年間	1~14	1830~ 1843	明治	1	1868	1	-	重正 財前木十郎	16	-	明治	1	1868
87	大分	西国東郡	梓葉	下香掛村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	天保年間	1~14	1830~ 1843	明治	1	1868	1	-	重正 田原半石	16	4	明治	1	1868
88	大分	西国東郡	梓葉	森村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文政	2	1819	文久	2	1862	1	-	重正 橋本甚六	30	5	文久	1	1861
89	大分	西国東郡	梓葉	小田原村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	天保	1	1830	明治	5	1872	1	-	重正 橋本甚内	30	3	明治	4	1871
90	大分	西国東郡	梓葉	佐野村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	重正 安楽丸津	12	3	明治	4	1871		
91	大分	西国東郡	梓葉	芝崎村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文化年間	1~14	1804~ 1817	明治	初	1868	1	-	僧 備宣明	90	-	安政年間	1~6	1854~ 1859
92	大分	西国東郡	梓葉	池ノ内村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	安政	2	1855	明治	5	1872	1	-	僧 安楽丸津(黙念)	30	-	明治	4	1871
93	大分	西国東郡	梓葉	治部家村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	僧 徳丸貞次郎	20	-	明治	3	1870		
94	大分	西国東郡	梓葉	治部家村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	僧 旭垣要	30	-	明治	3	1870		
95	大分	西国東郡	梓葉	興寺村 (字香)	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	村正 吉武謙	110	15	安政年間	1~6	1854~ 1859		
96	大分	西国東郡	梓葉	原村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	庄屋 森源兵衛(源兵衛)	35	15	万延	1	1860		
97	大分	西国東郡	梓葉	赤松村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	僧 安部亮瑞	21	6	文久	2	1862		
98	大分	西国東郡	梓葉	横手村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	僧 河野善海	27	21	文久	2	1862		

通し 番号	都道府 県	郡・区 (旧)	日誌 備考	所在地	堂名	読書	算術	習字	礼式	俳歌	詩作	作文	俳道	漢 字	裁 縫	諸 礼	素 読	術 算	謡 曲	小 話	開塾 (元号)	開塾 (年)	開塾 (西暦)	閉塾 (元号)	閉塾 (年)	閉塾 (西暦)	男 教師	女 教師	身分	設立・経営者 (習字師氏名)	男 生徒	女 生徒	調査年代 (元号)	調査年代 (年)	調査年代 (西暦)
142	大分	速見郡	日出	日出村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	安政	4	1857	明治	5	1872	1	-	士	馬淵和歌浦次	1	15	安政	6	1859
143	大分	速見郡	日出	日出村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	安政	4	1857	明治	5	1872	1	-	士	須藤權治(備治)	20	5	明治	2	1859
144	大分	速見郡	日出	日出村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文化年間	1~4	1804~	天保	2	1831	1	-	士	石井伊左衛門(伊左衛門)	40	20	文政	12	1829
145	大分	速見郡	日出	日出村	大觀(大 觀)堂	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	嘉永(安政)	7(1)	1854	明治	5	1872	1	-	士	麻生右衛門(伴右衛門)	25	15	明治	5	1872
146	大分	速見郡	日出	日出村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文化年間	1~14	1804~	天保	3	1832	1	-	士	糸川庄九郎	50	20	文政	1	1818
147	大分	速見郡	日出	日出村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	天保	初	1830	明治	5	1872	1	-	士	藤野重兵衛(重兵衛)	20	10	安政	1	1854
148	大分	速見郡	日出	日出村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	天保	初	1830	安政	2	1855	1	-	士	大石勇助	32	8	嘉永	1	1848
149	大分	速見郡	杵築	杵築村	温故堂	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文政	4	1821	明治	4	1871	1	-	医	松成元民	50	-	明治	4	1871
150	大分	速見郡	杵築	杵築村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	寛政	初	1789	天保	未	1843	1	-	士	元田甚右衛門(甚右衛門)	50	4	天保	5	1834
151	大分	速見郡	杵築	本庄村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	享和	1	1801	文政	10	1827	1	-	士	島瀬一郎	100	30	文政	1	1818
152	大分	速見郡	杵築	頭成町	彌阿彌	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	天保	8	1837	安政	5	1858	1	-	医	龍藤(斎藤)春林	30	30	安政	1	1854
153	大分	速見郡	杵築	豊岡村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	嘉永年間	1~6	1848~	安政	5	1858	1	-	商	清部又兵衛(又兵衛)	10	20	安政	1	1854
154	大分	大分郡	臼杵	戸次市村	松韻亭	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	嘉永	5	1852	慶応	2	1866	1	-	商	野中準	110	20	慶応	2	1866
155	大分	大分郡	臼杵	風村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	天保	5	1852	慶応	2	1866	1	-	医	山田元胤	50	10	慶応	10	1865
156	大分	大分郡	府内	北上郡村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	天保	2	1831	明治	3	1870	1	-	農	野崎三友郎	200	17	天保年間	1~14	1830~
157	大分	大分郡	延岡	津守村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文政	1	1818	慶応	1	1865	1	-	重正	彦刈善右衛門(善右衛門)	250	50	明治	3	1870
158	大分	大分郡	臼杵	毛井村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	僧	吉善天瑞	25	5	慶応	1	1855	
159	大分	大分郡	真室(真 室)村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	僧	相馬愚剣(愚剣)	40	10	明治	初	1868	
160	大分	大分郡	真室(真 室)村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	僧	糺松太藏	45	-	明治	初	1868	
161	大分	大分郡	臼杵	毛井村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	重正	竹中助左衛門(助左衛門)	30	8	明治	初	1868	
162	大分	大分郡	熊本	弓立村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	寛文	1	1661	明治	20	-	1	-	庄屋	安島泰太郎	20	-	明治	初	1868
163	大分	大分郡	-	中野村	中無禮	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	寛文	3	1766	明治	60	-	1	-	医	三浦積成(積成)	60	-	明治	4	1871
164	大分	大分郡	熊本	(中無礼) 村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	寛文	3	1663	明治	初	1868	1	-	士	大島猪八郎	90	15	安政年間	1~6	1854~
165	大分	大分郡	熊本	野津原村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	弘化	2	1845	明治	4	1871	1	-	士	吉村淳治	30	28	明治	4	1871
166	大分	大分郡	熊本	野津原村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	嘉永	2	1849	明治	5	1872	1	-	僧	城藏翁	30	-	明治	5	1872
167	大分	大分郡	熊本	野津原村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	嘉永	1	1848	明治	5	1872	1	-	医	米野淳	30	15	明治	4	1871
168	大分	大分郡	内府	萩原村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	重正	岡田彌兵衛(彌兵衛)	46	18	天保	13	1842	
169	大分	大分郡	内府	萩原村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	馬医	遠玄貞	55	15	天保	13	1842	
170	大分	大分郡	内府	萩村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	重正	左藤彌三右衛門(彌三右衛 門)	27	5	嘉永	3	1850	
171	大分	大分郡	内府	花津留村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	重正	河野伴右衛門(伴右衛門)	36	9	弘化	2	1845	
172	大分	大分郡	内府	中津留村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	重正	橋本平右衛門(平右衛門)	29	3	嘉永	5	1852	
173	大分	大分郡	内府	今津留村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	安政	3	1852	安政	31	5	安政	1	重正	田原七郎	3	5	安政	6	1859
174	大分	大分郡	延岡	山津村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	医	大和和良俊	120	30	文久年間	1~3	1861~	
175	大分	大分郡	延岡	三ツ川村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	神宮	宮崎對馬(對馬)	250	12	万延年間	1	1860	
176	大分	大分郡	幕府	三ツ川村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	重正	三浦羽助	150	13	弘化年間	1~4	1844~	
177	大分	大分郡	延岡	三ツ川村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	重正	河村周吉	75	4	文久年間	1~3	1861~	
178	大分	大分郡	府内	府内町	松月亭	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	平民	松藤子イ	-	170	明治	2	1869	
179	大分	大分郡	府内	眞原村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	備	空千藏	210	10	享和	1	1801	
180	大分	大分郡	幕府	三ツ川村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	重正	川村精助	90	18	安政年間	1~6	1854~	
181	大分	大分郡	府内	勢家町	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	備	薬田清彦(清彦)	40	10	慶応	1	1865	
182	大分	大分郡	府内	府内町	好古堂	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	卒	秦野八右衛門(八右衛門)	113	12	明治	4	1871	
183	大分	大分郡	府内	松栄町	日英(日 英)堂	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士	香山重藏(重藏)	90	-	明治	4	1871	
184	大分	大分郡	府内	松栄町	教令軒	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士	小川平治衛門(平治衛門)	100	-	天保	6	1835	
185	大分	大分郡	臼杵	吉野原村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士	岡田直記	35	5	安政年間	1~6	1854~	

通し番号	郡道府	郡区	日置(領)	所在地	墓名	読書	算術	習字	礼式	俳歌	詩作	作文	佛道	漢字	裁縫	諸礼	素読	算術	謡曲	小唄	開塾(元号)	開塾(年)	開塾(西暦)	開塾(元号)	開塾(年)	開塾(西暦)	男教師	女教師	身分	設立・経営者(曾字師氏名)	男生徒	女生徒	調査年代(元号)	調査年代(年)	調査年代(西暦)
229	大分	北海部郡	肥後	城原村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	庄屋 姫野大八	35	2	明治	1	1868	
230	大分	北海部郡	肥後	竹下村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農 森大太郎	15	2	明治	1	1868		
231	大分	北海部郡	肥後	竹下村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	庄屋 坂間(鉄間)健香	30	2	天保	10	1839		
232	大分	北海部郡	肥後	栗村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	庄屋 姫野忠一郎	30	4	明治	3	1870		
233	大分	北海部郡	肥後	政府村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	高橋新吉	23	1	明治	3	1870		
234	大分	北海部郡	肥後	政府村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	庄屋 豊島仙十郎	25	3	明治	1	1868		
244	大分	北海部郡	肥後	政府村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	庄屋 佐藤寛守庵(真守庵)	50	5	慶応	2	1866		
246	大分	北海部郡	肥後	政府村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	医 豊島東庵	17	3	明治	2	1869		
247	大分	北海部郡	肥後	横田村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	庄屋 安達榮造(栄造)	27	2	慶応	2	1866		
248	大分	北海部郡	肥後	横田村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	僧 羽田野大念	48	2	慶応	2	1866		
249	大分	北海部郡	肥後	里村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	庄屋 末松善治	70	-	明治	4	1871		
250	大分	北海部郡	白井	里山村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	医 杉崎次夫	40	-	慶応	10	1865		
251	大分	北海部郡	白井	延寿村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	医 加藤賢中	40	-	天保	10	1839		
252	大分	北海部郡	白井	上久所村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	医 志村善庵(善庵)	30	-	天保	10	1839		
253	大分	北海部郡	白井	久所村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	里正 富来善左衛門(善左衛門)	40	-	文久	2	1862		
254	大分	北海部郡	白井	一木村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	里正 琴谷右衛門(右衛門)	50	-	文久	2	1862		
255	大分	北海部郡	白井	二間堂	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	里正 藤田孝夫	40	-	文久	2	1862		
256	大分	北海部郡	熊本(關(關))村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士 池松彦三	75	35	文久	3	1862		
257	大分	北海部郡	熊本(關(關))村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士 池松栄太郎	20	18	慶応	2	1867		
258	大分	北海部郡	熊本(關(關))村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士 上野權七(権七)	45	25	安政	5	1858		
259	大分	北海部郡	熊本(關(關))村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	神宮 小野大和	30	15	嘉永	6	1853		
260	大分	北海部郡	熊本(關(關))村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士 浦崎亀五郎	33	21	文政	10	1827		
261	大分	北海部郡	白井	白井町	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	平民 加島彌平太	70	30	慶応	1	1865		
262	大分	北海部郡	白井	福良村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士 児玉幹	25	8	嘉永	5	1852		
263	大分	北海部郡	白井	二王座村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士 立石仙左衛門(仙左衛門)	35	10	慶応	1	1865		
264	大分	北海部郡	白井	白井町	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	平民 河久甚七	50	5	慶応	2	1866		
265	大分	北海部郡	白井	戸室村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士 小倉謙蔵(謙蔵)	100	10	明治	1	1868		
266	大分	北海部郡	白井	海添村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士 中島左右馬	40	-	文政	1	1818		
267	大分	北海部郡	佐伯	大島	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	医 市野謙香宗	11	3	安政	1	1854		
268	大分	北海部郡	佐伯	木立村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	僧 關定山	25	-	天保	2	1831		
269	大分	北海部郡	佐伯	本町	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士 杉原左傳太	24	-	慶応	3	1867		
270	大分	北海部郡	佐伯	中町	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士 権藤組蔵(組蔵)	16	-	嘉永	6	1853		
271	大分	北海部郡	今市村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	神宮 吉野武者	28	-	安政	4	1857		
272	大分	大野郡	大野村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	浪人 幸貞左衛門(貞左衛門)	110	40	明治	1	1868		
273	大分	大野郡	小須村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	里正 甲斐喜内	20	-	嘉永	6	1853		
274	大分	大野郡	下田北郷	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農 森永幸右衛門(幸右衛門)	50	-	天保	未	1843		
275	大分	大野郡	下田北郷	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農 田北善三右衛門(善三右衛門)	60	-	天保	未	1843		
276	大分	大野郡	藤府	越後	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農 田北善三右衛門(善三右衛門)	54	3	明治	3	1870		
277	大分	大野郡	湯原村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	大庄 甲斐一十	111	-	嘉永	5	1852		
278	大分	大野郡	湯原村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	大庄 大塚守庵	97	-	明治	1	1868		
279	大分	大野郡	久住町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	浪人 岩永勝左衛門(勝左衛門)	50	20	天保年間	1~14	1830~1843		
280	大分	大野郡	南河内町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	村吏 本田吉登	20	-	明治	初	1868		
281	大分	大野郡	南河内町	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	村吏 衛藤(衛藤)信光	28	-	明治	初	1868		
282	大分	大野郡	馬場野村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	村吏 山村宗信	18	-	明治	初	1868		
283	大分	大野郡	馬場野村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	村吏 工藤裕貞	20	-	明治	初	1868		
284	大分	大野郡	小高野	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	里正 野仲茂男	10	-	明治	1	1868		
285	大分	大野郡	河字田村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	里正 白村謙平	13	-	明治	1	1868		
286	大分	大野郡	政府村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	里正 渡邊(渡辺)一和	10	-	明治	1	1868		
287	大分	大野郡	牧村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	里正 佐藤友蔵(友蔵)	12	-	明治	1	1868		
288	大分	大野郡	大津留村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	里正 廣瀬(広瀬)克一郎	8	-	明治	1	1868		
289	大分	大野郡	篠尾村	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	里正 工藤小彌太	10	-	明治	1	1868		

通し番号	都道府県	郡・区	旧藩(領)	所在地	塾名	読書	算術	習字	礼式	佛歌	詩作	作文	佛道	漢学	裁縫	諸礼	茶禮	術算	謡曲	小謡	開塾(元号)	開塾(年)	開塾(西暦)	閉塾(元号)	閉塾(年)	閉塾(西暦)	男教師	女教師	身分	設立・経営者(習字師氏名)	男生徒	女生徒	調査年代(元号)	調査年代(年)	調査年代(西暦)
290	大分	直入郡	岡	長瀬陣村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	小庄 大塚半三	20	-	安政	2	1855		
291	大分	直入郡	岡	集田村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	浪人 清田(清田)才助	30	-	文政年間	1~12	1818~1829		
292	大分	直入郡	岡	玖所村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大庄 大津重藏(重藏)	80	-	元治年間	1	1864			
293	大分	直入郡	岡	十一村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	小庄 後藤利水	23	-	慶応年間	1~3	1865~1867			
294	大分	直入郡	岡	折立村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	小庄 衛藤(衛藤)兼	20	-	安政年間	1~6	1854~1859			
295	大分	直入郡	岡	小舟尾村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平民 倉橋松太郎	20	-	元治	1	1864			
296	大分	直入郡	岡	平田村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大庄 本田右平太	30	-	文久	1	1861			
297	大分	直入郡	岡	竹田村	黄檗堂	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	医師 杉村白仙	30	20	元治	1	1864			
298	大分	直入郡	岡	竹田村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	僧 田島善徳	20	10	安政年間	1~6	1854~1859			
299	大分	直入郡	岡	竹田村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	僧 伊藤源兵衛(源兵衛)	50	-	安政年間	1~6	1854~1859			
300	大分	直入郡	岡	竹田村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	僧 光堂院	70	-	天保年間	1~14	1830~1843			
301	大分	直入郡	岡	竹田村	豊々亭(会々)村	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	牧師 藤(藤蔵)	25	5	慶応	3	1867		
302	大分	直入郡	岡	竹田村	文蓮堂	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	士 足輪時太郎	70	10	明治	4	1871			
303	大分	直入郡	岡	竹田村	松蔭亭	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	士 福田豊	25	20	慶応	1	1855			
304	大分	直入郡	岡	此名亭	此名亭	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	士 入田龍吉	180	20	明治	1	1868			
305	大分	直入郡	岡	竹田村	漢泉亭	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	士 田代早苗	71	49	明治	4	1871			
306	大分	玖珠郡	森	山下村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	僧 衛藤(衛藤)庄三郎	11	2	明治	2	1849			
307	大分	玖珠郡	森	縁垣村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	僧 松富仙翁	58	2	明治	3	1870			
308	大分	直入郡	幕府	堂尾村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 古後佐左衛門(佐左衛門)	17	3	天保	4	1833			
309	大分	直入郡	幕府	上野村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 佐藤誠二	47	-	安政	5	1858			
310	大分	直入郡	幕府	川下村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 内藤貞右衛門(貞右衛門)	32	7	享和	2	1802			
311	大分	直入郡	幕府	隈町	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	商 財津兼一	150	-	明治	5	1872			
312	大分	直入郡	幕府	小垣村	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 蒲池夜	15	5	安政	3	1856			
313	大分	直入郡	幕府	中尾村	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	神宮 河野了生	50	8	明治	8	1868			
314	大分	直入郡	幕府	田島村	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	神宮 橋本正野	80	40	明治	5	1872			
315	大分	直入郡	幕府	北豆田町	三蓮堂	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平民 有浦久右衛門(久右衛門)	100	50	明治	1	1868			
316	大分	直入郡	中津	榑木村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 榑木暖司	17	-	明治	3	1870			
317	大分	直入郡	幕府	草本村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 木村忠左衛門(忠左衛門)	15	-	天保	14	1843			
318	大分	直入郡	幕府	小畑山村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 武内喜太郎	13	-	安政	5	1858			
319	大分	直入郡	幕府	吉野村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 江口九右衛門(九右衛門)	9	-	弘化	3	1846			
320	大分	直入郡	幕府	平小野村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 法谷重米	11	-	天保	13	1842			
321	大分	直入郡	幕府	中塚村	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	臣 水谷晋造	25	5	天明	2	1782			
322	大分	直入郡	幕府	宮園村	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 藤馬藤太郎	9	6	安政	3	1856			
323	大分	直入郡	幕府	金吉村	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 榑山超鳳(超鳳)	20	-	明治	3	1870			
324	大分	直入郡	幕府	大久保村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 相良惣右衛門(惣右衛門)	15	-	明治	3	1870			
325	大分	直入郡	幕府	金吉村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 江藤平作	23	8	明治	3	1870			
326	大分	直入郡	幕府	宮園村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	医 延谷亮司	25	6	慶応	1	1855			
327	大分	直入郡	幕府	島村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 桑原治右衛門(治右衛門)	19	1	文久	2	1862			
328	大分	直入郡	幕府	樋山路村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 桑原一葉	23	7	明治	2	1869			
329	大分	直入郡	幕府	大久保村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 伊藤其右衛門(其右衛門)	25	5	弘化	2	1845			
330	大分	直入郡	幕府	島村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 相良亮三郎	18	2	天保	6	1835			
331	大分	直入郡	幕府	山移村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 西新助	23	2	安政年間	1~6	1854~1859			
332	大分	直入郡	幕府	山移村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	神官 山口科戸	7	-	安政年間	1~6	1854~1859			
333	大分	直入郡	幕府	山移村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	医 佐藤亮伯	18	2	明治	初	1868			
334	大分	直入郡	幕府	山移村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	臣 佐藤亮伯	27	3	明治	初	1868			
335	大分	直入郡	幕府	榑山村	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 矢野十郎	20	-	明治	5	1872			
336	大分	直入郡	幕府	西谷村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 河野仁郎	7	-	安政(万延)	7(1)	1860			
337	大分	直入郡	幕府	西谷村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 森不元郎	7	-	安政(万延)	7(1)	1860			
338	大分	直入郡	幕府	西谷村	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農 小畑亦四郎	15	3	安政(万延)	7(1)	1860			

通し番号	郡区	旧管(領)	所在地	地名	読書	算術	留字	札式	御歌	詩作	作文	作道	漢学	裁縫	諸礼	素読	衍算	謡曲	小話	開設(元号)	開設(年)	開設(西暦)	開設(元号)	開設(年)	開設(西暦)	男教師	女教師	身分	設立(経営者(習字師氏名))	男生徒	女生徒	調査年代(元号)	調査年代(年)	調査年代(西暦)
339	大分	下毛郡	幕府 西谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農	小野坂八郎	19	5	安政	6	1859	
340	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農	小野備右衛門(佐右衛門)	40	10	安政	2	1855		
341	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農	中野真策	35	5	慶応	2	1866		
342	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農	武吉宗右衛門(宗右衛門)	20	-	嘉永	5	1852		
343	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	僧	橋原東溪	30	-	嘉永	5	1852		
344	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農	中村彦右衛門(彦右衛門)	12	3	天保	11	1840		
345	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	医	榎井千蔵	20	5	明治	2	1869		
346	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	医	松井友藏	13	3	明治	2	1869		
347	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農	阪田一三	12	-	明治	2	1869		
348	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農	小川謙作	15	2	明治	2	1869		
349	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	神官	高橋多之助	28	5	嘉永	2	1858		
350	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	医	西条兼徳	16	3	明治	2	1869		
351	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農	西条兼徳	12	-	明治	2	1869		
352	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農	河内辰雄	14	3	明治	2	1869		
353	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農	村工良救	16	7	文久	1	1861		
354	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	平民	小川謙作	27	13	文化	11	1814		
355	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	平民	梅本七郎	20	12	嘉永(安政)	7(1)	1854		
356	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	僧	高橋國成	12	6	文政	1	1818		
357	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	神官	大田晴	65	11	明治	1	1868		
358	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	医	吉田玄遊	56	6	明治	1	1868		
359	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農	西田七郎	22	2	明治	2	1867		
360	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農	渡水修助	21	1	慶応	3	1867		
361	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農	白木頭旬左衛門(旬左衛門)	25	2	慶応	3	1867		
362	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農	竹中半右衛門(半右衛門)	19	1	慶応	3	1867		
363	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農	深木柱右衛門(柱右衛門)	65	3	慶応	3	1867		
364	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士	角重藤	160	8	明治	5	1872		
365	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	医	熊井吾民	40	2	天保年間	1~14	1830~1843		
366	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	医	白木進命	100	5	弘化年間	1~4	1844~1847		
367	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士	桑安人	27	3	明治	初	1868		
368	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士	岩井貞隆	65	5	明治	初	1868		
369	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	僧	糸田源徳(清寿)	100	-	寛政	8	1796		
370	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	医	田邊(田辺)儀右衛門(儀右衛門)	80	10	天保	14	1843		
371	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農	足副康司	39	3	明治	2	1869		
372	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士	蒲田(蒲田)彈助(彈助)	70	5	明治	4	1871		
373	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	農	足副康司	55	5	明治	5	1872		
374	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	神官	湯原大和守	80	20	文化	4	1807		
375	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	医	一松豊栄(豊栄)	25	2	慶応	3	1867		
376	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士	増田秋葉	20	3	明治	5	1872		
377	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士	山本三三	30	2	明治	5	1872		
378	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士	平野梅蔵(梅蔵)	85	15	明治	5	1872		
379	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	医	久恒玄濤	700	-	明治	5	1872		
380	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士	今永宗右衛門(慶右衛門)	60	3	慶応	3	1867		
381	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士	飯島五助	70	10	明治	4	1871		
382	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士	川野淳太郎	40	20	文政	5	1822		
383	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士	川野野平	40	20	慶応	1	1865		
384	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士	増田野平	50	10	弘化	1	1844		
385	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	士	近藤利八	140	50	慶応	3	1867		
386	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	平民	中根助	150	60	天保	1	1830		
387	大分	下毛郡	幕府 奥谷村	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	神官	荒巻信濃	40	20	安政	5	1858		

通し番号	郡道府	郡・区	旧管轄(領)	所在地	塾名	流書	算術	習字	礼式	律歌	詩作	作文	俳連	漢字	裁縫	繪札	素読	術算	謡曲	小話	開塾(元号)	開塾(年)	開塾(西暦)	閉塾(元号)	閉塾(年)	閉塾(西暦)	男教師	女教師	身分	設立・経営者(習字師氏名)	男生徒	女生徒	調査年代(元号)	調査年代(年)	調査年代(西暦)
436	大分	宇佐郡	中津	上正村	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農	樋部彦成(尊藏)	20	2	明治	9	1876	
437	大分	宇佐郡	中津	妻垣村	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農	妻垣彦部	30	3	明治	4	1871		
438	大分	宇佐郡	中津	木家村	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農	江藤龍伯	20	5	明治	4	1871		
439	大分	宇佐郡	島原	下布村	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	医	後藤龍伯	30	5	安政	1	1854		
440	大分	宇佐郡	島原	下布村	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農	重松卯兵衛(卯兵衛)	50	10	天保	10	1839		
441	大分	宇佐郡	島原	折敷田村	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農	重松七郎右衛門(七郎右衛門)	40	8	明治	4	1871		
442	大分	宇佐郡	中津	柳野村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	庄屋	衛藤(衛藤)普兵衛(普兵衛)	27	2	天保	2	1831		
443	大分	宇佐郡	中津	柳野村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農	樋野健三郎	22	1	寛政	4	1792		
444	大分	宇佐郡	中津	香下村	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	庄屋	香下重藏(重藏)	23	1	慶応	1	1865		
445	大分	宇佐郡	中津	香下村	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	庄屋	香下孫兵衛	21	1	慶応	1	1864		
446	大分	宇佐郡	中津	香下村	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	僧	香下義盛	30	2	天保	7	1836		
447	大分	宇佐郡	中津	香下村	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	庄屋	香下辰三郎	30	2	天保	3	1832		
448	大分	宇佐郡	中津	香下村	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	庄屋	小野政平	8	-	天保	1	1830		
449	大分	宇佐郡	中津	香下村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農	安部藏右衛門(藏右衛門)	15	-	享和	3	1803		
450	大分	宇佐郡	中津	香下村	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	庄屋	香下富平	37	-	享和	1	1801		
451	大分	宇佐郡	中津	香下村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	庄屋	香下豊三右衛門(豊三右衛門)	32	-	寛政	2	1790		
452	大分	宇佐郡	中津	香下村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大庄屋	香下信左衛門(信左衛門)	35	-	天明	1	1781		
453	大分	宇佐郡	中津	香下村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大庄屋	香下順藏(順藏)	-	-	正徳	3	1713		
454	大分	宇佐郡	幕府	城村	永教堂	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	神宮	原田昌藏(昌藏)	65	15	明治	5	1872		
455	大分	宇佐郡	幕府	四日市村	清栄(清栄)	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	神宮	清水(清水)公明	70	15	天保(弘化)	15(1)	1844		
456	大分	宇佐郡	幕府	園村	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	僧	薩月成本	32	13	明治	1	1868		
457	大分	宇佐郡	幕府	上田村	寛政	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農	上田晴左衛門(晴左衛門)	170	22	寛政年間	1~12	1789~1800		
458	大分	宇佐郡	中津	下女部村	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農	安部虎雄	60	10	明治	5	1872		
459	大分	宇佐郡	島原	小向野村	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農	南市左衛門(南左衛門)	45	5	明治	5	1872		
460	大分	宇佐郡	中津	上女部村	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農	松浦林藏(林藏)	41	14	明治	5	1872		
461	大分	宇佐郡	島原	松崎村	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	重正	松浦重兵衛(伝兵衛)	20	20	明治	初	1868		
462	大分	宇佐郡	島原	蟬木村	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	僧	池田慈海	15	-	明治	4	1871		
463	大分	宇佐郡	幕府	江島村	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	医	秋吉蘭齋(蘭齋)	100	10	弘化年間	1~4	1844~1847		
464	大分	宇佐郡	幕府	下乙女村	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	神宮	永松寛輝	100	-	明治	4	1871		
465	大分	宇佐郡	幕府	下乙女村	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	僧	土岐哲園	60	-	明治	4	1871		
466	大分	宇佐郡	幕府	清高家新田	松清園	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	村吏	司城圓助	186	14	弘化	1	1844		
467	大分	宇佐郡	幕府	中須賀村	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	川村新六	105	5	天保	1	1830		
468	大分	宇佐郡	幕府	住江村	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農	高橋永助	96	4	弘化年間	1~4	1844~1847		
469	大分	宇佐郡	幕府	中須賀村	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	僧	今戸清照	130	20	弘化	1	1844		
470	大分	宇佐郡	幕府	上乙女村	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	医	土岐太玄	20	-	文久年間	1~3	1861~1863		
471	大分	宇佐郡	幕府	東高家村	龍駕龍	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	僧	尾子法親	58	6	弘化	4	1847		
472	大分	宇佐郡	幕府	西高家村	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	村吏	金光若左衛門(若左衛門)	40	3	嘉永	2	1849		
473	大分	宇佐郡	幕府	下高家村	森門寺	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	僧	塚崎重明(重明)	80	18	嘉永	1	1848		
474	大分	宇佐郡	幕府	上高家村	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	僧	矢野半兵衛(半兵衛)	69	10	嘉永	2	1849		
475	大分	宇佐郡	中津	瀬村	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	僧	菅原道達	35	5	明治	3	1870		
476	大分	宇佐郡	時枝	上元重村	殿持庵	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	医	川谷彦庵	41	-	明治	3	1868		
477	大分	宇佐郡	時枝	上元重村	馬淵寺	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	農	川谷勝右衛門(勝右衛門)	77	5	慶応	3	1867		
478	大分	宇佐郡	中津	大根川村	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	庄屋	小倉士郎	70	13	明治	4	1871		
479	大分	宇佐郡	中津	下敷田村	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	神宮	宮本郁彦	195	5	慶応年間	1~3	1865~1867		
480	大分	宇佐郡	幕府	江島村	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	僧	重松道翁	90	10	天保	10	1839		
481	大分	宇佐郡	幕府	下高家村	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	僧	深生重徳(重徳)	40	10	明治	3	1870		
482	大分	宇佐郡	幕府	下高家村	松影寺	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	神宮	深生重徳(重徳)	31	-	弘化	4	1847		

咸宜園教育研究センター研究奨励事業審査会規程

(目的)

第1条 咸宜園教育研究センター研究奨励事業審査会(以下、「審査会」という。)は、咸宜園教育研究センター研究奨励事業(以下、「奨励事業」という。)の事業採択者を決定することを目的とする。

(審査会の設置)

第2条 日田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、奨励事業の事業採択候補者の選考にあたり、審査の透明性の確保や適正化を図るため、第三者機関として審査会を設ける。

- 2 審査会に係る委員(以下「審査委員」という。)は、7名以内で組織する。
- 3 審査委員は、奨励事業の事業採択候補者の決定について審査を行う。

(審査委員の委嘱又は任命)

第3条 審査委員は、それぞれ当該各号に定める者の中から、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 咸宜園教育研究センターの運営委員会委員。
- (2) 咸宜園教育研究センターの専門委員会委員。
- (3) 教育委員会が任命する職員。
- (4) その他教育委員会が適当と認める者。

(審査委員長)

第4条 審査委員長は、審査委員の互選により決定する。

- 2 審査委員長は、会務を総理する。

(委員の任期)

第5条 審査委員の任期は、委嘱又は任命した日から3月31日までとする。

(審査会の開催)

第6条 審査会は、教育委員会が招集し、審査委員長がその議長となる。

- 2 審査会の会議は、審査委員の5分の4が出席しなければ、これを開き、議決をすることができない。ただし、委任状の提出があった場合は、この限りでない。

(審査方法)

第7条 審査は、研究課題①と研究課題②の2部門に分けて行う。

- 2 研究課題①は、審査委員が個々の研究計画書に対し、事前審査を行い、審査結果(順位)を所定の審査票に記入する。その審査結果に基づき審査会は事業採択者を決定し、教育委員会に報告する。
- 3 研究課題②は、審査会の中で審査委員による討議を行い、事業採択者を決定し、教育委員会へ報告する。

(秘密の保持)

第8条 審査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 審査会に関する庶務は、咸宜園教育研究センターにおいて処理する。

(謝礼等)

第10条 審査委員(職員を除く。)には予算の範囲内で審査に係る謝礼及び旅費を支給できるものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規程は、平成30年 5月18日から施行する。

6 対象経費・対象外経費

【対象経費の例】

- ・旅費（現地調査旅費、学会・研究会等への出席旅費、日田市での中間報告に係る旅費）
- ・消耗品費（文房具類や図書購入費。ただし、単価は概ね 10,000 円までとし、10,000 円を超える場合や収支予算書に記載されていないものを購入する場合は要相談となります。）
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費や手数料等（郵送料・切手代・コピー代・学会参加費・施設入場料など。）
- ・備品購入費（ただし、単価は 50,000 円までとし、収支予算書に記載したうえで、本研究に必要と判断される場合に限り、購入できます。）
- ・上記のほか、市長が特に必要と認める経費

【対象外経費の例】

- ・調査研究に係る賃金や謝金等の支出
- ・食糧費などの飲食費等

※なお、事業の目的に適さない支出が認められる場合には研究奨励金の一部を返還いただくこともあります。

7 募集時期

令和 4 年 4 月 1 日（金）～ 5 月 2 日（月）まで（5 月 2 日（月）消印有効）

8 応募方法

申込書類に必要事項を記入し、下記まで直接お持ちいただくか又は郵送（簡易書留）、電子メールで提出期限までにお申し込みください。なお、応募書類は日田市のホームページから様式をダウンロードするか、下記のお問合せ先までご連絡ください。

提出書類一式

- ・申請書 1 部
- ・研究計画書 1 部（A 4 用紙 1 枚程度）
- ・収支予算書 1 部

9 選考方法

咸宜園教育研究センター内に設置する審査会にて選考し、選考結果は、令和 4 年 6 月下旬までに本人宛に文書で通知します。

※決定を受けた方は、別途、研究奨励金交付（委託契約）に係る手続きが必要となります。

10 研究成果の報告

中間報告・・・令和 4 年 11 月頃

提出物は A 4 用紙 1 枚（原稿用紙 400 字詰め 5 枚相当）程度で可。
（咸宜園教育研究センター職員や審査会委員との意見交換会を予定）

概要報告・・・令和 5 年 2 月 23 日（木・祝）「咸宜園の日」記念事業で口頭発表

※旅費は別途支給

報告書提出・・・令和 5 年 3 月 20 日（月）（研究報告及び収支報告）

研究成果品の掲載は研究奨励金を受けた翌年度の『咸宜園教育研究センター研究紀要』や日田市のホームページに掲載することを条件とします。ただし、他の刊行物への掲載等が必要な場合は事務局までご相談ください。なお、本研究の公表については、当事業の成果である旨を明示願います。

11 お問合せ先・申込郵送先

〒 8 7 7 - 0 0 1 2

大分県日田市淡窓 2 - 2 - 18 日田市教育庁咸宜園教育研究センター

「咸宜園教育研究センター研究奨励事業」担当

電話 & FAX : 0973 - 22 - 0268 (水曜日は休館日)

E-mail : kangien@city.hita.lg.jp

3. 「咸宜園の日」に関する要綱

平成 24 年 1 月 25 日
平成 24 年第 1 回定例教育委員会議案第 13 号

「咸宜園の日」に関する要綱を次のように定める。

(目的)

第 1 条 この要綱は、江戸時代後期、身分や階級制度の厳しい時代に、儒学者であり詩人であった廣瀬淡窓が、学歴・年齢・身分を問わない三奪法により全ての門下生を平等に教育し、文化 14 年（1817 年）から明治 30 年（1897 年）までの 80 年間続いた咸宜園の理念と業績、廣瀬淡窓や門下生等についての理解を深め、郷土を愛する心を育むことを目的に「咸宜園の日」を定める。

(期間)

第 2 条 廣瀬淡窓が咸宜園を開いた日である 2 月 23 日

を毎年「咸宜園の日」とする。

(咸宜園の日の促進)

第 3 条 当該日を、廣瀬淡窓や咸宜園の教育及び門下生等についての理解を深め、郷土を愛する心を育む日とし、咸宜園の日又はその前後に日田市教育委員会が主催する講演会や講座に対して広く市民の参加を促進する。

附 則

この告示は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

5. 咸宜園教育研究センター研究奨励事業募集要項

令和 4 年度咸宜園教育研究センター研究奨励事業募集要項

1 趣旨

咸宜園教育研究センターでは、廣瀬淡窓や咸宜園など近世から近代にかけての教育・文化に関する研究の一層の推進を図るため、国内及び地域に根差した研究者の活動を奨励する事業を行います。

この事業による研究成果は、日田市の歴史・文化を生かしたまちづくりや文化財の保存・継承などの事業に活かしていきます。また、咸宜園教育研究センターの取り組みとして、市民の皆様にも積極的に公開・提供いたします。

2 研究課題

募集する研究課題は以下の通りです。

- ① 廣瀬淡窓・咸宜園・咸宜園門下生及び私塾・学校などをテーマとする歴史・文化についての幅広い分野の個人の研究活動。
- ② -1 日田市在住・出身者による日田市域の近世から近代にかけての歴史・文化を中心とした個人の研究活動（上記①の課題を含む）。
- ② -2 咸宜園門下生子孫による咸宜園に関する研究活動。

3 応募資格等

- ① 日本在住の研究者（大学院生を含む）で個人とします。国籍は問いません。
- ② -1 日田市内に住所を有する個人、又は日田市出身者。
- ② -2 咸宜園門下生子孫。

ただし、上記の①及び② -1・2 ともに申込書や研究成果報告の提出・発表は日本語によるものとします。なお、研究課題は、新たなもので未発表の内容とします。また、前年度に本事業で採択をされた方は基本的には応募できませんが、研究内容に継続性がある場合は審査対象となりますので応募可能です。

4 募集件数

研究課題①・② -1・2、2 件程度

5 研究奨励費

(1) 研究課題①に関するもの、1 件につき 50 万円以内

(2) 研究課題② -1、2 に関するもの、1 件につき 10 万円以内

なお、応募資格者②の方は、研究課題①又は② -1・2 のいずれかの選択が可能です。

で撮影し、若しくは複写し、出版物等への掲載をしようとする者又は模写、模造等をしようとする者（以下「撮影等申請者」という。）は、咸宜園資料撮影等許可申請書（様式第 15 号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による撮影等を許可したときは、咸宜園資料撮影等許可書（様式第 16 号）を撮影等申請者に交付するものとする。

（平 29 教委規則 7・旧第 13 条線下）

（運営委員会の所掌事務）

第 16 条 条例第 15 条に規定する咸宜園教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、教育委員会の諮問に応じ、条例第 3 条各号に掲げる業務に関する事項について審議し、及びこれらの事項について教育委員会に建議する。

2 運営委員会は、前項に定める事項のほか、センターの運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

（平 29 教委規則 7・旧第 14 条線下）

（運営委員会の組織等）

第 17 条 運営委員会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

5 会長は、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

8 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開き、議決をすることができない。

9 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 運営委員会に、専門の事項について審議する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

11 臨時委員は、教育委員会が運営委員会の意見を聴いて委嘱する。

12 臨時委員は、専門の事項について審議し、運営委員会への報告が完了したときは、解職されるものとする。

13 運営委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

（平 29 教委規則 7・旧第 15 条線下）

（評価委員会）

第 18 条 センターに収蔵する咸宜園に係る資料の購入価格の適正な評価を行うため、咸宜園教育研究センター収蔵資料評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置き、評価委員若干名で組織する。

2 評価委員は、教育委員会の諮問に応じ、センターが購入しようとする資料の評価を行い、その意見書を提出する。

3 評価委員は、学識経験者の中から、教育委員会が委嘱する。

4 評価委員の任期は、1 年以内とする。

5 評価委員は、職務上知り得た秘密のほか、自己が評

価委員であることを他に漏らしてはならない。

6 購入しようとする資料について利害関係を有する評価委員は、当該資料の評価に加わることができない。

7 評価委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

（平 29 教委規則 7・旧第 16 条線下）

（委任）

第 19 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（平 29 教委規則 7・旧第 17 条線下）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第 11 条から第 16 条まで及び次項の規定並びに附則第 3 項の改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 教育委員会は、施行の日前においても、この規則に規定する事務の実施について必要な準備行為をすることができる。

（日田市教育委員会事務委任規則の一部改正）

3 日田市教育委員会事務委任規則（昭和 39 年教委規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 29 年 3 月 22 日教委規則第 7 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日教委規則第 1 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）（平 29 教委規則 7・一部改正）

減免ができる場合	減免の率	備 考
1 市及び市の執行機関が市の行政上のために利用するとき。	免 除	1 号の免除は、使用料の減免の申請を省略することができる。
2 市長又は教育委員会が特に必要と認める者が第 1 条に規定する設置目的に沿って利用するとき。	免 除	

別表第 2（第 10 条関係）（平 29 教委規則 7・一部改正）

還付ができる場合	還付の率	備 考
1 研修室の管理上必要があるため、その利用許可を取り消したとき。	10 割	還付金に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
2 利用者が自己の都合により 10 日前に利用許可の取消しを申し出たとき。	7 割	
3 利用者が自己の都合により 2 日前に利用許可の取消しを申し出たとき。	5 割	
4 災害その他やむを得ない事情により利用することができなくなったとき。	10 割	

(2) 研修室内において、許可を受けずに物品の販売若しくは陳列をし、又は看板その他の広告物の掲示若しくは配布をしないこと。

(3) 利用を終了したときは、研修室内を整理整頓すること。

(4) その他職員の指示に従うこと。

(平 29 教委規則 7・旧第 4 条線下)

(利用許可の変更等)

第 7 条 利用者は、利用許可の変更又は取消しを求めようとするときは、咸宜園教育研究センター研修室利用許可変更・取消申請書(様式第 3 号)に利用許可証を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の利用許可の変更又は取消しを許可したときは、咸宜園教育研究センター研修室利用許可変更・取消許可証(様式第 4 号)を利用者に交付するものとする。

3 利用者は、前項の規定による利用許可の変更の許可を受けた場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に対して不足額を生じるときは、直ちに、当該不足額を納付しなければならない。

(平 29 教委規則 7・旧第 5 条線下)

(使用料の減免)

第 8 条 条例第 13 条の規定による使用料の減額又は免除(以下「使用料の減免」という。)ができる場合及び減免の率は、別表第 1 に定めるとおりとする。

(平 29 教委規則 7・旧第 6 条線下)

(使用料の減免の申請)

第 9 条 使用料の減免を受けようとする利用者は、咸宜園教育研究センター研修室使用料減免申請書(様式第 5 号)に利用許可申請書を添えて教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(平 29 教委規則 7・旧第 7 条線下)

(使用料の還付)

第 10 条 条例第 14 条ただし書の規定による既納の使用料の還付ができる場合及び還付の率は、別表第 2 に定めるとおりとする。

(平 29 教委規則 7・旧第 8 条線下)

(使用料の還付の申請)

第 11 条 使用料の還付を受けようとする利用者は、咸宜園教育研究センター研修室使用料還付申請書(様式第 6 号)を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(平 29 教委規則 7・旧第 9 条線下)

(損傷等の届出)

第 12 条 センターの入館者は、センターの建物、設備、展示物等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、咸宜園教育研究センター施設等損傷(汚損・滅失)届(様式第 7 号)を教育委員会に提出しなければならない。

(平 29 教委規則 7・旧第 10 条線下・一部改正)

(寄贈及び寄託)

第 13 条 センターは、咸宜園に係る資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 前項の資料の所有者は、センターに当該資料を寄贈し、又は寄託しようとするときは、資料名、数量等を明記した寄贈・寄託申込書(様式第 8 号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による資料の寄託を受け

るものと決定したときは、預かり証(様式第 9 号。以下同じ。)を寄託者に交付し、受託控(様式第 10 号)をセンターに保管するものとする。

4 寄託期間は、原則として 3 年とする。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めるときは、この期間を短縮することができる。なお、寄託の更新を妨げないものとする。

5 前項の期間の起算日は、寄託資料をセンターが受託した日が 1 月 1 日から 6 月 30 日までのときは 1 月 1 日、7 月 1 日から 12 月 31 日までのときは 7 月 1 日とする。

6 寄託者は、寄託期間中に、特別の理由により寄託資料の一時返還を受けようとするときは、寄託資料一時返還申請書(様式第 11 号)を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、寄託資料の一時返還を受けようとする者が寄託者の代理人であるときは、その旨を証明する書類を添付しなければならない。

7 教育委員会は、前項の寄託資料の一時返還を承認したときは、寄託資料一時返還承認書(様式第 12 号)を寄託者に交付し、当該寄託資料を一時返還するものとする。

8 寄贈資料又は寄託資料の保管その他の取扱いについては、センターの所蔵する資料に準じて行うものとする。ただし、寄贈者又は寄託者と利用制限等に関して特約があるものについては、この限りでない。

9 資料の寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

10 寄託資料が汚損し、損傷し、又は滅失したときは、教育委員会が補償するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、その賠償の責めを負わないものとする。

11 寄託資料の所有者が譲渡により変更が生じたときは、譲渡人は、速やかに預かり証に所有権の移転を証明する書類を添えて教育委員会に提出し、その旨の書き換えを受けなければならない。

12 寄託者は、預かり証を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、速やかにその事実を証明する書類又は当該預かり証を教育委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

(平 29 教委規則 7・旧第 11 条線下)

(資料の館外貸出し)

第 14 条 収藏品等の資料は、館外貸出しを行わないものとする。ただし、教育委員会が、博物館、図書館、学校等において学術上の調査研究又は教育普及の目的で使用され、かつ、取扱い上安全性が確保されると認めるときは、この限りでない。

2 前項の館外貸出しを受けようとする者(以下「貸出し申請者」という。)は、咸宜園資料貸出し許可申請書(様式第 13 号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の館外貸出しを許可したときは、咸宜園資料貸出し許可書(様式第 14 号)を貸出し申請者に交付するものとする。

(平 29 教委規則 7・旧第 12 条線下)

(撮影、複写等の許可)

第 15 条 収藏品等の資料を学術上の調査研究等の目的

1 条に規定する設置目的に沿って利用するとき。
 (使用料の不還付)
 第14条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事由に基づいて利用を中止したときは、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。
 (1) 研修室の管理上必要があるため、その利用許可を取り消したとき。
 (2) 利用者が自己の都合により2日前に利用許可の取消しを申し出たとき。
 (3) 災害その他やむを得ない事情により利用することができなくなったとき。
 (咸宜園教育研究センター運営委員会の設置)
 第15条 センターの適正かつ効果的な運営を図るため、咸宜園教育研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
 2 運営委員会の所掌事務、組織その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。
 (委任)
 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則
 (施行期日)
 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第15条及び次項の規定並びに附則第3項の改正は、平成22年4月1日から施行する。
 (平成22年教委規則第11号で平成22年10月2日から施行)
 (準備行為)
 2 教育委員会は、施行の日前においても、この条例に規定する事務の実施について必要な準備行為をすることができる。
 (日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
 3 日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第167号)の一部を次のように改正する。
 [次のよう]略

別表(第12条関係)
 (平25条例63・平31条例17・一部改正)

区分	単位	金額	備 考
研修室	1時間につき	330円	1 常設電灯以外の電気を利用するときは、1回につき420円を加算する。 2 冷暖房を利用するときは、1時間につき200円を加算する。

備考 1日の利用時間は、原則として3時間を限度とする。

2. 咸宜園教育研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成22年3月25日
 教委規則第2号
 改正 平成29年3月22日教委規則第7号
 改正 令和3年3月29日教委規則第1号

(趣旨)
 第1条 この規則は、咸宜園教育研究センターの設置及び管理に関する条例(平成22年条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
 (組織及び職務)
 第2条 咸宜園教育研究センター(以下「センター」という。)に、所長、係総括(日田市教育庁組織規則(平成22年教育委員会規則第15号)第2条に規定する係総括をいう。以下同じ。)及びその他の職員を置く。
 2 センターの業務を処理するため、研究・啓発係を置く。
 3 所長は、教育委員会の指揮を受けてセンターの職務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 4 係総括は、上司の命を受け、系の事務を処理し、系の分掌事務を総括・調整する。
 5 その他の職員は、上司の命を受けて分担する業務を処理する。
 (平29教委規則7・追加)
 (分掌事務)
 第3条 センターの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。
 (1) センターの運営に関すること。
 (2) 調査研究、史料収集・整理保管に関すること。

(3) 展示公開、情報発信に関すること。
 (4) 講座、講演会等による普及啓発に関すること。
 (5) 交流事業に関すること。
 (6) その他センターの目的達成のために必要な事業。
 (平29教委規則7・追加)
 (利用申請)
 第4条 条例第8条第1項の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、咸宜園教育研究センター研修室利用許可申請書(様式第1号。以下「利用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。
 (平29教委規則7・旧第2条線下)
 (利用許可)
 第5条 教育委員会は、研修室の利用の許可(以下「利用許可」という。)をしたときは、咸宜園教育研究センター研修室利用許可証(様式第2号。以下「利用許可証」という。)を申請者に交付するものとする。
 (平29教委規則7・旧第3条線下)
 (利用者の遵守事項)
 第6条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物を持ち込まないこと。

4. 条例・規則

1. 咸宜園教育研究センターの設置及び管理に関する条例

平成22年3月24日
条例第9号

(設置)

第1条 咸宜園や廣瀬淡窓等に関する調査研究及び関係資料の収集、公開等を行うことにより、その理解を深め、宜風の浸透を図ることをもって、教育、学術や文化の向上に寄与することを目的として咸宜園教育研究センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 咸宜園教育研究センター

位置 日田市淡窓2丁目2番18号

(業務)

第3条 センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 咸宜園、廣瀬淡窓、門下生等に関する研究並びに関係資料の調査、収集、整理及び保管
- (2) 前号の研究や調査成果の展示公開、情報発信等による活用
- (3) 咸宜園に関する体験学習、講座、講演会等による普及啓発
- (4) 史跡咸宜園跡の公開
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、教育委員会が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時まで（入館時間については、午前9時から午後4時30分まで）とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(入館料)

第5条 センターの入館料は、無料とする。

(入館の制限)

第6条 教育委員会は、センターの入館者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの建物、設備、展示物等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があるとき。

(原状回復義務又は損害賠償)

第7条 故意又は過失によりセンターの建物、設備、展示物等を損傷又は滅失した者は、直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただ

し、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(研修室の利用の許可)

第8条 研修室の利用（体験学習の利用を除く。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第9条 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、研修室の利用の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 研修室の建物、設備、展示物等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他研修室の管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又は研修室の利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 利用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたことが明らかになったとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (4) その他研修室の管理上支障があるとき。

2 教育委員会は、前項の規定による利用許可の取消し等によって利用者が損害を受けても、その賠償の責めを負わないものとする。

(目的外利用又は権利譲渡の禁止)

第11条 利用者は、研修室を利用許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用する権利を他の者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第12条 利用者は、別表に定める額を使用料として前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、使用料を後納することができる。

(使用料の減免)

第13条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市及び市の執行機関が市の行政上のために利用するとき。
- (2) 市長又は教育委員会が特に必要と認める者が第

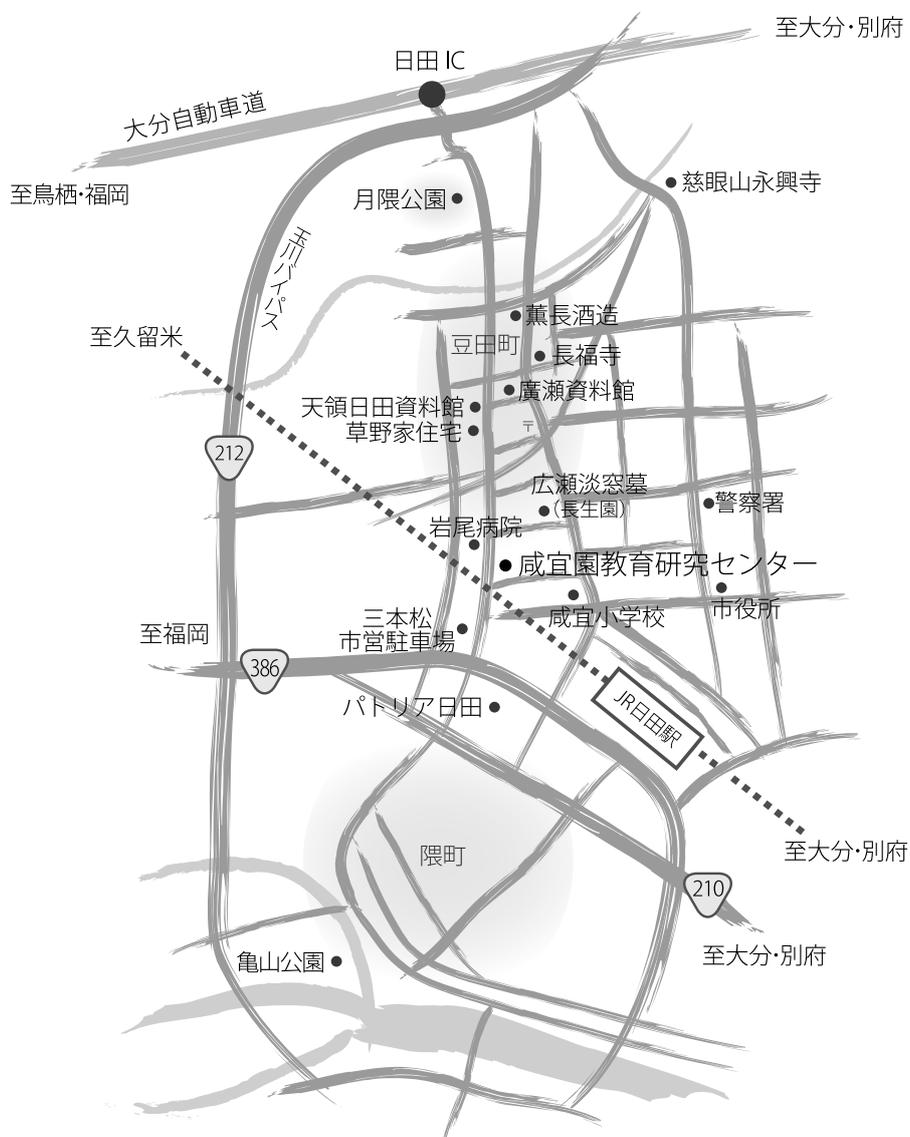
3. 利用案内

(1) 開館時間

- 公開展示室：午前9時から午後5時
 - 研修室：午前9時から午後5時
 - 研究室：午前9時から午後5時
- (入館時間は、午前9時から午後4時30分)
- 休館日：・水曜日（水曜日が国民の祝日または振替休日
休日に当たるときはその翌日）
 - ・年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 交通

- JR久大本線：「日田駅」下車徒歩約10分
 - 高速バス：「市役所前」下車徒歩約7分
 - 車：大分自動車道「日田IC」から約5分
- ・専用駐車場には5台駐車可能
 - ・乗降場は大型バス3台まで乗降可能



2. 施設の概要・組織

(1) 設置目的

咸宜園や廣瀬淡窓等に関する調査研究及び関係資料の収集、公開等を行うことにより、その理解を深め、宜風の浸透を図ることをもって、教育、学術や文化の向上に寄与する。

(2) 設置年月日

平成22年4月1日
(平成22年10月2日開館)

(3) 設置場所

日田市淡窓2丁目2番18号

(4) 設置の概要

公開展示室・研修室・研究室を備えた「史跡咸宜園跡」のガイダンス施設。

①構造・規模

木造平屋造 建物延べ面積

約373㎡(専有面積)

②開館時間

午前9時から午後5時

③休館日

・水曜日
(水曜日が国民の祝日または振替休日に当たるときはその翌日)

・年末年始(12月29日～1月3日)

④主要な施設

◇公開展示室 (約108㎡)

常設展示

企画展示

特別展示

◇研修室 (約73㎡)

咸宜園入門ばっくすの体験や各種研修に利用

◇研究室 (約61㎡)

図書コーナーやパソコン閲覧コーナーを設け、廣瀬淡窓や咸宜園のことなどについて、自由に調べることが可能。ただし、図書の貸し出しは行わない。

◇収蔵庫 (約44㎡)

(5) 主な業務

①咸宜園、廣瀬淡窓、門下生等に関する研究調査並びに関係資料の収集、整理及び保管

②上記①の研究や調査成果の展示公開、情報発信等による活用

③咸宜園に関する体験学習、講座、講演会等による普及啓発

④史跡咸宜園跡の公開

(6) 組織

(令和4年度)

①咸宜園教育研究センター

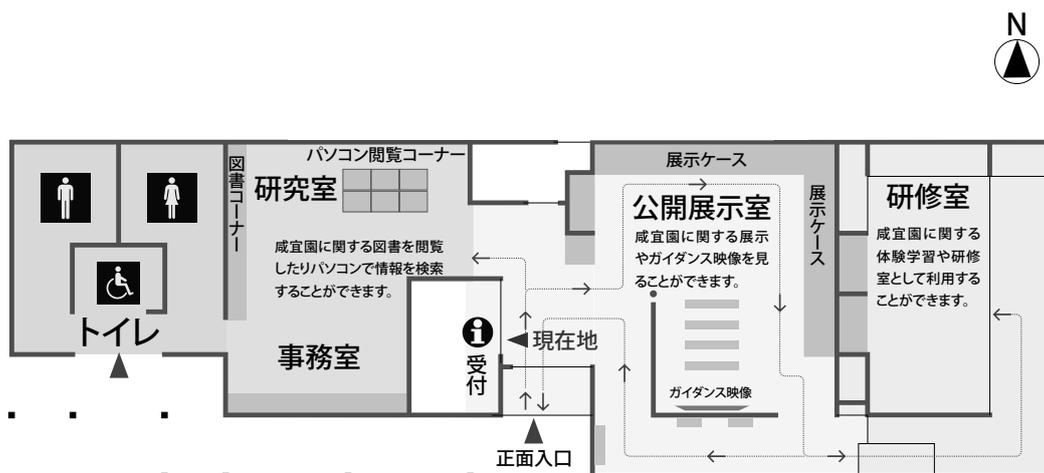
名誉館長(非常勤)

所長	主幹(総括)	1
	主幹	1(兼務)
	主査	2(兼務1)
	会計年度任用職員	1(研究員)
	会計年度任用職員	3(一般)

②世界遺産推進室

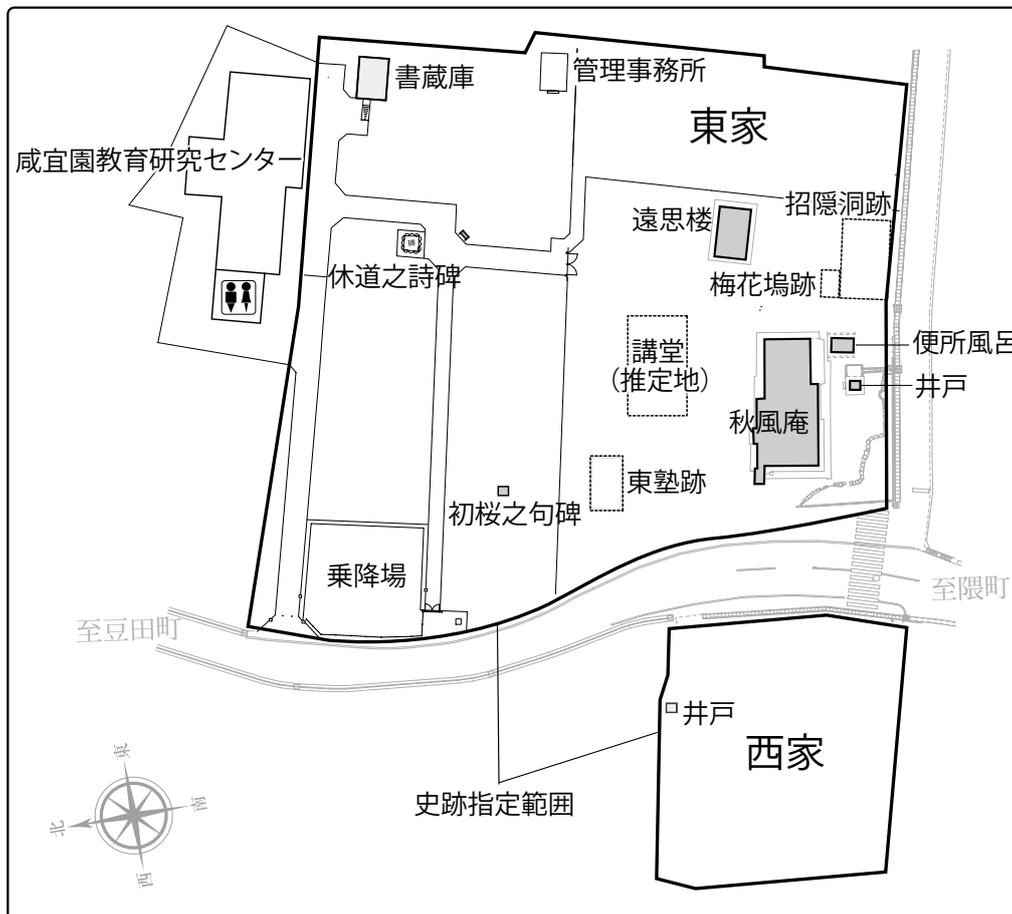
室長	主幹(総括)	1
	主幹	1(兼務)
	主査	2(兼務1)
	会計年度任用職員	1(研究員)

(内、学芸員資格者5)



咸宜園教育研究センター平面図

和暦	西暦	月	できごと
平成 26 年	2014	2 月	第 3 回咸宜園教育顕彰事業（「咸宜園の日」）実施
平成 27 年	2015	2 月	第 4 回咸宜園教育顕彰事業（「咸宜園の日」）実施
〃	〃	4 月	「咸宜園跡」や「豆田町重要伝統的建造物群保存地区」などが初の日本遺産に認定
〃	〃	11 月	日本遺産認定記念フォーラムの開催
平成 28 年	2016	2 月	第 5 回咸宜園教育顕彰事業（「咸宜園の日」）実施
平成 29 年	2017	2 月	咸宜園開塾 200 年記念事業
〃	〃	〃	第 6 回咸宜園教育顕彰事業（「咸宜園の日」）実施
〃	〃	9 月	『咸宜園門下生遺墨展』共催
〃	〃	11 月	「2017 嚶鳴フォーラム in ひた」実施
平成 30 年	2018	2 月	「咸宜園の日」・「咸宜園開塾 200 年記念事業」実施
〃	〃	〃	第 7 回咸宜園教育顕彰事業（「咸宜園の日」）実施
平成 31 年	2019	2 月	平成 30 年度「咸宜園の日」記念講演会及び「咸宜園教育研究センター研究奨励事業」報告会
令和 2 年	2020	2 月	令和元年度「咸宜園の日」記念講演会及び令和元年度「咸宜園教育研究センター研究奨励事業」報告会（中止）
令和 3 年	2021	2 月	令和 2 年度「咸宜園の日」記念講演会及び令和 2 年度「咸宜園教育研究センター研究奨励事業」報告会
令和 4 年	2022	2 月	令和 3 年度「咸宜園の日」記念講演会及び令和 3 年度「咸宜園教育研究センター研究奨励事業」報告会（中止したため、録画を行い、動画サイトで配信）
令和 5 年	2023	2 月	令和 4 年度「咸宜園の日」記念講演会（世界遺産登録推進講演会と併催）



咸宜園教育研究センター及び史跡咸宜園跡位置図

1. 沿革

和暦	西暦	月	できごと
明治30年	1897	9月	咸宜園閉塾
大正2年	1913		淡窓先生頌徳祭（生誕130年祭）開催
大正5年	1916		淡窓図書館建設
大正8年	1919		休道の詩碑建立
昭和7年	1932	7月	「咸宜園跡」が国指定史跡に指定
昭和23年	1948		「廣瀬淡窓墓」が国指定史跡に指定
昭和35年	1960	11月	淡窓百年祭（100回忌）の開催
平成2年	1990	3月	『第3次日田市総合計画』で咸宜園跡の保存整備を計画
平成4年	1992	2月	史跡咸宜園跡保存整備構想検討委員会発足
平成5年	1993	3月	史跡咸宜園跡保存整備構想の策定
平成6年	1994	1月	秋風庵等保存修理事業実施（～平成8年）
平成7年	1995	3月	史跡咸宜園跡内秋風庵等保存修理委員会発足（～平成12年度）
平成9年	1997	1月	遠思楼復元修理事業（～平成12年度）
平成15年	2003		史跡咸宜園跡保存整備委員会発足（～平成25年度）
平成17年	2005		史跡咸宜園跡保存整備実施設計
〃	〃		淡窓先生150年祭（150回忌）開催
平成19年	2007	11月	史跡咸宜園跡ガイダンス棟実施設計が後の咸宜園教育研究センターの基本設計となる
平成20年	2008		咸宜園教育研究センター建設（国土交通省所管のまちづくり交付金事業を導入）（～平成22年3月）
平成21年	2009	9月	咸宜園教育研究センター運営検討会議開催
平成22年	2010	1月	咸宜園教育研究センター運営検討会議開催
〃	〃	3月	咸宜園教育研究センター運営検討会議開催
〃	〃	10月	咸宜園教育研究センター開館記念式典、記念事業実施
〃	〃	〃	「咸宜園門下生子孫の集い」開催（日田市制70周年記念事業）
〃	〃	12月	咸宜園平成門下生之会発足
平成23年	2011	10月	平成23年度特別展「近世の私塾—西日本を中心として—」開催
〃	〃	11月	開館一周年記念事業「私塾フォーラム」開催
平成24年	2012	3月	第1回咸宜園教育顕彰事業（「咸宜園の日」）実施
〃	〃	8月	廣瀬旭荘没後150年記念事業（特別展・講演会・鼎談）実施
〃	〃	11月	教育遺産世界遺産登録推進協議会発足・世界遺産登録推進国際シンポジウム開催（水戸市）
平成25年	2013	2月	第2回咸宜園教育顕彰事業（「咸宜園の日」）実施
〃	〃	3月	国史跡「廣瀬淡窓旧宅及び墓」（国史跡「廣瀬淡窓墓」の追加指定及び指定名称の変更）
〃	〃	10月	世界遺産登録推進国際シンポジウム開催（足利市）

X. 各種委員会・職員名簿

1. 咸宜園教育研究センター運営委員会委員名簿

任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日

選出資格	氏名	所属
学識経験者	大神 信 證	日田市文化財保護審議会副会長
	後藤 宗 俊	別府大学名誉教授
	廣瀬 和 貞	公益財団法人廣瀬資料館理事長
文化団体	宇野 公 是	咸宜園放學遊山の会会長
	三宅 多加子	大分県美術協会日田支部長（書道家）
まちづくり	佐々木 美 徳	一般社団法人日田市観光協会副会長
生涯教育	河津 孫 宗	日田市咸宜公民館館長
行政関係	三 笥 眞治郎	日田市教育委員会教育長

2. 咸宜園教育研究センター専門委員会委員名簿

任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日

選出資格	氏名	所属
学識経験者	木村 政 伸	西南女学院大学保健福祉学部教授
	後藤 宗 俊	別府大学名誉教授
	佐藤 晃 洋	竹田市歴史文化館・由学館館長
	高橋 昌 彦	福岡大学人文学部教授
	深町 浩 一 郎	元大分県立歴史博物館館長

(50音順)

3. 世界遺産登録検討委員会委員名簿

任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日

選出資格	氏名	所属
学識経験者	吾妻 重 二	関西大学教授
	江面 嗣 人	岡山理科大学教授
	木村 政 伸	西南女学院大学保険福祉学部教授
	後藤 宗 俊	別府大学名誉教授
	佐藤 晃 洋	竹田市歴史文化館・由学館館長

(50音順)

4. 職員名簿（令和4年4月1日現在）

咸宜園教育研究センター

職名	氏名
名誉館長	後藤 宗 俊

職名	氏名
所長	梶原 健 市
主幹（総括）	若杉 竜 太
主幹 ※兼務	菅原 和 恵
主査	原田 弘 徳
主査 ※兼務	溝田 直 己
研究員	秋吉 紗耶香

世界遺産推進室

職名	氏名
室長	梶原 健 市
主幹（総括）	菅原 和 恵
主幹 ※兼務	若杉 竜 太
主査 ※兼務	原田 弘 徳
主査	溝田 直 己
研究員	渡辺 み か

Ⅸ．利用状況・日誌抄

1. 利用状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

月	計	利用者内訳			
		市内小中学校		その他団体	一般・個人
4	436名	0校	0名	3団体 87名	349名
5	601名	0校	0名	5団体 40名	561名
6	363名	0校	0名	2団体 9名	354名
7	338名	0校	0名	2団体 16名	322名
8	487名	1校	8名	1団体 20名	459名
9	425名	0校	0名	4団体 88名	337名
10	714名	2校	41名	7団体 176名	497名
11	1,038名	7校	198名	6団体 244名	596名
12	431名	3校	59名	3団体 56名	316名
1	432名	6校	140名	1団体 3名	289名
2	584名	5校	184名	2団体 17名	383名
3	977名	4校	87名	10団体 245名	645名
合計	6,826名	28校	717名	46団体 1,001名	5,108名

2. 日誌抄

2022. 5.7 常設展（～10.18）
- 6.17 第1回咸宜園教育研究センター専門委員会・咸宜園教育研究センター研究奨励事業審査会
- 6.29 第1回咸宜園教育研究センター運営委員会
- 7.14 世界遺産推進室公開講座「日本遺産を歩く」第1講 於：日田市役所7階大会議室
- 7.21 世界遺産推進室公開講座「日本遺産を歩く」第2講 於：日田市役所7階大会議室
- 8.4 世界遺産推進室公開講座「日本遺産を歩く」第3講 於：日田市役所7階大会議室
- 8.25 世界遺産推進室公開講座「日本遺産を歩く」第4講 於：日田市役所7階大会議室
- 9.8 世界遺産推進室公開講座「日本遺産を歩く」第5講 於：日田市役所7階大会議室
- 9.22 咸宜園教育研究センター公開講座「江戸時代の医師・医療と咸宜園」第1講 於：日田市役所7階大会議室
- 9.27 センター収蔵庫の燻蒸作業（～9.29）
- 10.6 咸宜園教育研究センター公開講座「江戸時代の医師・医療と咸宜園」第2講 於：日田市役所7階大会議室
- 10.20 秋季企画展「江戸時代の医師・医療と咸宜園」（～1.24）
- 10.20 咸宜園教育研究センター公開講座「江戸時代の医師・医療と咸宜園」第3講 於：日田市役所7階大会議室
- 11.10 咸宜園教育研究センター公開講座「江戸時代の医師・医療と咸宜園」第4講 於：日田市役所7階大会議室
- 11.16 第2回咸宜園教育研究センター運営委員会・咸宜園教育顕彰事業審査会
- 11.24 咸宜園教育研究センター公開講座「江戸時代の医師・医療と咸宜園」第5講 於：日田市役所7階大会議室
2023. 1.26 常設展（～2.14）
- 2.8 「淡窓先生に学ぶ～学校の取り組み展示～」（～2.19） 於：日田市複合文化施設アオーゼ多目的ホール
- 2.16 春季企画展「咸宜園教育研究センター新収蔵品展」（～5.9）
- 2.23 「咸宜園の日」記念講演会（世界遺産登録推進講演会と併催） 於：日田市民文化会館（パトリア日田）小ホール
- 3.4 第2回咸宜園教育研究センター専門委員会

※開催場所の記載がないものは、すべて咸宜園教育研究センターで実施



令和4年度第2回日田市日本遺産活性化懇話会



咸宜園 論語日めくりこよみ



日本遺産ブース幕作製



秋風庵メモブロック デザイン及び試作

3. 経過

日程	内容
7月14日	日本遺産公開講座 第1講
7月21日	日本遺産公開講座 第2講
8月4日	日本遺産公開講座 第3講
8月25日	日本遺産公開講座 第4講
9月8日	日本遺産公開講座 第5講
10月29日～30日	日本遺産フェスティバル in 関門 (山口県下関市・福岡県北九州市) 出展
11月17日	令和4年度第1回日田市日本遺産活性化懇話会開催
令和5年2月10日	第5回日本遺産推進フォーラム出席 (東京都千代田区永田町)
2月11日～13日	「日本遺産の日」関連イベント PR ブース出展 (東京都千代田区有楽町)
2月13日	「日本遺産の日」記念シンポジウム出席 (東京都千代田区大手町)
2月23日	「咸宜園の日」記念事業の中で日本遺産子どもガイド実施
3月11日	「天領ひたおひなまつり」において日本遺産子どもガイド実施
3月12日	「天領ひたおひなまつり」において日本遺産子どもガイド実施
3月24日	令和4年度第2回日田市日本遺産活性化懇話会開催



日本遺産フェスティバル in 関門 (山口県下関市・福岡県北九州市)



日本遺産 4 市共通コンパクトバッグ



令和 4 年度第 1 回日田市日本遺産活性化懇話会



「日本遺産の日」関連イベント 出展 (東京都千代田区有楽町)



3 月 11・12 日 日本資産子どもガイド (咸宜園)



3 月 11・12 日 日本資産子どもガイド (咸宜園)

⑤文化遺産観光拠点充実事業(文化資源活用事業費補助金)

文化庁の補助事業を活用し、近世日本の教育遺産群体験型ツアーを造成した(水戸市をモデルに実施)。

期日 令和5年1月24日(火)

内容 首都圏在住者等を対象に弘道館等を周遊する体験型ツアーを催行、近世日本の教育遺産群の認知度向上とイメージアップを図る機会などとした。

⑥「日本遺産の日」関連イベントへの出展

令和5年2月11日(土・祝)～13日(月)

2月13日の「日本遺産の日」に合わせて開催されたPRイベントに協議会としてブース出展した。併せて開催された「日本遺産の日」記念シンポジウムに出席した。

会場：有楽町駅前広場(東京都千代田区有楽町)、大手町三井ホール(東京都千代田区大手町)

主催：文化庁

⑦日本遺産体験プログラム

「丸の内プラチナ大学2022特別コース『学びで地方創生コース』(水戸市をモデルに実施)

期間 令和4年12月～令和5年3月(全4回)

内容 日本遺産に関する講座を開催するとともに、受講者を対象にフィールドワークを実施、教育遺産群の認知度向上や交流・関係人口の拡大を図る機会などとした。

◇日田市

日本遺産を活用して観光振興・地域活性化に繋げるため各種事業を実施した。

○情報発信・人材育成

①日田市世界遺産推進室 Facebook、日田市公式ホームページ、日田市観光アプリ「ひた咸宜園入門ナビ」による情報発信。

②「日本遺産子どもガイド」(第6期生)の養成・実施

市内小学校4・5年生(計6名)を「日本遺産子どもガイド」として養成し、日本遺産の構成文化財を「咸宜園の日」、天領日田おひなまつりにおいてガイドを実施した。

③「日本遺産中学生英語ガイド」の養成・実施(中止)

市内中学1年・2年生の生徒を対象に募集したが、応募者がいなかったため中止した。

※募集期間を延長し、令和5年度対象者を含めて継続的に呼びかけを行った。

④日本遺産説明看板・日本遺産等PR幟・日本遺産ブース幕・日本遺産子どもガイド説明パネル作製

⑤フリーWi-Fi施設の維持・管理

○普及啓発

①日本遺産市民向け公開講座「日本遺産を歩く」の開催 全5講

日本遺産に認定されているストーリーについて、各地域の担当者が日本遺産のストーリー及び構成文化財の魅力について講演をすることで日本遺産に関する普及啓発を図った。

第1回 7月14日(木)「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷

兵庫県伊丹市都市活力部まち資源室空港・にぎわい課主任 河上 雄也 氏

第2回 7月21日(木) 京都と大津を繋ぐ希望の水路 琵琶湖疏水～舟に乗り、歩いて触れる明治のひとつ

京都市上下水道局総務部総務課協働推進係 係長 寺田 洋 氏

第3回 8月4日(木)「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～

岡山市教育委員会事務局生涯学習部文化財課 課長 草原 孝典 氏

第4回 8月25日(木)「日本第一」の塩を産したまち 播州赤穂

兵庫県赤穂市教育委員会文化財課文化財係 係長 荒木 幸治 氏

第5回 9月8日(木)尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市

広島県尾道市企画財政部文化振興課文化財係 専門員(主事兼学芸員)西井 亨 氏

②日田市日本遺産活性化懇話会の開催

豆田町や関係機関等と協議を行い、日本遺産を活用した観光振興や地域活性化策に取り組んだ。

第1回 令和4年11月17日(木)

第2回 令和5年3月24日(金)

③日本遺産アイデア実現事業咸宜園と豆田町の活性化のため、咸宜園教育研究センターで販売する記念品として、咸宜園論語日めくりカレンダー200部、秋風庵の形を模したメモ帳型ブロックのデザイン・試作品を製作した。

Ⅷ．日本遺産の取組

1．日本遺産とは

日本遺産（Japan Heritage）は地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として文化庁が認定するもの。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことで、地域の活性化を図ることを目的としている。平成27年18件、平成28年19件、平成29年17件、平成30年13件、令和元年16件、令和2年21件、計104件が認定されている。

日田市では平成27年4月、世界文化遺産登録を目指す4市が「日本遺産」の第1号認定を受けた。認定ストーリーのタイトルは「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」で、日田市における日本遺産の構成文化財は、「咸宜園跡」、「日田市豆田町」、「廣瀬淡窓旧宅及び墓」、「長福寺本堂」、「桂林園跡」、「咸宜園関係歴史資料」の6件である。

文化庁並びに4市で構成する教育遺産世界遺産登録推進協議会が共同し、情報発信や普及啓発を行うとともに、日田市世界遺産推進室において令和4年度日本遺産魅力発信事業を実施し、観光振興と地域活性化に取り組んだ。



2．事業の概要

文化庁並びに4市で構成する教育遺産世界遺産登録推進協議会との共同により情報発信や普及啓発を行うとともに、日田市世界遺産推進室において令和4年度日本遺産魅力発信事業を実施し、日本遺産設立の主旨と目的に沿った観光振興や地域活性化への取組を行った。

◇教育遺産世界遺産登録推進協議会

4市共同で、日本遺産サミットへの参加やホームページによる情報発信を行った。

○情報発信・人材育成

①教育遺産日本遺産登録推進協議会ホームページ

「日本遺産 近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」

<http://manabukokoro.jp/hita/>

文化庁日本遺産ポータルサイト

「STORY #001 近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」

<https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/stories/story001/>

②日本遺産フェスティバル in 関門（山口県下関市・福岡県北九州市）への参加 令和4年10月29日（土）～30日（日）協議会を構成する4市関係者によりPRブース出展等を行った。

会場：海峡メッセ下関、下関市民会館、サテライト会場（下関市・福岡県北九州市一円）ほか

主催：文化庁、日本遺産連盟、下関市、北九州市

共催：観光庁

- 1 オープニング ・開会式 ・オープニングイベント ・日本遺産トークショー
- 2 巡る！全国各地の日本遺産 ・スタンプラリー
- 3 学ぶ！全国各地の日本遺産 ・日本遺産公開講座 ・日本遺産分科会
- 4 探検！日本遺産フェスティバル ・日本遺産PRブース周遊スタンプラリー ・フォトジェニック！in 日本遺産フェス ・カモン！関門PRブース ・ミニステージ ・望む！関門“ノスタルジック”海峡 from 海峡ゆめタワー ・「関門“ノスタルジック”海峡」ちょこっと街歩き（シャトルバス唐戸乗降場所）
- 5 体験！ノスタルジック海峡 ・【着物×人力車 関門“ノスタルジック”海峡を巡る小旅行】
- 6 渡る！ノスタルジック海峡 ・QuizKnock 関門日本遺産クイズラリー ・【北九州市】サテライト会場 ・門司港駅前会場（門司区） ・若松南海岸会場（若松区）
- 7 シャトルバスの運行と関門連絡船特別乗船券を発売
- 8 日本遺産フェスティバル in 関門 エクスカーション 9 日本遺産連盟総会

③日本遺産4市共通コンパクトバッグ作製

日本遺産関係のイベント等で配布する4市共通のコンパクトバッグを200セット作製した。

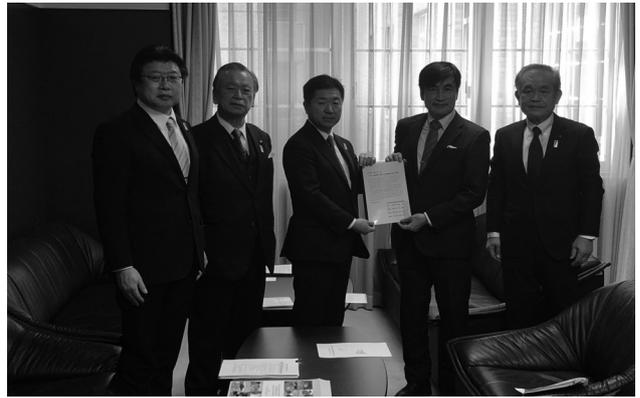
④日本遺産子ども交流事業「秋の弘道館と偕楽園へ行こう！」

期日 令和4年11月3日（木・祝）

内容 足利市の子どもが水戸市の構成文化財（弘道館、偕楽園など）を巡り体験講座に参加、近世日本の教育遺産群について理解を深める機会とした。



第2回専門部会A・B・C合同会議（オンライン開催）



4市協議会による文化庁への要望活動



世界遺産登録推進講演会



日田市世界遺産登録検討委員会（オンライン併用）

4. 経過

茨城県水戸市、栃木県足利市、岡山県備前市との協議会会議や有識者による専門部会を重ね、『近世日本の教育遺産群－世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書－』の概要英訳版を刊行した。令和5年2月には文化庁に世界産暫定一覧表への追加記載に賛する要望及び概要英訳版を提出した。

日程	内容
令和4年5月13日	協議会幹事会（オンライン開催）
5月22日	第75回日田川開き観光祭「水郷日田どんたくカーニバル」への参加
5月25日	第1回事務連絡会議（オンライン開催）
6月4日	協議会会議（総会）（東京都港区AP品川）
7月27日	第2回事務連絡会議（東京都港区品川インターシティ・オンライン併用開催）
7月27日	第1回専門部会A・B・C合同会議（東京都港区品川インターシティ・オンライン併用開催）
8月8日	専門部会編集会議（オンライン開催）
10月12日	第3回事務連絡会議（オンライン開催）
10月12日	第2回専門部会A・B・C合同会議（オンライン開催）
10月29日	咸宜園平成門下生之会バス研修「日本遺産フェスティバル in 関門」
令和5年1月	『近世日本の教育遺産群－世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書－』概要英訳版刊行
1月27日	文化庁への要望活動 事前協議（オンライン開催）
2月7日	文化庁への要望活動（文化庁応接室）
2月8日 ～2月19日	世界文化遺産登録をめざす近世日本の教育遺産群パネル展「淡窓先生に学ぶ～学校の取組み～」の中で併せて展示
2月23日	日田市世界遺産登録推進講演会（日田市民文化会館「パトリア日田」小ホール（せせらぎ））
3月4日	令和4年度日田市世界遺産登録検討委員会開催

④事務連絡会議の開催

- 第1回事務連絡会議 令和4年5月25日(水)(オンライン開催)
 - 議題第1号 令和4年度第1回教育遺産世界遺産登録推進協議会会議当日スケジュールと役割分担について
 - 議題第2号 今後の協議会事業について
- 第2回事務連絡会議 令和4年7月27日(水)(東京都港区品川インターシティ・オンライン併用開催)
 - 議題第1号 提案書概要英訳版の内容について
- 第3回事務連絡会議 令和4年10月12日(水)(オンライン開催)
 - 議題第1号 文化庁への暫定一覧表追加記載要望について



教育遺産世界遺産登録推進協議会幹事会(オンライン会議)



教育遺産世界遺産登録推進協議会会議(東京都内)



日田川開き観光祭「水郷日田どんたくカーニバル」



咸宜園平成門下生之会総会



咸宜園平成門下生之会バス研修(下関市・北九州市)

②講演会の開催

日田市世界遺産登録推進講演会の開催

日時 令和5年2月23日(木・祝)14:45～15:55

会場 日田市民文化会館「パトリア日田」小ホール(せせらぎ)

演題 「佐渡島の金山の世界遺産登録推進について」

講師 尾崎 高宏氏(新潟県観光文化スポーツ部文化課世界遺産登録推進室調査研究担当専門調査員)

※2月23日の「咸宜園の日」記念講演会との同日開催

○情報発信

①ホームページ等を活用した情報発信

日田市ホームページや日田市世界遺産登録推進室 Facebook、広報紙を活用した情報発信を行った。

②世界文化遺産登録をめざす近世日本の教育遺産群パネル展

淡窓先生に学ぶ～学校の取り組み～開催に併せて、咸宜園・豆田町とともに教育遺産群として世界文化遺産登録を目指す弘道館・偕楽園(茨城県水戸市)、足利学校(栃木県足利市)、関谷学校(岡山県備前市)の紹介及び世界文化遺産の登録に関するパネルの展示を行った。

期間 令和5年2月8日(水)～2月19日(水)

場所 日田市複合文化施設アオーゼ多目的ホール

3. 教育遺産世界遺産登録推進協議会

①協議会

教育遺産世界遺産登録推進協議会は、平成24年11月18日、世界教育史上独自の発展を遂げたわが国の教育を象徴する「近世の教育遺産」の世界文化遺産登録を目指すため、教育遺産が所在する茨城県水戸市、栃木県足利市、大分県日田市の3市で設立した広域連携組織。その後、平成27年5月31日、岡山県備前市が加わり4市となった。

協議会は、市長、教育長、学識経験者(商工会議所会頭、専門家、県の担当課長、市民団体代表)を委員とし、国内外の教育遺産に係る調査研究、教育遺産を活用した普及啓発に関することなどを所掌する。また、日本遺産の第1号認定を受けた「近世日本の教育遺産群―学ぶ心・礼節の本源―」の事務局も協議会が兼ねており、各種情報発信・普及啓発事業を展開している。

②会議

○幹事会 令和4年5月13日(金)(オンライン開催)

報告第1号 令和3年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業報告について

認定第1号 令和3年度教育遺産世界遺産登録推進協議会歳入歳出決算について

議案第1号 令和4年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画・予算について

○協議会会議(総会) 令和4年6月4日(土)(東京都港区 AP 品川)

報告第1号 令和3年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業報告について

認定第1号 令和3年度教育遺産世界遺産登録推進協議会歳入歳出決算について

議案第1号 令和4年度教育遺産世界遺産登録推進協議会事業計画・予算について

③専門部会の開催

これまで関係自治体による合同学術会議で検討されてきた世界遺産登録に向けた調査・研究等については、専門部会A(登録推進戦略の検討)、専門部会B(国内外の教育遺産の評価)、専門部会C(保存管理方策の検討)に分かれ、各専門部会による検討・協議を重ねてきた。令和4年度は専門部会A・B・C合同会議、専門部会編集会議等の会議を重ねることで、令和2年度に文化庁に提出した『近世日本の教育遺産群―世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書―』の概要英訳版を刊行した。

○第1回専門部会A・B・C合同会議 令和4年7月27日(水)(東京都港区 品川インターシティ・オンライン併用開催)

議案第1号 今年度の専門部会年間スケジュールについて

議案第2号 提案書概要英訳原文案について

議題第3号 教育遺産世界遺産登録推進協議会名の英訳について

○専門部会編集会議 令和4年8月8日(月)(オンライン開催)

○第2回専門部会A・B・C合同会議 令和4年10月12日(水)(オンライン開催)

議案第1号 文化庁への要望書提出について

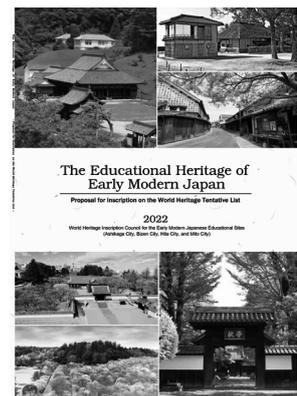
議案第2号 提案書概要英文案について

議題第3号 国際シンポジウムについて

○提案書概要英訳版の刊行

『近世日本の教育遺産群―世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書―』概要英訳版

刊行:令和5年1月



Ⅶ．世界文化遺産登録推進の取組

1．世界遺産とは

世界遺産とは、地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から引き継がれた貴重なもの。世界遺産にはさまざまな国や地域に住む人びとが誇る文化財や自然環境などがあり、人類の残酷な歴史を刻むものや戦争や自然災害、環境汚染などにより危機にさらされているものも含まれている。それらは国際協力を通じた保護のもと、国境を越え世界のすべての人びとが共有し、次の世代に受け継いでいくべきものである。

○世界遺産リストに記載されるまで

- ①条約締約国の推薦：締約国の政府が国内の世界遺産候補の中から、条件の揃ったものを世界遺産委員会に推薦。（各国の世界遺産暫定一覧表記載の資産から推薦される。）世界遺産委員会の事務局としての機能はユネスコ世界遺産センターが担っている。
- ②専門機関による調査：世界遺産委員会の依頼により、文化遺産はICOMOS、自然遺産はIUCNが候補地の評価調査を行う。
- ③世界遺産委員会での審議：ICOMOSやIUCNなどによる評価調査報告を受け、毎年1回開催される世界遺産委員会において、世界遺産リストへの記載物件の可否を決定する。

2．事業の概要

日田市では平成22年度に世界遺産推進室を開設し、茨城県水戸市の弘道館及び偕楽園、栃木県足利市の足利学校と連携し、「近世日本の教育遺産群」という主題で咸宜園の世界文化遺産登録を目指して取組を始め、平成27年5月には、新たに岡山藩の日本最古の郷学（校）・閑谷学校の所在する岡山県備前市が教育遺産世界遺産登録推進協議会に加わった。

世界文化遺産として登録されるには、ユネスコが定めた基準である「顕著な普遍的価値」を証明する必要がある。そこで、「近世日本の教育遺産群」が持つ「顕著な普遍的価値」を証明するために、世界遺産推進室では日田市世界遺産登録検討委員会の指導のもと、咸宜園に関する学術的な調査研究を「咸宜園教育研究センター」と両輪となって進めている。また、この取組は行政のみで進められるものではなく、市民の機運の醸成と協力が必要となってくる。市民と行政が一体となって取り組むことが重要となることから、調査研究の結果を公表しその情報を共有することで普及啓発につなげ、一人でも多くの市民の協力を得ることができるよう取り組まなければならない。

また、こうした世界文化遺産登録への取組は平成27年4月、国が新たに創設し、国内外からの観光誘客や地域活性化に役立てる仕組みである「日本遺産」の第1号認定にもつながった。

令和2年10月には、『近世日本の教育遺産群—世界遺産暫定一覧表記載候補提案書—』を刊行し、同年11月に4市の市長が文化庁へ世界遺産暫定一覧表への追加記載に関する要望書を添え提出した。さらに令和5年1月に提案書の概要英訳版を刊行し、4市の市長が同様に文化庁へ提出して要望活動を行った。

○調査研究

日田市世界遺産登録検討委員会を開催し、調査研究についての報告などに関して意見をいただいた。また教育遺産世界遺産登録推進協議会による日本遺産の取組を含め4市共同事業についての報告を行った。併せて、令和4年度に文化庁に提出した『近世日本の教育遺産群—世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書—』の概要英訳版の完成及び文化庁に行った要望活動について報告した。

○普及啓発

①市民協働の取組

◇咸宜園平成門下生之会との協働

世界文化遺産登録を目指す取組は市民と行政が一体となることが重要であることから、平成23年度に市民による応援団体「咸宜園平成門下生之会」が発足した。廣瀬淡窓や咸宜園について学習すると同時に、世界遺産登録の取組を市民の側から応援する活動を行っている。令和4年度は咸宜園平成門下生之会講座（全7回）を実施（3頁参照）した。また、「咸宜園交流事業サポーター」として登録された会員に、世界遺産推進室が行うイベント等へ協力いただいた。

◇咸宜園放学遊山の会との協働

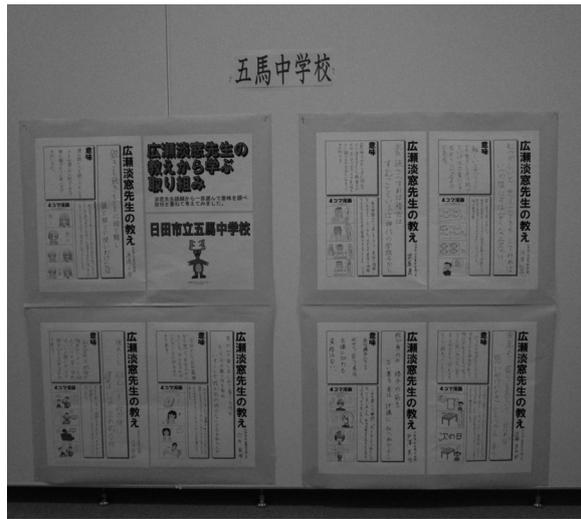
咸宜園放学遊山の会は、咸宜園平成門下生之会・日田考古学同好会・日田歴史発見講座伊藤塾が協働で、咸宜園ゆかりの地を含む日田の歴史遺産を再発見し、世界文化遺産登録に向けた機運の醸成を図るための活動を行っている。令和4年度は、国東半島宇佐地域の世界農業遺産登録に尽力した林浩昭氏（国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会会長）を招いて、講演会を開催した。また咸宜園（秋風庵）を核に日田市全体を近世日本の教育遺産の博物館と捉える「放学遊山の道エコミュージアム」構想の下、大分合同新聞への「咸宜園放学遊山の道をたどる」と題した記事掲載を行うなどした。



大山中学校



東有田中学校



五馬中学校



戸山中学校



大明中学校



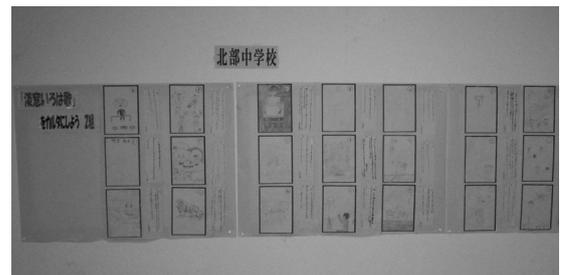
東溪中学校



南部中学校



三隈中学校



北部中学校



津江小学校



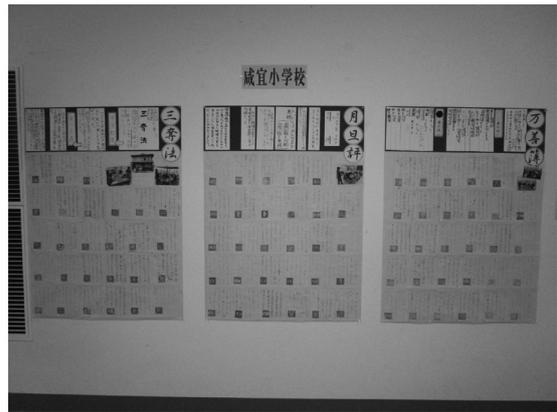
三芳小学校



小野小学校



有田小学校



成宜小学校



前津江小学校



いつま小学校



津江中学校



前津江中学校



東部中学校

Ⅵ . その他

淡窓先生に学ぶ～学校の取組み～

市内小中学校で行っている、廣瀬淡窓や咸宜園、咸宜園教育等についての学習成果を広く市民等知ってもらうことを目的として、展示会を行った。

◇期 間：令和5年2月8日（水）～2月19日（日）

◇場 所：日田市複合文化施設アオーゼ多目的ホール（来場者：192名）



高瀬小学校



石井小学校



東溪小学校



桂林小学校



日隈小学校



大明小学校



光岡小学校



朝日小学校



大山小学校



三和小学校



若宮小学校

IV . 研究 奨 励 事 業

咸宜園教育研究センター研究奨励事業

平成30年度から本事業の募集を開始したことにより、平成23年度より取り組んでいた「咸宜園教育顕彰事業」(学術研究部門)の募集は平成29年度をもって終了した。以下、募集要項の一部として趣旨を載せる。

咸宜園教育研究センターでは、平成29年2月に咸宜園開塾200年(1817 - 2017)を迎えたことを機に、廣瀬淡窓や咸宜園など近世から近代にかけての教育・文化に関する研究の一層の推進を図るため、国内及び地域に根差した研究者の活動を奨励する事業を行います。

この事業による研究成果は、日田市の歴史・文化を生かしたまちづくりや文化財の保存・継承などの事業に活かしていきます。また、咸宜園教育研究センターの取り組みとして、市民の皆様にも積極的に公開・提供いたします。

研究課題 ①廣瀬淡窓・咸宜園・咸宜園門下生及び私塾・学校などをテーマとする歴史・文化についての幅広い分野の個人の研究活動。

②-1 上記①の課題を含む日田市在住・出身者による日田市域の近世から近代にかけての歴史・文化を中心とした個人の研究活動。

②-2 咸宜園門下生子孫による咸宜園に関する研究活動

■令和4年度咸宜園教育研究センター研究奨励事業

募集期間：令和4年4月1日～5月2日

応募件数：〔研究課題①〕1件、〔研究課題②〕0件 事業採択候補者なし

V . 教育 顕 彰 事 業

咸宜園教育顕彰事業

■令和4年度咸宜園教育顕彰事業・「咸宜園の日」記念事業

内 容：記念式典・講演・記念鼎談など

日 時：令和5年2月23日(木・祝)午後1時～4時

場 所：日田市民文化会館(パトリア日田)小ホール

①咸宜園教育顕彰事業 表彰式

事業概要：廣瀬淡窓や咸宜園教育に関して、教育文化部門(個人、団体、学校などが制作した作品や文化活動などが対象)を設け、毎年公募し、優秀な作品等を表彰するもの。

募集期間：令和3年11月2日から令和4年11月1日

教育文化部門(応募者1件)

優秀賞 日田文人研究会

活動内容 市民の有志によって、咸宜園門下生を中心とした文人の資料を集めた展覧会の開催と図録を制作し、多くの文人の業績を広く内外に公開することで、日田が誇る文化の顕彰と啓発及び継承につなげるもの。

②発表会 特別発表

「咸宜園世界遺産登録推進小学生作文コンクール」

(豆田町地区振興協議会主催)

③「咸宜園の日」記念講演会 学制創設150年記念

講師：早稲田大学先端社会科学研究所研究員 関口 直佑 氏

演題：「学制の制定と長三洲について」

(併せて世界遺産登録推進講演会を開催した)

日本最大の規模の私塾 咸宜園
大分県日田市・国史跡

「咸宜園の日(2月23日)」

大正時代に描かれた咸宜園の絵図

※日田市では廣瀬淡窓先生が現在の地に咸宜園を開いた2月23日を「咸宜園の日」と定めています。

令和4年度「咸宜園の日」記念講演会・世界遺産登録推進講演会

入場無料

日 時：令和5年2月23日(木・祝)午後1時～午後4時
会 場：日田市民文化会館(パトリア日田)小ホール

記念講演会(「学制」制定150年記念)
演題：「学制の制定と長三洲について」
講師：関口 直佑氏(早稲田大学先端社会科学研究所研究員)

世界遺産登録推進講演会
演題：「佐渡島(さど)の金山の世界遺産登録推進について」
講師：尾崎 高宏氏(新潟県世界遺産登録推進専門調査員)

淡窓先生に学ぶ～学校の取り組み～展示

期 間：令和5年2月8日(水)～2月19日(日) 休館日なし
時 間：午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
会 場：日田市複合文化施設 アオゼ1階 多目的ホール
内 容：市内小中学生の廣瀬淡窓及び咸宜園に関する学習成果の発表

令和4年度春季企画展「咸宜園教育研究センター新収蔵品展」

期 間：令和5年2月16日(木)～5月9日(火)3月末までは休館日なし
時 間：午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
会 場：咸宜園教育研究センター公開展示室(入場無料)
内 容：当センターが寄贈を受け、新たに収蔵した資料や関連資料の展示

【日田市教育庁 咸宜園教育研究センター】
大分県日田市淡窓2-2-18 咸宜園を世界遺産に!
TEL:0973-22-0268
●JR大分線日田駅より徒歩10分 休館日/水曜日・12月28日から1月3日まで

令和4年度「咸宜園の日」記念事業チラシ

の時代（江戸時代Ⅲ） 株式会社小学館
玉川大学教育博物館館報 第20号 玉川大学
適塾 第55号 大阪大学適塾記念センター・
適塾記念会

企画展『いわきを彩る儒学者展』図録

安積国造神社宮司 安藤 智重

先儒祭記念講演 安積良斎と近代日本の教育

安積国造神社宮司 安藤 智重

良斎間話 全現代語訳

安積国造神社宮司 安藤 智重

史料館研究紀要 第27号 大分県立先哲史料館

令和4年度特別展 宇佐神宮 大分県歴史博物館

近世文藝 研究と評論 第百三号

近世文藝 研究と評論の会

郡中小学校創設150周年・学制150周年記念企画

展リーフレット 郡中小学校-京都市におけるもう1

つの小学校150年- 京都市学校歴史博物館

卑弥呼の湖 日田の湖伝説考 宇野 公是

日田夏物語 宇野 公是

日本統治下の台湾・朝鮮と漢文教育 川邊 雄大

七里恒順と博多柳町夫人教会 中西 直樹

応用研究部門 萌芽的公募研究（共同研究） 高輪仏教

大学の設立経緯とその背景 中西 直樹

七里恒順門下の異才・奇才たち 中西 直樹

特別展示 近代真宗「女性教化」の諸相 中西 直樹

龍谷叢書59 親鸞生誕850年・立教開宗800年記念

出版 近代本願寺絵図と観光地京都 中西 直樹

龍谷叢書44 明治前期の大谷派教団 中西 直樹

親鸞聖人生誕850年特別展 親鸞一生涯と名宝

原田 弘徳

日本統治下の台湾・朝鮮と漢文教育 川邊 雄大

BIOCITY 2022年90号 藤尾 隆志

4. 咸宜園関係参考文献（令和4年度分）

咸宜園放学遊山の会 淡窓がゆく放学遊山の道をたどる 咸宜園放学遊山の会

3. 寄贈図書 ※順不同

- KU-ORCAS NEWS LETTER No.5
 関西大学アジア・オープン・リサーチセンター
 関西大学東西学術研究所創立 70 周年記念論文集
 関西大学東西学術研究所
 家礼文献集成 日本編 十 / 関西大学東西学術研究所資料
 集集刊 27-10 関西大学
 令和 3 年度特別展 (第 39 回) 「源氏物語と大友吉統」
 大分市歴史資料館
 玉川大学教育博物館紀要 第 19 号
 玉川大学教育博物館
 博物館ニュース「SHU」NO.58
 玉川大学教育博物館
 重要文化財 多久聖廟を歩く 多久市
 大分市歴史資料館ニュース vol.124 2020.10.3
 大分市歴史資料館
 大分市歴史資料館ニュース vol.125 2021.1.23
 大分市歴史資料館
 大分市歴史資料館ニュース vol.126 2021.4.24
 大分市歴史資料館
 大分市歴史資料館ニュース vol.127 2021.7.17
 大分市歴史資料館
 大分市歴史資料館ニュース vol.128 2022.3.5
 大分市歴史資料館
 天領日田文人画家名鑑 松永敦海
 幕末の勤王家 長三州遺墨集 松永敦海
 史跡足利学校跡 第 2 次保存整備基本計画書
 足利市教育委員会
 泊園書院の人びと その七百二人
 関西大学泊園記念会 吾妻重二／横山俊一郎
 學校 第二十号 史跡足利学校事務所
 緒方洪庵全集第五卷 書状(その二) その他文書(附)
 適塾姓名録 大阪大学適塾記念センター
 医の巨人北里柴三郎 一母の実家加藤家と恩師「園田
 保」一 甲斐 素純
 一所懸命 ～支え、あればこそ～ 甲斐 素純
 「若葉書院の祈り」と「人間の森文明」～『人間の森文
 明維新』の祈りの原点に宿っているもの～
 小野 晋也
 新中津市学校 活動報告書 第 3 号
 中津市教育委員会
 アーカイブズ講座 報告書Ⅸ 中津市教育委員会
 静寂の南画家 甲斐虎山一孤高の生涯と芸術一
 株式会社 目の眼 上野昌人
 令和 4 年度行橋市歴史資料館企画展「和菓子の作りか
 た一昔ながらの技と味一」 行橋市歴史資料館
 「廣瀬中佐の詩」に対する夏目漱石の批判一「正気歌」
 に注目して一 笹本 玲央奈
 府内城基礎調査報告書 第二集 府内城文献調査報告
 書(二) 大分市教育委員会 文化財課 史跡整備班
 府内城基礎調査報告書 第二集 府内城文献調査報告
- 書(三) 大分市教育委員会 文化財課 史跡整備班
 学国越中の研究一真宗私塾の原初形態をめぐって一
 菊川 一道
 関谷学校研究 第 26 号 2022.5
 公益財団法人特別史跡旧関谷学校顕彰保存会
 佐伯史談 239 号 佐伯史談会
 竹田市長の小さなエッセイ集 有由有縁
 首藤 勝次
 京都市学校歴史博物館研究紀要 第 9 号
 京都市学校歴史博物館
 学校資料の世界一学校資料ガイドブッケー
 京都市学校歴史博物館
 関谷学校研究 第 26 号 2022.5
 公益財団法人特別史跡旧関谷学校顕彰保存会
 アートとしての信用格付け 廣瀬 和貞
 徳川斉昭と水戸弘道館 水戸藩が威信をかけて創設し
 た文武の「総合大学」、大石学・鈴木暎一
 鳥取市歴史博物館 令和 4 年度企画展 没後 140 年鳥
 取が生んだ名知事 松田道之
 鳥取市歴史博物館 やまびこ館
 いいものみつけ 8・9 2022 vol.36
 株式会社 想庵 矢野真優美
 嚶鳴館遺稿 注釈 諸藩江戸編 東海市教育委員会
 校注 山窓閑話 東海市教育委員会
 泊園 第六十一号 泊園記念会
 高山県で起こった新政反対一揆 梅村騒動
 菱村 文夫
 国東市歴史体験学習館年報(令和 3 年度)
 国東市教育委員会
 史跡安国寺集落遺跡再整備(第 1 期) 事業報告書
 国東市教育委員会
 円重寺遺跡 一内田工事用適地造成に伴う発掘調査報
 告一 国東市教育委員会
 岩戸寺遺跡 一之坊・中覚坊伝承地発掘調査報告書
 国東市教育委員会
 筑紫女学園大学・短期大学部 人間文化研究所叢書 1
 九州真宗の源流と水脈 筑紫女学園大学 小林 知美
 月刊歴史街道 令和 4 年 10 月号
 備前市文化財保存活用地域計画 備前市教育委員会
 秋月藩御用絵師 斎藤秋圃 朝倉市秋月博物館
 斐太紀 第 23 号 令話元年秋季号 峠 順治
 飛驒高山 中村清雄と広瀬武夫像 増補改訂版
 峠 順治
 国文学研究資料館 2022 国文学研究資料館
 印刷博物館講演録
 凸版印刷株式会社 印刷博物館
 こくぶんけん<推し>の一冊
 国文学研究資料館
 小学館版 学習まんが日本の歴史 第 11 巻「内憂外患」

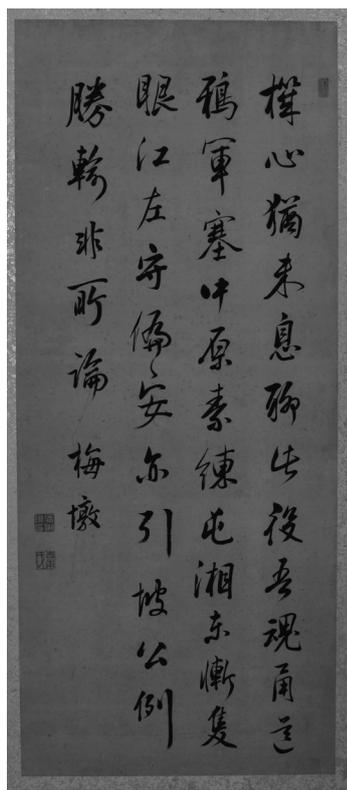
左側 「圍棋」 『梅墩詩鈔』三編卷之三に収録された漢詩と同じ題で、『旭莊遺稿』（各大家評）写本一三冊 第一号 『鄙稿』（小竹評）一・二『草稿』（小竹評）に収録された詩と酷似している。

印

機心猶未息	機心	猶ほ未だ息ま ^や ず
聊此役吾魂	聊 ^{いざさ} か	此れ 吾の魂を役す
甬道鴉軍塞	甬道 ^{ようどう}	鴉軍 ^{あぐん} 塞 ^{ふさが} り
中原素練屯	中原 ^{ちゅうげん}	素練 ^{それん} 屯 ^{たむろ} す
湘東慚隻眼	湘東	隻眼 ^{しやくがん} を慚 ^は じ
江左守偏安	江左	偏安 ^{へんあん} を守る
亦引坡公例	亦引 ^{いひひ} かん	坡公 ^{はこう} の例
勝輪非所論	勝輪 ^{しょうりん}	論 ^{ろん} する所にあらず

梅墩

印



圍棋

たくらみのある心（機を見て狙う心）はいまだ収まらず、すこしこの気持ちはわたしの心を左右する（ゆさぶる）。側にかきのある道は（李克用の黒い）鴉軍でうめつくざれており、中原（天下の中央）には、白い練絹（の軍隊）が集まっている。（国内を左遷させられ各地を転々とした蘇東坡の例ならつて）流罪となった湘江の東側の黄州においてのように、囲碁の隻眼（活きとまらない一つの目）を恥じ、（知事・副知事を務めた）長江下流南側の杭州・蘇州などにおいてのようにそこに落ち着いて安んじている。（また、このような蘇東坡の例を引用し）勝ち負けは議論するところではない。

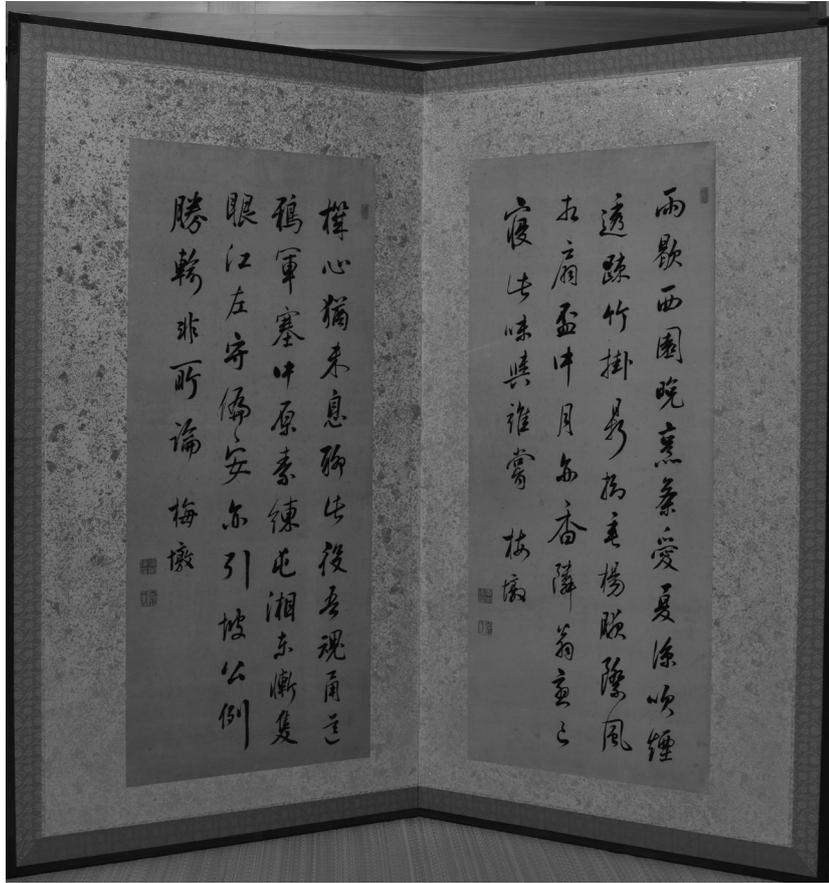
（解説）

この漢詩は、「圍棋」（囲碁）の題名から、碁盤の盤上を中国大陆に見立てている。唐末の武将李克用の鴉軍が黒石、素練（白い練絹）が白石を表し、李克用がライバルの朱全忠に要所を抑えられ中原への道を阻まれた故事を踏まえ、碁盤の中央への道を阻まれたことを暗示している。また（李克用が隻眼であったことも関係するか）碁盤の目が活きとまらない一つ目を恥じ、王朝が中原を失って地方に都を移すことがあったが、（白黒どちらかの石が）碁盤の中央から追われて端の方で甘んじていることを喩えている。宋代の詩人・蘇東坡が中国各地を転々として、役人として浮沈があったにも関わらず悲壯絶望が見られない例を考えると、囲碁の勝敗は議論するところはない。

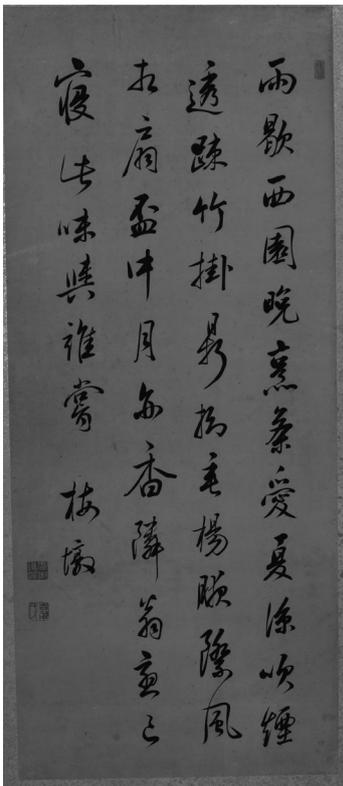
(5) 廣瀬旭莊書掛軸

(形式) 紙本墨書 屏風 二曲

(内容) 一首は廣瀬旭莊の詩集『梅墩(ばいとん)詩鈔』に所収された「月下煮茶(げっかしゃちゃ)」という漢詩、もう一首は、詩集に「圍棋(いき)(囲碁)」という題の漢詩があり、前後関係は不明であるが、『旭莊遺稿』の『鄙稿(ひこう)』(小竹評)に同じ題で似た漢詩が見られる。この二首の漢詩(五言律詩)を二曲の屏風に表装したものである。



全体



月下煮茶

右側 「月下煮茶」(げっかしゃちゃ) (『梅墩詩鈔』に収録)

印

雨歇西園曉

雨は歇む 西園の曉に

烹茶愛夏涼

茶を煮て 夏涼を愛す

吹煙透疎竹

吹煙は 疎竹を透り

掛鼎拗垂楊

鼎を掛けて 垂楊を拗る

腋際風相扇

腋際に 風を相ひ扇げば

盃中月亦香

盃中に 月亦た香る

隣翁應已寢

隣翁 應に已に寢るべし

此味與誰嘗

此味を誰と與に嘗めん

梅墩

印印

全体
雨は西の庭園の夜明けには止み、茶を煮て夏の涼しさを愛でる。風に吹かれる煙は、疎らにはえた竹を透り、(茶を煮た) 鼎を掛けると、垂れ柳が拗まがる、腋の下に風を送ろうと扇ぐと、盃の中に映った月が香っているかのように茶が香る。隣に住む翁はきつと寝ているであろう。この茶の味を誰とともに味わおうか。

娟兩青娥流盼如春意宛轉
送秋波後圖明鏡裡戴角自

我人生雙炯眼本不假琢磨
一被有情累點白終吾此可

以無心鏡了照彼邪魔
讀搜神記二首廣瀨建

讀搜神記八首之七（第四面～第六面：漢詩は第三面から始まる）

讀搜神記 八首其二 搜神記を読む八首其の二 讀搜神記 八首其七 搜神記を読む八首其の七

【木錐穿石】

【木錐石を穿つ】

【鹿化女子】

【鹿女子に化す】

昔有學仙者

昔、仙を学ぶ者有り

二八誰家女

二八誰が家の女ぞ

訪師焦山嶺

師を訪ぬ 焦山の嶺

嬋娟※兩青娥

嬋娟たる兩青娥

授之一木錐

之一木の錐を授く

※（『遠思樓詩鈔』では「妍」）

云是石可穿

云はく是の石を穿つべしと

流眇如有意

流眇 意有るが如く

磐々五尺石

磐磐たる五尺の石

宛轉送秋波

宛轉 秋波を送る

砒々半生年

砒砒たり半生の年

誰圖明鏡裡

誰か図らん明鏡の裡

一朝忽開透

一朝忽ち開透し

戴角自我○

戴角 自ら 我々たり

遂得悟真詮

遂に真詮を悟るを得たり

○は欠字

木非石之鑽

木は石の鑽に非らず

人生雙炯眼

人生れて双炯眼

石豈道之筌

石は豈に道の筌ならんや

本不假琢磨

本より琢磨を仮らず

乃知精與信

乃ち知る 精と信とは

一被有情累

一たび有情の累を被れば

可以致神仙

以て神仙を致すべしと

黔白終差訛

黔白 終に差訛す

所以無心境

所以に無心の鏡

可照彼邪魔

彼の邪魔を照らすべし

讀搜神記二首 廣瀨 建

昔、仙術を学ぶ者があつた。その術の先生を焦山の頂上に訪ねると、その者に一本の木の錐を授けて言った。（その木錐で）この石を穿つのだと。平らで動かない五尺（約一m五〇cm）の石に精を出して働くこと半生の年月を費やして、ある日にわかに開眼し、遂に真理を悟ることができた。木は石を穿つための錐ではないし、石がどうして道を悟るための道具であろうか。そこで、精進と信念こそが神仙となることを成し遂げることができると知るのである。

十六歳程の誰の家の娘であろうか。あでやかで美しい二人の若い美人である。流し目に見て意図が有るように、眉が美しく曲がり、人に媚びる目つきを送ってくる。誰が図つたのであろう。曇りない鏡の中に頭に戴いた角の姿が自ずから立派に映つていた。人は生まれつきものを見抜く両眼があつて、もともと磨き修める必要はない。一たび情愛に係わりあうと正邪善悪などを終いには誤つてしまう。そのため無心の鏡こそが、彼の修業を妨げる悪魔を照らし出すことができるのである。

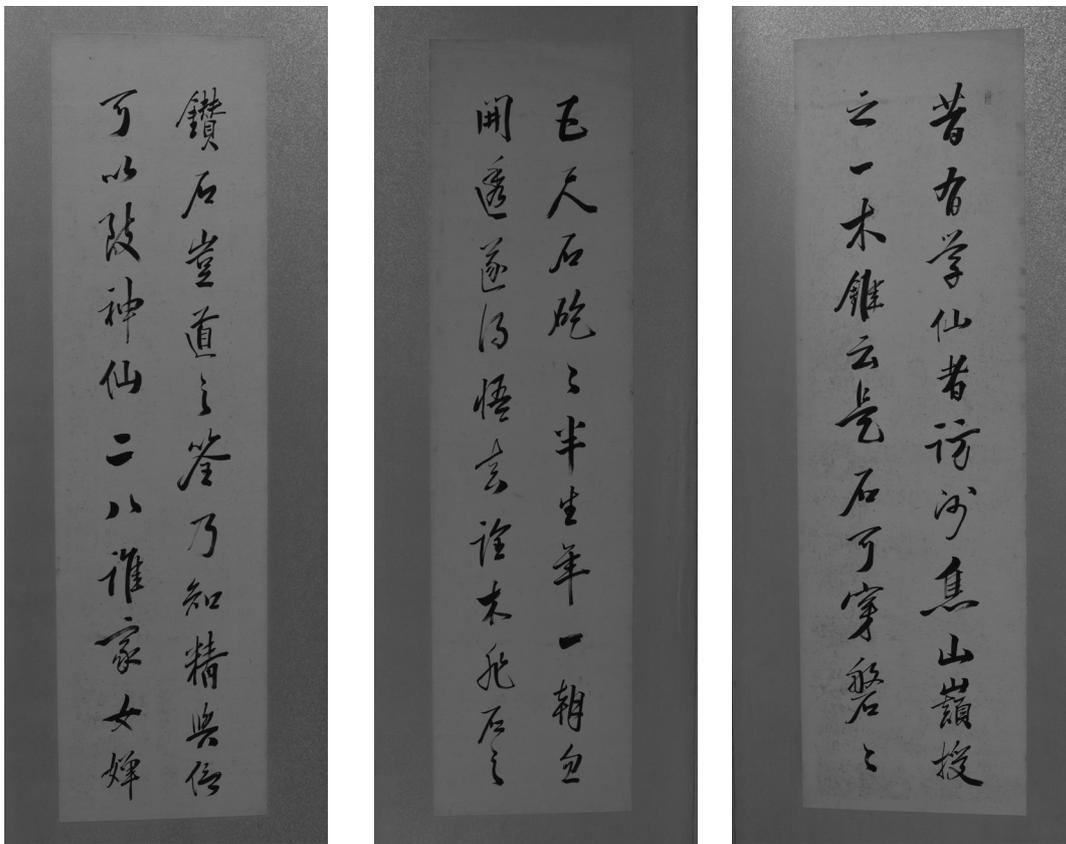
(4) 廣瀬淡窓書屏風

(形式) 紙本墨書 屏風 六曲

(内容) 廣瀬淡窓の詩集『遠思樓詩鈔』に所収された「讀搜神記」(そうしんきをよむ) 八首のうち二首



全体



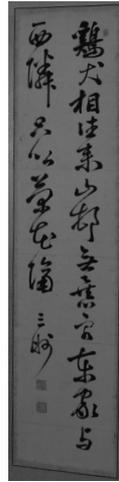
讀搜神記八首之二 (第一面~第三面)

⑤画題『以隔牖風教竹開門雪万山為韻』十二首中の一

明治七（一八七四）年

鶏犬相往来 鶏犬相ひ往来し
山邸無舊客 山村に旧客無し
東家与西隣 東家と西隣
只以菊花隔 只だ菊花を以て隔つ

鶏と犬が互に行き来しているが、山村には昔なじみの訪問客は来ない。東の家と西隣の家はただ菊の花（の垣根）で隔てられているだけである。

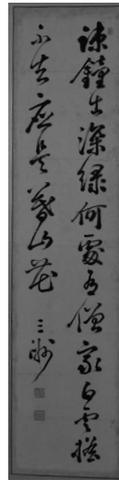


⑦『以花枝欲動春風寒為韻』八首中の一

明治七（一八七四）年

疎鐘出深緑 疎鐘深緑を出で
何処有僧家 何処に僧家有る
白雲揺不去 白雲揺れて去らず
応是暮山花 応に是れ暮山の花

ときどき間をおいて聞こえる鐘の音が、濃い緑色の山から出てくる。何処の所に寺院があるのだろうか。白雲は揺れ動いても去らない。これこそ夕暮れの山の花であろう。

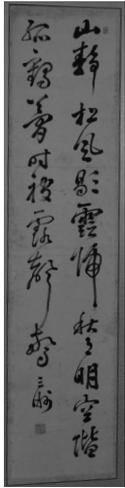


⑥画題『以隔牖風教竹開門雪万山為韻』十二首中の一

明治七（一八七四）年

山静松風歌 山は静かにして松風歌み
雲帰秋月明 雲は歸りて秋月明るし
空階孤鶴夢 空階にて孤鶴の夢
時被露聲驚 時に露を被りて声驚かす

山は静かで松風の音は止み、雲は夕方になり山に帰り、秋の月は明るい。空しい階で、群を離れた鶴（世俗を捨てた隠者をたとえる）を夢見る。時に露を浴びて鳴く声（鶴は露が降りると鳴くと云われる）でまわりを驚かせる。

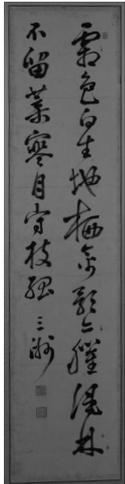


⑧雑画『以孤舟蓑笠翁独釣寒江雪為韻』十五首中の一

明治七（一八七四）年

霜色白生地 霜色は白く地に生じ
栖禽影亦臒 栖禽影は亦た臒せて
風林不留葉 風林は葉を留めず
寒月守枝孤 寒月は枝を守りて孤なり

霜の色は白く地表に生じ、樹にとまっている鳥の影は細くやせており、風にそよぐ林は、葉を落として留めておらず、寒々と見える月は、木の枝を保つてもの寂しげに輝いている。



(3) 長三洲書扁額

(形式) 絹本墨書 扁額 1点

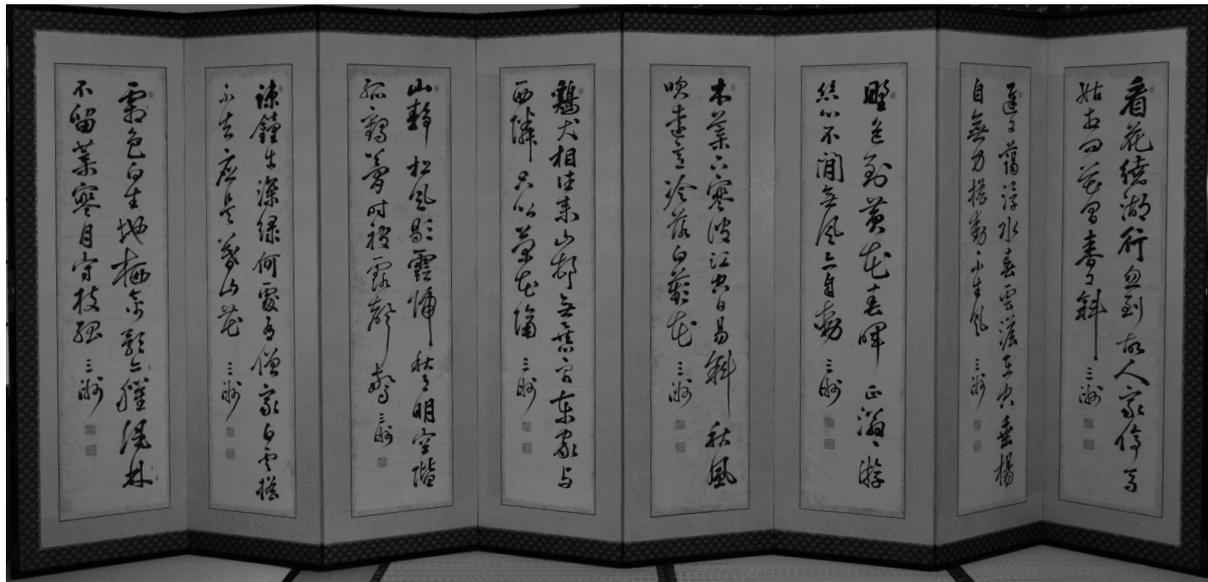
(内容) 長三洲の書「溪山無盡」(溪山尽きること無し)を額装したものである。



(2) 長三洲書屏風

(形式) 紙本墨書 屏風 八曲

(内容) 長三洲の漢詩八首を八曲の屏風に表装し、いずれも明治7 (1874) 年から明治8 (1875) 年ごろに書かれたもの。

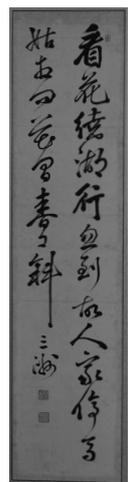


全体

①「絶句」十三首中の一

明治八 (一八七五) 年

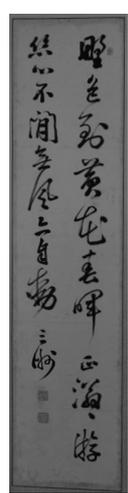
看花繞湖行 花を看、湖を繞つて行く
 忽到故人家 忽ち 故人の家に到る
 停馬姑相問 馬を停めて 姑く相い問ふ
 花間春日斜 花間に春日 斜めなり
 花を看ながら、湖をめぐる歩いて行くと、忽ち昔なじみの人の家に到った。乗って来た馬を停めて少しばかり訪問した。(いつの間にか) 花々の間に春の日差しが斜めに差して(夕暮れになって) いた。



③『以花枝欲動春風寒為韻』八首中の一

明治七 (一八七四) 年

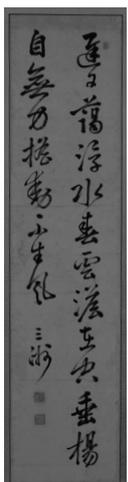
野色到黄花 野色 黄花に到り
 春暉正滂々 春暉 正に滂々たり
 游絲心不聞 游絲の心 閑ならず
 無風亦自動 風無く 亦た 自ずから動く
 野原の美しい景色は菜の花にまで行き届き、ぼかぼかした春の陽気は、今まさに盛んに立ち昇っている。陽炎の心は静かではなく、風は吹かずにただひとり動いている。



②「以花枝欲動春風寒為韻」八首中の一

明治七 (一八七四) 年

遲日藹浮水 遲日 藹として 水に浮かぶ
 春雲澹在空中 春雲 澹として 空に在り
 垂楊自無力 垂楊は 自ずから 力無く
 揺動不生風 揺れ動くも 風を生ぜず
 暮れるのが遅い春の陽は、おだやかに水に映って浮かび、春の雲は、静かでゆったりとして空に在る。垂れ柳は、自らは力なく垂れて、揺れ動いても風を起ささない。



④『以風吹鳥声碎日高花阿影重為韻』十四首中の一

明治七 (一八七四) 年

木葉下寒波 木葉は寒波に下り
 江空日易斜 江は空しく 日は斜き易し
 秋風吹遠意 秋風 遠意を吹き
 冷落白蘋花 冷落す 白蘋の花
 木々の葉は、川の寒い波に落ちて、川は空しく流れ、日光は西に傾いて夕暮となりやすい。秋風は遠くにいる人を思う気持ちを引き動かす。白蘋(浮草)の花が冷たく落ちて



Ⅲ . 資料収集事業

1. 寄贈資料

(1) 長三洲書画

(形式) 絹本墨書 掛軸 2幅

(内容)

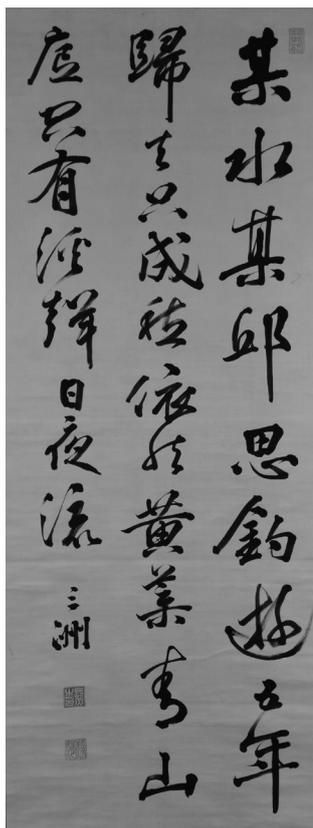
①三行書「十一月歸日田展先墳」(十一月、日田に帰り先墳に展ず)(七言絶句)

長三洲が明治6(1873)年に九州を含む西南学区の巡視中に日田に立ち寄った際に作られたものである。

②石蘭竹桂図 明治18(1885)年(五言絶句)賛文によると、「牛門の幽玄庵に於て写し描く」とあり、「牛門」とは咸宜園門下生でのちに葛飾県(下総県)知県事となった秋月橋門(きつもん)の号であり、三洲とは東京で咸宜園門下生を中心にした漢詩結社「玉泉吟社」においても親交があった。



石蘭竹桂図



三行書

印
 秋風発桂花 秋風桂花を発き
 曉露滴黄瀟 曉路黄瀟を滴らす
 昨夜月瀨明 昨夜月は瀨に明るく
 和香致倦枕 和香 倦枕に致る
 乙酉朔月写於牛門之幽 乙酉朔月
 玄庵 三洲長茂 印 牛門の幽玄庵に於て写し描く
 秋風が桂の花を開き、明け方の梅雨が黄色い汁を滴らせる。
 昨夜、月は早瀬を明るく照らし、和らいだ香りが疲れて眠っ
 ている枕もとに至ってくる。
 乙酉(明治一八年)朔月(二月) 牛門の幽玄庵に於て写
 し描く。

十一月歸日田展先墳 十一月、日田に帰り先墳に展ず
 印
 某水某邱思釣遊 某水某邱 釣遊思ふ
 五年歸去只成愁 五年にして歸去す 只だ愁を成す
 依然黄葉青山底 依然として黄葉す 青山の底
 只有溪聲日夜流 只だ溪声有りて 日夜流る
 三洲 印
 さる川、さる丘で行った魚釣りの遊びを思い出す。
 (明治二年の帰郷から)五年にして帰郷したが、ただ悲しみが起ころのである。もとのままに樹木が黄葉した青々とした山(または墓地)の下で、ただ溪谷の水音がして昼も夜も流れているだけである。

上、東洋文庫にのみ伝わる資料がないか、確認を進めていきたい。

4. 飛騨出身咸宜園門下生調査

期 間：令和5年3月20日(月)～23日(木)

調査者：原田 弘徳・溝田 直己

訪問先：岐阜県高山市・岐阜県飛騨市

内 容：咸宜園入門簿によると、飛騨出身の門下生は16名確認されており、大半は廣瀬旭荘が万延元年7月から8月にかけて高山に滞在した際に師事した門下生である。レファレンス対応等で旭荘が高山に残した書跡等が門下生の出身寺院などに数多く残されていることがわかり、現地調査を行った。日田から遠く離れた飛騨に咸宜園ゆかりの人物とのつながりが判明するなど、新しい発見もあった。日田の咸宜園で学んだ門下生は3名確認されており、このうち、現在の飛騨市神岡町にある常蓮寺(浄土真宗本願寺派)出身の吉田文助(釈清徹)は、明治になると高山県判事(副知事格)となった。青邨・林外に学び、当時の最高位の職任と考えられる「総監」に任じられるなど咸宜園においても重要な門下生と考えられるが、これまでの咸宜園研究においては顧みられることがなかった。常蓮寺の調査では、青邨のほか、門下生の劉冷窓、柴秋邨らの書跡が確認された。

このほか、飛騨地方における咸宜園関係者に関する新たな足跡も寄せられており、引き続き調査を進め、その成果は次号以降に掲載予定である。

(2) 教育遺産等現地調査

1. 藤樹書院(とうじゅしょいん)

期 日：令和4年9月28日(水)

調査者：若杉竜太

内 容：藤樹書院を主宰した中江藤樹(1608-1648)は、わが国最初の聖人と呼ばれた王陽明の思想に共感し、自らの学問を確立し、日本陽明学の始祖とされ、「近江聖人」とも呼ばれる。32歳の時に現在の地に建物(会所)を構え、塾を始めた。藤樹の名は、敷地内に藤の老樹があったことから「藤樹先生」と呼ばれたことに由来する。

塾の建物は塾生の増加により手狭になったため、新築されたが、その半年後に藤樹は亡くなった。その建物は明治13年(1880)に焼失したが、明治15年(1882)に再建、大正10年(1921)に国の史跡に指定されている。

藤樹書院の敷地内には、明治15年(1882)に再建された建物(塾舎)と蔵、門が残っているほか、藤樹の由来となった藤の木や熊沢蕃山が入門を懇願したと伝えられる場所、「愛敬」の文字が刻まれた石碑が立っている。

また、塾舎の中には藤樹の思想・教えを表す「至良知(りょうちにいたる)」や「五事(ごじ)を正す」、「愛敬(あいきょう)」の扁額、藤樹の肖像画などが置かれている。

なお、藤樹書院の北約200mの場所には中江藤樹の墓

所があり、平成18(2006)年に国指定史跡に追加指定されており、さらに中江藤樹の関係資料は高島市の有形文化財(美歴史資料)に指定されている。

(3) 咸宜園と咸宜園教育に関する調査研究

1. 月旦評のデータベース化

咸宜園教育の大きな特徴である月旦評のリスト化を行うものである。

淡窓日記に記述のある文化11年(1814)から安政3年(1856)までの月旦評の記載人物を抜き出し、咸宜園教育研究センターの情報検索システムの門下生情報と照合して、人物を特定する。月旦評の動きや大帰や除名の時期などを把握する作業である。

令和4年度は天保10年(1839)1月から弘化4年(1847)12月の月旦評まで進め、次年度も引き続き作業を行う予定である。

担当職員：秋吉紗耶香

(4) 外部研究機関との共同調査(委託業務)

1. 福岡大学(高橋昌彦教授)

業 務 名：令和4年度日田隈町森家(咸宜園門下生)史料群の調査

委託期間：令和4年7月20日～令和5年3月15日

担当職員：若杉竜太

調査内容：日田豆田町・隈町の掛屋を代表する森家は咸宜園門下生を多く輩出した家であり、森家に伝来する史料群は近世期の隈町を知る上で貴重なものである。こうしたことから史料群の全体概要を把握するための目録作成を行うものである。以下、実績報告に基づき、調査結果を記載する。

【調査報告】本年度は、新型コロナウイルスの影響がおさまり、資料カードの打ち込み作業の学生アルバイト代と調査費用に使用した。

令和5年1月から3月にかけて、森家史料群の調査カード62点の打ち込み作業を実施。作成したデータファイルは本報告書とともに提出する。なお、調査カードについて不明な箇所は黄色のハイライトを使用している。

令和5年2月16～18日、東京に出張。国立公文書館内閣文庫を中心に調査を実施。江戸時代中期から後期にかけての漢詩文を悉皆調査。日田の僧侶法蘭の詩文集『銭塘詩集』中に、「森氏」の名が見えたため、写真を撮影し、同データを報告書とともに提出する。廣瀬淡窓(咸宜園)に関する調査を継続し、論稿「消息往来—廣瀬淡窓と青山延光の場合」を『福岡大学日本語日本文学』32号(福岡大学日本語日文学会・令和5年1月24日発行)に掲載する。抜き刷りを報告書とともに提出する。

※上記、調査成果については紙資料とデジタルデータで提出を受けた。

Ⅱ．調査研究事業

1. 調査研究について

咸宜園教育研究センターでは、咸宜園や廣瀬淡窓等に
関する調査研究及び関係資料の収集を行っている。以下
にその概要を報告する。

(1) 歴代塾主・門下生に関する情報の収集

1. 越後佐渡出身咸宜園門下生調査

期 間：令和4年9月12日(月)～15日(木)

調査者：原田 弘徳

訪問先：新潟県佐渡市、新潟県新潟市、新潟県燕市、
新潟県長岡市

内 容：咸宜園入門簿によると、佐渡から4名の門下
生が確認されている。このうち当地の郷土史において
知られる人物の調査や門下生の出身寺院を訪問した。

加えて、日田出身の川路聖謨も奉行を務めた佐渡奉行
所跡(国史跡)や世界文化遺産登録を目指す「佐渡島
の金山」の関連遺産群を訪問した。佐渡を後に、次に
新潟県燕市の私塾・長善館の現地調査を行った。長善
館第2代館主・鈴木惕軒の兄である小川玄節は咸宜園
門下生であり、その子孫をご紹介いただいた。新潟県
立文書館に所蔵されている新潟県指定文化財「長善館
史料」の閲覧・撮影・複写を行った。鈴木惕軒あての
小川玄節の書簡史料撮影等を実施した。

越後出身の門下生は、上記の小川玄節をはじめ7名確
認されており、子孫を追跡しやすい僧侶の出身寺院を
中心に訪問した。このうち、新潟市の寺院出身と推定
された門下生(釈法震)は、入門簿が『淡窓全集』に
記載された際に寺院名に誤記があった可能性が判明
し、同じ新潟市内の別寺院である可能性が高まったこ
とから、引き続き調査を進めていく。なお、この調査
の成果については、まとまり次第、次号以降に掲載予
定である。

2. 滋賀県出身門下生調査

期 間：令和4年9月27日(水)～28日(木)

調査者：若杉竜太

訪問先：滋賀県大津市、滋賀県高島市

内 容：近江国・滋賀県出身の門下生について、滋賀
県内の市町村史誌を閲覧し、門下生に関する情報に
ついて確認作業を行った。

確認の中で野洲郡開発村(現、守山市)出身の内田顕
浄【文政4年(1820)生】という人物についての記
載があった。内田顕浄は、これまでに門下生として把
握されておらず、新たに門下生として、当センターの
門下生情報に登録を行った。

さらに、同じく開発村の(現、守山市)の蓮(連)城【文
政12年(1828)生】の姓が川那邊であること、釈玄
隆【嘉永2年(1849)生】の別の呼び名が重永元龍
であることも判明した。

なお、閲覧を行った資料は次の文献である。すべての
資料について閲覧できなかったが、参考までに示す。
(順不同)

・守山市誌 歴史編 2006、教育編 1997

・新修 大津市史4 近世後期 1981

・米原町史 通史編 2002

・新修 彦根市史2 通史編 近世 2008

・近江日野の歴史3 近世編 2013

・野洲町史2 通史編2 1987

・草津市史2 1984

・近江八幡の歴史7 通史Ⅱ 2017

・五箇荘町史2 近世・近現代 1994

・今津町史 1987

・マキノ町誌2 近世 1999

・安曇川町史 1984

・新旭町誌 1985

・高島町史 1983

・高島郡誌 1927

・長浜市史3 町人の時代 1999

3. 国会図書館(東京都千代田区)・東洋文庫(東京都 文京区本駒込) 咸宜園関係資料調査

調査者：溝田直己

場 所：国会図書館、公益財団法人東洋文庫

期 日：令和5年2月13日(月)～15日(水)

内 容：文化庁主催の「日本遺産の日」関連イベン
ト出展に合わせて国会図書館及び東洋文庫の調査を
行った。

国会図書館では、『福岡県史資料』第一輯を閲覧し、
咸宜園遊学者の項を確認した。また明治初年に作成さ
れたと思われる寺院明細帳である『社寺取調類纂』(国
会図書館蔵)を元に編集・刊行された『明治初年寺院
明細帳』(アルヒーフ、2008年～2015年)を閲覧した。
東洋文庫では、「広瀬家所蔵本」調査を行った。1981
年刊行の『東洋文庫所報』13号に大塚祐子「咸宜園
と東洋文庫新収広瀬家所蔵本(影印)」という論考があ
る。内容は東京大学名誉教授で咸宜園・廣瀬淡窓研究
者でもあった古川哲史氏が廣瀬資料館の調査を行った
際に複写機を用いて収集した資料群が東洋文庫に新収
蔵されたことを紹介したものである。事前に大塚氏の
論考に掲載されている資料及びホームページで公開さ
れている東洋文庫のデータベースを元に簡易的な目録
を作成し、公益財団法人廣瀬資料館が刊行している『廣
瀬先賢文庫目録』(思文閣、1995年)及び『廣瀬先賢
文庫家宝書詳細目録』(思文閣、2018年)と比較した
上で、目録上のみでは判断が難しい下記資料について
現地を確認した。

・廣瀬棣園逝去日記 旭荘著述

・辛未稿下(旭雑第一号)

・雑稿 旭雑第二～九号※五号は無し

・〔雑稿〕

・日省録

・留守中御預置ク品目録并二御願申上候事之箇条写

・廣瀬孝之助效積取調書

・梅墩漫筆 等

今後は、廣瀬資料館が所蔵されている原史料を確認の

(3) 交流・教育普及事業

①東明館中学校1年生「咸宜園研修」(新入学生を対象)

◇期 日：令和4年9月22日(木) 36名

②「立志の道を歩こう」(熊本県山鹿市が主催する日田市との交流事業)

◇内 容：山鹿市の小学生が地元出身の咸宜園門下生清浦奎吾(元内閣総理大臣)の歩いた道のりを辿る取組

◇日 時：令和4年9月17日(土) ※台風接近により中止

③「咸宜園入門ぼっくす」移動教室

日田市内の小中学校や地域からの要望を受け、研修室の入門ぼっくすを貸し出し、廣瀬淡窓や咸宜園についての学習に活用いただいている。

【貸出実績】小学校：紙芝居1校、すごろく2校、中学校：伊呂波かるた1校

【講師派遣】小学校：落款づくり1校、公民館：落款づくり1館

3. 刊行事業

(1) 咸宜園教育研究センター研究紀要第12号

令和3年度咸宜園教育研究センター研究奨励事業(研究論文)

研究課題①

漢詩人 廣瀬林外の研究(序章)

秋 月 立 雄

廣瀬淡窓の経書理解について—淡窓の歴史観・運命観に関する一考察—

横 山 慎 悟

研究ノート

廣瀬旭荘の『追思録』について

深 町 浩一郎

咸宜園の高弟園田朝弼(鷹巢)～履歴を追って～

甲 斐 素 純

初代滋賀県令「松田道之」の滋賀県における業績について

深 町 浩一郎

書評

『廣瀬淡窓・咸宜園に学ぶ』を読んで

中 西 裕

教育遺産を歩く(四)

6. 旧崇広堂

若 杉 竜 太

7. 進徳館

若 杉 竜 太

8. 敬業館

原 田 弘 徳

9. 誠之館

原 田 弘 徳

咸宜園教育研究センター年報(令和3年度)

咸宜園教育研究センター要覧

(2) 「淡窓日記」続編三 嘉永六年～安政三年

嘉永6(1853)年から淡窓が亡くなる安政3(1856)年までを現代語訳したもの。

巻末に日記に記載された人物紹介と月旦評を掲載。

4. 講師等派遣実績

日 付	内 容	申 込 団 体	人 数
令和4年8月3日(水)	日田市教育センター研修講座「咸宜園が学校教育に伝えること」	日田市教育センター	30名
〃 9月16日(金)	光岡男の居場所「南北朝時代の日田」	日田市光岡公民館	5名
〃 12月16日(金)	①「新出資料「明治四年辛未十月月旦」について」 ②「咸宜園教育研究センターの研究状況について」	淡窓研究会(リモート)	10名

※計3回 45名

5. その他の取組み

・第26回淡窓祭

淡窓先生の命日である11月1日に先生の遺徳を偲ぶ催し。主催する淡窓会は昭和27年に発足した。2年間新型コロナウイルス感染症予防のため中止されたが、令和4年度は感染対策を講じながら3年ぶりに開催した。



講師 荒木 幸治 氏



講師 西井 亨 氏



講師 海原 亮 氏



講師 吉田 公平 氏



講師 宮坂 正英 氏



講師 中山 圭 氏

②咸宜園平成門下生講座 対象:咸宜園平成門下生之会(令和4年度末現在、会員数220名)参加者数延べ139名(第7回除く)

講座	開催日	演題・講師等	場所	参加者
第1回	令和4年 7月14日(木)	「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷 兵庫県伊丹市都市活力部まち資源室空港・にぎわい課 主任 河上雄也 氏	市役所7階 大会議室	31名
第2回	7月21日(木)	「京都と大津を繋ぐ希望の水路 琵琶湖疏水 ～舟に乗り、歩いて触れる明治のひとつとき～」 京都市上下水道局総務部総務課協働推進係 係長 寺田 洋 氏	市役所7階 大会議室	21名
第3回	8月4日(木)	「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～ 岡山市教育委員会事務局生涯学習部文化財課 課長 草原孝典 氏	市役所7階 大会議室	24名
第4回	8月25日(木)	「日本第一」の塩を産したまち 播州赤穂 兵庫県赤穂市教育委員会文化財課文化財係 係長 荒木幸治 氏	市役所7階 大会議室	16名
第5回	9月8日(木)	「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」 広島県尾道市企画財政部文化振興課文化財係 専門員(主事兼学芸員) 西井亨 氏	市役所7階 大会議室	21名
第6回	10月29日(土)	バス研修「日本遺産フェスティバルin関門」への参加	山口県下関市 福岡県北九州市	26名
第7回	令和5年 2月23日(木)	世界遺産登録推進講演会 「佐渡島(さど)の金山」の世界遺産登録推進について 新潟県観光スポーツ部文化課世界遺産登録推進室 調査研究担当専門調査員 尾崎 高宏 氏	パトリア日田 小ホール	111名 参加者総数

※参加者数は、公開講座の全参加者数のうち、咸宜園平成門下生之会の会員数。(第7回除く)

(2) その他

咸宜園平成門下生之会会員による「咸宜園交流事業サポーター」協力事業(登録者 27名)

2. 講座・講演会・イベント等

(1) 講座

①世界遺産推進室・咸宜園教育研究センター公開講座 全10回

(前期「日本遺産を歩く」5回、後期「江戸時代の医師・医療と咸宜園」5回) 参加者数 延べ262名

講座	開催日	演題・講師	場所	参加者
第1回	令和4年 7月14日(木)	「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷 兵庫県伊丹市都市活力部まち資源室空港・にぎわい課 主任 河上 雄也 氏	市役所7階 大会議室	47名
第2回	7月21日(木)	「京都と大津を繋ぐ希望の水路 琵琶湖疏水 ～舟に乗り、歩いて触れる明治のひとつ～」 京都市上下水道局総務部総務課協働推進係 係長 寺田 洋 氏	市役所7階 大会議室	32名
第3回	8月4日(木)	「桃太郎伝説」の生まれたまち おかやま～古代吉備の遺産が誘う鬼退治の物語～ 岡山市教育委員会事務局生涯学習部文化財課 課長 草原 孝典 氏	市役所7階 大会議室	36名
第4回	8月25日(木)	「日本第一」の塩を産したまち 播州赤穂 兵庫県赤穂市教育委員会文化財課文化財係 係長 荒木 幸治 氏	市役所7階 大会議室	31名
第5回	9月8日(木)	「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」 広島県尾道市企画財政部文化振興課文化財係 専門員(主事兼学芸員) 西井 亨 氏	市役所7階 大会議室	33名
第6回	9月22日(木)	「流行病と江戸時代の社会」 住友史料館主席研究員 海原 亮 氏	市役所7階 大会議室	28名
第7回	10月6日(木)	「人間の可能性を信じる～性善説の原理～」 東洋大学名誉教授 吉田 公平 氏	市役所7階 大会議室	43名
第8回	10月20日(木)	「廣瀬淡窓・咸宜園と疾病」 元大分県立歴史博物館館長 深町 浩一郎 氏	市役所7階 大会議室	25名
第9回	11月10日(木)	「シーボルトと鳴滝塾」 長崎純心大学客員教授 宮坂 正英 氏	市役所7階 大会議室	22名
第10回	11月24日(木)	「世界遺産登録とまちづくり」 熊本県天草市観光文化部文化課世界遺産・ キリシタン資料館係 参事 中山 圭 氏	市役所7階 大会議室	29名



講師 河上 雄也 氏



講師 寺田 洋 氏



講師 草原 孝典 氏

I . 教育普及事業

1. 展示事業

(1) 常設展

期 間：令和4年5月7日（土）～10月18日（火）

令和5年1月26日（木）～2月14日（火）

内 容：廣瀬淡窓と咸宜園をテーマに日田市が所蔵する咸宜園関係資料を中心に展示した。

協 力：公益財団法人廣瀬資料館

展示品：令和4年度は4回の展示入替えを行い、新たな資料の公開を行った。

四書五経（当時のテキストとして紹介）

恒遠醒窓著「遠帆樓詩集」

廣瀬淡窓著「約言」

廣瀬淡窓著「析玄」

廣瀬淡窓著「義府」

廣瀬旭莊著「梅墩詩鈔」

中島子玉肖像

「宜園百家詩」

「藍田谷口先生全集」

千原夕田作「淡彩蘭詩画」



令和4年度 秋季企画展展示風景

(2) 秋季企画展「江戸時代の医師・医療と咸宜園」

会 期：令和4年10月20日（木）～令和5年1月24日（火）

内 容：本企画展は公開講座と連動したテーマとして下記展示趣旨のもと、1. 江戸時代の社会と医師 2. 流行病との闘い 3. 廣瀬淡窓と病 4. 医師となった咸宜園門下生 5. 淡窓・咸宜園と交流のあった医師の5つに分けて解説を行い、関連資料の展示を行った。

【展示趣旨】

新型コロナウイルスの脅威が現代社会を覆っているが、人類の歴史は常に感染症との闘いの中にあった。こうした感染症流行に対して咸宜園や江戸時代の人々はどのように対応したのか。また、咸宜園は多くの医師を輩出し、淡窓は生来病弱だったこともあり多くの医療を受けた。本企画展では、江戸時代の社会と医師、流行病との闘い、廣瀬淡窓・咸宜園と病など当時の医師・医療を通して当時の社会を顧み、現代社会の私たちが学ぶべきものを探るとともに、咸宜園出身で医師となった門下生や廣瀬淡窓・咸宜園と交流のあった医師について紹介する。

展示品：廣瀬淡窓書簡辛島春帆宛

伝行徳家「薬箱」

江藤半山著「半山翁治痘瑣話」和本

村上姑南著「刀圭餘話」和本

「医制」制定にあたっての医業届出様式（写）

及び関連パネル

(3) 春季企画展「新収蔵品展」

会 期：令和5年2月16日（木）～5月9日（火）

内 容：令和3～4年度に寄贈・寄託を受けた資料を中心に展示を行った。

展示品：廣瀬淡窓掛軸「讀捜神記」

廣瀬林外掛軸「古竹上人画山水歌」

（以上令和3年度寄贈）

廣瀬淡窓屏風（六曲）「讀捜神記」

廣瀬旭莊屏風（二曲）「月下煮茶」「囲碁」

（以上令和4年度寄贈）

令和4年度 春季企画展
咸宜園教育研究センター
新収蔵品展

2023年
2月16日(木) ≫ 5月9日(火) ※5月3日(水・祝)は開館します

咸宜園教育研究センター（大分県日田市淡邊2-2-18）

開館時間 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）
休 日 水曜日、但し、3月未定まで休館日なし
【お問い合わせ】日田市 教育庁 咸宜園教育研究センター
Tel/Fax:0973-22-0268 E-mail:kangen@city.hita.jp
主催：日田市・日田市教育委員会

入場無料

令和5年（令和4年度）春季企画展ポスター

咸宜園教育研究センター

研究紀要 第十三号

二〇二四年三月三〇日印刷発行

編集 日田市教育庁咸宜園教育研究センター

〒八七七・〇〇二二

大分県日田市淡窓二・二・一八

咸宜園教育研究センター

発行 日田市教育委員会

印刷・製本 カワハラ企画印刷株式会社